

## 第 2 回 定 例 会 会 議 録 目 次

### 第 1 号 (6 月 8 日) (月曜日)

開 会	1 0
開 議	1 0
日程第 1 会議録署名議員の指名	1 0
日程第 2 会期の決定	1 0
日程第 3 諸般の報告	1 0
日程第 4 行政報告	1 0
宮路市長報告	1 0
日程第 5 報告第 2 号 令和元年度日置市継続費繰越計算書の報告について	1 1
日程第 6 報告第 3 号 令和元年度日置市繰越明許費繰越計算書の報告について	1 1
日程第 7 報告第 4 号 令和元年度日置市水道事業会計予算繰越計算書の報告について	1 1
宮路市長提案理由説明	1 1
日程第 8 同意第 1 号 日置市教育委員会教育長の任命につき議会の同意を求めることについて	1 2
宮路市長提案理由説明	1 3
日程第 9 同意第 2 号 日置市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて	1 3
宮路市長提案理由説明	1 3
日程第 1 0 同意第 3 号 日置市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて	1 4
日程第 1 1 同意第 4 号 日置市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて	1 4
日程第 1 2 同意第 5 号 日置市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて	1 4
日程第 1 3 同意第 6 号 日置市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて	1 4
宮路市長提案理由説明	1 4
日程第 1 4 同意第 7 号 日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて	1 5
日程第 1 5 同意第 8 号 日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて	

	.....	1 5
日程第 1 6	同意第 9 号 日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて .....	1 5
日程第 1 7	同意第 1 0 号 日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることにつ て .....	1 5
日程第 1 8	同意第 1 1 号 日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることにつ て .....	1 5
日程第 1 9	同意第 1 2 号 日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることにつ て .....	1 5
日程第 2 0	同意第 1 3 号 日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることにつ て .....	1 5
日程第 2 1	同意第 1 4 号 日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることにつ て .....	1 5
日程第 2 2	同意第 1 5 号 日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることにつ て .....	1 5
日程第 2 3	同意第 1 6 号 日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることにつ て .....	1 5
日程第 2 4	同意第 1 7 号 日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることにつ て .....	1 5
日程第 2 5	同意第 1 8 号 日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることにつ て .....	1 6
日程第 2 6	同意第 1 9 号 日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることにつ て .....	1 6
日程第 2 7	同意第 2 0 号 日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることにつ て .....	1 6
日程第 2 8	同意第 2 1 号 日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることにつ て .....	1 6
日程第 2 9	同意第 2 2 号 日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることにつ て .....	1 6
日程第 3 0	同意第 2 3 号 日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることにつ て .....	1 6
日程第 3 1	同意第 2 4 号 日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることにつ	

	て .....	16
日程第32	同意第25号 日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることにつ	
	て .....	16
	宮路市長提案理由説明 .....	16
	佐多申至君 .....	17
	城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長 .....	17
	黒田澄子さん .....	17
	城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長 .....	17
	黒田澄子さん .....	18
	城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長 .....	19
	上之原農業委員会事務局長 .....	19
	城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長 .....	19
	城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長 .....	19
	黒田澄子さん .....	19
	城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長 .....	20
休	憩 .....	21
	城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長 .....	21
休	憩 .....	23
日程第33	同意第26号 日置市公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることにつ	
	て .....	23
	宮路市長提案理由説明 .....	24
日程第34	承認第1号 専決処分（日置市税条例等の一部改正）につき承認を求めることにつ	
	いて .....	24
日程第35	承認第2号 専決処分（日置市国民健康保険税条例の一部改正）につき承認を求め	
	ることについて .....	24
	宮路市長提案理由説明 .....	24
	橋口総務企画部長兼総務課長 .....	25
	佐多申至君 .....	26
	松元税務課長 .....	27
	佐多申至君 .....	27
	松元税務課長 .....	27
	山口初美さん .....	27

日程第 3 6	承認第 3 号	専決処分（日置市国民健康保険条例の一部改正）につき承認を求める ことについて	2 8
日程第 3 7	承認第 4 号	専決処分（日置市後期高齢者医療に関する条例の一部改正）につき承 認を求めることについて	2 8
	宮路市長提案理由説明		2 8
	地頭所市民福祉部長兼市民生活課長		2 8
日程第 3 8	承認第 5 号	専決処分（日置市税条例の一部改正）につき承認を求めることについ て	3 0
	宮路市長提案理由説明		3 0
	橋口総務企画部長兼総務課長		3 0
日程第 3 9	承認第 6 号	専決処分（令和元年度日置市一般会計補正予算（第 1 1 号））につき 承認を求めることについて	3 1
日程第 4 0	承認第 7 号	専決処分（令和元年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第 4 号）） につき承認を求めることについて	3 1
	宮路市長提案理由説明		3 1
日程第 4 1	承認第 8 号	専決処分（令和 2 年度日置市一般会計補正予算（第 1 号））につき承 認を求めることについて	3 2
日程第 4 2	承認第 9 号	専決処分（令和 2 年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）） につき承認を求めることについて	3 2
日程第 4 3	承認第 1 0 号	専決処分（令和 2 年度日置市一般会計補正予算（第 2 号））につき 承認を求めることについて	3 2
	宮路市長提案理由説明		3 3
	池満 渉君		3 4
	山下健康保険課長		3 4
休 憩			3 4
日程第 4 4	議案第 3 0 号	日置市適応指導教室条例の制定について	3 5
	宮路市長提案理由説明		3 5
	梅北教育委員会事務局長兼教育総務課長		3 5
	黒田澄子さん		3 5
	渦尾学校教育課長		3 6
	黒田澄子さん		3 6
	渦尾学校教育課長		3 7

日程第 4 5	議案第 3 1 号	日置市税条例の一部改正について	3 7
日程第 4 6	議案第 3 2 号	日置市国民健康保険税条例の一部改正について	3 7
	宮路市長提案理由説明		3 7
	橋口総務企画部長兼総務課長		3 8
日程第 4 7	議案第 3 3 号	日置市手数料徴収条例の一部改正について	4 0
	宮路市長提案理由説明		4 0
	地頭所市民福祉部長兼市民生活課長		4 0
日程第 4 8	議案第 3 4 号	日置市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する 基準を定める条例の一部改正について	4 1
日程第 4 9	議案第 3 5 号	日置市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 の一部改正について	4 1
	宮路市長提案理由説明		4 1
	地頭所市民福祉部長兼市民生活課長		4 1
日程第 5 0	議案第 3 6 号	日置市介護保険条例の一部改正について	4 3
	宮路市長提案理由説明		4 3
	地頭所市民福祉部長兼市民生活課長		4 3
	橋口総務企画部長兼総務課長		4 4
日程第 5 1	議案第 3 7 号	日置市都市公園運動施設条例の一部改正について	4 5
	宮路市長提案理由説明		4 5
	城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長		4 5
日程第 5 2	議案第 3 8 号	日置市体育施設条例の一部改正について	4 6
	宮路市長提案理由説明		4 6
	梅北教育委員会事務局長兼教育総務課長		4 6
	桃北勇一君		4 7
	横枕社会教育課長		4 7
	桃北勇一君		4 7
	横枕社会教育課長		4 7
	桃北勇一君		4 7
	横枕社会教育課長		4 7
日程第 5 3	議案第 3 9 号	令和 2 年度日置市一般会計補正予算（第 3 号）	4 7
日程第 5 4	議案第 4 0 号	令和 2 年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）	4 7
日程第 5 5	議案第 4 1 号	令和 2 年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第 1 号）	4 7

日程第56	議案第42号	令和2年度日置市介護保険特別会計補正予算(第1号)	47
日程第57	議案第43号	令和2年度日置市下水道事業会計補正予算(第1号)	47
	宮路市長提案理由説明		48
	佐多申至君		49
	濱崎地域づくり課長		50
	佐多申至君		50
	濱崎地域づくり課長		50
散	会		50

---

第2号(6月18日)(木曜日)

開	議		56
日程第1	議案第39号	令和2年度日置市一般会計補正予算(第3号)	56
	西菌総務企画常任委員長報告		56
	佐多文教厚生常任委員長報告		57
	黒田産業建設常任委員長報告		60
	山口初美さん		63
	池満 渉君		64
日程第2	議案第40号	令和2年度日置市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	64
日程第3	議案第42号	令和2年度日置市介護保険特別会計補正予算(第1号)	64
	佐多文教厚生常任委員長報告		65
日程第4	議案第41号	令和2年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算(第1号)	66
	西菌総務企画常任委員長報告		66
休	憩		67
日程第5	議案第43号	令和2年度日置市下水道事業会計補正予算(第1号)	67
	黒田産業建設常任委員長報告		67
日程第6	議案第44号	令和2年度日置市一般会計補正予算(第4号)	68
日程第7	議案第45号	令和2年度日置市水道事業会計補正予算(第1号)	68
	宮路市長提案理由説明		68
散	会		69

---

第3号(6月22日)(月曜日)

開	議		74
---	---	--	----

日程第1 一般質問 .....	7 4
坂口洋之君 .....	7 4
宮路市長 .....	7 4
奥教育長 .....	7 5
坂口洋之君 .....	7 6
宮路市長 .....	7 6
坂口洋之君 .....	7 6
山下健康保険課長 .....	7 7
坂口洋之君 .....	7 7
宮路市長 .....	7 7
坂口洋之君 .....	7 8
奥教育長 .....	7 8
坂口洋之君 .....	7 8
渦尾学校教育課長 .....	7 8
坂口洋之君 .....	7 9
奥教育長 .....	7 9
坂口洋之君 .....	7 9
宮路市長 .....	7 9
坂口洋之君 .....	8 0
宮路市長 .....	8 0
坂口洋之君 .....	8 0
松元税務課長 .....	8 0
坂口洋之君 .....	8 0
上財政管財課長 .....	8 1
坂口洋之君 .....	8 1
上財政管財課長 .....	8 1
坂口洋之君 .....	8 1
城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長 .....	8 1
坂口洋之君 .....	8 1
城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長 .....	8 1
坂口洋之君 .....	8 2
城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長 .....	8 2

	坂口洋之君 .....	8 2
	宮路市長 .....	8 3
	奥教育長 .....	8 3
	黒田澄子さん .....	8 3
	宮路市長 .....	8 4
	奥教育長 .....	8 6
休	憩 .....	8 6
	黒田澄子さん .....	8 6
	山下健康保険課長 .....	8 7
	黒田澄子さん .....	8 7
	山下健康保険課長 .....	8 7
	黒田澄子さん .....	8 7
	山下健康保険課長 .....	8 7
	黒田澄子さん .....	8 7
	山下健康保険課長 .....	8 7
	黒田澄子さん .....	8 7
	山下健康保険課長 .....	8 8
	黒田澄子さん .....	8 8
	山下健康保険課長 .....	8 8
	黒田澄子さん .....	8 8
	橋口総務企画部長兼総務課長 .....	8 8
	黒田澄子さん .....	8 8
	橋口総務企画部長兼総務課長 .....	8 8
	黒田澄子さん .....	8 8
	奥教育長 .....	8 8
	黒田澄子さん .....	8 8
	渦尾学校教育課長 .....	8 9
	黒田澄子さん .....	8 9
	渦尾学校教育課長 .....	8 9
	黒田澄子さん .....	8 9
	渦尾学校教育課長 .....	8 9
	黒田澄子さん .....	9 0
	渦尾学校教育課長 .....	9 0
	黒田澄子さん .....	9 0



渦尾学校教育課長	9 0
黒田澄子さん	9 0
瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	9 0
黒田澄子さん	9 0
瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	9 1
黒田澄子さん	9 1
宮路市長	9 1
黒田澄子さん	9 1
有村福祉課長	9 1
黒田澄子さん	9 1
瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	9 1
黒田澄子さん	9 2
瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	9 2
黒田澄子さん	9 2
瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	9 2
黒田澄子さん	9 2
瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	9 2
黒田澄子さん	9 3
瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	9 3
黒田澄子さん	9 3
山下健康保険課長	9 3
黒田澄子さん	9 4
宮路市長	9 4
黒田澄子さん	9 4
瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	9 4
黒田澄子さん	9 4
瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	9 5
黒田澄子さん	9 5
宮路市長	9 5
黒田澄子さん	9 5

柿内消防本部消防長	9 5
黒田澄子さん	9 5
東介護保険課長	9 5
黒田澄子さん	9 5
有村福祉課長	9 5
黒田澄子さん	9 5
宮路市長	9 6
黒田澄子さん	9 6
有村福祉課長	9 6
黒田澄子さん	9 6
山下健康保険課長	9 6
黒田澄子さん	9 6
山下健康保険課長	9 7
黒田澄子さん	9 7
山下健康保険課長	9 7
黒田澄子さん	9 7
山下健康保険課長	9 7
休 憩	9 7
山口初美さん	9 7
宮路市長	9 9
奥教育長	1 0 0
山口初美さん	1 0 0
宮路市長	1 0 0
山口初美さん	1 0 0
宮路市長	1 0 0
山口初美さん	1 0 0
宮路市長	1 0 1
山口初美さん	1 0 1
城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長	1 0 1
山口初美さん	1 0 1
城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長	1 0 1
山口初美さん	1 0 2

城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長	1 0 2
山口初美さん	1 0 2
城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長	1 0 2
山口初美さん	1 0 2
城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長	1 0 2
山口初美さん	1 0 2
城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長	1 0 3
山口初美さん	1 0 3
城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長	1 0 3
山口初美さん	1 0 3
城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長	1 0 3
山口初美さん	1 0 3
梅北教育委員会事務局長兼教育総務課長	1 0 4
山口初美さん	1 0 4
奥教育長	1 0 4
山口初美さん	1 0 4
梅北教育委員会事務局長兼教育総務課長	1 0 4
山口初美さん	1 0 4
奥教育長	1 0 5
山口初美さん	1 0 5
梅北教育委員会事務局長兼教育総務課長	1 0 5
山口初美さん	1 0 5
久木崎商工観光課長	1 0 5
山口初美さん	1 0 5
久木崎商工観光課長	1 0 5
山口初美さん	1 0 6
久木崎商工観光課長	1 0 6
山口初美さん	1 0 6
久木崎商工観光課長	1 0 7
山口初美さん	1 0 7
宮路市長	1 0 7
山口初美さん	1 0 7

	橋口総務企画部長兼総務課長 .....	1 0 7
	山口初美さん .....	1 0 7
	宮路市長 .....	1 0 7
	山口初美さん .....	1 0 8
	宮路市長 .....	1 0 8
	佐多申至君 .....	1 0 8
	宮路市長 .....	1 0 9
休	憩 .....	1 0 9
	梅北教育委員会事務局長兼教育総務課長 .....	1 1 0
	佐多申至君 .....	1 1 0
	地頭所市民福祉部長兼市民生活課長 .....	1 1 0
	佐多申至君 .....	1 1 0
	柿内消防本部消防長 .....	1 1 0
	佐多申至君 .....	1 1 0
	柿内消防本部消防長 .....	1 1 0
	佐多申至君 .....	1 1 0
	柿内消防本部消防長 .....	1 1 1
	佐多申至君 .....	1 1 1
	柿内消防本部消防長 .....	1 1 1
	佐多申至君 .....	1 1 1
	柿内消防本部消防長 .....	1 1 1
	佐多申至君 .....	1 1 1
	山下健康保険課長 .....	1 1 1
	佐多申至君 .....	1 1 2
	山下健康保険課長 .....	1 1 2
	佐多申至君 .....	1 1 2
	山下健康保険課長 .....	1 1 2
	佐多申至君 .....	1 1 2
	山下健康保険課長 .....	1 1 2
	佐多申至君 .....	1 1 3
	山下健康保険課長 .....	1 1 3
	佐多申至君 .....	1 1 3

	宮路市長	1 1 3
	佐多申至君	1 1 3
	宮路市長	1 1 3
	佐多申至君	1 1 3
	宮路市長	1 1 4
	佐多申至君	1 1 4
	柿内消防本部消防長	1 1 4
	佐多申至君	1 1 4
	宮路市長	1 1 4
	西藺典子さん	1 1 5
	宮路市長	1 1 6
休	憩	1 1 7
	西藺典子さん	1 1 7
	宮路市長	1 1 7
	西藺典子さん	1 1 8
	上財政管財課長	1 1 8
	西藺典子さん	1 1 8
	上財政管財課長	1 1 8
	西藺典子さん	1 1 8
	上財政管財課長	1 1 9
	西藺典子さん	1 1 9
	上財政管財課長	1 1 9
	西藺典子さん	1 1 9
	上財政管財課長	1 1 9
	西藺典子さん	1 1 9
	上財政管財課長	1 1 9
	西藺典子さん	1 2 0
	上財政管財課長	1 2 0
	西藺典子さん	1 2 0
	上財政管財課長	1 2 0
	西藺典子さん	1 2 0
	上財政管財課長	1 2 0

西園典子さん	1 2 1
宮路市長	1 2 1
西園典子さん	1 2 2
上財政管財課長	1 2 2
西園典子さん	1 2 2
上財政管財課長	1 2 2
西園典子さん	1 2 2
上財政管財課長	1 2 2
西園典子さん	1 2 3
上財政管財課長	1 2 3
西園典子さん	1 2 3
上財政管財課長	1 2 3
西園典子さん	1 2 4
奥教育長	1 2 4
西園典子さん	1 2 4
宮路市長	1 2 5
散 会	1 2 5

---

第4号（6月23日）（火曜日）

開 議	1 3 0
日程第1 一般質問	1 3 0
橋口正人君	1 3 0
宮路市長	1 3 0
橋口正人君	1 3 1
上財政管財課長	1 3 1
橋口正人君	1 3 1
上財政管財課長	1 3 2
橋口正人君	1 3 2
上財政管財課長	1 3 2
橋口正人君	1 3 2
上財政管財課長	1 3 3
橋口正人君	1 3 3

宮路市長	1 3 3
橋口正人君	1 3 3
城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長	1 3 4
橋口正人君	1 3 4
城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長	1 3 4
橋口正人君	1 3 4
城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長	1 3 4
橋口正人君	1 3 4
城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長	1 3 4
橋口正人君	1 3 4
城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長	1 3 5
橋口正人君	1 3 5
城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長	1 3 5
橋口正人君	1 3 5
宮路市長	1 3 6
橋口正人君	1 3 6
宮路市長	1 3 6
是枝みゆきさん	1 3 6
宮路市長	1 3 8
奥教育長	1 3 8
是枝みゆきさん	1 3 9
渦尾学校教育課長	1 3 9
是枝みゆきさん	1 3 9
渦尾学校教育課長	1 4 0
是枝みゆきさん	1 4 0
渦尾学校教育課長	1 4 0
是枝みゆきさん	1 4 0
奥教育長	1 4 0
休 憩	1 4 0
是枝みゆきさん	1 4 1
渦尾学校教育課長	1 4 1
是枝みゆきさん	1 4 1

梅北教育委員会事務局長兼教育総務課長	1 4 1
是枝みゆきさん	1 4 1
梅北教育委員会事務局長兼教育総務課長	1 4 1
是枝みゆきさん	1 4 1
渦尾学校教育課長	1 4 2
是枝みゆきさん	1 4 2
渦尾学校教育課長	1 4 2
是枝みゆきさん	1 4 2
渦尾学校教育課長	1 4 2
是枝みゆきさん	1 4 2
渦尾学校教育課長	1 4 2
是枝みゆきさん	1 4 2
渦尾学校教育課長	1 4 3
是枝みゆきさん	1 4 3
渦尾学校教育課長	1 4 3
是枝みゆきさん	1 4 3
渦尾学校教育課長	1 4 3
是枝みゆきさん	1 4 3
奥教育長	1 4 4
是枝みゆきさん	1 4 4
渦尾学校教育課長	1 4 4
是枝みゆきさん	1 4 4
渦尾学校教育課長	1 4 4
是枝みゆきさん	1 4 5
渦尾学校教育課長	1 4 5
是枝みゆきさん	1 4 5
渦尾学校教育課長	1 4 5
是枝みゆきさん	1 4 5
有村福祉課長	1 4 5
是枝みゆきさん	1 4 6
有村福祉課長	1 4 6
是枝みゆきさん	1 4 6



有村福祉課長	1 4 6
是枝みゆきさん	1 4 6
奥教育長	1 4 6
是枝みゆきさん	1 4 7
梅北教育委員会事務局長兼教育総務課長	1 4 7
是枝みゆきさん	1 4 7
梅北教育委員会事務局長兼教育総務課長	1 4 7
是枝みゆきさん	1 4 7
宮路市長	1 4 8
是枝みゆきさん	1 4 8
横枕社会教育課長	1 4 8
是枝みゆきさん	1 4 8
横枕社会教育課長	1 4 8
是枝みゆきさん	1 4 8
横枕社会教育課長	1 4 9
是枝みゆきさん	1 4 9
横枕社会教育課長	1 4 9
是枝みゆきさん	1 4 9
横枕社会教育課長	1 4 9
田畑純二君	1 4 9
休 憩	1 5 0
宮路市長	1 5 0
田畑純二君	1 5 1
城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長	1 5 1
田畑純二君	1 5 1
城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長	1 5 2
田畑純二君	1 5 2
城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長	1 5 2
田畑純二君	1 5 2
宮路市長	1 5 2
田畑純二君	1 5 2
城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長	1 5 3

	田畑純二君 .....	1 5 3
	宮路市長 .....	1 5 3
	田畑純二君 .....	1 5 3
	宮路市長 .....	1 5 4
	田畑純二君 .....	1 5 4
	城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長 .....	1 5 4
	田畑純二君 .....	1 5 4
	宮路市長 .....	1 5 5
	田畑純二君 .....	1 5 5
	城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長 .....	1 5 5
	田畑純二君 .....	1 5 5
	宮路市長 .....	1 5 6
	田畑純二君 .....	1 5 6
	宮路市長 .....	1 5 6
	田畑純二君 .....	1 5 6
	宮路市長 .....	1 5 6
	田畑純二君 .....	1 5 6
	宮路市長 .....	1 5 6
	田畑純二君 .....	1 5 6
	宮路市長 .....	1 5 7
	田畑純二君 .....	1 5 7
	城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長 .....	1 5 7
休	憩 .....	1 5 7
	田畑純二君 .....	1 5 7
	城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長 .....	1 5 8
	田畑純二君 .....	1 5 8
	城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長 .....	1 5 8
	田畑純二君 .....	1 5 8
	城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長 .....	1 5 9
	田畑純二君 .....	1 5 9
	城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長 .....	1 5 9
	富迫克彦君 .....	1 5 9
休	憩 .....	1 6 2
	宮路市長 .....	1 6 2

富迫克彦君 .....	1 6 3
田口建設課長 .....	1 6 4
富迫克彦君 .....	1 6 4
田口建設課長 .....	1 6 4
富迫克彦君 .....	1 6 4
濱崎地域づくり課長 .....	1 6 4
富迫克彦君 .....	1 6 5
上財政管財課長 .....	1 6 5
富迫克彦君 .....	1 6 5
田口建設課長 .....	1 6 6
富迫克彦君 .....	1 6 6
田口建設課長 .....	1 6 6
富迫克彦君 .....	1 6 6
田口建設課長 .....	1 6 7
富迫克彦君 .....	1 6 7
新川上下水道課長 .....	1 6 7
富迫克彦君 .....	1 6 8
田口建設課長 .....	1 6 8
富迫克彦君 .....	1 6 8
宮路市長 .....	1 6 8
富迫克彦君 .....	1 6 8
桃北勇一君 .....	1 6 9
宮路市長 .....	1 7 0
奥教育長 .....	1 7 0
桃北勇一君 .....	1 7 1
内山企画課長 .....	1 7 1
桃北勇一君 .....	1 7 1
宮路市長 .....	1 7 1
桃北勇一君 .....	1 7 1
久木崎商工観光課長 .....	1 7 2
桃北勇一君 .....	1 7 2
有村福祉課長 .....	1 7 2

休 憩	1 7 2
桃北勇一君	1 7 2
横枕社会教育課長	1 7 3
桃北勇一君	1 7 3
横枕社会教育課長	1 7 3
桃北勇一君	1 7 3
宮路市長	1 7 3
桃北勇一君	1 7 4
久木崎商工観光課長	1 7 4
桃北勇一君	1 7 5
久木崎商工観光課長	1 7 5
桃北勇一君	1 7 5
奥教育長	1 7 6
桃北勇一君	1 7 6
奥教育長	1 7 7
桃北勇一君	1 7 7
宮路市長	1 7 7
散 会	1 7 8

---

第5号（7月3日）（金曜日）

開 議	1 8 2
日程第1 議案第30号 日置市適応指導教室条例の制定について	1 8 2
佐多文教厚生常任委員長報告	1 8 2
桃北勇一君	1 8 2
佐多文教厚生常任委員長	1 8 2
日程第2 議案第38号 日置市体育施設条例の一部改正について	1 8 3
佐多文教厚生常任委員長報告	1 8 3
日程第3 議案第44号 令和2年度日置市一般会計補正予算（第4号）	1 8 4
西菌総務企画常任委員長報告	1 8 4
佐多文教厚生常任委員長報告	1 8 5
日程第4 議案第45号 令和2年度日置市水道事業会計補正予算（第1号）	1 8 7
黒田産業建設常任委員長報告	1 8 7

日程第5 陳情第1号 地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する陳情書 .....	188
西園総務企画常任委員長報告 .....	188
黒田澄子さん .....	190
西園総務企画常任委員長 .....	190
黒田澄子さん .....	190
西園総務企画常任委員長 .....	190
日程第6 議案第46号 令和2年度日置市一般会計補正予算(第5号) .....	191
宮路市長提案理由説明 .....	191
日程第7 閉会中の継続審査申し出について .....	192
日程第8 閉会中の継続調査申し出について .....	192
閉    会 .....	192
宮路市長 .....	192

---



令和2年第2回（6月）日置市議会定例会

1. 会期日程

月 日	曜	会 議 別	摘 要
6月 8日	月	本 会 議	議案等上程、質疑、表決、付託
6月 9日	火	委 員 会	総務企画・文教厚生・産業建設 (条例・補正予算関係)
6月10日	水	委 員 会	総務企画・文教厚生・産業建設 (条例・補正予算関係)
6月11日	木	休 会	
6月12日	金	休 会	
6月13日	土	休 会	
6月14日	日	休 会	
6月15日	月	委 員 会	議会運営委員会
6月16日	火	休 会	
6月17日	水	休 会	
6月18日	木	本 会 議	補正予算採決、追加議案上程
6月19日	金	委 員 会	総務企画・文教厚生・産業建設（追加議案関係）
6月20日	土	休 会	
6月21日	日	休 会	
6月22日	月	本 会 議	一般質問
6月23日	火	本 会 議	一般質問・議会運営委員会
6月24日	水	休 会	
6月25日	木	休 会	
6月26日	金	委 員 会	議会運営委員会
6月27日	土	休 会	
6月28日	日	休 会	
6月29日	月	休 会	
6月30日	火	休 会	
7月 1日	水	休 会	
7月 2日	木	休 会	
7月 3日	金	本 会 議	質疑、表決、追加議案上程

## 2. 付議事件

議案番号	事 件 名
報告第 2号	令和元年度日置市継続費繰越計算書の報告について
報告第 3号	令和元年度日置市繰越明許費繰越計算書の報告について
報告第 4号	令和元年度日置市水道事業会計予算繰越計算書の報告について
同意第 1号	日置市教育委員会教育長の任命につき議会の同意を求めることについて
同意第 2号	日置市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
同意第 3号	日置市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて
同意第 4号	日置市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて
同意第 5号	日置市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて
同意第 6号	日置市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて
同意第 7号	日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
同意第 8号	日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
同意第 9号	日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
同意第10号	日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
同意第11号	日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
同意第12号	日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
同意第13号	日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
同意第14号	日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
同意第15号	日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
同意第16号	日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
同意第17号	日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
同意第18号	日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
同意第19号	日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
同意第20号	日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
同意第21号	日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
同意第22号	日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
同意第23号	日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
同意第24号	日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
同意第25号	日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
同意第26号	日置市公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて
承認第 1号	専決処分（日置市税条例等の一部改正）につき承認を求めることについて



- 承認第 2号 専決処分（日置市国民健康保険税条例の一部改正）につき承認を求めることについて
- 承認第 3号 専決処分（日置市国民健康保険条例の一部改正）につき承認を求めることについて
- 承認第 4号 専決処分（日置市後期高齢者医療に関する条例の一部改正）につき承認を求めることについて
- 承認第 5号 専決処分（日置市税条例の一部改正）につき承認を求めることについて
- 承認第 6号 専決処分（令和元年度日置市一般会計補正予算（第11号））につき承認を求めることについて
- 承認第 7号 専決処分（令和元年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第4号））につき承認を求めることについて
- 承認第 8号 専決処分（令和2年度日置市一般会計補正予算（第1号））につき承認を求めることについて
- 承認第 9号 専決処分（令和2年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第1号））につき承認を求めることについて
- 承認第10号 専決処分（令和2年度日置市一般会計補正予算（第2号））につき承認を求めることについて
- 議案第30号 日置市適応指導教室条例の制定について
- 議案第31号 日置市税条例の一部改正について
- 議案第32号 日置市国民健康保険税条例の一部改正について
- 議案第33号 日置市手数料徴収条例の一部改正について
- 議案第34号 日置市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第35号 日置市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第36号 日置市介護保険条例の一部改正について
- 議案第37号 日置市都市公園運動施設条例の一部改正について
- 議案第38号 日置市体育施設条例の一部改正について
- 議案第39号 令和2年度日置市一般会計補正予算（第3号）
- 議案第40号 令和2年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第41号 令和2年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第42号 令和2年度日置市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第43号 令和2年度日置市下水道事業会計補正予算（第1号）
- 議案第44号 令和2年度日置市一般会計補正予算（第4号）
- 議案第45号 令和2年度日置市水道事業会計補正予算（第1号）

議案第46号 令和2年度日置市一般会計補正予算（第5号）

陳情第1号 地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する陳情書

第 1 号 ( 6 月 8 日 )



## 議事日程（第1号）

日 程	事 件 名
日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期決定の件
日程第 3	諸般の報告（議長・監査結果報告）
日程第 4	行政報告（市長報告）
日程第 5	報告第 2号 令和元年度日置市継続費繰越計算書の報告について
日程第 6	報告第 3号 令和元年度日置市繰越明許費繰越計算書の報告について
日程第 7	報告第 4号 令和元年度日置市水道事業会計予算繰越計算書の報告について
日程第 8	同意第 1号 日置市教育委員会教育長の任命につき議会の同意を求めることについて
日程第 9	同意第 2号 日置市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
日程第10	同意第 3号 日置市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて
日程第11	同意第 4号 日置市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて
日程第12	同意第 5号 日置市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて
日程第13	同意第 6号 日置市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて
日程第14	同意第 7号 日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
日程第15	同意第 8号 日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
日程第16	同意第 9号 日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
日程第17	同意第10号 日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
日程第18	同意第11号 日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
日程第19	同意第12号 日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
日程第20	同意第13号 日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
日程第21	同意第14号 日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
日程第22	同意第15号 日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
日程第23	同意第16号 日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
日程第24	同意第17号 日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
日程第25	同意第18号 日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
日程第26	同意第19号 日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて

- 日程第 2 7 同意第 2 0 号 日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 日程第 2 8 同意第 2 1 号 日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 日程第 2 9 同意第 2 2 号 日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 日程第 3 0 同意第 2 3 号 日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 日程第 3 1 同意第 2 4 号 日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 日程第 3 2 同意第 2 5 号 日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 日程第 3 3 同意第 2 6 号 日置市公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて
- 日程第 3 4 承認第 1 号 専決処分（日置市税条例等の一部改正）につき承認を求めることについて
- 日程第 3 5 承認第 2 号 専決処分（日置市国民健康保険税条例の一部改正）につき承認を求めることについて
- 日程第 3 6 承認第 3 号 専決処分（日置市国民健康保険条例の一部改正）につき承認を求めることについて
- 日程第 3 7 承認第 4 号 専決処分（日置市後期高齢者医療に関する条例の一部改正）につき承認を求めることについて
- 日程第 3 8 承認第 5 号 専決処分（日置市税条例の一部改正）につき承認を求めることについて
- 日程第 3 9 承認第 6 号 専決処分（令和元年度日置市一般会計補正予算（第 1 1 号））につき承認を求めることについて
- 日程第 4 0 承認第 7 号 専決処分（令和元年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第 4 号））につき承認を求めることについて
- 日程第 4 1 承認第 8 号 専決処分（令和 2 年度日置市一般会計補正予算（第 1 号））につき承認を求めることについて
- 日程第 4 2 承認第 9 号 専決処分（令和 2 年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号））につき承認を求めることについて
- 日程第 4 3 承認第 1 0 号 専決処分（令和 2 年度日置市一般会計補正予算（第 2 号））につき承認を求めることについて
- 日程第 4 4 議案第 3 0 号 日置市適応指導教室条例の制定について
- 日程第 4 5 議案第 3 1 号 日置市税条例の一部改正について
- 日程第 4 6 議案第 3 2 号 日置市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 4 7 議案第 3 3 号 日置市手数料徴収条例の一部改正について
- 日程第 4 8 議案第 3 4 号 日置市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 4 9 議案第 3 5 号 日置市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

について

- 日程第 5 0 議案第 3 6 号 日置市介護保険条例の一部改正について
- 日程第 5 1 議案第 3 7 号 日置市都市公園運動施設条例の一部改正について
- 日程第 5 2 議案第 3 8 号 日置市体育施設条例の一部改正について
- 日程第 5 3 議案第 3 9 号 令和 2 年度日置市一般会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 5 4 議案第 4 0 号 令和 2 年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 5 5 議案第 4 1 号 令和 2 年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 5 6 議案第 4 2 号 令和 2 年度日置市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 5 7 議案第 4 3 号 令和 2 年度日置市下水道事業会計補正予算（第 1 号）

本会議（6月8日）（月曜）

出席議員 22名

1番	桃北勇一君	2番	佐多申至君
3番	是枝みゆきさん	4番	富迫克彦君
5番	重留健朗君	6番	福元悟君
7番	山口政夫君	8番	樹治美君
9番	中村尉司君	10番	留盛浩一郎君
11番	橋口正人君	12番	黒田澄子さん
13番	下御領昭博君	14番	山口初美さん
15番	西菌典子さん	16番	門松慶一君
17番	坂口洋之君	18番	並松安文君
19番	大園貴文君	20番	田畑純二君
21番	池満渉君	22番	漆島政人君

欠席議員 0名

---

事務局職員出席者

事務局長	丸山太美雄君	次長兼議事調査係長	神余徹君
議事調査係	馬場口一幸君	議事調査係	松永真君

---

地方自治法第121条による出席者

市長	宮路高光君	副市長	小園義徳君
教育長	奥善一君	総務企画部長兼総務課長	橋口健一郎君
市民福祉部長兼市民生活課長	地頭所浩君	産業建設部長兼農林水産課長	城ヶ崎正吾君
教育委員会事務局長兼教育総務課長	梅北浩一君	消防本部消防長	柿内和浩君
東市来支所長	新村芳尚君	日吉支所長	丸田明浩君
吹上支所長	江田光和君	総括兼選挙管理委員会事務局長	瀬戸口亮君
財政管財課長	上秀人君	企画課長	内山良弘君
地域づくり課長	濱崎慎一郎君	税務課長	松元基浩君
商工観光課長	久木崎勇君	福祉課長	有村弘貴君
健康保険課長	山下和彦君	介護保険課長	東浩文君
建設課長	田口悦次君	農地整備課長	東広幸君



上下水道課長 新川光郎君  
社会教育課長 横枕広幸君  
監査委員事務局長 丸山太美雄君

学校教育課長 渦尾文輝君  
会計管理者兼会計課長 外菌和代さん  
農業委員会事務局長 上之原 誠君

午前10時00分開会

△開 会

○議長（漆島政人君）

ただいまから令和2年第2回日置市議会定例会を開会いたします。

△開 議

○議長（漆島政人君）

これより本日の会議を開きます。

△日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（漆島政人君）

日程第1、会議録署名議員の指名をします。  
会議録署名議員は、会議規則第88条の規定によって、橋口正人君、黒田澄子さんを指名します。

△日程第2 会期決定の件

○議長（漆島政人君）

日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から7月3日までの26日間としたいと思いません。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から7月3日までの26日間と決定しました。

△日程第3 諸般の報告（議長・監査結果報告）

○議長（漆島政人君）

日程第3、諸般の報告を行います。  
議会の報告につきましては、お手元に配付いたしました資料のとおりです。

次に、監査結果の報告であります。令和2年1月分から令和2年4月分までの例月現金出納検査の監査結果について報告がありま

したので、その写しを配付いたしました。

以上、ご報告いたします。

これで諸般の報告を終わります。

△日程第4 行政報告（市長報告）

○議長（漆島政人君）

日程第4、行政報告を行います。

市長から行政報告の申し出がありました。  
これを許可します。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

2月1日からの主な行政執行についてご報告を申し上げます。

2月8日に永吉小学校創立150周年並びに坊野小学校統合40周年記念式典及び祝賀会が開催され、出席しました。

次に、2月9日に川内原子力発電所の重大事故を想定した令和元年度原子力防災訓練を国、県、事業者等と共同で実施しました。

住民への情報伝達訓練、住民の広域避難誘導訓練など、関係機関相互の連携強化や市民の防災意識の向上に努めました。

次に、2月22日に伊作小学校創立150周年記念式典及び祝賀会が開催され、出席しました。

次に、3月30日に吹上支所新庁舎の落成式を開催しました。吹上地域の関係者など約70人が出席し、完成を祝いました。

次に、3月31日に日置市特別養護老人ホーム青松園引渡式を開催し、社会福祉法人恵里会へ民間移管いたしました。

次に、4月7日に国が7都道府県に対し、緊急事態宣言を発したことに伴い、4月8日に第1回日置市新型コロナウイルス対策本部会議を開催しました。それ以降、5月9日までに4回会議を開催し、市の所有する施設の利用制限やイベント、会議の対応などの協議を行いました。

このほか、主要な行政報告につきましては、

報告書に掲載してありますので、ご確認をお願いいたします。

**○議長（漆島政人君）**

これで行政報告を終わります。

△日程第5 報告第2号令和元年度日置市継続費繰越計算書の報告について

△日程第6 報告第3号令和元年度日置市繰越明許費繰越計算書の報告について

△日程第7 報告第4号令和元年度日置市水道事業会計予算繰越計算書の報告について

**○議長（漆島政人君）**

日程第5、報告第2号令和元年度日置市継続費繰越計算書の報告についてから、日程第7、報告第4号令和元年度日置市水道事業会計予算繰越計算書の報告についてまでの3件を、一括議題といたします。

3件について、市長の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

**○市長（宮路高光君）**

報告第2号は、令和元年度日置市継続費繰越計算書の報告についてであります。

令和元年度日置市継続費繰越計算書を地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告するものであります。

教育費の小学校費で、日吉義務教育学校整備事業3,150万6,000円を令和2年度へ繰越したものであります。

次に、報告第3号は、令和元年度日置市繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。

令和元年度日置市繰越明許費繰越計算書を、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

その概要については、令和元年度の国の補正予算に伴う事業や道整備交付金事業などに

ついて所要の手続を行いました。

一般会計の総務費の総務管理費で、プレミアム付商品券事業費619万2,000円、地区公民館管理1,500万円、民生費の社会福祉費で、老人福祉センター管理運営費186万2,000円、児童福祉費で、放課後児童健全育成事業費270万円、保育対策総合支援事業費690万円、乳幼児健康支援一時預かり事業費10万円、地域子育て支援センター事業費110万円、衛生費の保健衛生費で、環境衛生総務管理費50万円、農林水産業費の農業費で、活動火山周辺地域防災営農対策事業費1,578万9,000円、担い手確保・経営強化支援事業費1,579万6,000円、住環境整備事業費4,515万1,000円、農業基盤整備促進事業費3,148万1,000円、農地耕作条件改善事業費2,310万2,000円、基盤整備促進事業費2,250万1,000円、林業費で、県単補助治山事業費2,200万円、林道維持管理費198万6,000円、林地崩壊防止事業費800万円、水産業費で、日置市食の交流拡大事業費8,886万7,000円、水産物供給基盤機能保全事業費1,650万円、土木費の道路橋梁費で、一般道路整備事業費717万1,000円、辺地対策事業3,233万円、道整備交付金事業7億2,540万4,000円、活力創出基盤整備事業費1億2,138万円、通学路交通安全事業費1億4,649万円、橋梁修繕事業費6,248万4,000円、防災・安全交付金事業費1,427万9,000円、河川費で、河川維持管理費1,000万円、急傾斜地崩壊対策事業費1,150万4,000円、河川等災害関連事業費1,200万4,000円、都市計画費で土地区画整理事業費1億5,982万3,000円、活力創出基盤整備事業費1億4,866万8,000円、特殊地下壕対策事業費516万1,000円、住宅

費で公営住宅建設事業費 6,640万6,000円、消防費で、消防施設整備費 131万3,000円、教育費の小学校費で、教育振興費 1億2,602万6,000円、中学校費で、中学校維持補修費 289万1,000円、教育振興費 6,944万円、社会教育費の文化施設総務管理費で、107万8,000円、保健体育費で、東市来総合運動公園管理運営費 1,713万円、吹上浜公園サッカー場整備事業費で 1億1,858万2,000円、災害復旧費の農林水産施設災害復旧費で、現年補助農地農業用施設災害復旧費 3億7,802万1,000円、現年単独農林業施設災害復旧費 617万6,000円、現年補助林道災害復旧費 2,710万4,000円、公共土木施設災害復旧費で、現年補助公共土木施設災害復旧費 4億1,011万9,000円、現年単独公共土木施設災害復旧費（公園等） 5,000万円、文教施設災害復旧費で、現年単独社会教育施設災害復旧費 117万5,000円、それぞれ令和2年度へ繰り越ししたものであります。

次に、公共下水道事業特別会計の事業費で、下水道整備費で 1億983万6,000円を令和2年度へ繰り越ししたものであります。

次に、介護保険特別会計の総務費の総務管理費で、地域介護・福祉空間整備等事業費 163万4,000円を令和2年度へ繰り越ししたものであります。

次に、報告第4号は、令和元年度日置市水道事業会計予算繰越計算書の報告についてであります。

令和元年度日置市水道事業会計予算繰越計算書を地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものであります。

その概要については、道路改良工事の工期延長等による配水管布設替工事などについて所要の手続を行いました。

資本的支出の建設改良費で、県道鹿児島東

市来線配水管布設替工事（美山地内） 465万円、県道鹿児島東市来線配水管布設替工事（大田地内） 555万円、市道野田美山線配水管布設替工事 431万円、皆田水源地非常用発電機設置工事 1,185万円、皆田東地区狭隘道路配管布設工事 1,155万円、市道飯牟礼小学校線配水管布設替工事 335万円、麦生田地区送配水管布設工事 4,381万円、麦生田地区機械室新築工事 825万円、麦生田地区水源地築造工事 1,422万円、麦生田地区水源地電気設備工事 1,400万円、麦生田地区配水池排水路整備工事 780万円、伊集院中央第1配水池災害復旧工事 1,400万円、猪鹿倉橋仮設配管工事 470万円、飯牟礼地区水源地試掘工事 1,740万円、草原西集落道配水管布設替工事 480万円、志賀第2水源地取水ポンプ取替工事 342万円、中津地区配水管布設替工事 520万円、非常用ディーゼルエンジン発電機購入 570万円、清藤地区土地購入費 28万円をそれぞれ令和2年度へ繰り越ししたものであります。

以上3件、ご審議をよろしくお願い申し上げます。

○議長（漆島政人君）

これから3件について、一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

質疑なしと認めます。

これで、報告第2号から報告第4号までの3件の報告を終わります。

---

△日程第8 同意第1号日置市教育委員会教育長の任命につき議会の同意を求めることについて

○議長（漆島政人君）

日程第8、同意第1号日置市教育委員会教

育長の任命につき議会の同意を求めることについてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

**○市長（宮路高光君）**

同意第1号は、日置市教育委員会教育長の任命につき議会の同意を求めることについてであります。

令和2年6月10日をもって任期満了となるため、引き続き後任教育長として任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

奥善一氏の経歴につきましては、別紙資料のとおりでございます。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

**○議長（漆島政人君）**

これから、本件について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（漆島政人君）**

質疑なしと認めます。

お諮りします。同意第1号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（漆島政人君）**

異議なしと認めます。したがって、同意第1号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、同意第1号について討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（漆島政人君）**

討論なしと認めます。

これから、同意第1号を採決します。お諮りします。本件は、同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（漆島政人君）**

異議なしと認めます。したがって、同意第1号日置市教育委員会教育長の任命につき議会の同意を求めることについては、同意することに決定しました。

---

△日程第9 同意第2号日置市教育委員会教育委員の任命につき議会の同意を求めることについて

**○議長（漆島政人君）**

日程第9、同意第2号日置市教育委員会教育委員の任命につき議会の同意を求めることについてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

**○市長（宮路高光君）**

同意第2号は、日置市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについてであります。

令和2年6月10日をもって任期満了となるため、引き続き後任委員として任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

内村友治氏の経歴につきましては、別紙資料のとおりでございます。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

**○議長（漆島政人君）**

これから、本件について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（漆島政人君）**

質疑なしと認めます。

お諮りします。同意第2号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（漆島政人君）**

異議なしと認めます。したがって、同意第2号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、同意第2号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（漆島政人君）**

討論なしと認めます。

これから、同意第2号を採決します。お諮りします。本件は、同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（漆島政人君）**

異議なしと認めます。したがって、同意第2号日置市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについては、同意することに決定しました。

---

△日程第10 同意第3号日置市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて

△日程第11 同意第4号日置市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて

△日程第12 同意第5号日置市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて

△日程第13 同意第6号日置市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて

**○議長（漆島政人君）**

日程第10、同意第3号日置市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについてから、日程第13、同意第6号日置市固定資産評価審査委員会委員の

選任につき議会の同意を求めることについてまでの4件を一括議題とします。

4件について、提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

**○市長（宮路高光君）**

同意第3号から同意6号までは、日置市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについてであります。

令和2年6月9日をもって任期満了となるため、引き続き後任委員として選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。

同意第3号は、住吉伸一氏、次に同意第4号は、坂上俊己氏、次に同意第5号は、岸之上良一氏、次に同意第6号は、窪田和洋氏、以上4名の経歴につきましては、別紙資料のとおりでございます。

以上4件、ご審議をよろしくお願いいたします。

**○議長（漆島政人君）**

これから、4件について一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（漆島政人君）**

質疑なしと認めます。

お諮りします。同意第3号から同意第6号までの4件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（漆島政人君）**

異議なしと認めます。したがって、同意第3号から同意第6号までの4件は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、同意第3号から同意第6号までの4件について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（漆島政人君）**

討論なしと認めます。

これから、同意第3号を採決します。お諮りします。本件は、同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、同意第3号日置市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについては、同意することに決定しました。

これから、同意第4号を採決します。お諮りします。本件は、同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、同意第4号日置市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについては、同意することに決定しました。

これから、同意第5号を採決します。お諮りします。本件は、同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、同意第5号日置市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについては、同意することに決定しました。

これから、同意第6号を採決します。お諮りします。本件は、同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、同意第6号日置市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについては、同意することに決定しました。

△日程第14 同意第7号日置市農業委員会委員の任命につき議

会の同意を求めることについて

△日程第15 同意第8号日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて

△日程第16 同意第9号日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて

△日程第17 同意第10号日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて

△日程第18 同意第11号日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて

△日程第19 同意第12号日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて

△日程第20 同意第13号日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて

△日程第21 同意第14号日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて

△日程第22 同意第15号日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて

△日程第23 同意第16号日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて

△日程第24 同意第17号日置市農業

委員会委員の任命につき  
議会の同意を求めること  
について

△日程第 2 5 同意第 1 8 号日置市農業  
委員会委員の任命につき  
議会の同意を求めること  
について

△日程第 2 6 同意第 1 9 号日置市農業  
委員会委員の任命につき  
議会の同意を求めること  
について

△日程第 2 7 同意第 2 0 号日置市農業  
委員会委員の任命につき  
議会の同意を求めること  
について

△日程第 2 8 同意第 2 1 号日置市農業  
委員会委員の任命につき  
議会の同意を求めること  
について

△日程第 2 9 同意第 2 2 号日置市農業  
委員会委員の任命につき  
議会の同意を求めること  
について

△日程第 3 0 同意第 2 3 号日置市農業  
委員会委員の任命につき  
議会の同意を求めること  
について

△日程第 3 1 同意第 2 4 号日置市農業  
委員会委員の任命につき  
議会の同意を求めること  
について

△日程第 3 2 同意第 2 5 号日置市農業  
委員会委員の任命につき  
議会の同意を求めること  
について

#### ○議長（漆島政人君）

日程第 1 4、同意第 7 号日置市農業委員会  
委員の任命につき議会の同意を求めること  
についてから、日程第 3 2、同意第 2 5 号日置

市農業委員会委員の任命につき議会の同意を  
求めることについてまでの 1 9 件を、一括議  
題とします。

1 9 件について、提案理由の説明を求めま  
す。

〔市長宮路高光君登壇〕

#### ○市長（宮路高光君）

同意第 7 号から同意第 2 5 号は、日置市農  
業委員会委員の任命につき議会の同意を求め  
ることについてであります。

まず初めに、同意第 7 号から同意第 2 1 号  
は、令和 2 年 7 月 1 9 日をもって任期満了と  
なるため、引き続き後任委員として任命した  
いので、農業委員会等に関する法律第 8 条第  
1 項の規定により議会の同意を求めるもので  
あります。

同意第 7 号は、奥和俊氏、次に同意第 8 号  
は、重水賢治氏、次に同意第 9 号は、日高格  
一氏、次に同意第 1 0 号は、今村壽久氏、次  
に同意第 1 1 号は、末永義弘氏、次に同意第  
1 2 号は、馬場恵三郎氏、次に同意第 1 3 号  
は、山口義廣氏、次に同意第 1 4 号は、横山  
義晴氏、次に同意第 1 5 号は、迫千穂子氏、  
次に同意第 1 6 号は、野元政博氏、次に同意  
第 1 7 号は、馬場五男氏、次に同意第 1 9 号  
は、池畑正治氏、次に同意第 1 9 号は、今屋  
政市氏、次に同意第 2 0 号は、楠真憲氏、次  
に同意第 2 1 号は、東芳男氏、以上 1 5 名の  
経歴につきましては、別紙資料のとおりでご  
ざいます。

続きまして、同意第 2 2 号から同意第  
2 5 号は、現委員が令和 2 年 7 月 1 9 日をも  
って任期満了となるため、新たに後任委員と  
して任命したいので、農業委員会等に関する  
法律第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を  
求めるものであります。

同意第 2 2 号は、池田初男氏、次に同意第  
2 3 号は、黒葛クルミ氏、次に同意第 2 4 号  
は、地頭所忠一氏、次に同意第 2 5 号は、春



成勝美氏、以上4名の経歴につきましては、別紙の資料のとおりでございます。

以上19件、ご審議をよろしくお願いたします。

同意第18号を19と申し上げましたが、18に訂正いたします。

#### ○議長（漆島政人君）

これから19件について、一括して質疑を行います。

発言通告がありますので、佐多申至君の発言を許可します。

#### ○2番（佐多申至君）

今回、同意第7号から同意第25号までの農業委員会の任命についての同意を求めることが議会のほうに求めているわけですが、この委員の定数が19名の中で、ほかに候補者はいなかったのか、またそういったほかにいた場合に、この19人の方々も含めて、どのような手法で選任されたのか。

ただいまここにある資料の中には、学歴と職歴等は我々のほうでは確認とれるわけですが、そういった選任の仕方、またその選任に関してのその評価基準、その点は我々のほうではそういった基準とか観点は公開できるのでしょうか。

#### ○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

今回の19名の方々の以外にも、5名の方々が応募もしくは推薦をされております。合計24人の方を対象としました選任の手法としましては、日置市農業委員の委員の選任に関する規則第8条に基づきまして、日置市農業委員候補者評価委員会を開催し、評価を行っているところでございます。

また、その評価するに当たっての基準であったり、評価の観点につきましては、国から示されました評価基準を参考に設定いたしておりまして、公開することも可能であるということになっております。

#### ○議長（漆島政人君）

いいですか。

次に、黒田澄子さんの発言を許可します。

#### ○12番（黒田澄子さん）

私も、同じく同意第7号からの日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて、質疑をさせていただきたいと思っております。

今、同僚議員のほうの質疑の中で出ておりましたので、希望者数も24人ということ、あとその審査会というか、評価委員会とおっしゃったので、メンバーはどのような方だったのかということ。

それと、今その国の基準に基づいてやっているということですが、普通こういう人を認定されていくという場合、任命をされていくという場合、幾つかの項目で基準が示されて、それが50点満点なのか、100点満点なのかはわかりませんが、それぞれに対して評価委員さんたちが点数をつけて、総合的にやはり得点の高かった人から上がっていくのかなと想定をいたしますが、実際のところその基準はどのような内容の種類のものがあったものなのかを示していただきたいと思います。

また、今回日置市に住所のない人も委員として入っておりますけれども、それは適当なのか。例えばそれが人数的に何人もおられても、それは適当だと判断されたのかという点についてお尋ねをいたします。

#### ○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

日置市農業委員の委員会の委員の選任に関する規則に基づきまして、日置市農業委員候補者評価委員会により評価を行っているわけでございますが、その構成メンバーにつきましては、副市長のほか10名の関係部課長で構成しているところでございます。

次に、評価の基準でございますけれども、

農業委員会等に関する法律関係の基準と、法律関係議会の基準の2つに設定されております。具体的には、法律関係では農業委員会としての優先度として、まず認定農業者、次に認定農業者に準じる者及び農業者が組織する団体等の関係者となっております。

また、農業委員会の所管に属する事項に関して、利害関係を有しない中立的な方の規定もされているところでございます。

法律関係以外では、推薦や応募の内容の明確性や意欲性、地域貢献度、農業や農業委員会に関する見識度、協調性、積極性などの人物像、農業経営の規模やその経営状況、そして地域構成の調整などとなっております。

また、該当者の方につきまして、委員の前期の期間中にご家族の事情によりまして、市外へ転出された方がいらっしゃいました。評価委員会で協議をしましたが、見解といたしまして、本人の農業経営の基盤も全て日置市内にあることと、前期の農業委員としての期間中の職務遂行状況を評価し、選任に関する規則第3条第1項の市内に住所を有する者、ただし特別の事情があるときは、この限りでないとの条文に該当するという評価委員会の判断でございました。

以上です。

#### ○12番（黒田澄子さん）

今お答えをいただきましたので、その中でまた幾つかお尋ねをしたいと思います。

まず、その評価委員会のメンバーは、副市長外10人の部課長ではなくて、どなたなのか、どういった課長さんなのかお示ください。丁寧にお答えいただきたいと思います。

あと、今話がるるあった中で、今回24人が応募をされているわけですが、まず新たに任命された方が4人おられましたけれども、そもそも任期が来た時点で、何人の方がまず勇退をされたのか、されていないのか。

勇退された空きという言い方はおかしいで

すけれども、だからといって次の人が入れるわけではないと思いますが、まず何人の方が自分は今回で辞退したいと、応募もまずされなかった人が、これまでの農業委員さんの中で何人おられたのか。

新たな人は4人というのが出ておりますので、わかりますけれども、ちょっとそこがわかりません。

それと、推薦のあり方、公募に応募する場合の中立的な人とか、いろいろありましたけれども、地域貢献度というもの、それから先ほど農業規模の大きい人というようなことを言われたんですけど、あとそれから市外に行かれた方は、家族の関係で出られたけれども、日置市内に農地を持ってやっていたらっしゃるというのはわかるんですけど、それを言われたときに、これまでの農業委員の職務を評価したというような言い方をされましたが、そこで続けてお尋ねをしますけれども、今回4人の方は新たに選任されていますので、4人の方は新たに来られたというのはわかりますけれども、全体からいうと24人応募をされて、19人しかねないわけですから、5人の方は今回なれていないわけですけども、この5人の方々はそもそも農業委員さんの経験がこれまでされていた方なのか、それとも皆さんが新たな初めて農業委員に推薦人を書いてもらって出した人なのか。

なぜそれを聞くかといいますと、先ほど地域の貢献度だとか、農業委員の職務を評価して、この方は市外に行ったけれども、妥当だろうなという評価を評価委員会はされたということですけども、まず新たに初めてされた方は、それどこで評価されますかということ、非常に疑問なんですけれども、初めて今回農業委員に応募をされてこられた初めての方は、これまで農業委員の経験はゼロですけれども、このことを何らか評価する制度になっているのでしょうか。

でなければ、どうしても先に農業委員をされている方のほうが、優位な認定制度というか、任命制度になっているんじゃないかなという、ちょっと公平性の部分でどうなんだろうっていうのを、今回19人びったり来られて、19人認めましたよというんだったら、そういう疑問は起きないんですけど、やはり5名の方は今回外されてしまっていますので、その辺のところを選挙をしないということが国で決まって、前回からこういうふうな評価委員が決められて、応募をされて認定されるというシステムに変わっているのです、非常に内容が明確でないとわかりづらいというところがございまして、市民がやはり納得のいくような説明をいただきたいと思って、今回はあえてこの任命についての質疑をさせていただいているということをお酌み取りいただきまして、ご答弁いただきたいと思っております。

**○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）**

まず最初の、評価委員会の市長外10名の部課長というところの具体的な委員の役職でございますが、総務企画部長、支所長、総務課長、農林水産課長及び産業建設課長をもって充てるというふうに評価委員会の規定では位置づけられております。

**○農業委員会事務局長（上之原誠君）**

今回の改選に伴いまして、勇退された農業委員さんということだったと思っておりますけれども、3人の方が勇退という形になっております。

**○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）**

あとこの19名以外の5名の方々の農業委員の経験ということも聞かれたと思いますが、5名のうち前期まで農業委員の経験があられた方は、1名でございます。

**○議長（漆島政人君）**

ほかに何でしたっけ。辞退者3名ですね。

3名と言われましたね。

**○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）**

すいません。あとその評価委員会で評価をしたときの具体的なことを、最初は申し上げましたけれども、議員がおっしゃられるように、各委員が各項目に点数をつけて集計をするという形をとってございます。

そのまず中で、一つは志望に対する意欲、各候補者から提出されました応募書、もしくは推薦書等を見て志望意欲という点で点数をつけてございます。

次に、地域貢献度の中で、公の役職歴及びその活動実績というようなところの評価、それから、地域からの支援協力体制というもので、地域貢献度の欄で評価しております。

次に、見識、知識ということで農業委員会に関する知識、見識、それから農業に関する知識、見識。さらに、人物像のところでは協調性であったり、積極性、責任性という項目、さらに現在のご本人の農業経営の規模及び状況というところで評価をして、100点満点中の点数の中で集計を評価委員会のほうではいたしました。

以上です。

**○議長（漆島政人君）**

黒田議員、いいですか。

**○12番（黒田澄子さん）**

すみません、今の答弁の中で、先ほど1回目は副市長外10名の部課長と言われたんですけど、ということは11人ということだと思うんですけど、今答えたのは総務部長と支所長がだから3人、総務部長とおっしゃいましたかね、総務課長と言われたかな、部長も課長も一緒ですもんね、今ね。ちょっと人数が合わないんですけど、ちょっとそこ11名もう一度すいませんね、もう一回聞きたくなかったんですが。

それと、私はあれも聞いたんですよ。今

回5人のうち1人は、今まで農業者だった、農業委員さんだったということだったと思うんですけど、今回入れなかった中のね、あと4人は新たに來られた方ということで、3名は勇退をされていて、1人は今回入っていない。

だから、19人中4人は新たな人が入っているわけですので、15人の中にその勇退の人がどうなのかちょっと別としても、新たにこの応募してくる人が入らない確率がえらく高いのかなとちょっとと思いますが、その中に公の役職をたくさんしている人が農業委員に適当なのかという部分では、お忙しいので私たちは逆に言うと、これに専任してくれる人のほうがいいのかなと思うんですけど、たくさんその歴があったほうが、現在の公的役職があったほうがいいというのを、考え方がちょっともっと丁寧に答えてほしいなというのと、先ほどから言っている新たに応募してきた人は、これまでの農業委員の職歴はないわけで、その部分で最初からスタート時点でそれを評価すると言われると、マイナスになるんじゃないかと普通に思うんですけども。

先ほど鹿児島に行った人は、農業委員の職務を評価したと言われたので、であるならば、今回はこの鹿児島から來られている方も、そもそも日置市で頑張ってくださっていた方なだけで、スタート地点で鹿児島市にいて、日置市に農地を持っている人で、農業委員じゃなかった人でも、鹿児島市にそもそもずっと住んでいる人でも、入れられるんでしょうかねという部分も、ちょっと疑問な部分なんですけれども、その点を新規の新たに希望された方が、マイナスに働くような評価になっていやしないかな。

これまでの農業委員の実績はないわけですので、その辺は何らかの加味をされるのか、またされるべきじゃないかなと思ったりするんですけど、その辺はどういうふうなお考え

で評価をされたのか、最後にお尋ねをします。

#### ○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

まず、評価委員の人数が合わないとおっしゃられた件でございますが、このときの評価委員につきましては、総務企画部長と総務課長が兼務されておりますので、そこを入れますと10名ということに、副市長を入れて10名ということになります。

ただ、規定上の人数でいきますと、その企画部長と総務課長を別にしておりますので、11名となりますけれども、実際的人間的には兼務されている分で10名ということでございます。

それから、今おっしゃいました農業委員の経験がない方に対する評価のあり方ということでございますが、先ほど申しました、これももちろん国からも示された、県を通じて示されたものなんですけど、そもそも今の委員の方を優先するというような言葉は、どこにもございません。

ですので、先ほど申しました項目の中にも、農業委員の経験者であるかというような項目は一切ございませんので、そこは値かけなしに評価をしているというふうに思っていたければと思います。

また、先ほどの市外の方でございますが、評価委員会の中では、過去の農業委員としての職務を評価したというふうに申し上げましたけれども、そもそも農業委員の選任に関する規則の中の候補者となり得るか、なり得ないかというところの欄で、先ほど情報を一部申し上げましたけれども、そこで候補者としては認めるという判断をした中で、その後の評価というふうに、その後、先ほど申し上げたような項目による評価という形で評価をしたということをご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（漆島政人君）

ほかに質疑はありませんか。（発言する者あり）

ここでしばらく休憩します。

午前10時44分休憩

---

午前10時45分開議

○議長（漆島政人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

今回の市外に住所を持っていらっしゃる方の特別な事情ということは、評価委員会のほうで判断したところでございますが、そもそも例えば鹿児島市等に、他市等に住所がありまして、日置市に農地があるので、日置市の農業委員にという案件につきましては、特別な事情であるかどうかというところの判断になってよいかなと思います。

今回、同意をお願いする案件につきましては、先ほども申しましたけれども、本人の農業の基盤が、ビニールハウス等の基盤がこちらにございまして、毎日日置市に来られております。そして、周りの農業者とも非常に密接に連携を取っていただいているということと、ご家族の事情が特別というようなことで判断しておりますので、通常に市外に住まれている方が、日置市内に農地の基盤があるからだけで農業委員に応募されても、いかななものかなというふうに判断せざるを得ないと思います。

○議長（漆島政人君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。同意第7号から同意第25号までの19件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したい

と思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、同意第7号から同意第25号までの19件は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、同意第7号から同意第25号までの19件について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

討論なしと認めます。

これから同意第7号を採決します。お諮りします。本件は、同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、同意第7号日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについては、同意することに決定しました。

これから、同意第8号を採決します。お諮りします。本件は、同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、同意第8号日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについては、同意することに決定しました。

これから、同意第9号を採決します。お諮りします。本件は、同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、同意第9号日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについては、同意することに決定しました。

これから、同意第10号を採決します。お諮りします。本件は、同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（漆島政人君）**

異議なしと認めます。したがって、同意第10号日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについては、同意することに決定しました。

これから、同意第11号を採決します。お諮りします。本件は、同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（漆島政人君）**

異議なしと認めます。したがって、同意第11号日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについては、同意することに決定しました。

これから、同意第12号を採決します。お諮りします。本件は、同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（漆島政人君）**

異議なしと認めます。したがって、同意第12号日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについては、同意することに決定しました。

これから、同意第13号を採決します。お諮りします。本件は、同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（漆島政人君）**

異議なしと認めます。したがって、同意第13号日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについては、同意することに決定しました。

これから、同意第14号を採決します。お諮りします。本件は、同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（漆島政人君）**

異議なしと認めます。したがって、同意第14号日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについては、同意することに決定しました。

これから、同意第15号を採決します。お諮りします。本件は、同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（漆島政人君）**

異議なしと認めます。したがって、同意第15号日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについては、同意することに決定しました。

これから、同意第16号を採決します。お諮りします。本件は、同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（漆島政人君）**

異議なしと認めます。したがって、同意第16号日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについては、同意することに決定しました。

これから、同意第17号を採決します。お諮りします。本件は、同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（漆島政人君）**

異議なしと認めます。したがって、同意第17号日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについては、同意することに決定しました。

これから、同意第18号を採決します。お諮りします。本件は、同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（漆島政人君）**

異議なしと認めます。したがって、同意第

18号日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについては、同意することに決定しました。

これから、同意第19号を採決します。お諮りします。本件は、同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、同意第19号日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについては、同意することに決定しました。

これから、同意第20号を採決します。お諮りします。本件は、同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、同意第20号日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについては、同意することに決定しました。

これから、同意第21号を採決します。お諮りします。本件は、同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、同意第21号日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについては、同意することに決定しました。

これから、同意第22号を採決します。お諮りします。本件は、同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、同意第22号日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについては、同意することに決定しました。

これから、同意第23号を採決します。お諮りします。本件は、同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、同意第23号日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについては、同意することに決定しました。

これから、同意第24号を採決します。お諮りします。本件は、同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、同意第24号日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについては、同意することに決定しました。

これから、同意第25号を採決します。お諮りします。本件は、同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、同意第25号日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについては、同意することに決定しました。

ここでしばらく休憩します。

午前10時54分休憩

午前11時10分開議

○議長（漆島政人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第33 同意第26号日置市公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて

○議長（漆島政人君）

日程第33、同意第26号日置市公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

**○市長（宮路高光君）**

同意第26号は、公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについてであります。

現委員が令和2年7月31日をもって任期満了となるため、新たに後任委員として選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

村山大輔氏の経歴につきましては、別紙のとおりでございます。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

**○議長（漆島政人君）**

これから本件について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（漆島政人君）**

質疑なしと認めます。

お諮りします。同意第26号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（漆島政人君）**

異議なしと認めます。したがって、同意第26号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、同意第26号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（漆島政人君）**

討論なしと認めます。

これから、同意第26号を採決します。お諮りします。本件は、同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（漆島政人君）**

異議なしと認めます。したがって、同意第26号日置市公平委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについては、同意することに決定しました。

---

△日程第34 承認第1号専決処分（日置市税条例等の一部改正）につき承認を求めることについて

△日程第35 承認第2号専決処分（日置市国民健康保険税条例の一部改正）につき承認を求めることについて

**○議長（漆島政人君）**

日程第34、承認第1号専決処分（日置市税条例等の一部改正）につき承認を求めることについて及び日程第35、承認第2号専決処分（日置市国民健康保険税条例の一部改正）につき承認を求めることについての2件を一括議題とします。

2件について、提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

**○市長（宮路高光君）**

承認第1号は、専決処分（日置市税条例等の一部改正）につき承認を求めることについてであります。

地方税法等の一部を改正する法律の一部が令和2年4月1日に施行されたことに伴い、緊急を要したため日置市税条例等の一部を改正したものであります。

次に、承認第2号は、専決処分（日置市国民健康保険税条例の一部改正）につき承認を求めることについてであります。

地方税法施行令の一部を改正する政令の一部が令和2年4月1日に施行されたことに伴い、緊急を要したため日置市国民健康保険税条例の一部を改正したものであります。



以上2件の内容につきましては、総務企画部長に説明させますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

**○総務企画部長兼総務課長（橋口健一郎君）**

それでは、承認第1号専決処分（日置市税条例等の一部改正）につき承認を求めることについて、補足説明を申し上げます。

次のページは、専決処分書になります。

専決第1号、専決処分書、日置市税条例等の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

専決日は、令和2年3月31日となります。

それでは、別紙をお開きください。

今回の改正は、そのほとんどが、地方税法改正に伴う規定の整備が主なものとなりますが、その中でも新設された規定がございますので、その部分についてご説明いたします。

別紙の下から6行目になりますが、第54条の第4項の次に、第54条第5項として新設されております。

今回、地方税法第343条第5項として調査を尽くしても所有者が一人も明らかとならない資産について、使用者がいる場合には、使用者を所有者とみなすことができるという規定が新設されたことに伴う改正になります。

続きまして、次のページ、別紙の2枚目の上から8行目になりますが、現所有者の申告として、第74条の2の次に、第74条の3が新設となります。

今回、地方税法第384条の3として、現に所有している者の申告の制度化が規定されたことに伴う改正となります。

登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間において、現に所有している者（相続人等）に対して申告させる期間を規定するものですが、本市の規定は、3月以内に現所有申告をするよう規定するもので、この3月については、県の改正案が示されたこと

により県下統一した取扱いとして規定するものがございます。

次にその下、下から9行目、第81条の2の改正は、日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲の改正となります。

軽自動車税の非課税の範囲について、日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するものについて、県下統一した取扱いについての規定として改正するものがございます。

次のページ（別紙の3枚目）、上から8行目からは第96条第2項ですが、地方税法第469条のたばこ税の課税免除の規定に、本国と外国との間を往来する船舶及び飛行機に搭載する製造たばこ等の売渡しについて、課税免除の手続が簡素化されるよう規定が新設されたことによる改正となります。

次のページ（別紙の4枚目）の上から8行目に、附則第10条の2第17項の新設であります。特定再生可能エネルギー水力発電設備に係る固定資産税を軽減する特例となります。

本市の定める割合は、地方税法附則第15条第30項で規定されている範囲については、12分の7以上12分の11以下の範囲とされており、この範囲における参酌規定により4分の3と規定するものであります。

次に、その下の同条第25項の新設であります。浸水被害軽減地区の指定に係る特例措置となります。

水防法上の洪水浸水想定区域内で、浸水の拡大を抑制する効用があると認められ、浸水被害軽減地区として指定された土地に係る固定資産税を、令和2年4月1日から令和5年3月31日までの間、3分の2に軽減するものがございます。

この軽減割合につきましては、地方税法附則第15条第47項で規定する範囲について

は、2分の1以上6分の5以下の範囲内となっていることから、本市においては、この範囲における参酌規定の3分の2を適用するものでございます。

次に、同じページの下から2行目、第2条で、日置市税条例等の一部を改正する条例で、令和元年日置市条例第1号を改正するものでございますが、いずれも法改正に伴う規定の条文を整備するものでございます。

以上が今回の主な改正となりますが、次のページ（別紙の5枚目）の附則で規定するのは、附則第1条として、この条例は、令和2年4月1日から施行すると規定し、附則第2条、附則第3条では、固定資産税に関する経過措置を規定するものでございます。

また、次のページ、附則第4条、附則第5条、附則第6条及び附則第7条については、それぞれ元号改正に伴う改正となります。

続きまして、承認第2号専決処分（日置市国民健康保険税条例等の一部改正）につき承認を求めることについて、補足説明を申し上げます。

次のページは、専決処分書になります。

専決第2号、専決処分書、日置市国民健康保険税条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

専決日は、令和2年3月31日となります。

それでは、別紙をお開きください。

まず、第2条第2項ただし書については、課税限度額の引上げに伴う改正となりますが、基礎課税分の限度額を61万円から63万円に、介護納付金課税額の限度額を16万円から17万円に引き上げるものでございます。

この改定による本市の影響として、本算定は7月1日に確定しますので、昨年の本算定時の限度額超過世帯を見てもみますと、基礎課税分に係る世帯で57世帯、介護納付金課税に係る世帯で39世帯となっております。

次に、3行目の第23条に関する改定は、中間所得層の負担を軽減するため、均等割額と平等割額の軽減判定基礎額の加算金を改正するもので、5割軽減は、28万円を28万5,000円に、2割軽減については、51万円を52万円に引き上げる改正を行うものでございます。

この改定による本市の影響としては、5割軽減世帯は、1,282世帯、2割軽減世帯は、886世帯となっております。7割軽減世帯の2,543世帯を含めると、本市の軽減世帯は、合計で4,711世帯となり、国保世帯6,958世帯の67.7%が軽減世帯となります。

改正内容は以上となりますが、附則として、附則の第1項で、施行期日を、この条例は、令和2年4月1日から施行するとし、附則の第2項の適用区分では、この条例による改正後の日置市国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によると規定しております。

以上が補足説明となります。ご審議よろしくお願いたします。

#### ○議長（漆島政人君）

これから、2件について一括して質疑を行います。まず、承認第1号について発言通告がありますので、佐多申至君の発言を許可します。

#### ○2番（佐多申至君）

承認第1号の日置市税法の一部改正についてのいろんな種類の会計があるんですけど、その中のほうで水防上の洪水浸水想定区域内で、浸水の拡大を抑制する効果があり、浸水被害軽減区域として指定された土地の固定資産税について3年間3分の2に軽減するとあります。

これについて、私のほうの見解でいくと、

現在田畑を含む既存の土地も対象なのか、また、これから新しく区画整備、区画上造成されるものも対象なのか、その辺の対象となるものを具体的に教えていただきたいんですが。

○税務課長（松元基浩君）

ご質疑の対象となる土地ですが、浸水被害軽減地区に指定された範囲全ての土地が対象となります。

○2番（佐多申至君）

さらっと答えていただいたのですが、私の質問、私も理解がちょっと苦しんだところがございますが、ただこの税法上の問題ですので、この質問をちょっと変えてみたいと思います。

この浸水の拡大を抑制する効果があるというのは、これは我々市民のほうからするとどのようなものが効果として認められるのか、この辺の我々の身近なものとして捉えていいものなのか、その辺の説明ができますでしょうか、お尋ねします。

○税務課長（松元基浩君）

洪水、氾濫が頻発する状況を鑑みて、洪水拡大を抑制する中堤や自然堤防等の活用が重要と考えられております。

そのことから、平成29年に水防法が改正されまして、浸水被害軽減地区の指定というものが創設されたところでございます。

しかし、指定には全ての地権者の同意が必要となってまいります。令和元年8月末時点で、全国でこの指定になったところは1か所にとどまっているところでございます。そのようなことから、指定を促進する必要があるということで、地権者へのインセンティブ、賛同しやすい環境づくりということで、税制改正となっております。

本市におきましては、洪水、浸水想定区域の指定、神之川水系、神之川、長松川及び下谷口というものの指定はございますが、浸水軽減地区の指定はまだありません。よって、

軽減対象の申請というものはないものと考えております。

以上です。

○議長（漆島政人君）

いいですか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君） これでは質疑を終わります。

お諮りします。承認第1号及び承認第2号の2件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、承認第1号及び承認第2号の2件は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、承認第1号及び承認第2号の2件について討論を行います。討論はありませんか。

○14番（山口初美さん）

私は、この承認第2号のほうに課税限度額の引き上げということで通告をしておりませんでしたけれども、すいません、今のご説明を聞きましたので、57世帯と39世帯影響を受けるところがあるということで、これだけの世帯がやはり値上げになるということで、その点を私認めることができませんので、反対させていただきます。

○議長（漆島政人君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

これで討論を終わります。

これから、承認第1号を採決します。お諮りします。本件は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、承認第1号専決処分（日置市税条例等の一部改正）につき承認を求めることについては、承認することに決定しました。

これから、承認第2号を採決します。この採決は起立採決にかわり、電子表決により行います。本件について承認することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔電子表決〕

**○議長（漆島政人君）**

ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（漆島政人君）**

押し忘れなしと認めます。

採決を確定します。賛成多数です。したがって、承認第2号専決処分（日置市国民健康保険税条例の一部改正）につき承認を求めることについては、承認することに決定しました。

---

△日程第36 承認第3号専決処分（日置市国民健康保険条例の一部改正）につき承認を求めることについて

△日程第37 承認第4号専決処分（日置市後期高齢者医療に関する条例の一部改正）につき承認を求めることについて

**○議長（漆島政人君）**

日程第36、承認第3号専決処分（日置市国民健康保険条例の一部改正）につき承認を求めることについて及び日程第37、承認第4号専決処分（日置市後期高齢者医療に関する条例の一部改正）につき承認を求めることについての2件を一括議題といたします。

2件について、市長の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

**○市長（宮路高光君）**

承認第3号は、専決処分（日置市国民健康保険条例の一部改正）につき承認を求めることについてであります。

新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に、傷病手当金を支給するための規定の整備について、緊急を要したため日置市国民健康保険条例の一部を改正したものであります。

次に、承認第4号は、専決処分（日置市後期高齢者医療に関する条例の一部改正）につき承認を求めることについてであります。

鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例が、令和2年4月17日に施行されたことに伴い、緊急を要したため日置市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正したものであります。

以上2件の内容につきましては、市民福祉部長に説明をさせますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

**○市民福祉部長兼市民生活課長（地頭所浩君）**

それでは、承認第3号専決処分（日置市国民健康保険条例の一部改正）につき承認を求めることについて、補足説明を申し上げます。別紙をお開きください。

日置市国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

改正内容としましては、新型コロナウイルス感染症に関する対応としまして、傷病手当金を支給する規定を新たに設けたものです。

第8条の2、支給要件を規定しています。

給与等の支払いを受けている被保険者が、療養のため労務に服することができないときは、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から、労務に服することができない期間のうち、労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給するものです。

第2項は、支給額を規定しています。

傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の額の合計額を、就労日で除して得た額、これの3分の2に相当する額とするものでございます。

3項は、支給期間を規定しています。

傷病手当金の支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとするものです。

第8条の3及び第8条の4につきましては、傷病手当金と給与等との調整を規定するものです。

附則としまして、この条例は公布の日から施行し、この条例による改正後の第8条の2から第8条の4までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用すると定めております。

続きまして、承認第4号専決処分、日置市後期高齢者医療に関する条例の一部改正につき承認を求めることについて、補足説明を申し上げます。

別紙をお開きください。

日置市後期高齢者医療に関する条例の一部を次のように改正する。

改正内容としましては、新型コロナウイルス感染症に関する対応としまして、傷病手当金を支給する規定を新たに設ける、鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例が施行されたことに伴う改正であります。

第2条に、市において行う後期高齢者医療の事務を規定していますが、第2号としまして、広域連合条例第2条の2の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付を加えるものでございます。

附則としまして、この条例は公布の日から施行する。

以上で、2件の補足説明を終わります。ご

審議よろしく申し上げます。

○議長（漆島政人君）

これから、2件について一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。承認第3号及び承認第4号の2件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、承認第3号及び承認第4号の2件は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、承認第3号及び承認第4号の2件について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

討論なしと認めます。

これから、承認第3号を採決します。お諮りします。本件は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、承認第3号専決処分（日置市国民健康保険条例の一部改正）につき承認を求めることについては、承認することに決定しました。

これから、承認第4号を採決します。お諮りします。本件は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、承認第4号専決処分（日置市後期高齢者医療に関する条例の一部改正）につき承認を求めること

については、承認することに決定しました。

---

△日程第38 承認第5号専決処分（日置市税条例の一部改正）につき承認を求めることについて

**○議長（漆島政人君）**

日程第38、承認第5号専決処分（日置市税条例の一部改正）につき承認を求めることについてを議題とします。

本件について、市長の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

**○市長（宮路高光君）**

承認第5号は、専決処分（日置市税条例の一部改正）につき承認を求めることについてであります。

地方税法等の一部を改正する法律の一部が令和2年4月30日に施行されたことに伴い、緊急を要したため日置市税条例の一部を改正したものであります。

内容につきましては、総務企画部長に説明させていただきますので、ご審議をよろしくお願いたします。

**○総務企画部長兼総務課長（橋口健一郎君）**

それでは、承認第5号専決処分（日置市税条例等の一部改正）につき承認を求めることについて、補足説明を申し上げます。

次のページは、専決処分書になります。

専決第9号、専決処分書、日置市税条例等の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

専決日は、令和2年4月30日となります。

それでは、別紙をお開きください。

今回の改正は、新型コロナウイルス感染症に伴う地方税法の改正となります。附則第10条の2に第27項が追加され、固定資産税の課税標準を零とするものです。

今回の法改正により、新型コロナウイルス

感染症の影響を受けながらも、生産性革命の実現に向けて新規設備投資を行う中小事業者等に対し、適用対象に事業用家屋及び構築物も加えて支援するよう改正されたものでございます。

この生産性向上特別措置法に基づく設備投資分については、平成30年度から固定資産税の課税標準を零としていることから、関連性があるため、同様に零と規定するものであります。

次に、下の行になりますが、附則第15条の2中、令和2年9月30日を令和3年3月31日とあるのは、軽自動車税環境性能割の税率1%分を軽減する特例措置の適用期間が令和2年9月30日までとなっているものを、令和3年3月31日までの6か月間延長するものであります。

次に、附則で、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続き等として第23条が新設されており、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例が、地方税法附則第59条が新設されたことに伴い、第9条第7項とあるのは、徴収猶予申請の修正に関する規定、また、第9条第8項は猶予期間の延長に関する規定を準用することを規定し、また、第2項では、徴収猶予の取り消しに関する規定について準用することを規定するものであります。

この徴収猶予の特例は、収入が大幅に減少した場合において、大幅に減少とは、前年同期比で概ね20%以上の減少した場合、令和2年2月1日から令和3年1月31日までの1年間、徴収猶予できるという規定となります。

これらの施行期日は、附則でこの条例は、公布の日から施行すると規定するものです。

以上が補足説明となります。ご審議よろしくお願いたします。

**○議長（漆島政人君）**

これから、本件について質疑を行います。  
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

質疑なしと認めます。お諮りします。承認第5号は会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、承認第5号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、承認第5号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

討論なしと認めます。

これから、承認第5号を採決します。お諮りします。本件は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、承認第5号専決処分（日置市税条例の一部改正）につき承認を求めることについては、承認することに決定しました。

---

△日程第39 承認第6号専決処分（令和元年度日置市一般会計補正予算（第11号））につき承認を求めることについて

△日程第40 承認第7号専決処分（令和元年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第4号））につき承認を求めることについて

○議長（漆島政人君）

日程第39、承認第6号専決処分（令和元年度日置市一般会計補正予算（第11号））につき承認を求めることについて及び日程第40、承認第7号専決処分（令和元年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第4号））につき承認を求めることについての2件を一括議題といたします。

2件について市長の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

承認第6号は、専決処分（令和元年度日置市一般会計補正予算（第11号））につき承認を求めることについてであります。

令和元年度一般会計歳入歳出予算の地方消費税交付金、地方交付税、国庫支出金、県支出金、繰入金及び市債の確定並びに商工費の執行について、緊急を要したため予算措置したものであります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ200万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ305億4,769万1,000円とするものであります。

歳入では、地方消費税交付金で、交付決定に伴い4,406万5,000円を減額計上いたしました。

地方交付税では、特別交付税の交付決定に伴い、3億3,367万5,000円を増額計上いたしました。

国庫支出金では、障害児通所給付費の過年度精算に伴う追加交付に伴い141万2,000円を増額計上いたしました。

県支出金では、障害児通所給付費の過年度精算に伴う増額、現年補助農地農業用施設災害復旧事業費県補助金の減額に伴い、1億7,888万9,000円を減額計上いたしました。

繰入金では、財政調整基金繰入金で、歳入歳出予算の調整に伴う減額により、4,993万3,000円を減額計上いたしました。

市債では、事業費の確定に伴い、6,020万円を減額計上いたしました。

次に歳出では、商工費で、国民宿舎事業特別会計の営業収入の減に伴い、繰出金の増額により200万円を計上いたしました。

次に、承認第7号は、専決処分（令和元年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第4号））につき承認を求めることについてであります。

令和元年度国民宿舎事業特別会計歳入歳出予算の事業収入及び繰入金の確定について、緊急を要したため予算措置したものであります。

歳入歳出予算の総額は、既定の歳入歳出予算のとおりとし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,866万4,000円とするものであります。

歳入では、事業収入で、宿泊料の減額、繰入金で一般会計繰入金の増額を計上いたしました。

以上2件、ご審議をよろしくお願いいたします。

**○議長（漆島政人君）**

これから、2件について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（漆島政人君）**

質疑なしと認めます。

お諮りします。承認第6号及び承認第7号の2件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（漆島政人君）**

異議なしと認めます。したがって、承認第6号及び承認第7号の2件は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、承認第6号及び承認第7号の2件について討論を行います。討論はありま

せんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（漆島政人君）**

討論なしと認めます。

これから、承認第6号を採決します。お諮りします。本件は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（漆島政人君）**

異議なしと認めます。したがって、承認第6号専決処分（令和元年度日置市一般会計補正予算（第11号））につき承認を求めることについては、承認することに決定しました。

これから承認第7号を採決します。お諮りします。本件は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（漆島政人君）**

異議なしと認めます。したがって、承認第7号専決処分（令和元年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第4号））につき承認を求めることについては、承認することに決定しました。

---

△日程第41 承認第8号専決処分（令和2年度日置市一般会計補正予算（第1号））につき承認を求めることについて

△日程第42 承認第9号専決処分（令和2年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第1号））につき承認を求めることについて

△日程第43 承認第10号専決処分（令和2年度日置市一般会計補正予算（第2号））につき承認を求めることについて



○議長（漆島政人君）

日程第41、承認第8号専決処分（令和2年度日置市一般会計補正予算（第1号）につき承認を求めることについてから日程第43、承認第10号専決処分（令和2年度日置市一般会計補正予算（第2号）につき承認を求めることについてまでの3件を一括議題とします。

3件について市長の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

承認第8号は、専決処分（令和2年度日置市一般会計補正予算（第1号））につき承認を求めることについてであります。

新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けた市内事業者の支援に伴う商工費の執行について、緊急を要したため予算措置したものであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,033万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ266億8,433万円とするものであります。

まず、歳入では繰入金で、歳入歳出予算の調整のため財政調整基金繰入金を2,033万円増額計上いたしました。

次に、歳出では、商工費の商工業振興費で、プレミアム付商品券事業補助金の増額、観光費で、特典付宿泊プラン事業委託料及びPR広告に要する経費2,033万円を増額計上いたしました。

次に、承認第9号は、専決処分（令和2年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第1号））につき承認を求めることについてであります。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う保険給付費の執行について、緊急を要したため予算措置したものであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ120万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、

歳入歳出それぞれ61億9,219万1,000円とするものであります。

まず、歳入では、県支出金で、新型コロナウイルス感染症に罹患した被用者への傷病手当金支給に対する財政支援のための特別調整交付金120万円を増額計上いたしました。

次に、歳出では、保険給付費の傷病手当金で、新型コロナウイルス感染症に罹患した被用者への傷病手当金に要する経費120万円を増額計上いたしました。

次に、承認第10号は、専決処分（令和2年度日置市一般会計補正予算（第2号））につき承認を求めることについてであります。

新型コロナウイルス感染症の拡大に係る支援事業に伴う総務費、民生費及び商工費の執行について、緊急を要したため予算措置したものであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ49億9,565万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ316億7,998万9,000円とするものであります。

まず、歳入の主なものでは、国庫支出金では、特別定額給付金事業費国庫補助金、子育て世帯への臨時特別給付金事業費国庫補助金の増額により48億9,325万5,000円を増額計上いたしました。

繰入金では、歳入歳出予算の調整に伴う財政調整基金繰入金の増額により1億238万円を増額計上いたしました。

諸収入では、会計年度任用職員の任用に伴う雇用保険料の増額により、2万4,000円を増額計上いたしました。

次に、歳出の主なものでは、総務費では企画費で、特別定額給付金事業費の増額により48億2,439万2,000円を増額計上いたしました。

民生費では児童措置費で、子育て世帯への臨時特別給付金事業費の増額により6,889万

円を増額計上いたしました。

商工費では商工業振興費で、中小企業者等支援事業費の増額により1億237万7,000円を増額計上いたしました。

以上3件、ご審議をよろしくお願いいたします。

**○議長（漆島政人君）**

これから、3件について質疑を行います。質疑ありませんか。

**○21番（池満 渉君）**

今の説明の中で、承認第9号、本市の国民健康保険特別会計の補正がありましたけれども、保険給付費の中で疾病手当金というふうにありましたが、いわゆる加入者の中にそれに該当するような事例があったというふうに理解してよろしいのでしょうか。

**○健康保険課長（山下和彦君）**

お答えいたします。

新型コロナウイルスの感染症の対象者というのは、現在はおりません。

以上です。

**○議長（漆島政人君）**

池満さん、いいですか。はい。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（漆島政人君）**

これで質疑を終わります。

お諮りします。承認第8号から承認第10号までの3件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（漆島政人君）**

異議なしと認めます。したがって、承認第8号から承認第10号までの3件は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、承認第8号から承認第10号までの3件について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（漆島政人君）**

討論なしと認めます。

これから、承認第8号を採決します。お諮りします。本件は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（漆島政人君）**

異議なしと認めます。したがって、承認第8号専決処分（令和2年度日置市一般会計補正予算（第1号））につき承認を求めることについては、承認することに決定しました。

これから承認第9号を採決します。お諮りします。本件は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（漆島政人君）**

異議なしと認めます。したがって、承認第9号専決処分（令和2年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第1号））につき承認を求めることについては、承認することに決定しました。

これから承認第10号を採決します。お諮りします。本件は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（漆島政人君）**

異議なしと認めます。したがって、承認第10号専決処分（令和2年度日置市一般会計補正予算（第2号））につき承認を求めることについては、承認することに決定しました。

ここでしばらく休憩します。次の会議を午後1時といたします。

午前11時57分休憩

午後1時00分開議

**○議長（漆島政人君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第44 議案第30号日置市適応指導教室条例の制定について

○議長（漆島政人君）

日程第44、議案第30号日置市適応指導教室条例の制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第30号は、日置市適応指導教室条例の制定についてであります。

不登校等の児童生徒の支援施設として適応指導教室を設置するため、条例を制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、教育委員会事務局長に説明をさせますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長（梅北浩一君）

それでは、議案第30号日置市適応指導教室条例の制定につきまして補足説明を申し上げます。

今回の制定は、日置市伊集院町下谷口1782番地1の国の施設でありました伊集院区検察庁の土地及び建物を購入し、日置市適応指導教室を設置することに伴い、新たに条例を制定するものでございます。

それでは、別紙をお開きください。

日置市適応指導教室条例としまして、第1条の設置から第14条の委任まで、事業の内容、開室時間及び休室日、使用許可等など、必要な条項を定めております。

附則としまして、この条例は令和2年9月1日から施行するものでありますが、2項で準備行為としまして、この条例の施行日前においても行うことができることを規定しております。

以上で補足説明を終わります。ご審議よろ

しくお願いいたします。

○議長（漆島政人君）

これから本案について質疑を行います。

発言通告がありますので、黒田澄子さんの発言を許可します。

○12番（黒田澄子さん）

待望のこの適応指導教室条例が出てまいりましたことは、大変喜ばしいことであると評価するところであることを、まずは申し添えておきます。

その上で、数点についてこの新たな9月からスタートするこの教室についてお尋ねをいたしたいと思います。

1点目、これは市直営の教室として捉えてよいものなのか、お尋ねをします。

次、通いたいことを希望する保護者とか子どもさん方がいるわけですけれども、これを見ますと使用許可というものを出さなければいけないというふうになってはいますが、手続の方法は直接どこかにするものなのか、学校などを通じてやっていくものなのか。

また、不登校歴とかというものは、本人のこの申請ではなくて、そういったことを学校の先生たちが認めた人たちだけしか行けないものなのか、その辺が不登校の傾向があるものという部分にも入っておりましたので、どのような手続を行ったらこういう教室に通えるものなのか、お尋ねしたいと思います。

この教室の室長ともいうのか、教室ですので、室長及びその他の指導員はどのような専門職の人が何人ぐらいについて指導していただけるものなのか、お尋ねをします。

あと今コロナ対策もございまして、9月の時点で終息が見えれば余り心配しなくてもいいのですが、今の時点ではちょっと何も検討ができませんけれども、人数に関してそもそも何人ぐらいが定員であり、このコロナについて対策としては、それをどれぐらい減らさないといけないものなのか、まだその

検察庁の中がどのようになっているのか、私も見たことがございませんので、キャパがわかりませんが、その辺についてお尋ねをしたいと思います。

#### ○学校教育課長（渦尾文輝君）

ありがとうございます。条例にあります適応指導教室は、現在伊集院地区公民館に設置しておりますふれあい教室、適応指導教室を単独で移すものでありますので、教育委員会の所管するものになります。

次に、希望する子どもたちの手続の方法ですけれども、まずは学校のほうに相談をしていただくことが一番多いんですけれども、この適応指導教室について、ちょっと詳しく知りたい、どんな活動をしているのかちょっと見てみたいというふうな相談等ありましたら、見学または体験入級といったものをしていただいています。

そして、十分理解していただいた上で、やはり入級を希望するということになりましたら、市に様式がありますので、その申請書をもってその子どもさんが在籍する学校の校長先生に提出をしていただきます。

校長先生は、その提出されたものを受けて審議して、入級が適当であるというふうに判断した場合は、副申書を添えて教育委員会に提出をしていただきます。

それを受けて教育委員会のほうでは、入級が妥当であるかどうかをまた審議して、そして決定通知を校長及び保護者に出しております。

最後に、人数の制限等についてご質問がありましたけれども、私も元検察庁の建物を2回ほど見てきました。現在のふれあい教室のスペースよりも、2倍以上は広いかなと思っています。また、3つほど部屋がありますので、教育相談であるとか、また学年の発達段階に応じた活動ができるものと考えております。

十分な広さがあるんですけども、今後の新型コロナウイルス感染症の感染の状況によっては、場合によっては入室する子どもの数を時には制限をしたりとか、かねて行っている学習活動について、密接にならないように配慮することは必要になってくると思います。

以上です。

失礼しました。室長、指導員等についてお答えします。

室長については、配置しておりません。指導員については、学校勤務経験者など教員免許を持った方を3名任命しております。

以上です。

#### ○12番（黒田澄子さん）

すみません、うっかり4項目めに、遠方から通う子どもの通学方法をどう考えるのかというのを、ちょっと1回目でお伺いしないといけなかったのをうっかりしておりましたので、まずそれをお伺いしますけれども、基本今まで伊集院の地区館にございました関係もあって、皆さんから一般質問でこういったものを全市的にやるべきではないかとか、また親が必ず連れてこないといけないというのが今の現状だったと思うんですけども、ひとり親でこういう不登校傾向にある子どもを抱えた親が、じゃあ毎回連れてこられるのだろうかとか、親の条件によってそういう学べない子どもが出てくることは、やはり救っていかなくてはならないのかなと思うのですが、今回の条例には余りそういったことまでは書いていないんですけども、1点目はすいません、その4地域全部の子どもがもちろん通えるところだと思いますが、それはどうなっていますかということと、その4地域遠方から来る子どもたちは、通う方法としてスクールタクシーだの、いろんなことをやっぱり配慮するべきではないかと考えますが、この条例をつくられた側は、どのようにお考えなのか。

そして、これを出席として多分認められる

のかなと思いますので、その点もお伺いしますが、出席となるのであれば、やはり通学という部分でその辺の通学に対する配慮をお考えなのか、そして最初に市の直営の教室なのでしょうかとこのを伺ったのは、他県においても、もうNPOとか、それにたけた人たちを委託をしているところもあるので、今後はやっぱりそういうことも想定内に条例をつくっておられるのかな、何もかにもが直営でなくても、プロの人たちがやって成功している事例も全国たくさんございますので、その辺までの幅を持って考えておられるものなのかどうかについてだけお尋ねをして、終わりたいと思います。

**○学校教育課長（渦尾文輝君）**

最初に、出席扱いかどうかというところからですが、こちらは学校長が出席扱いと認めていただけるような学習活動をふれあい教室でやっておりますので、胸を張って出席扱いというふうに校長たちには話をしているところです。

ほかに、遠方から通う子どもたちへの学びの場の保障といえますか、そういった部分についてお答えいたしますが、現在13人の子どもたちがふれあい教室に通っているんですけども、そのうち5名が東市来地域、日吉地域から1名、そして吹上地域から2名、そのほかは伊集院地域となりますが、それぞれの地域から13人の子どもたちが通級してきております。

ほとんどの子どもたちが、保護者による送迎になっております。子どもたちのその日のコンディションとかいろいろありますので、なかなか公共交通機関といったものを常時使えるような状況にはないのかもしれませんが、保護者の送迎に頼っているところは多分にあります。

公共交通機関については、朝7時半ぐらいに吹上を出て、そして30分ほどで伊集院地

区公民館近くの停留所に着く便があります。また、東市来地域からは、JRがあります。駅から徒歩で少しかかりますけれども、そういった交通機関があることについては、保護者と面談をする中で話題にはして、場合によってはこういったものも使ってはいかがですかというふうに紹介をしてくれているところです。

あと民間委託等についてのお話もありましたけれども、現在のところ、この市の施設として、そして市で任命した指導員をもとに、精いっぱいのことをやっていきたいと思っております。

以上です。

**○議長（漆島政人君）**

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（漆島政人君）**

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第30号は、文教厚生常任委員会に付託します。

---

△日程第45 議案第31号日置市税条例の一部改正について

△日程第46 議案第32号日置市国民健康保険税条例の一部改正について

**○議長（漆島政人君）**

日程第45、議案第31号日置市税条例の一部改正について及び日程第46、議案第32号日置市国民健康保険税条例の一部改正についての2件を一括議題といたします。

2件について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

**○市長（宮路高光君）**

議案第31号は、日置市税条例の一部改正についてであります。

地方税法の一部改正に伴い、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項

第1号の規定により提案するものであります。

次に、議案第32号は、日置市国民健康保険税条例の一部改正についてであります。

地方税法の一部改正に伴い所要の改正をし、及び新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯等に係る国民健康保険税の減免に関する規定を整備するため、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

以上、2件の内容につきましては、総務企画部長に説明をさせますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

#### ○総務企画部長兼総務課長（橋口健一郎君）

それでは、議案第31号日置市税条例の一部改正について、補足説明を申し上げます。

それでは、別紙をお開きください。

今回の改正は、令和2年10月1日から令和4年4月1日までに地方税が改正になることに伴う改正で、施行日は、附則第1条に規定してあるとおり、各条で異なりますので、条文改正内容と合わせて施行日についてもご説明してまいります。

また、今回の改正は、ほとんどが地方税法改正に伴う規定の文言整備、項のずれによる改正が主であります。

しかし、税制上の見直しや、今回の新型コロナウイルス感染症に伴う改正も含まれておりますので、主にこの部分についてご説明申し上げます。

まず、第1条として、第24条第1項第2号の改正は、ひとり親家庭に対しての税制措置となります。

全てのひとり親家庭に対して、公平な税制を実現する観点から、婚姻歴の有無による不公平と男性のひとり親と女性のひとり親との不公平を解消するため、令和3年度分から個人住民税に適用されるものとなります。

5行下の第94条第2項にただし書を加え

る部分でございますが、重量に応じて課税されている軽量な葉巻たばこ（1本当たり1g未満）について、これまで重量比例課税方式であったものを、紙巻たばこと同様、本数課税方式の税負担に改正するものであります。

この改正は、激変緩和を図る観点で2回に分けて実施されることとなります。

1回目の措置としては、0.7g未満の葉巻たばこを0.7本の紙巻きたばことして換算するもので、令和2年10月1日からの施行となります。

先に、別紙の4枚目をお開きいただき、ちょうど中ほどに94条第2項の改正がございますが、この部分が2回目の激変緩和措置となり、1g未満の葉巻たばこを1本の紙巻きたばこに換算するもので、令和3年10月1日の施行となります。

それでは、別紙の2枚目に戻っていただいて、上から4行目となりますが、新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例として、新たに第24条が設けられましたが、これは、新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る政府の自粛要請を踏まえて、文化芸術、スポーツに係る一定のイベント等を中止、延期、規模を縮小した主催者に対し、観客等が入場料等の払戻請求権を放棄した場合は、放棄した金額、上限が20万円となりますが、これを寄付金として個人住民税の控除に適用する規定となります。

また、中段の第25条については、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例が新設されておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた場合に、住宅借入金等特別税額控除の適用期限を、令和16年度分の個人県民税及び市民税まで延長するもので、施行は令和3年1月1日からとなります。

次に、その4行下になりますが、第2条による改正は、地方税法改正に伴う規定の文言

整備、項のずれによる改正で、施行日は令和4年4月1日になります。

以上が主な改正内容となりますが、別紙の4枚目、附則として、第1条は改正条文と合わせて、それぞれの条文ごとに施行期日を説明してまいりましたけども、第1号から第5号まで、それぞれの施行日を規定してございます。

次のページ、第2条は、延滞金に関する経過措置、第3条及び第4条は、市民税に関する経過措置、次のページ、第5条及び第6条は、市たばこ税に関する経過措置を規定するものとなっております。

続きまして、議案第32号日置市国民健康保険税条例の一部改正について、補足説明を申し上げます。

それでは別紙をお開きください。

別紙の5行目になりますが、附則第8条及び第9条に第35条の3第1項を加える規定は、地方税法附則第36条に、低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例が創設されたことによる改正となります。

次に、その5行下で、附則に第19条として、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における国民健康保険税の減免の規定を加えるものであります。

減免対象となる期間は、令和2年2月1日から令和3年3月31日までに納期が到来する国民健康保険税が対象となります。

国民健康保険税の減免規定は、第26条に規定されておりますけども、下から11行目の1号及び、その下の2号に該当する場合も、減免の要件を満たすものとして規定するものであります。

第1号では、被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡または重篤な傷病を負った場合。

第2号では、被保険者の属する世帯の生計

を主として維持する者の収入の減少が見込まれる場合で、アとして、主たる生計維持者の収入のうち、前年度より10分の3以上の減少が見込まれる事業収入等があること。

次のページ、イとして、主たる生計維持者の前年度の総所得額が1,000万円以下であること。

ウとして、主たる生計維持者の前年度の総所得のうち、減少することが見込まれる事業、ア以外の所得額の合計が、400万円以下であることと規定されております。

中段ほどの第2項は、第26条第2項に規定されている、申請書類等を納期限までに市長に提出しなければならないを、既に納期到来した保険料も対象とすることができるように申請期限を定める規定とするものであります。

以上が今回の改正内容となりますが、附則として、第1項で、この条例は公布の日から施行する。ただし、附則第8条及び第9条の改正規定は、土地基本法等の一部を改正する法律、附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日から施行するものであります。

第2項は、この条例による改正後の附則第19条の規定は、令和2年2月1日から適用するものでございます。

以上、2件の補足説明となります。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（漆島政人君）

これから、2件について一括質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第31号及び議案第32号の2件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第31号及び議案第32号の2件は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、議案第31号及び議案第32号の2件について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

討論なしと認めます。

これから、議案第31号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第31号日置市税条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

これから、議案第32号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第32号日置市国民健康保険税条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

△日程第47 議案第33号日置市手数料徴収条例の一部改正について

○議長（漆島政人君）

日程第47、議案第33号日置市手数料徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第33号は、日置市手数料徴収条例の

一部改正についてであります。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、市民福祉部長に説明させていただきますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○市民福祉部長兼市民生活課長（地頭所浩君）

それでは、議案第33号日置市手数料徴収条例の一部改正について、補足説明を申し上げます。

今回の改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法と言われておりますが、これの一部改正において、通知カードの廃止のための改正が行われたことから、条例の一部を改正するものです。

それでは、別紙をお開きください。

日置市手数料徴収条例の一部を次のように改正する。

別表第1の5の項については、通知カードの再交付手数料と個人番号カードの再交付手数料を規定したものでありますが、番号法の一部改正により通知カードの廃止、再交付手続を含む通知カードに係る手続等の廃止が行われたことから、別表第1の5の項について、通知カードの再交付手数料に係る規定を削り、個人番号カードの再交付手数料に係る規定のみを残す改正を行うものです。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行する。

以上で、補足説明を終わります。ご審議、よろしくお願いいたします。

○議長（漆島政人君）

これから、本案について質疑を行います。質疑ありませんか。



〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第33号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第33号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、議案第33号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

討論なしと認めます。

これから、議案第33号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第33号日置市手数料徴収条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

△日程第48 議案第34号日置市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

△日程第49 議案第35号日置市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（漆島政人君）

日程第48、議案第34号日置市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正につい

て及び日程第49、議案第35号日置市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についての2件を一括議題とします。

2件について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第34号は、日置市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてであります。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

次に、議案第35号は、日置市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてであります。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

以上2件の内容につきましては、市民福祉部長に説明させますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○市民福祉部長兼市民生活課長（地頭所浩君）

それでは、議案第34号日置市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、補足説明を申し上げます。

今回の改正は、国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準が改正されたことにより、内閣府令に準じて改正するものであります。

それでは、別紙をお開きください。

日置市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

初めに、特定教育・保育施設については、施設型給付費の支給を受ける保育所、幼稚園、認定こども園を、特定地域型保育事業については、同給付費の支給を受ける家庭的保育、小規模保育、事業所内保育を指すものであります。

第42条では、特定地域型保育事業の適正で確実な実施と、教育・保育の継続的提供を行うため、連携協力を行う保育所、幼稚園、または認定こども園を適切に確保しなければならないと規定しています。

今回の改正は、同条第4項の規定を、児童福祉法に基づく保育に係る入所の利用調整が講じられる場合は、連携施設の確保規定から除外することを第1号として新たに規定するものです。これに伴い、従前の第4項の規定を第2号として規定しています。

この改正に伴い、第5項に規定する前項を第2号に係る部分に限るに改正するものです。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行する。

なお、現在本市では、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に該当する事業はありません。

続きまして、議案第35号日置市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、補足説明を申し上げます。

今回の改正は、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されましたことにより、省令に準じて改正するものであります。

それでは、別紙をお開きください。

日置市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

初めに、家庭的保育事業については、満3歳未満の乳児、幼児を居宅等で定員5人以内の範囲で保育する事業となっています。

第6条につきましては、家庭的保育事業等による保育提供の終了後も、満3歳以上の児童に対して継続的に必要な教育、または保育の提供を行う観点から、連携協力を行う保育所、幼稚園、または認定こども園を適切に確保しなければならないと規定しています。

今回の改正は、第6条第4項に、家庭的保育事業者等による連携施設の確保が困難な場合について規定することにより、緩和を図ろうというものです。

第1号におきまして、児童福祉法に基づく保育に係る入所の利用調整における優先的な取扱いがある場合は、連携施設の確保規定から除外することを規定しています。これに伴い、従前の第4項の規定を第2号として規定しています。

この改正に伴い、第5項に規定する前項を第2号に係る部分に限るに改めています。

次に、第37条第4号は、居宅訪問型保育の事業者が提供する保育について、母子家庭等の保護者の疾病等心身や環境的理由により、乳幼児を養育することが困難な場合への対応を追加するものです。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行する。

なお、現在、本市では、家庭的保育事業等に該当する事業はありません。

以上で、補足説明を終わります。ご審議、よろしく願いいたします。

○議長（漆島政人君）

これから、2件について一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第34号及び議案第

35号の2件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第34号及び議案第35号の2件は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、議案第34号及び議案第35号の2件について討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

討論なしと認めます。

これから、議案第34号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第34号日置市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、原案のとおり可決されました。

これから、議案第35号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第35号日置市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。については、原案のとおり可決されました。

---

△日程第50 議案第36号日置市介護保険条例の一部改正について

○議長（漆島政人君）

日程第50、議案第36号日置市介護保険条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第36号は、日置市介護保険条例の一部改正についてであります。

介護保険法施行令の一部改正に伴い減額賦課に係る保険料率を改定し、及び新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した第1号被保険者等に係る介護保険料の減免に関する規定を整備するため、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、市民福祉部長及び総務企画部長に説明させますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○市民福祉部長兼市民生活課長（地頭所浩君）

それでは、議案第36号日置市介護保険条例の一部改正について、市民福祉部所管に係る部分の補足説明を申し上げます。

今回の改正は、介護保険法施行令が改正されたことにより、政令に準じて改正するものであります。

改正内容としましては、令和元年10月の消費税率引上げによる増収分を財源として、第1号被保険者に係る介護保険料のうち、低所得者を対象に介護保険料の軽減が強化されることになるものです。

それでは、別紙をお開きください。

日置市介護保険条例の一部を次のように改正する。第3条第2項から第4項中、平成31年度及びを削り、2万7,480円を2万1,960円に改めることについてです。

介護保険料の軽減賦課については、変更後の内容を適用される年度に限定することから、平成31年度及び、これを削るものです。

現在、第1号被保険者に係る介護保険料区

分は、9段階となっております。基準額は、第5段階の年額7万3,200円となっております。

このうち、第2項に規定している最も保険料率の低い、第1段階に係る保険料率を、これまでの軽減率も含めまして、0.2軽減することになり、軽減幅が拡大され、保険料額2万7,480円を2万1,960円に改めるものです。

第3項及び第4項は、保険料の軽減について、第2項を準用し、読み替えるものとして、同様に2万7,480円を2万1,960円に改めるものです。

次に、第3項中、4万5,840円を3万6,720円に改めることについてです。

介護保険料率区分第2段階における保険料率を、これまでの軽減率を含めまして、0.25軽減することになり、保険料額を3万6,720円に改めるものです。

次に、第4項中、5万3,160円を5万1,360円に改めることについてです。

介護保険料率区分第3段階に係る保険料率を、これまでの軽減率を含めまして、0.05軽減することになり、保険料額を5万1,360円に改めるものです。

なお、本市の対象者及び影響額につきましては、第1段階が3,051人、2,233万3,320円、第2段階が2,309人、2,105万8,080円、第3段階が1,697人、305万4,600円の見込みです。

この合計しました7,057人の対象者に係ります影響額は、4,644万6,000円になりますが、この財源につきましては、国から交付金が交付されることとなります。

以上で、市民福祉部所管に係る補足説明を終わります。

○総務企画部長兼総務課長（橋口健一郎君）

引き続き、議案第36号日置市介護保険条

例の一部改正について、総務企画部所管に係る補足説明を申し上げます。

別紙本文6行目の附則に加える改正規定をご覧ください。

附則に第6項として、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における介護保険料の減免の規定を加えるものでございます。

減免対象となる期間は、令和2年2月1日から令和3年3月31日までに納期が到来する介護保険料が対象となります。

介護保険料の減免規定は、第11条に規定されておりますが、下から9行目の1号及び、その下の第2号に該当する場合も、減免の要件を満たすものとして規定するものであります。

第1号では、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡または重篤な傷病を負った場合。

第2号では、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入の減少が見込まれる場合で、次のページの、アとして、主たる生計維持者の収入のうち、前年より10分の3以上の減少が見込まれる事業収入等があること。

イとして、主たる生計維持者の前年の総所得のうち、減少することが見込まれる事業、ア以外の所得額の合計が400万円以下であることと規定されております。

上から6行目の第7項は、第11条第2項に規定されております申請書類等を納期限までに市長に提出しなければならないを、既に納期到来した保険料も対象とすることができるように申請期限を定める規定するものであります。

以上が今回の改正内容となりますが、附則として、第1項で、この条例は公布の日から施行するとし、第2項で、この条例による改正後の附則第6項及び第7項の規定は、令和

2年2月1日から適用とするものであります。

附則第3項は、この条例による改正後の第3条の規定は、令和2年4月1日から適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるものとなります。

以上、補足説明となります。ご審議よろしくをお願いいたします。

**○議長（漆島政人君）**

これから、本案について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（漆島政人君）**

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第36号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（漆島政人君）**

異議なしと認めます。したがって、議案第36号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、議案第36号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（漆島政人君）**

討論なしと認めます。

これから、議案第36号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（漆島政人君）**

異議なしと認めます。したがって、議案第36号日置市介護保険条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

△日程第51 議案第37号日置市都市公園運動施設条例の一部改正について

**○議長（漆島政人君）**

日程第51、議案第37号日置市都市公園運動施設条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について市長の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

**○市長（宮路高光君）**

議案第37号は、日置市都市公園運動施設条例の一部改正についてであります。

東市来運動公園湯之元球場本球場の施設整備に伴い、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、産業建設部長に説明をさせますので、ご審議をよろしくをお願いいたします。

**○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）**

それでは、議案第37号日置市都市公園運動施設条例の一部改正について、補足説明いたします。

今回の改正は、東市来運動公園湯之元球場本球場のスコアボードのLED化と本部席、審判控室、放送室の冷暖房設備設置による使用料改正を行うものであります。

別紙をお開きください。

別表第3の1、野球場の項のスコアボード、一式、1,100円と冷暖房設備の本部席330円、審判控室110円、放送室110円を追加し、それに伴い下段のスコアボードランプ（東市来運動公園湯之元球場の本球場に限る）及びを削除するものでございます。

なお、スコアボード及び冷暖房設備の料金設定につきましては、受益と負担の公平性の確保を念頭に設定しております。

冷暖房設備は、各部屋の広さに起因して設置台数をもとに設定しておりまして、今回の湯之元球場は本部席3台、審判控室1台、放送室1台となっております。

附則として、この条例は令和2年9月1日から施行するものであります。

以上で補足説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（漆島政人君）

これから、本案について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第37号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第37号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、議案第37号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

討論なしと認めます。

これから、議案第37号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第37号日置市都市公園運動施設条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

△日程第52 議案第38号日置市体育施設条例の一部改正について

○議長（漆島政人君）

日程第52、議案第38号日置市体育施設条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第38号は、日置市体育施設条例の一部改正についてであります。

日置市吹上人工芝サッカー場の設置に伴い、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、教育委員会事務局長に説明させますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長（梅北浩一君）

それでは、議案第38号日置市体育施設条例の一部改正につきまして補足説明を申し上げます。

今回の一部改正は、吹上地域に新たに人工芝サッカー場を設置したことに伴い、既存の条例に新たな施設として加えるものでございます。

それでは、別紙をお開きください。

別表第1、施設名称に日置市吹上人工芝サッカー場としまして、位置に日置市吹上町中原1352番地17を新たに、別表2に施設の名称、使用時間、休館日を加え、別表3の10、その他の施設の項を繰り下げ、同表9、グラウンドゴルフ場の項の次に、10、サッカー場の項を加え、この表の中にそれぞれの使用区分に、1時間の使用料及び照明料を規定するものでございます。

附則としまして、この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行するものでございます。

以上で、補足説明を終わります。ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（漆島政人君）

これから、本案について質疑を行います。発言通告がありますので、桃北勇一君の発言を許可します。

○1番（桃北勇一君）

議案第38号日置市体育施設条例の一部改正について伺います。

吹上人工芝サッカー場使用料について条例の一部改正が出されていますが、書かれている金額は何をもって導かれた使用料なのか、また、周辺自治体にある類似施設と比較したのかどうかをお尋ねします。

○社会教育課長（横枕広幸君）

お答えいたします。

料金設定については、年間光熱水費等の通常経費と、推計利用日数等で試算した使用料を比較した後、県内の類似施設の使用料を勘案し、基本額を児童生徒サッカーコート1面を440円としております。

なお、照明料金については、電力の基本料金分と、1時間当たりの消費使用料を加算し、基本額を1時間当たり1,320円としております。

次に、類似施設でございますが、近隣の南さつまを含め、県内5施設を比較しております。

以上です。

○1番（桃北勇一君）

以前、サッカー場の年間収入が90万円ほどとお聞きしました。今年度は感染症問題等で、先行き不透明な状態でしょうけど、南さつま市にある楠志田サッカー競技場の約半額ぐらいになっているようです。

平時であれば、書かれている料金等でその目標額というのを達成できるかどうかということについて伺います。

○社会教育課長（横枕広幸君）

お答えします。

吹上人工サッカー場の供用開始を10月としております。今年度は年間の半額、約50万円程度としておりますが、今回の新型コロナウイルスの感染症拡大に伴い、収入については不透明な状況となっております。

今後においても、感染症の予防を徹底しながら利用促進を図りたいと考えております。

以上です。

○1番（桃北勇一君）

最後にお聞きします。

今回示された使用料金の設定というのは、どの段階で検討されてきたのでしょうか。3年前の建設当初から決まっていたのでしょうか。そのところをお尋ねして、最後にしたいと思います。

○社会教育課長（横枕広幸君）

今回の料金設定は、平成30年9月末の実施設計確定後、照明、水道、浄化槽等の通常経費をもとに算定しております。

以上です。

○議長（漆島政人君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第38号は、文教厚生常任委員会に付託します。

---

△日程第53 議案第39号令和2年度日置市一般会計補正予算（第3号）

△日程第54 議案第40号令和2年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

△日程第55 議案第41号令和2年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第1号）

△日程第56 議案第42号令和2年度日置市介護保険特別会計補正予算（第1号）

△日程第57 議案第43号令和2年度日置市下水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（漆島政人君）

日程第53、議案第39号令和2年度日置市一般会計補正予算（第3号）から、日程第57、議案第43号令和2年度日置市下水道事業会計補正予算（第1号）までの5件を一括議題といたします。

5件について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第39号は、令和2年度日置市一般会計補正予算（第3号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ22億2,794万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ339億793万5,000円とするものであります。

今回の補正予算の概要は、人事異動等に伴う人件費の補正、農林水産業等の産業基盤の整備、市道等の社会基盤の整備など投資的経費を中心とした予算措置のほか、所要の予算を編成いたしました。

歳入の主なものでは、分担金及び負担金で、農林水産業費分担金の増額により394万6,000円を増額計上いたしました。

国庫支出金では、国庫補助金の土木費国庫補助金で、道整備交付金や社会資本整備総合交付金の増額などにより8億7,820万9,000円を増額計上いたしました。

県支出金では、県負担金の土木費県負担金で、公共施設管理者県負担金の増額、県補助金の農林水産業費県補助金で、農地耕作条件改善事業費県補助金の増額、土木費県補助金で、公共団体土地区画整理事業費、県補助金の増額などにより1億9,668万円を増額計上いたしました。

寄附金では、西酒造株式会社からの寄附金により520万円を増額計上いたしました。

繰入金では、歳入歳出予算額の調整による財政調整基金繰入金の増額などにより4億

5,307万円を増額計上いたしました。

諸収入では、雑入で、コミュニティ助成事業助成金の増額などにより484万1,000円を増額計上しました。

市債では、農林水産業債で、農地耕作条件改善業債等の増額、土木債で、市道整備事業債や土地区画整理事業債等の増額などにより、6億8,600万円を増額計上いたしました。

次に、歳出の主なものでは、議会費で、人事異動等に伴う人件費の減額などにより198万9,000円減額計上いたしました。

総務費で、個人番号カードの事業費の増額、人事異動等に伴う人件費の減額などにより9,365万円を減額計上いたしました。

民生費で、保育所等整備事業費の増額などにより2,220万8,000円を増額計上いたしました。

衛生費で、感染症予防接種事務費の増額などにより3,436万7,000円増額計上しました。

農林水産業費で、産地づくり対策事業費の増額、県営中山間地域総合整備事業費等の県営事業負担金の増額などにより5億4,273万2,000円増額計上いたしました。

商工費で、先導的官民連携支援事業費の増額、健康交流館事業特別会計の管理事業費の増に伴う、繰出金の増額などにより1,849万3,000円を増額計上いたしました。

土木費で、道整備交付金事業の増額、公営住宅建設事業費の増額などにより16億7,663万5,000円を増額計上いたしました。

消防費で、人事異動等に伴う人件費の増額などにより579万5,000円を増額計上いたしました。

教育費で、教育振興費の増額、学校臨時休業対策費の増額などにより2,335万5,000円を増額計上いたしました。

次に、議案第40号は、令和2年度日置市



国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61億9,231万1,000円とするものであります。

歳入では、県支出金で、県繰入金を増額を計上しました。

歳出では、保健事業費で、特定健康診査等事業費及び医療費適正化特別対策費の旅費の増額を計上いたしました。

次に、議案第41号は、令和2年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ191万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,587万7,000円とするものであります。

歳入では、一般会計繰入金を増額を計上いたしました。

歳出では、湯量等測定のためのメーター機器取付けに伴う工事請負費の増額などを計上いたしました。

次に、議案第42号は、令和2年度日置市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ444万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58億8,453万円とするものであります。

歳入の主なものでは、国庫支出金で国庫補助金の増額などを計上いたしました。

歳出の主なものでは、地域介護・福祉空間整備事業費で、先進的事業支援特例交付金の増額、前年度精算に伴う償還金の増額などを計上いたしました。

次に、議案第43号は、令和2年度日置市下水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。

収益的収入及び支出については、収益的収入の総額は、既定の予算のとおりとし、総額を8億3,757万4,000円に、収益的支出は、総額に685万2,000円を追加し、総額を6億6,715万7,000円とするものであります。

収益的支出では、下水道事業費用の営業費用で、人事異動等に伴う職員給与等の増額を計上しました。

資本的収入及び支出については、資本的収入の総額は、既定の予算のとおりとし、総額を8,010万1,000円に、資本的支出は、総額に53万7,000円を追加し、総額を2億7,167万4,000円とするものであります。

資本的支出では、建設改良費で、人事異動等に伴う職員給与等の増額を計上いたしました。

以上5件、ご審議をよろしくお願いいたします。

#### ○議長（漆島政人君）

これから質疑を行います。まず、議案第39号について発言通告がありますので、佐多申至君の発言を許可します。

#### ○2番（佐多申至君）

議案第39号令和2年度日置市一般会計補正予算（第3号）について質疑をさせていただきます。

先ほど市長から、その歳入の中に寄付金520万円についてのお話もございましたが、各地域でのこの寄附金520万円については、各地域での活性化事業、いわゆる花火事業に使用されていると私のほうではそう考えておりますが、現在新型コロナウイルス感染拡大防止のため、その事業を年度内に取りやめる地域も出てきていると聞いております。

この520万円については寄附金ですので、相手、寄附してくださる方のご意向もあると思っておりますが、これを繰り越しできるのか、ま

たは取りやめた場合は返金するのか、そして、来年のために流用できるのか、その辺を確認のためお聞きしたいと思います。

また、その流用を禁じて、花火打ち上げのみに特化しているのではないかとということも考えているんですが、その辺のほうも確認、教えていただきたいと思ひます。

また、私としては、今後状況に応じた対策が必要ではないかと考えておりますが、どうでしょうか。

#### ○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

基本的に花火に特定したご寄附であるというふうに考えておりますけれども、今回コロナの関係で、夏祭りに限定せずに、各地区ごとの行事にあわせて今年度中に実施できないかということをお願いをしているところでございます。

各地区においては、現在そのことについて協議中であるというふうに認識をしております。

ただし、結果としてどうしても今年度中にできないということになった場合は、寄附残金をまちづくり応援基金に積み立てて、来年度の花火打ち上げに対して充当することは、運用上可能であるというふうに考えているところでございます。

以上です。

#### ○2番（佐多申至君）

ただいまその最後のほうに、まちづくり基金のほうに充当して、来年度使えるのじゃない、そういうふうに検討するとおっしゃいましたが、それについては地域の今後のご意向に沿う形になると思うんですが、仮にまちづくり基金のほうに充当した場合に、来年その基金から支出する場合に、地域からの手続等というか、何かその辺のことも考えていらっしゃるんでしょうか。

要は、もう地域からの申請がないと出せないのか、また地域づくりから要望を出して、

もしこういうことで昨年できなくて、ことしやりたいところは、ご要望という何かそういう要望書みたいなものを提出を、手続をされるんでしょうか。その辺をちょっとお聞きしたいところです。

#### ○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

特にそれぞれの地区から要望書を出していただくということは、考えておりません。

現在、各地区にどういった状況になるのかということで、調査をしております。その調査の結果をもとに検討していきたいというふうに考えております。

#### ○議長（漆島政人君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（漆島政人君）

これで質疑を終わります。

次に、議案第40号から議案第43号までの4件について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（漆島政人君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第39号は、各常任委員会に分割付託します。

議案第40号は、文教厚生常任委員会に付託します。

議案第41号は、総務企画常任委員会に付託します。

議案第42号は、文教厚生常任委員会に付託します。

議案第43号は、産業建設常任委員会に付託します。

△散 会

#### ○議長（漆島政人君）

以上で、本日の日程は終了しました。

6月18日は、午前10時から本会議を開きます。

本日は、これで散会します。

午後 2 時09分散会



第 2 号 ( 6 月 1 8 日 )



## 議事日程（第2号）

日 程	事 件 名
日程第 1	議案第39号 令和2年度日置市一般会計補正予算（第3号）
日程第 2	議案第40号 令和2年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第 3	議案第42号 令和2年度日置市介護保険特別会計補正予算（第1号）
日程第 4	議案第41号 令和2年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第1号）
日程第 5	議案第43号 令和2年度日置市下水道事業会計補正予算（第1号）
日程第 6	議案第44号 令和2年度日置市一般会計補正予算（第4号）
日程第 7	議案第45号 令和2年度日置市水道事業会計補正予算（第1号）

本会議（6月18日）（木曜）

出席議員 22名

1番	桃北勇一君	2番	佐多申至君
3番	是枝みゆきさん	4番	富迫克彦君
5番	重留健朗君	6番	福元悟君
7番	山口政夫君	8番	樹治美君
9番	中村尉司君	10番	留盛浩一郎君
11番	橋口正人君	12番	黒田澄子さん
13番	下御領昭博君	14番	山口初美さん
15番	西菌典子さん	16番	門松慶一君
17番	坂口洋之君	18番	並松安文君
19番	大園貴文君	20番	田畑純二君
21番	池満渉君	22番	漆島政人君

欠席議員 0名

---

事務局職員出席者

事務局長	丸山太美雄君	次長兼議事調査係長	神余徹君
議事調査係	馬場口一幸君	議事調査係	松永真君

---

地方自治法第121条による出席者

市長	宮路高光君	副市長	小園義徳君
教育長	奥善一君	総務企画部長兼総務課長	橋口健一郎君
市民福祉部長兼市民生活課長	地頭所浩君	産業建設部長兼農林水産課長	城ヶ崎正吾君
教育委員会事務局長兼教育総務課長	梅北浩一君	消防本部消防長	柿内和浩君
東市来支所長	新村芳尚君	日吉支所長	丸田明浩君
吹上支所長	江田光和君	総括兼選挙管理委員会事務局長	瀬戸口亮君
財政管財課長	上秀人君	企画課長	内山良弘君
地域づくり課長	濱崎慎一郎君	税務課長	松元基浩君
商工観光課長	久木崎勇君	福祉課長	有村弘貴君
健康保険課長	山下和彦君	介護保険課長	東浩文君
建設課長	田口悦次君	農地整備課長	東広幸君



上下水道課長 新川光郎君  
社会教育課長 横枕広幸君  
監査委員事務局長 丸山太美雄君

学校教育課長 渦尾文輝君  
会計管理者兼会計課長 外菌和代さん  
農業委員会事務局長 上之原 誠君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（漆島政人君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 議案第39号令和2年度日置市一般会計補正予算（第3号）

○議長（漆島政人君）

日程第1、議案第39号令和2年度日置市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について、総務企画常任委員長の報告を求めます。

〔総務企画常任委員長西菌典子さん登壇〕

○総務企画常任委員長（西菌典子さん）

おはようございます。お聞き苦しい点もあるかと思いますが、マスク着用のみまご報告させていただきます。

ただいま議題となっております議案第39号令和2年度日置市一般会計補正予算（第3号）につきまして、総務企画常任委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本案は6月8日本会議におきまして、当委員会に係る部分を分割付託され、6月9日に委員全員出席の下、委員会を開催し、総務企画部長及び担当課長など当局の説明を求め、質疑、討論、採決を行いました。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ22億2,794万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ339億793万5,000円とするものであります。

今回の補正予算の概要は、人事異動等による人件費の補正のほか、所要の予算であります。

今回の予算の歳入の主なものの概要を申し上げます。

15款商工費国庫補助金は、先導的官民連携支援事業費補助1,386万円。

18款指定寄付金は、花火事業に係る寄付金520万円。

19款繰入金は、歳入歳出予算額調整のための財政調整基金繰入れ6,056万9,000円。

21款雑入は、コミュニティ助成事業助成金で250万円などであります。

歳出の主なものは、総務課関係は人事異動に伴う人件費が主であります。

地域づくり課関係では、13節その他委託料は、指定寄付金による26地区公民館の花火事業に対し、520万円の委託料であります。

19節補助金及び交付金は、湯田地区公民館において、防犯灯新設工事など、ソフト事業からハード事業へ137万円の組み替えであります。

商工観光課所管では、13節その他委託料1,386万円増額は、当初吹上砂丘荘及びゆーぷる吹上に対する民間業者等の事業参画の可能性などの市場分析や意向調査を計画しておりましたが、今回はこの調査に加え、補助事業の採択要件に合致するよう、両施設と総合運動公園を含めた周辺エリア全体での経営観点のパークPFI手法の可能性を探る調査として、具体的かつ実効性ある基本計画とするよう、100%国庫補助で計上されたものであります。

28節繰出金は、ゆーぷる吹上の収支見込みに伴うもので、191万6,000円の計上であります。

次に質疑の主なものを申し上げます。

総務課関係では、委員より、「人件費が減額されているが、今年度新規採用職員は辞退者はいたのか」との問いに、「今年度新規採用は27名で、辞退者は3名であった。一人は補充できたので、職員定数からすると2名

減である」との答弁。「普通退職者5人とのことであったが、年齢層やその理由は」との問いに、「比較的若い職員の退職で、理由は様々であった。職員が途中で退職するのは、何らかの問題があると考えるので、今年度から健康福祉支援専門員一人を総務課に配置して、相談支援業務等に従事している」との答弁。

地域づくり課関係では、委員より、「ソフト事業からハード事業への組み替えは、地域の要望で行うことができるのか」との問いに、「地区振興計画は、住民皆さんの協議によって予算化されているものであり、地区からの要望があれば変更も可能である」との答弁。

「コロナウイルス感染症の影響で、地区の行事が今年度かなり中止になったと思う。行事は手段であって目的ではないと思うが、地区振興計画の5期目を策定することに伴い、今後の展開をどのように考えているか」との問いに、「基本的に地区で行う行事の目的が何なのか。個々の事業を見直すきっかけになったのではないだろうか。第5期地区振興計画策定で、しっかり話し合い活動を行い議論していきたい」との答弁。

商工観光課関係では、委員より、「パークPFIによる調査委託は、国の採択で補助金が減額される場合もあるが、そのときはどうするのか」との問いに、「補助金が減額の見直しも必要であるが、減額により調査ができないときは、市費の投入も考えている」との答弁。「調査の結果では、施設の増設や新設の工事が発生し、新たな支出が出てくることもあるかもしれないが、そのときはどうするのか」との問いに、「そのようなことも含めて調査したい。様々な可能性を調査していく」との答弁。

このほかにも多くの質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果議案第

39号令和2年度日置市一般会計補正予算(第3号)は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で総務企画常任委員会の報告を終わります。

#### ○議長(漆島政人君)

次に、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

〔文教厚生常任委員長佐多申至君登壇〕

#### ○文教厚生常任委員長(佐多申至君)

おはようございます。

ただいま議題となっております、議案第39号令和2年度日置市一般会計補正予算(第3号)について、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本案は、6月8日の本会議におきまして、当委員会に係る部分を分割付託され、翌9日、10日に委員全員出席の下、委員会を開催し、市民福祉部長、教育委員会事務局長、各担当課長など当局の説明を求め、その後、討論、採決を行いました。

今回の補正予算の概要について総括説明いたします。

まず、2款総務費では戸籍住民基本台帳費721万3,000円を増額し1億5,155万5,000円。

3款民生費では児童福祉費など2,220万8,000円を増額し84億1,034万9,000円。

4款衛生費では保健衛生費など3,436万7,000円を増額し36億4,158万4,000円とするものであります。

なお、補正後の予算額には、水道事業等への補助金等1億6,875万5,000円が含まれており、所管する額は34億7,282万9,000円となります。

また、10款教育費では給食センター費の学校臨時休業対策費で、コロナウイルスによ

る臨時休校に伴い、学校給食費返還等事業など2,335万5,000円を増額し、31億6,183万4,000円とするものであります。

次に、歳入の主なものについてご報告いたします。

15款市民生活課所管の総務管理費国庫補助金は、個人番号カード交付事業費補助金1,716万4,000円増額補正で、国の100%の補助です。

福祉課所管の児童福祉費国庫補助金1,000万2,000円の増額補正は、保育所等整備補助金に係る国の基準額改正に伴うものです。

次に、健康保険課所管の衛生費国庫補助金の母子保健衛生費国庫補助金44万9,000円の増額補正は、産後ケア施設の感染拡大防止対策に伴うものであります。

次に、教育委員会教育総務課・学校教育課所管の教育費国庫補助金の地方創生推進交付金は、遠隔授業システム等に伴う小学校費国庫補助金144万円、中学校費国庫補助金36万円、ひおき学推進に伴う教育総務費国庫補助金106万3,000円で、いずれも事業費2分の1の増額補正であります。

21款教育雑入では、学校臨時休業対策費補助金234万1,000円。

22款学校債では、合併特例債による日吉中学校校舎改修工事等の学校教育施設整備事業債1,380万円の増額補正であります。

次に、歳出の主なものについてご報告いたします。

2款市民生活課所管の戸籍住民基本台帳費の負担金補助及び交付金では、個人番号カード交付金1,716万4,000円の増額補正で、個人カード関連事務費を地方公共団体情報システム機構へ委任する交付金であります。

環境衛生費では、鹿児島県浄化槽情報共有システム使用料7,000円の増額計上であ

ります。これは、浄化槽法改正により、県知事に浄化槽台帳の作成が義務付けられ、県環境保全協会の浄化槽情報共有システムが浄化槽台帳と位置づけられたことにより、本市も県と同様にその台帳を利用するものでございます。

3款福祉課所管の児童福祉総務費の保育所等整備事業費では、補助金交付要綱改定に伴い、つつじが丘保育園649万1,000円、美山保育園851万2,000円、合計1,500万3,000円の増額計上となります。つつじが丘保育園においては、当初旧園舎の撤去を予定していましたが、撤去しないとのことで、当初予算で見込んでいた解体撤去費の補助は差し引いて計上し、美山保育園においては解体撤去工事込みの補助となります。

4款健康保険課所管の予防費では、感染症予防接種事務費としてロタウイルス予防接種業務委託料に伴い、239万1,000円の増額計上です。ロタウイルス予防接種においては、平成31年4月から任意の予防接種として、おおむね半額助成を行ってきましたが、今年10月から定期予防接種として全額助成で実施されるため、その増額計上されたものでございます。なお、令和2年8月1日以降に生まれた乳幼児が対象となります。

また、保健指導費の母子保健事業費では産後ケア施設の感染拡大防止対策として、事業を委託している市内のくすもと産婦人科といちご助産院へのマスクの配布37万6,000円、アルコール消毒剤配布7万5,000円を増額計上しております。

次に、10款教育委員会、教育総務課・学校教育課所管の需要費では、ふれあい教室移転事業に伴う施設維持修繕料等44万円の増額計上であります。これは、旧伊集院区検察庁の土地建物を購入し、ふれあい教室を移転することに伴うものであります。

建物購入費は公有財産購入費において、当初予算で550万9,000円を見込んでいましたが、284万4,000円で落札したことにより、266万5,000円の減額計上となっております。

また、教育振興費の備品購入費では、吹上地域の4小学校にパソコンディスプレイ等の購入費288万円、同じく吹上中学校に72万円の増額計上であります。これは、吹上地域の小・中学校をモデル校として地方創生推進交付金事業による遠隔事業システム導入整備の交付決定に伴うものです。

続きまして、質疑の主なものをご報告いたします。

まず、市民生活課関係では、委員より、「マイナンバーカード、いわゆる個人番号カードの取得率はどれくらいか」との問いに、「6月1日現在で人口に対して16.26%、7,921人である」と答弁。

次に、福祉課関係では、委員より、「保育所等整備事業において、国の補助基準額は何を基準としているのか」との問いに、「定員数が基準となるが、計画が補助規定に満たす必要がある」との答弁。

次に、健康保険課関係では、委員より、「ロタウイルス予防接種は何人を見込んでいるのか」との問いに、「出生数が約300人なので、その2分の1の150人を見込んでいる」との答弁。

次に、教育総務課・学校教育課関係では、委員より、「旧伊集院区検察庁の購入は建物だけか」との問いに、「土地は当初予算で計上した物件購入費の中から契約時の内金等も含め、今回の公有財産費で落札して購入している。今回の購入土地については、検察庁建設の際、旧伊集院町から無償譲渡された土地を除く、道路改修に伴い検察庁が購入した土地について、今回市が買戻したものである」との答弁。

また、委員より、「吹上地域の小・中学校をモデルに遠隔授業システム備品が整備される経緯と活用方針は」との問いに、「小中学校一貫教育において推奨するひおき学を、吹上地域が積極的に取り組んでいることから、その取組を発信して他の学校との教育交流を図ろうとするものである。また、今後児童・生徒に対して平等に学習教育を受ける機会を努めるため、個々のパソコン配備、いわゆるGIGAスクールと今回の遠隔授業システムなど、最先端の学習環境の下、その方針やしつかりとした考え方を持たなければならない教育を進めていきたい」との答弁。

このほかにも質疑がありましたが、当局の説明で終了し、質疑を終了。

その後、自由討議を行い、「遠隔授業システムの整備については、新型コロナウイルス感染防止対策の影響で、授業カリキュラムも窮屈な状況であると思われる。前回予算化したGIGAスクール事業や、今回配備する遠隔授業システム事業など、国や県の指導方針で、最先端技術の学習教育が進む中、業務の煩雑化により教職員への負担増が懸念される。教職員への配慮も行いながら、児童・生徒へは型どおりではなく、無理のない行き届いた教育に努めることを期待したい」との意見が出されました。当委員会でも今後、関心を持って注視していきたいと考えております。

自由討議を終了し、討論に付したところ、委員より、「個人番号カード事業におけるカード取得には、個人情報漏えいするリスクがあるため、個人番号カード事業予算には反対である」との反対討論がありましたが、採決の結果、議案第39号令和2年度日置市一般会計補正予算（第3号）の文教厚生常任委員会に係る部分については、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で文教厚生常任委員会の報告を終わります。

ます。

○議長（漆島政人君）

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

〔産業建設常任委員長黒田澄子さん登壇〕

○産業建設常任委員長（黒田澄子さん）

おはようございます。

ただいま議題となっております議案第39号令和2年度日置市一般会計補正予算（第3号）につきまして、産業建設常任委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本案は、6月8日の本会議において当委員会に係る部分を分割付託され、6月9日に委員全員出席の下、委員会を開催し、県単補助治山事業をはじめ、林道整備事業、狹隘道路整備事業、市道改良工事、農地耕作条件改善事業のため池改修など、計17か所の現地調査を行い、6月10日に産業建設部長及び各担当課長など、当局の説明を求め、質疑・討論・自由討議、採決を行いました。

今回の補正予算は、4月の人事異動に伴う人件費の補正予算が全課に計上されておりますが、ここでは当委員会所管に係る主なものについて、ご報告申し上げます。

まず、6款農林水産業費は、当初予算より5億4,273万2,000円が追加計上され、総額16億1,024万1,000円となっております。主な理由として、国庫補助金の内示に伴う委託料と工事請負費の増額や県営事業に伴う負担金の増額が主なものとなっております。

次に、8款土木費は、当初予算より16億7,663万5,000円が追加計上され、総額31億3,214万7,000円となっております。

歳入の主なものをご報告申し上げます。

15款農林水産業費国庫補助金、社会資本整備総合交付金の狹隘道路整備等整備促進事

業の3地区分で、国費50%の3,388万4,000円。

土木費国庫補助金の道路橋梁費では5億8,279万3,000円の内示。内訳は、道整備交付金事業で伊集院地域の野田梅木線ほか19路線の道路改良・舗装工事に伴う事業費の補助率50%で、2億9,500万円。

社会資本整備総合交付金事業の防災・安全交付金では、中川線ほか9路線で通学路の改良や歩道設置、橋梁修繕に係る事業費の補助率57.75%、防災安全交付金事業に係る事業費の補助率は52.5%で、合計2億7,522万4,000円であります。

住宅費国庫補助金は内示により1億1,124万6,000円で、内訳は社会資本整備総合交付金の地域住宅支援で、吹上温泉住宅建て替えと、伊集院の小諏訪原住宅改修に伴う補助金1億1,150万7,000円であります。

16款農林水産業費県補助金の農業費県補助金1億5,786万9,000円で、主なものは、活動火山周辺地域防災営農対策事業費県補助金で中原生産組合と鹿児島農水株式会社の被覆資材更新の採択見込で543万8,000円。

鳥獣被害対策実践事業費県補助金の内示に伴い、捕獲者へ交付される緊急捕獲事業費分とわな狩猟取得補助及び、ICT等を活用した被害対策実証事業の県補助金613万3,000円。

農業基盤整備促進事業費県補助金は、日置地区全地域で国費55%、3,354万2,000円であります。

22款農林水産業債の水産業債2,120万円は、江口漁港における県営広域漁港整備事業に対する市負担金で、林業債900万円は緊急自然災害防止対策事業債として、県単補助治山事業の東市来西小園下地区と日吉柵原地区の2件分の工事費に係る市負担分と、県

営治山事業に対する市負担金分であります。

次に、歳出の主なものをご報告申し上げます。

6款農業振興費、負担金・補助金及び交付金5,502万1,000円は、産地づくり対策事業の伊集院いちご生産組合が導入する高設栽培設置、入来ソバ生産組合が導入するコンバイン、農事組合法人キタカタが導入するコンバイン、焼酎麴用米生産組合が導入するコンバインの4件分の補助金に2,848万3,000円、鳥獣被害対策実践事業費の緊急捕獲分の交付金とわな免許取得に係る補助金及び、日置市有害鳥獣緊急捕獲対策協議会が負担する振込手数料及び、ICT等新技術実証事業の補助金の625万円ほかであります。

畜産業費の需用費、役務費、備品購入費は、資源リサイクル畜産環境整備事業の計画策定に係る推進事務費の10万5,000円は県からの定額補助となっております。

農地費の委託料で、投資的委託料4,191万1,000円は、住環境整備事業費などの国の内示に伴う狭隘道路整備等促進事業の道路拡幅測量設計費で、伊集院地域郡地区・小丸地区、東市来の皆田東2地区・城之町地区、吹上の南宮内地区の計5件分などあります。

同じく、工事請負費の2億1,364万3,000円の内訳は、農業農村活性化推進施設等整備事業で日吉の山田地区のため池改修工事費に1,170万1,000円、住環境整備事業で皆田東1地区と南宮内地区の狭隘道路整備工事に3,377万円。

農業整備基盤整備促進事業で、伊集院地区で暗渠排水・野田地区で農道舗装、東市来の荻地区で用水路、日吉の松ヶ尾地区で農道舗装、吹上の印口地区で用排水路、下与倉地区で水路と貯水施設、入来地区と湯之元で農道舗装、合計8地区の事業費に5,609万4,000円。

農地耕作条件改善事業費で4地区7か所に9,007万6,000円などあります。

負担金の投資的経費では、国の内示に伴うもので1億5,509万2,000円が計上され、内訳としては河川工作物応急対策事業費は、頭首工改修に伴う市負担金割合が事業費の8%、480万円で、東市来地域の片鹿倉地区ほか2地区分、県営中山間地域総合整備事業費では、暗渠排水工事や用排水路工事等の農業生産基盤で事業費の15%、集落道整備や集落排水整備等の農村生活環境基盤で事業費の20%、合計7,715万円の計上であります。

農村災害対策整備事業費では、東市来・日吉・吹上の3地区の用排水路整備に伴う負担金として事業費の5%、450万円の計上。

畑地帯総合整備事業費は、吉利及び吹上地区の圃場整備や農道整備に伴う市負担金で事業費の18.65%、生活環境基盤整備では集落道路整備等に市負担金で事業費の22.5%、計3,958万2,000円であります。

林業振興費の工事請負費の1,670万円の内訳は、県単補助治山事業で西小園地区と終原地区の工事費に1,170万円、県単林道事業費で林道見笠線流末排水整備工事費に500万円となっております。

漁港建設費の広域漁港整備事業費2,120万円の内訳は、江口漁港整備で物揚場の45m改良・港内防波堤整備50m・用地護岸整備5mであります。

8款道路新設改良費で、委託料や工事費、補償金など、合計10億9,888万円が計上、国の内示によるものであります。

委託料では総額1億4,764万2,000円が計上され、主なものは道整備交付金事業で、伊集院地域桑水流線ほか1路線の補償調査や用地測量、東市来地域では湯之元福ヶ原線ほか1路線の測量設計、日吉地域では新久線ほ

か4路線の測量設計、吹上地域では上与倉線ほか3路線のC B R試験調査、測量設計の委託料として1億662万8,000円などが計上。

工事請負費は、総額8億6,786万6,000円を計上され、主なものでは、道整備交付金事業で、伊集院地域が野田梅木線ほか4路線、東市来地域では上野西オロンモト線ほか3路線、日吉地域では新久線ほか4路線、吹上地域では上与倉線ほか3路線の合計18路線の道路改良工事費で4億5,643万6,000円。

通学路交通安全事業費では、伊集院地域の中川線ほか4路線、東市来地域の長里湯之元線ほか3路線の改良工事費に2億9,701万8,000円を計上。

防災安全交付金事業では、伊集院地域の城山トンネルの照明のLED化と上方限清藤線の法面修繕工事費4,465万1,000円を計上。

土地区画整理費では、補填及び賠償金では1億4,714万3,000円を計上。内訳は、湯之元第一地区の建物移転等補償費7件分、5億857万4,000円。

公管金でも同じく建物移転等補償費2件分の2,000万2,000円を計上。

公園費では、委託料で公園施設長寿命化計画策定業務費の860万円を、工事請負費では公園施設長寿命化対策支援事業費と安全安心対策緊急支援事業費で7,044万2,000円を計上。

住宅建設費の工事請負費は、国の内示により、社会資本整備総合交付金事業で、吹上温泉住宅建築工事費と伊集院地域の小諏訪原住宅の改修工事費、3億200万円の計上であります。

次に、質疑の主なものをご報告いたします。

まず、農林水産課の関係では、委員より、「鳥獣被害対策実践事業でICT等新技術実

証事業が出ているが、どのような内容か」との問いに、「昨今、鳥の被害があるということからの実証事業である。内容としては、音声認識機器がターゲットとなる特定の鳥の鳴き声を判別し、それに連動して追い払い機が作動する。それと同時に、ICT接続変換機が特定の携帯電話等に作動したことを対象者に知らせるものである。どこでどのような形で行うかは今後検討する。鳥の被害は、カラスやカモ等である」との答弁。

また、委員より、「畜産業費の資源リサイクル畜産環境整備事業費とあるが、内容はどのようなものか」との問いに、「この事業は、畜産の排泄物の資源リサイクルという国庫事業である。事業主体は鹿児島県の地域振興公社である。実際の事業対象農家は補助残を収めて、振興公社が国費と併せて支払いをする形の事業である。令和2年度の計画策定の予定は、伊集院の宮下牧場の堆肥舎の整備が上がっており、ハード自体は令和4年になると思われる」との答弁。

次に、農地整備課関係では、委員より、「各事業の中で、国費の内示に伴う補正分は継続と思うが、事業採択に伴う補正は新規事業と理解していいのか」との問いに、「継続事業でも新規地区に割り当てが来たものは、新規ということになる」との答弁。

また、委員より、「狭隘道路で新規が出ているが、南宮内や皆田東はこれまで継続しているはずだが、測量設計が必要なのか」との問いに、「南宮内と皆田東は既に測量設計が終わり工事を実施中であり、あとは新規の測量設計である。南宮内は湧水が多く、学校付近ということで学校との取り合いにより、修正設計が必要になった。皆田東は、皆田東1と皆田東2があり、1は工事が進んでおり、2は測量設計ということである」との答弁。

次に、建設課関係では、委員より、「公園費の工事請負費で公園施設長寿命化対策支援



事業に3,944万円計上されているが、工事の内容は」との問いに、「東市来地域の長里団地の公園ほか3公園の遊具の更新が主なものである。伊集院地域では城山公園ほか5公園の遊具の更新である。遊具が老朽化しており、更新して事故のないようにしていくものである」との答弁。

また、委員より「現地調査も行った道路新設改良費、防災安全交付金事業の上方限清藤線法面修繕で尋ねるが、ここは設置後25年ほど経過していると説明を受けた。そもそも法面の寿命は何年くらいか。また、長寿命化のための検査はどうか。崩れてからでないと分からないのが現状なのか」との問いに、「法面の寿命は造られた時代背景や材料、施工方法で一概に何年と言えるものではない。財務省の財産処分でいうとコンクリート構造物は50年であるが、今回の現場はモルタルを吹付けて加工したもので、南向きでもあり乾燥と湿潤が繰り返すという状態のコンクリートの的には厳しい環境であると考え。検査方法は、赤外線を用いて空洞があるかを調査する方法もあるが、今回は目視と打音で空洞を把握した。法面は自然斜面と人工斜面に分かれるが、点検としては亀裂がないかを目視、今後はドローンやレーザースキャンなど技術が発展しているのでうまく使っていきたい。点検は年次的ではなく、豪雨時や地震時の後など、非常時の後に随時行っている」との答弁。

この他にも多くの質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。その後自由討議に付しましたが、特に指摘するべきものもなく自由討議を終了。討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第39号令和2年度日置市一般会計補正予算（第3号）の産業建設常任委員会に係る部分については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、産業建設常任委員会の報告を終わります。

#### ○議長（漆島政人君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（漆島政人君）

質疑なしと認めます。

これから議案第39号について討論を行います。発言通告がありますので、山口初美さんの反対討論の発言を許可します。

#### ○14番（山口初美さん）

私は、議案第39号令和2年度日置市一般会計補正予算（第3号）に対する反対討論を行います。

戸籍住民基本台帳費の個人番号カード事業費、マイナンバーカードに関する予算1,716万4,000円について、この1点について私は認めることができないので、反対をいたします。

5月1日現在で、このカードの取得率は16.26%という説明が、委員会審査の中でありました。個人番号カードは、国が国民一人一人の様々な情報を一括管理し、徴税の強化などにつながる問題や幾らせキュリティーを高めても情報漏えいのリスクが高いなどの問題があり、認めることができません。今回の国の1人10万円の特別給付金のオンライン申請は、マイナンバーカードは暗証番号の手続などでかえって面倒で時間もかかりました。便利で簡単なはずが、そうはいかずにカードの普及も進みませんでした。

国からのお金を財源として、国策として予算が計上され、個人番号カード事業は進められてきました。低い取得率から見ても分かるように、国民の要求に基づくものではないということははっきりしていると思います。このような理由で、私は反対せざるを得ません。

以上、反対討論といたします。

○議長（漆島政人君）

次に、池満渉君の賛成討論の発言を許可します。

○21番（池満 渉君）

ただいま3つの委員会の委員長から、それぞれ詳しい報告がありました。補正額が22億2,700万円ということであります。ご承知のように、道整備交付金など、国や県の補助金がほぼ確定をしたものでありまして、それに対する応分の本市負担額を基金からの繰入れとその不足を補填する起債の設定が主であります。それは計画した事業遂行のためのものであります。

それと、コロナの関連が少しございます。今回の補正で、起債の増高が大変気になるところであります。このことは私たち議会にも大変大きな責任もございます。新規の事業あるいは多くの整備のための事業を進めれば進めるほど、国県の補助はあっても、やっぱり自前のお金も出さないといけないといったような現象も見えております。かなりの部分の整備が、大型の整備が済んできたというふうに市長からの話も伺いました。これからは、執行部そして議会が一緒になって、それらの財政をしっかりと立て直していくための取組をやっていくのが必要だというふうに思います。

さて、反対討論あります個人番号カードの事業については、平成27年に既に国会で議決されたことあります。ご承知のように実際にはこのカードの取得はなかなか進まない。その中で、今回のコロナウイルスの惨禍に見舞われました。マイナンバーカードは持続化給付金や全世帯に対する特別定額給付金などを、より早く届けるためのツールの一つでもあります。

先ほどありましたが、現状ではなかなかその作業がうまくいかなかったというところもありますけれども、それはこれからまたいろ

んな意味で改善をされていこうと期待をしております。

そして、この補正額のおよそ1,700万円は、そのための取得者の増加も見込んだ関連事務に対する国からの補助金でもあります。もちろんマイナンバーカードは、個人情報の漏えいをはじめ、その取扱いが厳しく規制をされております。私は、制度そのものの反対を唱え続けることは、これは個人の自由であります。このカードをさらに有効に活用するため、あるいはもっとこのような方法があるんじゃないかといったような、建設的な議論も望みたいと思います。

以上のようなことで、賛成の討論といたします。

○議長（漆島政人君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

これで討論を終わります。

この採決は、起立採決に変わり、電子表決により行います。

本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

押し忘れなしと認めます。

採決を確定します。賛成多数です。したがって、議案第39号令和2年度日置市一般会計補正予算（第3号）は委員長の報告のとおり可決されました。

---

△日程第2 議案第40号 令和2年度  
日置市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

△日程第3 議案第42号 令和2年度  
日置市介護保険特別会計補

正予算（第1号）

○議長（漆島政人君）

日程第2、議案第40号令和2年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）及び日程第3、議案第42号令和2年度日置市介護保険特別会計補正予算（第1号）の2件を一括議題といたします。

2件について、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

〔文教厚生常任委員長佐多申至君登壇〕

○文教厚生常任委員長（佐多申至君）

ただいま一括議題となっております、議案第40号令和2年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）及び議案第42号令和2年度日置市介護保険特別会計補正予算（第1号）の2件について、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本案は6月8日の本会議におきまして、当委員会に付託され、翌9日、10日に委員全員出席の下、委員会を開催し、市民福祉部長、健康保険課長及び介護保険課長など、当局の説明を求め、その後、討論、採決を行いました。

まず、議案第40号令和2年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、ご報告申し上げます。

国民健康保険特別会計の6月補正は、歳入歳出それぞれ12万円を追加し、歳入歳出予算を61億9,231万1,000円とするものであります。

歳入の主なものは、保険給付費等交付金の特別交付金県繰入金12万円の増額補正であります。

歳出の主なものは、特定健康診査等事業費及び医療費適正化特別対策費の会計年度任用職員に係る費用弁償、計12万円を増額計上しております。

当局の説明で終了し、質疑はなく、質疑を

終了。討論に付しましたが、討論もなく、採決の結果、議案第40号令和2年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第42号令和2年度日置市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、ご報告申し上げます。

介護保険特別会計の6月補正は、歳入歳出それぞれ444万円を追加し、歳入歳出予算を58億8,453万円とするものであります。

歳入の主なものは、地域介護・福祉空間整備等事業費の先進的事業支援特例交付金293万4,000円の増額補正であります。

歳出の主なものは、その地域介護・福祉空間整備事業の投資的経費に293万4,000円を増額計上しております。これは、高齢者施設等において、新型コロナウイルスの感染が疑われる方と、それ以外の方等のスペースを空間的に分離するため、多床室から個室化への改修に伴うための改修費を助成するものであります。

次に、質疑の主なものをご報告いたします。

委員より、「地域介護・福祉空間整備事業等の対象となる高齢者等施設は幾つあるのか。また現在改修申請があるのか」との問いに、「日置市内は、現在認知症高齢者グループ事業所が13、小規模多機能型介護事業所が4、計17事業所あり、今のところ申請があったのは日吉地域のひおきの丘である」と答弁。

ほかに質疑はなく、当局の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第42号令和2年度日置市介護保険特別会計補正予算（第1号）は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、文教厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（漆島政人君）

これから2件の委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

質疑なしと認めます。

これから議案第40号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

討論なしと認めます。

これから議案第40号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第40号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第40号令和2年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第42号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

討論なしと認めます。

これから議案第42号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第42号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第42号令和2年度日置市介護保険特別会計補正予算（第1号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

計補正予算（第1号）

○議長（漆島政人君）

日程第4、議案第41号令和2年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について、総務企画常任委員長の報告を求めます。

〔総務企画常任委員長西園典子さん登壇〕

○総務企画常任委員長（西園典子さん）

ただいま議題となっております、議案第41号日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第1号）について、総務企画常任委員会における審査の経過と結果について、ご報告を申し上げます。

本案は去る6月8日の本会議におきまして、総務企画常任委員会に付託され、6月9日に委員会を開催し、総務企画部長及び商工観光課長など当局の説明を求め、質疑、討論、採決を行いました。

今回の補正予算は歳入歳出の総額に、歳入歳出それぞれ191万6,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ1億2,587万7,000円とするものであります。

内容につきましては、1款経営費で、単独事業として湯量等測定のためのメーター機器を4基取り付けしていくための工事請負費が計上されております。この財源として、一般会計からの繰入金で充てていくものであります。

次に質疑の主なものを申し上げます。

委員より、「今回湯量測定装置設置の補正予算を計上したが、現在湯量が少ないということか」との問いに、「現在タンク内の湯量の増減が激しい。湯量を測定して実態を把握したいと考えている」との答弁。

「支所から引き継いだ事項としては、毎分90ℓの湯量があるということであったが、湯量の増減があるということか」との問いに、「実際どれぐらい出ているのかという調査をするための測定器設置である。今は温泉に入

---

△日程第4 議案第41号令和2年度日置市健康交流館事業特別会

るタンクの減り方が不均一というところもある。例えば休館日明けの火曜日にはタンクがいっぱいになっているが、水曜日には湯量が少なくなっているということが見受けられるので、実際井戸から湯が上がってくる部分にメーターを設置して、湯量の測定をしたいと考えている。調査してどれだけ出ているのかということ調査してみたい。調査結果でどこが悪いのかなどの判断材料になるではないか」との答弁。

このほかにも多くの質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第41号令和2年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第1号）は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で総務企画常任委員会の報告を終わります。

**○議長（漆島政人君）**

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（漆島政人君）**

質疑なしと認めます。

これから議案第41号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（漆島政人君）**

討論なしと認めます。

これから議案第41号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第41号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（漆島政人君）**

異議なしと認めます。したがって、議案第41号令和2年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第1号）は、委員長の報告の

とおり可決されました。

ここでしばらく休憩します。次の会議を11時10分とします。

午前10時59分休憩

午前11時10分開議

**○議長（漆島政人君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第5 議案第43号令和2年度日置市下水道事業会計補正予算（第1号）

**○議長（漆島政人君）**

日程第5、議案第43号令和2年度日置市下水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

〔産業建設常任委員長黒田澄子さん登壇〕

**○産業建設常任委員長（黒田澄子さん）**

ただいま議題となっております、議案第43号令和2年度日置市下水道事業会計補正予算（第1号）について、産業建設常任委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本案は、6月8日の本会議において当委員会に付託され、6月10日に委員全員出席の下、委員会を開催し、産業建設部長および上下水道課長など当局の説明を求め、質疑を行い、討論・採決を行いました。

今回の補正予算は全て、公共下水道事業に係る給与等、人件費に係る予算であります。

収益的収入及び資本的収入につきましては既定予算のとおり、収益的支出を685万2,000円の増額、資本的支出を53万7,000円の増額であります。

増額の要因は、特別会計であった公共下水道事業会計と農業集落排水事業会計が、令和2年4月1日から公営企業会計に移行したことによる業務量増に伴う一般職1人の人員増

であります。

今回は、4月の人事異動に伴うものが全てであり、質疑もなく討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第43号令和2年度日置市下水道事業会計補正予算（第1号）は、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、産業建設常任委員会の報告を終わります。

**○議長（漆島政人君）**

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（漆島政人君）**

質疑なしと認めます。

これから議案第43号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（漆島政人君）**

討論なしと認めます。

これから議案第43号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第43号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（漆島政人君）**

異議なしと認めます。したがって、議案第43号令和2年度日置市下水道事業会計補正予算（第1号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

△日程第6 議案第44号令和2年度日置市一般会計補正予算（第4号）

△日程第7 議案第45号令和2年度日置市水道事業会計補正予算（第1号）

**○議長（漆島政人君）**

日程第6、議案第44号令和2年度日置市一般会計補正予算（第4号）及び日程第7、議案第45号令和2年度日置市水道事業会計補正予算（第1号）の2件を、一括議題といたします。

2件について、提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

**○市長（宮路高光君）**

議案第44号は、令和2年度日置市一般会計補正予算（第4号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億9,145万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ340億9,938万5,000円とするものであります。

今回の補正予算の概要は、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に伴う予算措置で、新型コロナウイルスの感染拡大への影響を受けている地域経済や住民生活の支援のほか、小中学校の児童生徒に1人1台の端末を整備するための債務負担行為の設定など、所要の予算を編成いたしました。

まず、歳入の主なものは国庫支出金で、国庫補助金の総務費国庫補助金で新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、商工費国庫補助金で、地方スポーツ振興費補助金の増額により2億3,315万9,000円を増額計上いたしました。

県支出金では、商工費県補助金で地域振興推進事業費県補助金の減額により、678万円を減額計上いたしました。

寄附金では、株式会社タバタなどからの寄附金の増額、観光PR武将隊プロジェクト事業費の事業内容変更に伴う寄附金の減額により、199万3,000円を減額計上いたしました。

繰入金では、歳入歳出予算額の調整による財政調整基金繰入金の減額などにより、3,253万6,000円を減額計上いたしました。

諸収入では、雑入で観光PR武将隊プロジェクト事業収入の減額により、40万円を減額計上いたしました。

次に、歳出の主なものでは、民生費で子育て世帯支援事業費の増額などにより、6,795万7,000円を増額計上いたしました。

衛生費では、感染症予防接種事務費の増額、水道基本料金免除に伴う水道事業会計への補助金の増額により、7,002万3,000円を増額計上いたしました。

商工費の商工業振興費で、地域店限定商品券付与によるプレミアム付き商品券事業補助金の増額、地域経済活動支援事業費の増額などにより、5,943万円を増額計上いたしました。

教育費では、GIGAスクール構想の実現に係る情報機器リース料の見直しを行ったことにより、596万円減額計上いたしました。

次に、議案第45号は、令和2年度日置市水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。

収益的収入及び支出については、収益的収入で、新型コロナウイルス感染症対策に伴う水道基本料金免除による水道事業収益の営業収益の減額、一般会計からの補助金による営業外収益の増額により、総額に27万5,000円を追加し、総額を8億6,517万8,000円に、収益的支出では、水道事業費用の営業費用で、水道料金免除に伴うシステム改修費用27万5,000円の増額により、総額を8億4,006万9,000円とするものであります。

以上、2件、ご審議をよろしく願いいたします。

**○議長（漆島政人君）**

これから、2件について一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（漆島政人君）**

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第44号は、各常任委員会に分割付託いたします。

議案第45号は、産業建設常任委員会に付託します。

---

△散 会

**○議長（漆島政人君）**

以上で、本日の日程は終了しました。

6月22日は、午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会します。

午前11時19分散会





第 3 号 ( 6 月 2 2 日 )



議事日程（第3号）

日 程	事 件 名
-----	-------

日程第 1	一般質問（17番、12番、14番、2番、15番）
-------	--------------------------

本会議（6月22日）（月曜）

出席議員 22名

1番	桃北勇一君	2番	佐多申至君
3番	是枝みゆきさん	4番	富迫克彦君
5番	重留健朗君	6番	福元悟君
7番	山口政夫君	8番	樹治美君
9番	中村尉司君	10番	留盛浩一郎君
11番	橋口正人君	12番	黒田澄子さん
13番	下御領昭博君	14番	山口初美さん
15番	西菌典子さん	16番	門松慶一君
17番	坂口洋之君	18番	並松安文君
19番	大園貴文君	20番	田畑純二君
21番	池満渉君	22番	漆島政人君

欠席議員 0名

---

事務局職員出席者

事務局長	丸山太美雄君	次長兼議事調査係長	神余徹君
総務係長	馬場口一幸君	議事調査係	松永真君

---

地方自治法第121条による出席者

市長	宮路高光君	副市長	小園義徳君
教育長	奥善一君	総務企画部長兼総務課長	橋口健一郎君
市民福祉部長兼市民生活課長	地頭所浩君	産業建設部長兼農林水産課長	城ヶ崎正吾君
教育委員会事務局長兼教育総務課長	梅北浩一君	消防本部消防長	柿内和浩君
東市来支所長	新村芳尚君	日吉支所長	丸田明浩君
吹上支所長	江田光和君	総括兼選挙管理委員会事務局長	瀬戸口亮君
財政管財課長	上秀人君	企画課長	内山良弘君
地域づくり課長	濱崎慎一郎君	税務課長	松元基浩君
商工観光課長	久木崎勇君	福祉課長	有村弘貴君
健康保険課長	山下和彦君	介護保険課長	東浩文君
建設課長	田口悦次君	農地整備課長	東広幸君

上下水道課長 新川光郎君  
社会教育課長 横枕広幸君  
監査委員事務局長 丸山太美雄君

学校教育課長 渦尾文輝君  
会計管理者兼会計課長 外菌和代さん  
農業委員会事務局長 上之原 誠君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（漆島政人君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（漆島政人君）

日程第1、一般質問を行います。

順番に質問を許可します。

初めに、17番、坂口洋之君の質問を許可します。

〔17番坂口洋之君登壇〕

○17番（坂口洋之君）

おはようございます。令和2年度6月議会、今年度最初の一般質問となりました。初めに私ごとで申し訳ございませんが、私は来月誕生日で50歳になります。40代最後の質問となります。日置市発足後20代、30代の若い議員がいましたが、次の定例議会から最年少が50歳、40代以下の市議会議員が在籍しない議会となります。

私は社民党の自治体議員として、市民の命と暮らし、平和と雇用を守る視点で、社民党の自治体議員として61回目の質問を実施いたします。

今回は、新型コロナウイルス感染症における今後の本市の考え方について、6項目質問をいたします。

まず最初に、新型コロナウイルス感染症における今後の本市の考え方について6項目質問いたします。

1つ目です。感染症を長期的に防ぐため国が推奨します「新しい生活様式」に関する本市の基本的な考え方と市民への啓発、市役所、学校での具体的な実践を伺いたいと思います。

2つ目です。それに伴う市主催のイベント、学校行事、運動会・文化祭・入学式・卒業式等の実施に向けた考え方を伺います。

3つ目です。鹿児島県内では、段階的に自

粛解禁をされております。景気回復にはまだまだ程遠い状況が続いており、市内の製造業にも影響があり、雇用調整が幅広い分野に広がっていると感じております。現状への認識と長期化への備え、財源と本市の財政への影響についてどう考えているのか、市長に伺います。

4つ目です。この夏も都市部からの帰省客の減少が考えられます。日置市の農水産物支援のためにも、地元農水産物、菓子等の食品の詰め合わせの、仮称「日置市 元気福袋」を各団体と連携し、市長のメッセージカードを同封し、県内外の出身者、また地元市民も購入する取組を行えないのか、本市の考えを伺います。

5つ目です。今後、テレワーク・サテライトオフィスの需要は高まると私は考えます。施設整備を含め、鹿児島市連携中枢都市圏構想の4自治体と連携し、働ける環境を整備する必要があるのではないかと、本市の考えを伺います。

6つ目です。保護者から子どもたちの通学与学校での対応に不安の声もごございます。感染の第2波が危惧される中で子どもたちへの対応についての本市の考えを教育長に伺いまして、1回目の質問といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の新型コロナウイルス感染症における今後の本市の考え方について、その1でごございます。

日常において、国が示した「新しい生活様式」による感染防止の対策を取りながら、生活していただくことを基本として、この生活がなじんでいくよう広報紙等を活用しながら、市民への周知を図っていきたいと考えております。

市役所・学校の取組につきましても、感染が一旦発生すると、感染拡大につながるおそれがあることから、3密を避ける対策を取っ

たうえで、マスクの着用や人との距離を十分保つよう指導していきたいと考えております。

2番目でございます。

イベントの実施につきましては、新しい生活様式の実践例を踏まえ、身体的距離の確保やマスクの着用、3密を避けるなど、あらゆる感染防止対策を検討した上で、開催が可能かどうかを慎重に協議してまいりたいと考えております。

3番目でございます。

県内の新型コロナウイルス感染症による事業活動縮小・廃止からの解雇等は297人で、日置市内の詳細については不明でございますが、ハローワーク伊集院管内の有効求人倍率は昨年4月が1.06、本年度4月が0.87と低下しており、雇用状況は悪化しています。

長期化することで、さらなる企業収益の減少により、法人税や市民税などの地方税、譲与税等交付金の減収が予想され、来年度以降の予算編成に影響があると考えております。

国の経済対策である交付金を活用するなど、中小企業者等へ支援策を実施しておりますが、今後も国県の動向を注視しながら、状況に応じて速やかに対応していきたいと考えております。

4番目でございます。

市内の農林水産物の品目によっては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けております。現在、国の各種支援策の周知に努めており、一部ではすでに申請も開始されております。

ご提案のありました市内農林水産物などの詰め合わせセットの販売については、現在のところ考えておりませんが、市内特産品も多岐にわたることから、今後の支援策の一つとして、地元農協や漁協、商工会などの意見も伺ってまいりたいと考えております。

5番目でございます。

今回の新型コロナウイルス感染拡大を受け

まして、新しい働き方として、在宅勤務やサテライトオフィス勤務など、情報通信技術を活用したテレワークの導入・活用の推進が、全国的にも図られていることは認識しています。

その中で、国においては、中小企業事業主向けのテレワークの推進のための助成金などもあるところでございます。今後、感染状況等も十分考慮した上で、近隣自治体との連携を含みながら、本市の感染症対策における働く環境の需要・状況に対する効果的な対策を講じていくことは重要であると考えております。

以上で終わります。

〔教育長奥 善一君登壇〕

#### ○教育長（奥 善一君）

まず、先日の6月8日の本会議で2期目のご同意を頂きました。ご期待に添えるようにまた頑張ってまいりたいと思いますので、引き続きよろしくお願いいたします。

それでは、お尋ねの学校における「新しい生活様式」の具体的な実践についてでございます。

学校においては、手洗いや咳エチケット、換気といった基本的な感染症対策に加え、感染拡大リスクが高い「3つの密」を避けるために、座席の間隔を可能な限り空け、子ども同士の密接した学習活動ではマスクを着用するなどの対策を取っております。

それから、2番目の学校行事でございます。

学校行事においては、地域の感染状況や学校の実情に応じながら、3つの密を回避するための工夫をすること、それが困難な場合は、人数の制限や時間短縮、内容の変更、行事の延期及び中止等も含めて検討するように学校へ指導しております。

次が、保護者の不安についてのお尋ねでございます。

今後も国や県からの通知、ガイドライン等

をもとに、学校における新型コロナウイルス感染症対策の徹底を図るとともに、学校の対応について保護者に十分ご理解いただくように努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

#### ○17番（坂口洋之君）

市長、教育長に1回目のご答弁を頂いたところでございます。

新型コロナウイルス予防につきましては、この3月議会の中でも市長、教育長に質問をしてきたところでございます。

この6月議会におきましても、10名中7名の議員が新型コロナに関わることについて質問をしているところでございます。そういう状況の中で、この新型コロナウイルス、長期化になるのではないかという、そういった心配の声もありますし、また大変残念なんですけれども、6月19日は鹿児島国体におきましては延期という、そういった報道もなされたわけでございます。

特にこの国体は今年度におきましても、経済の起爆剤ということで多くの事業者や経済団体、また当然ながら選手の方々も期待しておりましたし、またこれまで多くの職員の方も携わってきているわけでございます。

そういう状況の中でございますので、この推移は引き続き見守らなければならないなどということを感じているところでございます。

そういう状況の中で、市長にまず最初に、基本的な地域経済の現状について再度伺いたいと思っております。

やはりなかなか飲食店もまだお客さんが戻っていないようでございます。サービス業、運輸業、まだまだこの日置市の地域経済非常に悪い状況が続いておりますけれども、市長自身、本市の地域経済の現状についてどのような考えを持っていらっしゃるのか、伺いたいと思います。

#### ○市長（宮路高光君）

ご指摘のとおり、大変この日置市におきましても、地域経済が疲弊化しているのも事実でございます。

先般、さくら1.1というパチンコ屋だったんですけど、これが閉鎖しまして、あそこにあります水とかいろんなものを結構寄付いただいて、現場にも行かしていただきましたけど、あそこでも二十五、六名の雇用をしておったけど、それを解雇してしまった。

そのようにして、まだまだいろいろと自然的なものの発生が出てくるというのは否めません。私どもも国の1次補正の予算におきまして、議会の同意を得ながら対策もさせていただき、今後また2次補正も確定してまいります。そのような中、やはり中小企業の支援策、商工会、商品券も含めまして飲食店、こういう対策を今後ともそれぞれ継続的にやっていきたいというふうに考えております。

#### ○17番（坂口洋之君）

先ほど市長が日置市のパチンコ屋さんの話をされてきたと思いますけれども、やはり地域経済がまだまだ疲弊しております。あわせて、特に大学生、専門学生のアルバイトの収入が大きく減ったということで、学生の皆さん方も学校で学ぶ、そういった環境も経済的に厳しくなっているという状況でありますので、見えにくいけれども、日置市の地域経済がまだまだ大きな課題がありますので、今後、国・県連携をしながら地域経済の活性化にも努めていただければと思っております。

次に、前回3月議会でも質問しました新型コロナの基本的な考え方ということで、1点だけお聞かせ願いたいと思います。

1つは、感染症予防のことについて、1点だけお聞かせ願いたいと思います。

感染症が発生した場合のプライバシーと情報公開につきましては、3月議会でも質問しましたけれども、その後3月26日に初めて



始良市でイギリスから帰国の40代女性が発生したという、そういった状況がございました。

その後、これまで11名の方が新型コロナウイルス感染にかかったという状況でございますけれども、そういった中で感染した方々の情報公開につきましては、多くの課題と教訓を得ました。

情報公開をする必要性はあると認識しつつも、そのことが風評被害や感染者に対するプライバシーの侵害になっているという、そういった大きな課題になっております。町なかを見ますと、本当なのかそなのか分からないような、そういったプライバシーを侵害するようなそういった声も多数寄せられております。

さきの3月議会では、厚生労働省感染症法第16条ののっとり、個人情報の保護を十分留意するとの答弁でありました。

先般の鹿児島市の11事例を見ますと、ほとんどこの情報公開はされておられません。そこについてどうこう言うつもりはありませんけれども、今後もし、感染者が発生した場合の情報公開と感染を広げないための情報公開について、本市としてどのような考えを持っていらっしゃるのか、伺いたいと思います。

#### ○健康保険課長（山下和彦君）

今後、本市において感染症患者が発生した場合、保健所などによる濃厚接触者や行動歴等について追跡調査が行われ、その上で県の記者発表等で情報提供されることとなります。

市においても、個人情報の保護につきましては十分留意した上で、県より公表された内容に基づき、感染拡大につながるおそれがあると思われる情報につきましては、市民の方々に提供していきたいと考えております。

#### ○17番（坂口洋之君）

新しい生活様式について、市長に再度伺いたいと思います。

先ほど新しい生活様式につきましては、市長からご答弁を頂いたわけでございますけれども、5月13日付の日置市のホームページに、国の方針に基づき、市民に対して新しい生活様式を実践しましょうというお願いが掲載されてます。

基本的生活方式、日々の暮らし、移動、日常生活各場面の生活様式、買物、娯楽・スポーツ、公共機関からの食事、冠婚葬祭など親族行事、働き方の新しいスタイルが示されております。

では、本市の市役所、教育委員会として、日常業務、会議、出張等の新しい生活様式、具体的な実践事例と考え方を伺います。

また、日置市が示されました新しい生活様式の中に、新しい働き方のルールとして、時差出勤、ローテーション勤務が示されております。いざ、新型コロナウイルスが感染した場合には、当然ながら市の職員が対応しなければならぬわけでございます。

そういった中で時差出勤、ローテーション勤務が示されておりますけれども、今後、どのように進めていく考えなのか、本市の考えを伺いたいと思います。

#### ○市長（宮路高光君）

基本的に市役所といたしましては、全職員のマスクの着用、消毒液の設置、窓口における飛沫感染防止のパネルの設置及び3密を避けての会議を開催し、また、公務での出張についても、行き先、必要性、緊急性を十分検討をしておるところでございます。

国が示しております「働き方の新しいスタイル」に示されております時差出勤については、本市におきましては、通勤時間帯におきます公共機関を利用しておりませんので、このことについては考えておりません。

また、ローテーション勤務につきましても、現時点考えておりませんが、今後の感染拡大の状況におきましては、人と人の接触を極力

減らして業務を継続するための交代勤務の実施については、検討をする必要があるというふうには思っております。

#### ○17番（坂口洋之君）

市役所の勤務につきましては、大きく職員を2つに分けて、いざ感染者が発生した場合は2つに分けて勤務体制をつくるという、そういったことにつきましては、議会の中でも報告があったところでございます。

そういった中で、再度、教育長に新しい生活様式について再度伺いたいと思います。

先ほど教育長も1回目の答弁で述べられたんですけども、教育長自身の小学校、中学校、学校の生活様式について、教育長自身はどのような考えとどのような指導を今後されていく考えなのか、その点について再度伺いたいと思います。

#### ○教育長（奥 善一君）

基本的な生活様式につきましては、具体的には先ほど申し上げたとおりでございますけれども、学校では子どもたちに健康を守っていくための基本的な生活習慣というものを身につけるよう、日々の実践を通して指導しているわけでございます。

その中で、この新型コロナウイルスへの対応ということで、新しくやらなければならない様々な出来事が具体的な取組が出てまいりました。

それを子どもたちが日常のこととして、一人一人がしっかり理解をして実践をしていく、そういう子どもたちを育てていくということが当面の最大の目標だというふうに思っております。

#### ○17番（坂口洋之君）

あわせて、小中学校の生活様式について再度伺いたいと思います。

当然ながら、この生活様式の実践を今後どのような形で進めていくかというのは非常に大事だと思っております。

小規模校につきましては、基本的には教職員も児童生徒数も少ないということで、何とかこれはうまくいっているのかなと思っております。

一方、規模の大きな学校、例えば伊集院小学校ですね、児童数が850人ぐらいいらっしゃいますし、職員を合わせても900人ぐらいいるということでございますけれども、大規模校の生活様式の導入について、どういうふうに考えているのか。また、1クラス当たり40人に近い学校が、日置市内に1クラスが35人を超える児童生徒が小学校で108学級中8、中学校で45学級中10が、1クラスが35人を超える中で、教室で学んでいるという、そういった状況がありますので、どのような形を進めているのか、伺います。

また、新しい生活様式の実践の取組としまして、先般、私、テレビを見ておりましたら、茨城県のある自治体では、水道の蛇口を回す方式からレバー方式にするような、そういった取組をなされている、そういった事例も紹介されましたけれども、そういった中での本市の考え方について伺いたいと思います。

#### ○学校教育課長（渦尾文輝君）

児童生徒の数が多き教室の中で、人と人との間隔を1m以上空けることが難しい場合は、教室の換気を十分に行わせております。また、併せてマスクを着用させております。また、子どもたち同士できるだけ向かい合わせにならないような机の配置を心がけております。

あわせて、休み時間には手洗いをするための時間をきちっと確保しているところです。放課後等においては、先生方が子どもたちが共有した教材、道具等について消毒を行っております。

あと施設設備についてですけれども、いろいろ考えられるとは思いますが、今思うところでは保健室で気分が悪くなった子

どもたちを待機させる場所、パーテーションを入れたり、また別室をつくったりするなど、そういう対応が必要だと思えます。

あわせて、養護教諭の先生の感染リスクが減るように、シールド等の準備等も必要ではないかと思えます。こういったことについては、先進地の状況も参考にしながら検討を進めていきたいと思えます。

#### ○17番（坂口洋之君）

私の子どもも伊集院小学校に行っているんですけども、これまでは体育館で全校、全児童が集まる機会があったんですけども、今、伊集院小学校におきましては、全児童が体育館に集まるケースはないようでございます。当然ながら外で、集まる場合でも外でいるような形で指導がなされているようでございます。

次に、併せてやはり今回、やっぱり私、危惧するのは、1クラスに40人いる状況というのは、これからの新しい生活様式を考えた場合には非常に課題がいっぱいあるんじゃないかなと思っております。

現行鹿児島県におきましては、1、2年生が30人学級だったと思えます。そしてそれ以外40人学級ということなんですけれども、今後、国、県そこについては連携を取る必要があるんですけども、せめて35人学級ぐらいの少しでも少人数にするような、そういったことをしていかなければ新しい生活様式をより実践できないのではないかということ、私は提案したいと思えますけれど、そこら辺についての教育長自身の考えを伺いたいと思えます。

#### ○教育長（奥善一君）

学級の定数につきましては、現在、1、2年生が35人、3年生以上が40人という定数でございまして、子どもたちの少人数指導、そういったようなものを実現していくために、学級の子どもの数を減らしていく

というような要望は私どもも国のほうにしているところでございます。

今回新たな課題も出てまいりましたので、これも考慮しながら、引き続きそういう要望等は続けてまいりたいというふうに思っております。

#### ○17番（坂口洋之君）

次に、本市の財源と財政状況について、再度伺いたいと思っております。

今回、この議会でも3名の議員が財政について質問をしております。

やはり景気対策を打たなければいけない今の現状を考えますと、一定の財政支出は当然ながら私も必要だとは感じている反面、財政が今後急速に悪化するのではないかということで、一方では、強い危機感を考えております。

そういった中で、市長にお聞きいたします。財政の危機感と景気回復と財政再建をどう今後進めていく考えなのか、市長自身に伺いたいと思えます。

#### ○市長（宮路高光君）

今回全国的にコロナウイルスにおきます財政状況は大変厳しい、国にしても、県、市町村、申し上げますと、特にこの2月からずっと経済活動というものの中で大変、観光業をしておる事業所等におきまして、また、トヨタを含めて大企業におきまして、生産調整をしていかなきゃならない。そういうことにおきまして、特に国の税収におきましては大変減収というのが、令和2年におきます予算編成にも大変大きく影響してきます。

本市におきまして、地方税を含めまして、大きな影響が出てくるのも否めません。

そういう中におきまして、今後、令和3年からの事業計画の基本的にまた見直しをしていかなきゃならない。総合計画10か年計画の後期計画という部分がございまして、この計画書の見直しをしながら、また財政計画

をしながら、また市民の皆様方、議員の皆様方にもそれぞれの政策の延期をせざるを得ない部分もたくさん出てくるというふうを考えておりますので、皆さん方と一緒にこの財政問題を十分検討していきたいというふうに思っております。

**○17番（坂口洋之君）**

市長が、厳しい財政状況と併せて日置市の第2次総合計画についても、今後見直しをしなければならないのではないかということを行いました。

私もこの次に聞こうと思ったんですけども、市長がもう先に答えておりますので、やはり計画の見直しはやむを得ませんけれども、今後住民に財政に対する危機感と住民に対する理解、協力を今後こういった形で進めていく考えなのか、再度市長自身ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

**○市長（宮路高光君）**

基本的に後期の策定計画がございますし、特に自治会長さんを中心に今後の本市におきます計画の説明もさせていただき、また、地域によっては私ども出向いていながら、それぞれの計画の変更ということで、改めて説明を申し上げなきゃならないというふうに考えております。

特に財政計画を基本にいたしまして、入ってくるお金、また出ていくお金、こういうものを十分考えて今後の計画をつくらなきゃならないというふうに考えています。

**○17番（坂口洋之君）**

一方では、まずは当分は市民生活を守るということで、景気対策を支出すること自体はやっぱり必要ということはあるんですけども、今後のまちづくりについて、こういった形で住民の理解と協力を得ていくのは本当に大事なことじゃないかなと思っております。

あわせて、税収の見通しについて再度伺いたいと思います。

軽自動車税に始まりまして、今、市県民税、国保税の納付が始まってきていると思います。一方、日置市内の事業所につきましては、非常に経済的にも厳しいという状況になっております。それに伴って働く人の収入の減少が非常に深刻であると、私は感じております。

そこで再度質問します。今年度の市税と法人税、固定資産税、国保税、所得税の地方税法第15条税の猶予や、コロナによる税の減免等による今年度の税収の見通しについて伺いたいと思います。

**○税務課長（松元基浩君）**

コロナ感染症に係る税徴収猶予の特例につきまして、6月15日現在で12件、約1,205万円となっております。コロナ感染症に伴う税政上の措置は、国費の補填となっているところです。

税収の見通しについてですが、本市税収の見通しも予想が難しいところにあります。少なからず、本市財源にも影響を及ぼすと考えているところでございます。

**○17番（坂口洋之君）**

今年度におきましては、昨年度の所得収入が加味されますので、なかなか把握しづらい点もあるかも分かりません。特にやっぱり危惧するのは、来年度の税収が大きく落ち込むことを私自身も非常に危惧するところでございます。

そういった中で、併せて財政支出、財政負担が見込まれる事業について再度伺いたいと思います。

本市におきましても、コロナによる自粛や利用者の減少で本市の直営施設と言われる、ゆーぷる吹上、吹上砂丘荘、また指定管理事業者であります伊集院文化センター、東市来文化交流センターなどの指定管理施設があります。

当然ながらこのコロナによって大きく利用者が減少することが想定されます。そういつ

た中で、その指定管理や直営施設を今後とも維持存続させるためには、一定の財政負担をしなければいけない可能性もあります。

そういった中での直営施設、指定管理事業者への財政支援についての本市の考え方を伺いたいと思います。

**○財政管財課長（上 秀人君）**

砂丘荘あるいはゆーぷる等の直営施設についてでございますけれども、非常に厳しい状況が続いているということで、この感染症の影響によります休業等による減収、これにつきましては、今後、財政支援が必要になってくるというふうに考えているところでございます。

**○17番（坂口洋之君）**

具体的な金額等は現時点で分かっていないでしょうか、もし分かればお答え願いたいと思います。

**○財政管財課長（上 秀人君）**

まだ具体的な金額は分かっておりませんが、指定管理施設も含めましてこの運営経費の面、光熱水費とか、そういうのは極力抑えるようお願いしたいというような形で、指定管理者とも協議は進めているところでございます。

**○17番（坂口洋之君）**

特にこの宿泊事業につきましては、本市だけではなく、全国各地の公共的市直営、県直営等の宿泊施設はかなり厳しい経営状況は、本市だけではなくありますので、やはりそこら辺の財政負担の在り方についても、今後しっかり議論していく必要があるんじゃないかなと思っております。

次に、日置市の特産物の元気袋ということで、私は今回提案をいたしました。

やはり新型コロナによっていろんな形の会議、冠婚葬祭の自粛、飲食する機会の減少ということで、特にホテル、飲食関係が非常に厳しい経営状況になっているのではないかと

いうことを聞きます。当然ながら、その裾野産業と言われる農林水産物の販売についても、大きな影響があることを危惧するところでございます。

そういった中で、先般、土曜日にはお茶の価格が非常に低迷しているという、そういった南日本の新聞記事等がありましたけれども、では具体的に、日置市の農林水産物の現状、販売状況、価格等、またお茶の価格、販売状況等の状況についてどうなっているのか、伺いたいと思います。

**○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）**

この新型コロナウイルス感染症に伴いまして、本市の農林水産物も多大な影響を受けているところでございます。特に和牛やお茶は消費が落ちまして、卸店や茶商が多く在庫を抱えている状況でございます。

価格で申しますと、枝肉相場で前年比75%程度、荒茶は昨年、例年より安かったんですが、さらに一番茶は例年の78%、二番茶につきましては直近で前年の64%という単価で、非常に市況が低迷しているという状況でございます。

**○17番（坂口洋之君）**

なかなか和牛の価格が全国的に低迷している、タイやハマチなどもやっぱり価格が低迷しているという、そういった状況もあります。

あわせて、お茶の価格も非常に下がってきている。南日本新聞等を見ますと、高級なお茶の価格は余り伸びていないという、そういった状況もあります。

そういった中で、先ほどの中で漁協や商工会などの意見を伺ってまいりたいというご答弁を頂きましたけれども、具体的に漁協、商工会からこういった販売についての支援、そういったご意見等は頂いていないでしょうか、伺いたいと思います。

**○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）**

君)

今のところ漁協のほうから非常にふるさと納税等の返礼もできないということで、鮮魚がダブっているということで、吹上の漁協のほうから相談がございました。

担当のほうで県の職員と一緒に協議をしまして、「ぐるなび」というインターネット販売関係のほうの手数料の要らない販売手法を一つ提案をしているところでございます。

#### ○17番（坂口洋之君）

私も福袋につきまして、やっぱり市民の方もいろんな形で商品が販売、日置市のいろんな特産物、例えば水産物の福袋とか、肉の福袋とか、お菓子の詰め合わせとか、そういった中で1万円とか5,000円とかそういった形で販売するような環境が整わないかなと思っております。

例えば、集客力のある Chest 館とか江口蓬萊館とかには多くの買物客もいらっしゃいますので、そういった中で私は今回質問をしたところでございます。

あわせて、都城市の紹介をしたいと思えます。

都城もやはり農畜産物が非常に販売先、行き先のない過剰在庫を抱えていると、生産者や食品関連企業が増えて困っているということです。そういった中で、都城は「みやこのじょう！復袋」ということで、米・野菜詰め合わせセット5,000円とか、精肉・加工品詰め合わせセット5,000円とか、米・野菜・常温総菜詰め合わせセット1万円ということで、これはネットの販売になるんですけども、何とか地元業者を助けるという観点で、そういった通信販売をしております。

日置市も、ふるさと納税のふるさとチョイスを見ますと、新型コロナに負けない事業者支援ということに取り組んでいるということも、私も認識しておりますけれども、何とかこういったまとまった形の販売ができないも

のかなということをちょっと伝えたいと思っておりますけれども、その点についての提案について再度伺いたいと思います。

#### ○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

今ご提案もありましたけれども、日置市内でも、単品的な形でのインターネット販売につきましても、トマト、ニガウリ、アスパラガスなどの野菜類やイチゴ、ブドウ、ミカン類、そして加工品でありますお茶、オリーブオイルというようなもの、それに牛肉、豚肉、鶏の肉ですね、さらに先ほどちょっと申しましたが、天然のマダイ等も含めまして、単品でのインターネット販売というのはかなり販売がされて、取組がされているところでございます。

今後のコロナウイルスなどによる外出自粛であったり、今回のような市場価格の低迷ということを考慮いたしますと、ネット販売を拡充していく必要があるというふうには考えておりますが、セット物を取り組むときに、誰が主体的になって、どのような特産物をどのような形でセットしていくかというところが、それと価格設定というところを今後は検討していけないといけないというふうに考えております。

#### ○17番（坂口洋之君）

まず、新型コロナの影響で、まだまだ都会から日置市に帰省するという機運があまりない環境があるんじゃないかなと思って、そういう意味でも田舎の人が都会の子どもたちにふるさとの商品を送るという、そういったニーズはまだまだ一定程度あるのかなと思っております。

先ほど都城市の紹介をいたしましたので、都城市などの事例などを参考にしながら、こういった取組ができればなと思っております。

テレワーク、サテライトオフィスの需要につきましても、再度伺いたいと思っております。

この新型コロナの関係で、テレワークが幾分か進むのではないかなと思っております。また、都会の人が地方に移住したいというニーズが少しでも上がっていているのではないかなと思っております。

そういった中で、受け入れづくりは重要でありますので、今後ともこの連携中枢都市4市と連携をしながら、今後、少しでも移住促進につながるような取組をしていただければと思っております。

最後に、今後も新型コロナウイルスによって地域経済、また学校など子どもたちへの日常生活への影響を危惧するわけでございます。一刻も早い日常生活、景気回復を含めて、最後に市長、教育長について決意をお聞かせ願いまして、私の質問を終わりたいと思います。

#### ○市長（宮路高光君）

このコロナウイルスにおきます大きな経済活動の中で、景気が停滞しております。コロナ感染も大変怖い部分もございますけど、何よりもこの景気をどういうふうにして復元していくのか、これが私どもに大きな務めであるというふうに感じております。

そういう中におきまして、あらゆる手段を使いながら、また今回、さきも申し上げましたとおり、国のほうの2次対策補正も参りますので、いろいろアイデアを出しながら日置市としてやっていきたいというふうに考えております。

#### ○教育長（奥 善一君）

繰り返しになりますけれども、子どもたちが新しい生活様式を含めた基本的生活習慣をしっかり身につけていくということと併せて、可能な限り子どもたちが学んでいく学習内容を、学びの保障をやっていきたいというふうに思います。

あわせて、感染がいつ起こるか分からないという状況の中で、そういう緊急の対応も含めて、学校でも先生方が一生懸命頑張っ

ていただいております。学校とも連携を取りながら、緊張感を持って取り組んでいきたいと思っております。

#### ○議長（漆島政人君）

次に、12番、黒田澄子さんの質問を許可します。

〔12番黒田澄子さん登壇〕

#### ○12番（黒田澄子さん）

皆様、おはようございます。公明党の黒田澄子でございます。

新型コロナの感染症により全国では多くの方が感染されたり、また一部お亡くなりになられた方も出ており、まさかの事態となりました。衷心よりお悔やみとお見舞いを申し上げます。

先日、総理は、移動自粛の全面解除を行いました。とはいえ、まだまだ不安は残りますが、うがい、手洗い、マスクの使用などを適宜行いながら、3密防止に心がけて共々に心穏やかに日常生活ができますことを期待しているところでございます。

それでは、通告に従って一般質問をさせていただきます。

初めに、来年5月の市長選挙へ、宮路高光市長は出馬の意向があらわれるのか、お尋ねをいたします。

次に、コロナ等の感染症対策の今後の取組について、8点にわたってお尋ねします。

1点目、発熱等があり、コロナ感染を心配する市民がいた場合の対応のシミュレーションをお示してください。

2点目、市職員及び児童生徒、教職員の感染があった場合の市や学校の対応のシミュレーションをお示してください。

3点目、災害対策本部のオンライン会議の検討状況をお尋ねします。

4点目、聴覚障がい者の方は口話とかいうやり方で、人の言葉を口の動きで読み取る方法を使って相手の言葉を理解される方も多い

ようです。今私もマスクをつけておりますが、何と言っているのか多分分からない。その対応として窓口業務の職員は、口元が見える透明マスク等の使用をすべきではないかと提案しますが、いかがでしょうか。

5点目、コロナの収束を見ない中での避難の在り方や避難の呼びかけの対応を伺います。

6点目、今後、避難所等における感染症対策、また、そのマニュアル等をどう考えていくのか、お尋ねします。

7点目、災害時備蓄品のアルコールやマスク、防護服等の活用計画、これは、いつどのような事態のときに提供や配布をしていくのかといった点をお尋ねします。

8点目、7月には県知事選挙もあり、今後の投票所等の対応や配慮の考え方をお尋ねいたします。

3番目に、認知症高齢者や障がい者等の命を救うGPSの導入を検討しないかということで、2点についてお尋ねをいたします。

近年、本市では、認知症高齢者や障がい者の行方不明が多発しているように思います。ご家族をはじめ警察、消防、また自治会や消防団等の皆様も一生懸命になって捜索して下さっていることに敬意を表したいと思いますが、大変悲しい現状も見られます。

2025年問題は本市にとっても喫緊の課題であり、今後このような事態が増加するのではと危惧し、何とか手だてはないものかと私も市民の皆様も心を痛めています。

そこで1点目、近年の認知症高齢者や障がい者等の行方不明等の事案の総数と元気に発見ができた数、また未発見の数、そして残念ながらお亡くなりになっておられた数をお示しくください。

2点目に、近年ではGPSを附属した靴など世の中に出回っておりますが、この活用に関する考え方をお尋ねします。また、導入すべきと提案をいたしますが、いかがでしょう

か。

最後に、定期接種A類の子宮頸がんワクチンの周知を図らないかと伺います。

子宮頸がんワクチンは、今も変わらず定期接種となっており、国は約190億円を予算化しております。小学校6年生から高校1年生の3月31日まで接種ができ、3回の接種で約5万円しますが、この間の女性に対しては助成がされております。

しかし、国が積極的勧奨しないことを決め、日本だけが以前と変わらず毎年、約1万人の女性が罹患し、そして残念なことに約3,000人の20代から30代の若い女性が命を落としている現状が続き、子育て世代であることから「マザーキラー」とも呼ばれています。

そこで、5点についてお尋ねします。

1点目、過去5年間のワクチン接種状況、人数とパーセントをお尋ねします。

2点目、周知に関する国の考えはどうか、お尋ねします。

3点目、産科医会や小児科学会等からの周知についての要望書は届いていないのかをお尋ねいたします。

4点目、本市の周知の状況はどのように行っておられるのか、お尋ねいたします。

5点目、対象市民の情報を知る権利を守るべく、市は個別周知をするべきではないか、お尋ねし、以上、1回目の質問といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

#### ○市長（宮路高光君）

1番目の次期市長選への出馬の考え方ということでございます。

現時点では、4期目の任期を全うすることが市民からの負託に応える自分の務めであり、今は、新型コロナウイルス感染の防止と市民の皆様方の安心・安全な生活の支援に全力を注いでまいりたいと考えております。

来年5月に行われる市長選につきましては、



時期を見て判断をさせていただきたいというふうに思っております。

2番目のコロナ等感染対策の今後の取組についてという、その1でございます。

発熱等があり、新型コロナウイルスの感染を心配された場合は、まず、帰国者・接触者相談センターである保健所への電話相談となります。

保健所において聞き取りを行い、PCR検査が必要と判断されれば、帰国者・接触者外来を受診、検査を行うこととなります。

検査の結果が陽性であれば、県から日置市へ連絡が来ることとなります。

2番目でございます。

市職員の感染があった場合については、感染者については医師の指示に基づき、濃厚接触者については保健所の指導に基づき対応していくことになると考えております。

また、庁舎等につきましても、一時的に閉鎖を行い、保健所の指導に基づいた消毒等の実施が必要になると考えております。

3番目でございます。

民間事業者において積極的にオンライン会議が活用されている状況を踏まえ、市といたしましても、防災対策会議等をオンラインで開催できるよう本庁及び各支所で試行を行っているところであります。

4番目でございます。

ご指摘のとおり、聴こえに障がいを持つ方とのコミュニケーションには、手話やジェスチャー、筆談のほか、唇を読む、いわゆる読唇は重要な手段であると認識しております。

現在、アクリル板越しにマスクを着用した接遇が主となっていますが、手話奉仕員等にマスクシールドの着用による対応を早急に導入していきたいと思っております。

5番目でございます。

自らの命は自らが守る意識を持ち、自宅の災害リスクと取るべき行動を平時から確認し

ていただくことが大切であります。また、避難の必要がある場合でも、安全な知人、親戚宅への縁故避難も有効であること、避難に際しては食料などのほか、マスク、消毒液、体温計なども持参するよう呼びかけているところでございます。

6番目でございます。

感染症対策については、正しく理解し正しく恐れることが重要であります。各避難所での適切な対応ができるよう、避難所におけるマニュアルを作成し、避難所従事者に向けた研修会を行ったところでございます。

7番目でございます。

多くの企業、個人の方からマスクやアルコール消毒液の寄贈、また薩摩國広域輸出促進協議会を通じてマスクの共同購入、防護服等について原子力災害用の流用が認められ、一定量が確保できたことから、これらを感染防止のため活用していきたいと考えております。

8番目でございます。

投票管理者等がマスクを着用するなどの飛沫感染防止、鉛筆等の持込みを認めるとともに、定期的な拭き上げなど接触感染防止対策を行い、感染リスクを恐れて投票をちゅうちよすることがないよう配慮してまいります。

あわせて、有権者の皆様方にも、入口での手指消毒、過去の選挙の時間帯別投票状況を参考に分散投票に協力していただき、投票所が密にならないようお願いをしております。

3番目の認知症高齢者や障がい者等の命を救うGPSの導入を検討しないかという、その1でございます。

平成29年1月から令和2年6月5日まで、消防本部が行った行方不明者捜索の事案総数は32件になります。

このうち、認知症高齢者や障がい者の行方不明総数は29件になります。その29件のうち、元気で発見された方が24件、未発見

が1件、死亡されていた方が4件になります。

2番目でございます。

認知症高齢者については、介護サービスの福祉用具貸与の中で、平成30年度から、センサー機能とGPS機能の複合機能を有している認知症老人徘徊感知機器の貸し出しのサービス提供を行っております。

このシステムを障がいを持っておられる方へも拡大している自治体もあると認識しております。今後、対象となる障がい者の程度や種類、使用料や市の負担等を研究していく必要があると考えております。

4番目の定期接種A類の子宮頸がんワクチンの周知を図らないかのご質問のその1でございます。

過去5年間の接種状況につきましては、平成27年度、28年度、30年度、令和元年度については、接種者はありませんでした。

平成29年度は1,124人の対象者に対して接種者は1人ございました。

2番目でございます。

現在、国の検討部会で今後の方向について協議されており、子宮頸がんワクチン接種に関する情報を対象となる方に提供できるよう準備が進められているところでございます。

3番目でございます。

日本小児科医会より、令和元年12月に接種勧奨ではなく周知のための通知や委託医療機関への説明書、予診票の事前配布などの対策を依頼する文書が届いております。

4番目でございます。

本市において、個別での通知は行っておりませんが、広報ひおき令和2年7月号で、子宮頸がんについての定期接種及び検診について組み合わせた記事を掲載し、周知を図ることとしております。

5番目でございます。

今後、国の方針が決定した上で、対象者に対してリーフレット等を送付していきたいと

考えております。

以上で終わります。

〔教育長奥 善一登壇〕

○教育長（奥 善一君）

それでは、2番目のコロナウイルス感染症対策でございますけれども、児童生徒、教職員の感染があった場合ということでございます。感染経路や濃厚接触者が特定されるまでの間、当該学校の全部または一部を臨時休業といたします。

感染者や濃厚接触者の行動履歴や感染経路等によっては、当該校だけでなく、近隣の学校の臨時休業も検討することとしております。

以上でございます。

○議長（漆島政人君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を11時10分とします。

午前10時58分休憩

午前11時10分開議

○議長（漆島政人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○12番（黒田澄子さん）

今答弁いただきましたので、引き続き2回目以降の質問をしていきます。

初めの次期市長選への宮路市長のお考えについてはよく理解をいたしました。また、時期が来たらということでございますが、今このような大変な時期でございますので、市民のために全力で任期を全うして働きますよう、お元気で働いていただきますようご期待したいと思っております。

それでは、次に参りたいと思っております。

このコロナ感染症の対策、私、全協でも申し上げたのですが、もう自分がコロナと分からないですよ、PCR検査をしないとですね。それで、ここでは確かに保健所の電話相談とかなっております。

1つは、体調の変化というのが風邪だった

り、インフルエンザだったり、コロナというのを体験していませんので、言われているような熱だとせきだとかいうのが分かるんですけども、なかなか体調の変化があったとき、今は皆さんコロナじゃないかなと思ってしまふ。そこはやっぱり心配かなと思って、今回は質問をさせていただきました。

変な話ですが、どこかで研修会でせきなどをしたもんならば、じっと見られるという、そういったことが、今はもうオンライン会議とかでやっておりませんが、集まることを。もう以前電車に乗っていても、えっとせきをしただけで、じろっと見られる。マスクをしていないと厳しい目で皆さんが見ておられる。そういう時期を経てきておりますので、大変体調の変化があったときに、どのようにしたらいいのというところが一番市民の困惑するところかなというふうに思います。

私も例えば熱が出たら、これコロナって言わなきゃいけないのかなとか、病院にコロナかもしれないんですけどもなんて言ったら、来ないでくださいと言われるのかなとか、そういったことがあって今回はコロナ感染症についてお尋ねをいたします。

このコロナ感染症について、先ほどは保健所等ということでありましたが、市でいろいろ朝も夕方も放送はあるんですけども、これ1回も出ていないのかなと思うんですけど、もし皆さん心配なときにはかくかくしかじかで、保健所さんのこの番号にお電話をまずしてくださいとか、かかりつけ医にまずは行ってくださいとか、何かそういう放送はあったのか、なかったらやっぱりやるべきではないか、皆さんとても分からないかなあと。

これちょっと時期が少しあれですけど、第2波が来ることを考えると、そういった丁寧なサービスも大事かなと思いますが、いかがですか。

○健康保険課長（山下和彦君）

今回のコロナ感染に関する相談につきましては、3月の時点から防災無線等でお知らせをしまいいりました。コロナ感染を疑う場合は、帰国者・接触者センターである保健所への相談ということで周知をしまいいりました。

○12番（黒田澄子さん）

私がそれをいないときに、されているときに聞いていなかったということで、それは大変失礼をいたしました。

指示どおりに動いていても、診察をしていただけない。例えば保健所に電話をしました。すると、かかりつけ医に行ってくださいと言われていたようです。困惑したケースがあったということで、市としてはそういったときの相談窓口というのは、健康保険課になると思うんですけども、やっぱり保健所に行ってくださいの連呼なのか、あっそうなんですねえ、どうですかねえと、医師会とちょっと、今たしか協議会も設置をされたようなことも聞いておりますけれども、そこら辺はいかがなんでしょうか。

○健康保険課長（山下和彦君）

そういった相談につきましても、やはり保健所への相談をしていただくこととなります。4月の段階では、情報量も少なく、病院側も心配される要因が大きかったのではと思いますが、現在では感染を疑う場合は保健所を通してすぐ発熱外来を受診できるようになっております。

○12番（黒田澄子さん）

その発熱外来センターというのは、日置市内に何か所ぐらいあるんでしょうか。

○健康保険課長（山下和彦君）

公表されておりませんので、お答えすることはできません。

○12番（黒田澄子さん）

公表されていないので、お知らせできないとあって、じゃあ市民は保健所さんから聞くということになるんでしょうか。

○健康保険課長（山下和彦君）

保健所に相談されて、発熱外来を受診したほうが良いという指示がございますれば、その方はそこへ行くこととなります。

○12番（黒田澄子さん）

今、私は何かちょっと話がかみ合わないんだけど、発熱外来って教えてくれない、分からない、じゃあ、熱がありました、保健所に電話をしたら発熱外来へ行きなさいだけど、どこにある何という病院に行ってくださいねと教えてもらえるんですかと聞いたんですけど、もう一度お願いします。

○健康保険課長（山下和彦君）

失礼いたしました。発熱外来への受診につきましては、保健所からの指示により、その方についてどこどこ病院に行ってくださいという指示がなされます。

○12番（黒田澄子さん）

以前それがなくて、非常に市民は心配をして行ったり来たり行ったり来たりということでしたが、今それが整備されたということで、若干安心をいたしました。

次の市の職員に感染があった場合、今閉鎖をしていくと、一時的に。閉鎖したときの業務はどこで行うことになるのでしょうか、お尋ねします。

○総務企画部長兼総務課長（橋口健一郎君）

業務が閉鎖された場合におきましては、関係各課のほうで必要最小限市民に密接な業務ということで、そちらのほうを今指示を出しておりますので、その指示に基づいて必要最小限の業務がなされていくということになります。

○12番（黒田澄子さん）

どこで行うのでしょうかと聞いているのですが、全てが電話対応ではできないと思うんですけども、本庁舎のどこかでするんですか。それともどこかほかのところで業務をされるのでしょうか、お尋ねしております。

○総務企画部長兼総務課長（橋口健一郎君）

職員で罹患者が出た場合のケースによって、例えば本庁で発生した場合、当然本庁を閉鎖し、消毒を行う必要が出てまいりますので、その際につきましては、支所もしくは中央公民館のほうに移っていくと。

支所において罹患者が発生した場合には、支所のほうは閉庁し、本庁もしくはほかの支所のほうで業務を行うということになってまいります。

○12番（黒田澄子さん）

そうならないことを本当に願いますけども、やはり想定をしておかないと慌ててしまいますし、今日どうしても証明書が欲しいとかいう市民が駆けつけておられるわけなので、スムーズにそういったことが行われるように心配して今お尋ねしたわけでございます。

あと学校についてでございます。

当該学校だけでなく、近隣も休業することもあり得るということでございますが、これも先生や生徒に出た場合、大体どれくらいの期間が休校になっていくのでしょうか。濃厚接触者、学校だと非常に多いのかなと思うんですけども、その点お尋ねをします。

○教育長（奥善一君）

期間につきましては、やはり保健所、それから関係機関等と連携を取りながら決められると思います。一律に2週間ということではないと思いますけれども、そのときの状況に応じて決定をしていきたいと思っております。

○12番（黒田澄子さん）

学校も休校になり、市も閉鎖される、そういうことがないことは願っていますが、今第2波、第3波という話も出てきておりますので、しっかり準備だけはしておかないといけないかなという点でお尋ねをしました。

学校の危機管理マニュアルに、ちょっと私、古いものかもしれないんですけど、水害だとかい로운なものが入っているんですけど、感

染症の対策は今入っているのか、お尋ねをいたします。

○学校教育課長（渦尾文輝君）

感染症対策については、文科省の指針、マニュアルに基づいて学校で適切に対応しております。

○12番（黒田澄子さん）

安心しました。それはぜひ学校危機管理マニュアルにもきちんとまた載せていただきたいと申し添えておきます。

あと学校内における児童生徒へのマスクの着用と熱中症対策、一番大変なのは低学年の子どもかなと思います。学校内ではどういった場所でマスクを着けて、どういった場所では着けなくていいとか、あと水分補給はどういった形でやっていくのか、換気は大体何十分置きにされていくのかとか、その辺トータル的に描けるような感じでちょっとご説明を願いたいとお尋ねいたします。

○学校教育課長（渦尾文輝君）

学校では、子どもたち、また先生たちとの近い距離での会話、グループ活動があります。ですので、基本的には子どもたちも先生方もマスクを着用するという事としております。

ただし、十分な身体的距離を確保できるときや、体育の学習などにおいてはマスクの着用を必要なしとしております。

あと換気についてですけれども、天候にもよりますけれども、換気は極力教室の窓等を開けて、常時開けておくことが望ましいともされております。また、休み時間にはきちんと窓、入り口は開けて十分な換気ができるように学校では対応していただいているところです。

また、熱中症対策についてですけれども、熱中症の可能性が高い、例えば高温で湿度が高い日などについては、マスクを外すように指導をしております。

また、熱中症対策として、エアコンを適宜

使用したり、水分補給のために家庭から水筒を持参させて、そして休み時間には先生方が声をかけて、水分補給のタイムを確保しております。

担任の先生はそれをきちっと確認をいただいているところです。

以上です。

○12番（黒田澄子さん）

大まか描けたかなと思っております。ちょうどエアコン等も整備をされてきております。ただ、ちょっと若干気になるのは、エアコンが何かいろんなものをまき散らしていきますよというのが最近テレビで出てきているので、これも本当に頭が痛いなと思いますけれども、換気をしながら子どもたちが倒れないように、この間テレビで言っていましたけど、マスクを着けるともう顔のところが5度上がると、36度ですよといったら、もう相当上がるんだなと、真っ赤になりますということで、実は私も前回ちょっと現地調査を行ったときも、大変マスクできつくて、もう何か本当に熱中症ぎみやなあと思っていたところなんですけど、小さな子どもたちは特に、中学生は適当にできるんでしょうけど、先生がきつかったらマスク外していいよ、あなたは大丈夫ですかとか、ちゃんと声をかけてあげないと、やっぱりみんなの中で自分だけが何とかというのはどきどきして言えないんだなっていうのを思います。

自分だけ上着を脱ぐことも怒られるんじゃないとか、マスク外したら言われるんじゃないとか、そういうこともぜひ丁寧に、本当あなた苦しそうだからマスク外したらとか、やっぱり言ってほしいなっていうのを思いますが、ぜひその辺は大丈夫でしょうか。

○学校教育課長（渦尾文輝君）

ありがとうございます。なかなか小学校の低学年になると、議員がおっしゃるように、自分から先生に訴えたりとか、自主的にマス

クを外したりというのはしづらい子もいると思いますので、今後、また担任の先生から丁寧に子どもたちにそういったことを話をしてもらって、熱中症の予防対策はきちっとやっていきたいと思います。

**○12番（黒田澄子さん）**

よろしくその辺はお願いをしておきます。

であると、全国的にも言われておりました、言われなき差別を受けている子どもたち、医療従事者等の子どもたちへの差別扱いが本市であった場合、今あるのかどうかも私分かりませんが、学校はやはりこういう解決に向けてどのような対応をされていくのか、お尋ねをいたします。

**○学校教育課長（渦尾文輝君）**

学校においては、いじめ、差別、これ絶対に許されないことであるということを、機会を捉えて繰り返し指導をしております。

今回の新型コロナウイルス感染症につきましては、誤った情報、正しくない情報を基に差別や偏見等が広がった例があります。ですので、学校では正しい情報を基に落ち着いて行動する。また相手のことを思いやるといったことを指導をしていきます。

また、医療現場などで従事される方々について、子どもたちには発達段階に応じてそういった方々が社会を懸命に支えていただいているということを理解させていきたいと思っています。

もし差別と思われるような事案が発生したときのことですけれども、状況を把握して事実を確認し、差別の対象となっている子どもを全力で守り、心のケアをしていきたいと思っています。

また、事例に関わった児童生徒については、正しく物事を判断できるように丁寧に話をしながら指導をして、再発防止等に努めていきたいと思っています。

**○12番（黒田澄子さん）**

はい、よく分かりました。これは提案ですけれども、そういうことを言っちゃ駄目よ言っちゃ駄目よという根拠的な話もちろん大事なんですけど、いじめってそれでも起こるといところを鑑みると、それを全体で共有する意味では、市内の医療関係の事業所、学校に近いところの事業所等に、医療者の皆さんありがとうみたいなメッセージをクラスでつくるとか、何か逆バージョンで、やっちゃいけないよじゃなくて、本当にありがたいね、気をつけて頑張ってくださいね、私たちのために頑張ってくださいって本当うれしいですとかいうような、何かありがとうメッセージのような、そういったことも提案をしますが、やっちゃ駄目やっちゃ駄目と言われるとやりたくなるのがいじめの見えないところでやるというのが、もう基本的なものですので、そういったことも提案しますが、いかがですか。

**○学校教育課長（渦尾文輝君）**

ありがとうございます。やはり議員がおっしゃるように、否定的なことを子どもたちに言うよりも、子どもたちの心の中から出てくるような感謝の思いをうまく使うことで、偏見や差別といったものがなくなっていくんじゃないかなと思っています。

**○12番（黒田澄子さん）**

次に、災害対策のオンライン会議は、今試行を行っているということであります。まだ一度も実施はされていないのか、お尋ねをします。

**○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）**

本庁、各支所を結びまして、防災担当職員によりますオンライン会議を実施したところでございます。

**○12番（黒田澄子さん）**

それうまくいきましたですか。オンライン会議はちゃんと時間どおりにきちっとできた

のでしょうか。実際やられたと言ったので、その辺お尋ねします。

**○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）**

職員も初めての取組でありましたので、最初戸惑うところもありましたけども、基本的には会議を成立するというような形の体制はできたというふうに考えております。

**○12番（黒田澄子さん）**

もう私も何か10回以上オンライン会議をしているので、なかなか難しい人もおられたりで、皆さんはもう職員ですのであれですけども、分かりました。

これは災害対策本部ということでもあれなんですけど、市長は、今後いろんなところに行かないといけないことが可能になってくるのではないかと考えたときに、その出られたときに災害があつたりすると、もうなかなか帰ってくることも簡単にできなかつたりとか、お仕事もあつたりというときに、出張をされているときでも有効な手段なのかなというふうに思いますので、災害時ではなくても、緊急に例えば事案ができたときにはオンライン会議が開けるような、市長が、例えば東京におられるとか、どこかおられるときでも、一緒に会議が指示を出せるような体制ができるものなのか、ぜひそういうことは平時でも活用できればかなと提案しますけど、いかがですか。

**○市長（宮路高光君）**

こういう時期でございますので、今私、県外等の移動ということで、東京のほうにも出張しておりませんでしたけど、先般、畜産の中央畜産会の総会というのが、理事会というのがございまして、私どもの日置市と会場とを結んでテレビ会議をさせていただきました。

昨日は情報課のほうで1台しかその機械がなく、うまく使わせていただきましたけど、今後におきましても、今回のこのコロナウイ

ルスにおきまして、そういうものも都会にいらなくても地方でできるんだと、こういう実践が分かりましたので、特にこういう防災会議、オンライン会議、こういうものが今後新しい一つの進め方という様式の中で定着していくというふうに思っております。

**○12番（黒田澄子さん）**

市長も頑張っておオンライン会議をやっていたらと期待をいたしております。

障がい者の方向けの透明マスク、マスクシールドは、手話奉仕員等にもということですけど、窓口業務の方にもこれは使用されるような考えでしょうか、お尋ねします。

**○福祉課長（有村弘貴君）**

福祉課の窓口におきましては、今、お話のございました手話通訳者による手話のほかに職員がジェスチャーや筆談でやり取りをしているというのが、現状でございます。

聴こえに障がいを持つ方につきましては、唇や表情からも情報を得ようというふうにされておりますので、できるだけお顔が見えやすいというところでマスクシールドを今後職員が着用をして、その対応ができるように早急に取り組んでまいりたいと考えております。

また、フェイスシールドにつきましては、先般、総務のほうから試行的に回ってまいりましたので、それを職員が着けて試しをしているところでございます。

**○12番（黒田澄子さん）**

安心しました。このマスクシールド、透明マスクというものは防災の備蓄品にも入れておかないと、避難所等で来られた場合、指示が分からないということも考えられますが、その点はいかがお考えですか。

**○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）**

おっしゃいますように、フェイスシールドの備蓄については必要と考えておまして、現在、調達を終えたものが180枚、近くま

た調達する予定でございます。

**○12番（黒田澄子さん）**

もう素早くそのように調達をしていただいているということで、安心をしました。

あとこの間震度4の地震がありまして、大変ちょうど私も議会運営委員会に行く途中で、とても怖かったですけれども、基本大雨洪水警報ももう出ておりましたし、そういったときに備えて、今後は感染症対策を捉えたと、防災無線での声かけという部分では、今までどおりにはいかないのかなと思いますけれども、どういったところを再検討すべきだとお考えでしょうか、お尋ねします。

**○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）**

自宅の災害リスクの確認や安全な親戚や友人宅の避難等をあらかじめ平時に考えていただくということが、まずもって大切であろうというふうに考えております。

これまでにない体温計の持参の呼びかけとか、そこら辺についても、今回広報ひおき等を通じてお願いしたところであります。

防災行政無線の呼びかけ等につきましては、マスクの着用など新たな観点を加える必要があるというふうに考えております。

**○12番（黒田澄子さん）**

避難所だけではなく、ご自宅でのリスクだったり、親族だったりということは分かるんですけど、やはり小さな子どもや高齢者がいる市民の場合、また、今までも言われていますが、ペットを連れての避難を考える市民はなかなか避難所に入れない。感染を心配して避難をしない。

そうなった場合、車の中での避難というのが、今後多く出てくるのではないかというふうに、人と接触をしないということで、幾ら仕切りがあっても、飛沫感染はするわけですので、それを避けたい。生まれたばかりの赤ちゃんがいるとか、病気を持った高齢者と一

緒だという場合、車の避難を考えた場合は、そういう人たちが避難できる駐車場スペース、館という考え方だけではなくて、日置市ではここも車で行っていいですよというようなことが、今後必要かなと思って検討されないかなと提案しますが、いかがでしょうか。

**○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）**

議員おっしゃいます車中泊というような避難の方法については、非常に防災担当としても興味を持ちまして、検討をしたところでございます。

しかしながら、現時点においては、単に車の中にとどまるだけではエコノミー症候群の心配があること、そして昨年の避難、関東の台風等の折に車で避難中に被災された方も多くいらっしゃったことから、もう少しどのように避難を行っていただくか検討した上で、車中泊を進めていく必要があるというふうに現時点では考えております。

**○12番（黒田澄子さん）**

本当に厄介な感染症で、ワクチンがまだ出ない中ですので、いろんなことを想定をして今日はちょっとお尋ねをしておりますが、行政が全く動いていないとかいうのを指摘しているわけではございませんので、今後いろいろ検討していただければと思っております。

この中で、避難所におけるマニュアルを作成し、とありますけれども、マニュアルは感染症対策が新たに盛り込まれたものが作成されたのでしょうか、そして、研修会も行ったということで、研修会はどういったことがポイントで研修会になっているのか、内容についてお尋ねします。

**○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）**

避難所における新型コロナウイルス感染症対応マニュアルということで、マニュアルをつくりまして、これまでにない新型コロナウ



ウイルス感染症に対応するためのマニュアルを作成したところがございます。

それに基づきまして、これまでの避難所に来られる方々に対してどのように対応していくべきかということ、研修会を通じて140名ほど職員参加しておりますけども、周知をしたところがございます。

**○12番（黒田澄子さん）**

各避難所に指定されている場所があります。大変たくさんの人数が収容される場所もあります。上限を下げるべきではないかと思いますが、いかがですか。

また、先ほど学校でも申しました換気の回数など、細かな点で検討が進んでいるのか、お尋ねします。

**○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）**

防災計画上の収容人員というものは変更しておりませんが、今回の新型コロナウイルス感染症に対応する観点から、収容人員を半減して運用することといたしているところがございます。

また、併せまして今年度から届出避難所を運用させていただいておりますので、その場所に4か所手を挙げていただいておりますので、そういう意味でも密を避けるということを考えていきたいというふうに考えております。

**○12番（黒田澄子さん）**

昨年、鹿児島市が本当に大雨洪水でテレビでも若いご家族がこの避難所に行ったら入れなくて、また次近くに行ったらそこも入れなくて、もう入れなくて入れなくてやっと避難できましたという映像がとてモリアルに残っているわけですが、ああいうことを避けるためには、何らかのSNSか、フェイスブックを市も持っておりますけど、何らかの形で、例えば中央公民館はもう半減と言われましたので、あと何名しか入れませんよとか、何かそういったものを情報として随時出

していかないと、パニックになっていろいろ探しているうちにもう車が動かないような水に入ってしまうこともあったりするので、まだ何人ぐらい入れますよとかというのを、今後情報提供すべきではないかなと考えますが、そういうことはできないでしょうか。

**○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）**

ホームページ等や市民メール等にそのような情報を発信して行って、避難者が迷うことのないように考えていきたいというふうに思っております。

**○12番（黒田澄子さん）**

それでは、備蓄品についてですけれども、今回、私が申し上げたのは、全協でもお話があったんですけど、何缶かアルコールがありますよって、えっ出さないのって、保育園は足りません、放課後児童クラブも足りませんって、まちにも売っていないんですよという時期に、市が持っているものはどういったときに出すんだらうというのをちょっと不思議に思ったというか、私としては、もう出せばいいでしょうって、そのうち国からとかいろんな形でまた流れがあると思うので、まず困っている人に出すべきじゃないかなと思いましたが、どういう段階で出すのか、それはマニュアル上に載っていて、それに従って何缶は持つかないといけないということなのか。

それから、医療者等の防護服も配布が大変遅かった。これは医療者等が防護服などを備蓄されていないという、まちのお医者さんがですね、そういったことも今回はあったということで、私は遅かったなという声を聞いていますので、これは基本的にそういった出す出さないというのは何を基準にされているのか、お尋ねします。

**○健康保険課長（山下和彦君）**

健康保険課が備蓄する消毒用アルコールは、

年度当初で180缶で8缶ございましたが、医療の最先端にある医師会の要請がございましたので、そちらのほうに4月21日に2缶提供いたしました。

そのため残りが6缶ということでございましたが、今後の感染拡大を想定する中で市の備蓄量を考えたときに、これ以上は難しいという判断でございました。

防護服につきましても、市の医師会からの要請で4月16日に100着を提供し、その後さらに40着を提供いたしました。

保育園のほか障がい者施設、介護施設など市内にたくさんの福祉施設等がございますので、まずは先ほども言いましたように、医療の最先端にいらっしゃる市内の医療機関への消毒用アルコールを配布をしたところでございました。

残りは今後、施設内で発生した場合の消毒用として備蓄せざるを得ませんでした。健康保険課におきましては、特にマニュアル等はございません。

#### ○12番（黒田澄子さん）

マニュアルがないというのであれば、課長の判断で出すとか出さないとかのあんばいが変わってくるんですかね。やっぱり学校は休校になっても、あの時点で保育園はやっていました。放課後児童クラブも障がい者のほうでもやっていました。

それで、救われて働いている大人がいたわけですけども、実際その現場の先生たちは、もう本当になくて困っているという現状だったですね。

私は、残すべきじゃなくて、もうなくなるまでそのときは、今でしょうという感じでやっぱり使うべきために備蓄されているんじゃないの、税金でちゃんと備蓄しているんだったら、困っている人たちに出してあげればいいんじゃないのって、そういうふうに考えましたが、今後、その辺はしっかりどういった

ときにはどれくらい出せるとか、備蓄が足りないのであれば備蓄を増やすとか、検討すべきだと思いますが、市長、いかがですかね、その点は。

#### ○市長（宮路高光君）

この備蓄については、いろいろとコロナの中でもございますけど、いろいろ担当のほうでそれぞれ備蓄関係の数量等も把握しながら、今ご指摘ございましたので、十分対応できるような形で今後備蓄していきたいと思います。

#### ○12番（黒田澄子さん）

次に、投票所についてお尋ねします。

鉛筆を持ち込めるということで、分散投票をお願いするという事なんですけども、この時間帯別投票状況というのは、何らかの形で市民にお知らせが来るんでしょうか。一番少ない時間帯ということで、どこどこ投票所ということになるのか、何時ぐらいが空いていますよというのは、何らかの形で放送なりお知らせが来るのか、お尋ねします。

#### ○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）

時間帯別の投票状況につきましては、期日前投票所の過去の投票状況を50人刻みで表示しまして、50人を上回るようなところについては、色づけをするというような形でホームページ上でお知らせをしているところでございます。

また、当日については、細かなデータが取得しておりませんので、全体の時間別を表示しているところでございます。

#### ○12番（黒田澄子さん）

3密にならないということで、分散ということも書いてありますので、丁寧に市民が分かるように今後また検討していただければと思います。

4月に鹿児島市議選が行われまして、幼児のいる家庭や病弱な高齢者がいる家庭は、もう投票行動を取らなかった市民がたくさんお

られました。また、選挙権があるのに、入院をしていたり、入所をしていただけれども、その当時はもう出ることもできない、また外からお見舞いに行くこともできない。もちろん連れ出していくこともできない。

結局、投票権があるのにそれが結果奪われてしまったという人たちがおられるわけですが、選挙管理委員会は改善策をどのように考えておられますか。

#### ○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）

現時点におきましては、不在者投票事由に該当する以外は期日前投票、当日投票しかございません。

このようなケースにおいて、市独自で対策できることはないというふうに考えておりますけれども、機会を捉えまして県・国に現状を伝えまして、投票しやすい環境が整えられるようにしてまいりたいというふうに考えております。

#### ○12番（黒田澄子さん）

今後の感染症対策の大事な点として、市長はどういったことをお考えになっておられるのか、この点についてお尋ねをいたします。

#### ○市長（宮路高光君）

基本的に新しい生活様式を考えていかなきゃならない。特に一番大事なのは、私ワクチンが開発される。これがもう何よりも、生活様式というよりもワクチンを早く開発すれば、みんな安心してしまう。こういうことを私どもも国のほうにもご要請申し上げながら、早く日本の中でワクチンが使えるようお願いしたいというふうに考えております。

#### ○12番（黒田澄子さん）

認知症高齢者や障がい者のGPSの導入についてお尋ねしますが、これまで行方不明者が1件発生したときには、捜索活動に延べ何人が動員され、何日ぐらいを期限にそれを打ちやめておられるのか、お尋ねします。

#### ○消防本部消防長（柿内和浩君）

先ほどの平成29年1月から令和2年6月5日までの事案32件のうち、3日間捜索した事案が2件あります。1件目が257人、2件目が253人となります。あと2日間捜索した事案が1件ありまして、このときは75人でございます。残りの29件はそのうちに発見されて、最大で65人です。当直の職員だけで発見した場合もございます。

なお、人員につきましては、消防署員、消防団員の合計です。捜索期限につきましては、基本的に3日でございます。

#### ○12番（黒田澄子さん）

今回は非常に残念な事例が幾つか日置市でも起きていたので、ずっと心を痛めていて、GPSの件について導入を提案しておりますけれども、今実際30年度から行っているということですが、実際に何件ぐらいそれを利用なのか、お尋ねをいたします。

#### ○介護保険課長（東 浩文君）

GPS機能を有している認知症老人徘徊感知機器は、市内の福祉用具貸与業者が取り扱っております。

貸与実績は、平成30年度3人、令和元年度4人、令和2年度は5月現在で4人、合計11人で、現在4人の方に貸与しております。

#### ○12番（黒田澄子さん）

障がいを持っておられる方も拡大している自治体があると認識しているという答弁が出ていますけど、どこの自治体に取り入れていて、それは独自の予算化ということなのでしょうか、そこをちょっとお尋ねします。

#### ○福祉課長（有村弘貴君）

具体的な自治体名は現在資料を持ち合わせておりませんが、関東の自治体だったというふうに記憶をしておりますが、単独の予算で現在障がいに関しては提供しているという状況でございます。

#### ○12番（黒田澄子さん）

市長にお尋ねなんですけども、65歳になった方でそういったものがあると、障がいの人でも介護保険適用になって、ある程度の介護度を持つと使えるんですけど、障がい者の方、この間ちょっとお亡くなりになられたケースがあるんですけど、全体でGPSをかけるというよりか、本人がやっぱりGPSを持って出入りするというのが、これだけ、300人近くの方が毎日暑くても寒くても搜索をしないといけないことを考えると、これ毎月1回ぐらいやるのかという話に今後なるのかなと思ったときに、障がい者の日常用具として、生活用具として認めてもらえるように、市長のほうからも県とか国に働きかけをしていただくべき現状じゃないかなと思いますが、その点いかがお考えでしょうか。

**○市長（宮路高光君）**

ご指摘ございましたとおり、地域移行支援や養育を要する児童の増加など現状において、特に日常生活用具にカテゴライズされるかどうかという点も含めまして、やはりまだ国のほうが十分そういう措置もしていない部分がございますので、今後、国のほうにも要望申し上げていきたいというふうに思っております。

**○12番（黒田澄子さん）**

あと、言い忘れちゃったけど、これ1万円ぐらいかかるんですけど、もう別に介護度はまだ達していないけど、障がい者の子どもだけ、大人だけど心配だからつけておきたいという人もいないかと思うので、ぜひ広報をしてほしい。こういったものが介護保険のところだけど、実際購入はできますよっていうのをぜひお願いしたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

**○福祉課長（有村弘貴君）**

ご指摘のとおり、認知症の高齢者だけではなくて障がいのある方々、児童の方も療育が必要なお子様が増えてきておりますので、そういった方々には必要なものだと思いますの

で、そういった障がい者団体の代表の方々の会合の機会等もございますので、こういう民間のサービスが進んでおりますので、そういったものは積極的に進めてまいりたいと考えております。

**○12番（黒田澄子さん）**

次、最後に子宮頸がんワクチンですけども、勧奨と周知の違いについて、今回はあえて周知ということで個別に周知をしてほしいという点でお尋ねをしております。

小児科学会からの依頼文が来ていることに対して、市はどのように対応されているのか、お尋ねします。

**○健康保険課長（山下和彦君）**

日本小児科医会は、各自治体首長宛てに子宮頸がんワクチン接種通知についてのお願いとして、2019年12月に周知のための通知を実施いたしました。日本小児科医会から周知を図ってほしいとの通知がありましたので、健康増進課や近隣の自治体等に問合せを行いました。個別通知等で送付している自治体は確認できませんでした。

今後、国の方針が決定した上で対象者へ正確な情報が伝えられるよう対応していきたいと考えております。

**○12番（黒田澄子さん）**

市民の方から、ええ、定期接種ってまだやってたんですか、市はお知らせしていませんよね、知らなかった、私、高校2年生だからもう5万円出さないと受けられないんですね、残念、私も母も子宮頸がんだったので、娘にも受けさせたい、そういった声が届いています。

対象者に正しい情報がほとんど伝わっていないことが一番問題だと思って今回質問に立たせていただきました。97の自治体は個別通知を既に実施をしております。厚労省のほうでは、接種をしてくださいと言わなければいいんだ、個別通知を発送しているところも

あるが、これ違法なんですかと伺うと、いやそれ違法じゃないですよと、やってくださいと書くことが勧奨であって、あなたはそういう年齢で助成がされる年齢でこういったものがあるので、よく考えてくださいねという国はリーフレットまでつくっていますが、そういったこともされない。

そして、この四、五年の間で1人しか受けていない。こういった状態を私はちょっと、もう本当に残念な思いでおりますけれども、勧奨ということと周知のことについては、しっかり周知を受けるべき人がB類の高齢者肺炎球菌ワクチンは個別周知をする必要はないけれども、市はやっていますよね、個別周知やっていますよ。

これA類ですよ、既に定期接種がなくなってもいないんです。この辺は丁寧にもうちょっと研究をされて、せめて高校1年生9月30日までに1回目を受けないと、もう有料になってしまいます。3回受けないといけないので、その辺、高校1年生に特化して再度お尋ねをいたします。

#### ○健康保険課長（山下和彦君）

先ほども申し上げましたとおり、まずは広報ひおき7月号でお知らせすることとしています。その後、国からのリーフレットが届き次第、対象者へ個別に送付する計画でございまして、リーフレットが届く前に送付する予定は現在のところはございません。

#### ○12番（黒田澄子さん）

最後になりますけれども、実際に受けたいと言って来られた方に対して、行政の窓口で「副作用のことはご存じですか、本当に大丈夫ですか」と言われた職員がいたということを知っております。そういった事実があるとすれば、市は勧奨、周知以前のストップに対して走っているんじゃないかというふうには言わざるを得ないと大変お怒りでございましたが、その点いかががお考えか、お尋ねをいたし

ます。

#### ○健康保険課長（山下和彦君）

そのような説明があったとすれば、職員の認識不足であろうと思います。おわびいたしたいと思います。副反応と副作用という形での言葉の行き違いがあったのではないかと思います。今後につきましても、十分な説明を窓口に来たお客さん等には適切に対応していきたいと考えております。

#### ○12番（黒田澄子さん）

適切というか、普通に対応していただきたいんです。こういった書類で書いてもらえばいいですよって、そういうふうにしていただきたいとお願いをして、最後の質問といたします。

#### ○健康保険課長（山下和彦君）

今おっしゃいましたように、窓口の対応は適切に対応していきたいと考えております。

#### ○議長（漆島政人君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を午後1時といたします。

午前11時56分休憩

---

午後1時00分開議

#### ○議長（漆島政人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、14番、山口初美さんの質問を許可します。

〔14番山口初美さん登壇〕

#### ○14番（山口初美さん）

私は、日本共産党を代表して一般質問を行います。

市民の皆さんから寄せられた声を市政に届け、その実現のために、今回も、大きな項目で5つの問題について一般質問させていただきます。

まず1問目は、脱原発についてです。

今月1日、9時33分、薩摩半島西方沖で震源の深さ約10km、規模M4.3の地震が

発生しました。すぐに収まったのでほっとしましたが、日本は地震大国で、震度4程度の地震は今年に入ってから繰り返し、何度も、各地で続いています。地震が起こるたびに原発の心配をしますが、川内原発は今1号機も2号機とも停止中でしたが、それでも、住民の方から私のところには不安の声が寄せられました。

今、原発は止まっていますが、電気は足りています。原発は廃炉にするよう九州電力に申し入れていただきたいのですが、市長、いかがでしょうか。

さて、同じ九州電力の佐賀の玄海原発では、4月に作業員2人が新型コロナウイルスに感染し、工事を中断していました。川内原発内での感染も当然心配されますので、感染防止の対策を徹底するように、九州電力に市長からも求めていただきたいと思います。いかがでしょうか。

さて、新型コロナウイルス感染拡大を防止するための対策として、県民には3密を避けることや県境を越えての往来を控えるよう呼びかけられていたわけですが、川内原発では、5月25日の早朝6時から8時までの間に乗用車、トラック、バス、クレーンなど約600台が敷地内に入ってきました。そのうち県外ナンバーが205台あり、第2波も心配される中、原発は特別扱いでいいのかと疑問の声が寄せられました。市長の見解を伺います。

さて次に、東京電力福島第一原発事故で発生した放射能汚染水をどう処理するか、取り扱いをめぐって国が、薄めて海に流すか、蒸発させて大気へ放出するかといった案を示したことを受け、漁業者をはじめ農業者、観光や流通に関わる団体や、自治体の首長などからも、反対の意見が相次いでいます。これまでどおりにタンクで保管するべきだという意見が、大変多くあります。

そして、この問題は、福島だけの問題ではなく、さらに日本だけの問題でもないと考えます。国も電力会社も、しっかりと、国民や世界の声を聞くべきです。市長は、このことについてどのようなご見解をお持ちでしょうか伺います。

2問目は、山林伐採の現状と課題についてです。

森林の伐採に当たりましては、伐採及び造林の届出を市町村に提出する、これは森林法の中で規定されております。しかし、無届伐採があるということで私、相談を受けまして、この間、3か所ほど現地に赴いて調査をさせていただきました。市の林務係の担当の方や、また県の地域振興局の担当の方なども一緒に、現地の確認なども行わせていただきました。

届出は、作業に取りかかる1か月前、30日前までに届け出なければなりません。届出をせずに伐採する業者がいるのを放置するわけにはいきません。市でつかんでおられる現状と課題についてと、伐採中や終了後の周辺への配慮や安全対策などはどうでしょうか、伺います。

3問目は、小中学校給食費の無償化についてです。

小中学校給食費の無償化を子育て支援として実施できないか、検討の状況を伺います。

4問目は、外国人実習生についてです。

新型コロナの影響で、実習を終えても帰国できない実習生がいることを心配する声が寄せられました。受け入れている企業や団体、自治会などの外国人実習生の状況を、日置市として、つかんでおられるかどうか伺います。

また、自治体として、そのような外国人実習生に対し何か支援できることはないか、伺います。

次に、5問目の非正規労働者についてです。

市役所内で働く人の問題です。非正規の職員が正規職員よりも多くなっていることに驚

きの声が寄せられています。しかし、農協や郵便局など、そのほかの企業・団体などでも、派遣やパート、アルバイト、臨時、契約社員、期限付などといった、不安定で低収入の非正規雇用が増えています。また、会計年度任用職員制度も今年4月から始まりました。

しかし、みんな安定した仕事に就きたいと思っているし、生活できる賃金が欲しいと願っています。誰もが、生活のために、働いているのです。市民の皆さんから、市役所は市内企業のよい手本になってもらいたいという声が届いています。この声をどう受け止め、生かしていく考えか、伺います。

以上で、1回目といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

#### ○市長（宮路高光君）

1番目の脱原発について。

まず、その1でございます。原子力に頼らないエネルギー政策により、市民の安全が確保できると考えています。施設の運転についても、原子力規制委員会が専門的な知見を踏まえ、その可否を判断するものと考えております。

2番目の新型コロナウイルスの感染の拡大防止については、原発内の工事のみならず、事業者としての必要な対策に取り組んでいる旨を確認しているところでございます。

3番目でございます。新型コロナウイルスの感染の拡大防止については、国の指針等に従い、事業者として適切な行動が求められると考えております。

4番目でございます。汚染水の処理については、処理水の扱いに関する国の小委員会の議論や地元をはじめ関係者の皆様のご理解、調整を踏まえて、国から基本的な方針が示されると考えております。

2番目の山林伐採の現状と課題について。

その1でございます。山林伐採の届けについては、大半の林業事業主体は適正に提出し

ていただいておりますが、小規模な個人事業者におきましては、伐採届への認識が低く、伐採後に無届であることが発覚する事案が一部発生しております。

2番目でございます。伐採届受理後に、周辺地域での土砂流出、崩壊防止対策や伐採時の事故防止、機材搬入・木材搬出時の交通安全などについて書面で通知しておりますが、伐採時の不用木が隣接地との境界を越えて放置されているなどの事案が一部発生しており、現地調査の上、撤去などの指導を実施しているところでございます。

3番目については、教育長のほうに答弁をさせます。

4番目の外国人実習について。

その1でございます。外国人技能実習につきましても、本市といたしましても、受入許可等に関する事務等がないこともあり、詳細な状況については把握できていないところでございます。

なお、ご質問の事案でございますが、新型コロナウイルスの感染症の拡大に伴い本国への帰国が困難である場合は、法務省出入国在留管理庁へ申請することにより、在留資格の変更が可能ということでございます。

その2番目でございます。鹿児島県におきましても、昨年からは、在留資格や雇用、医療、福祉などに関する適切な情報や相談場所に迅速に到達できるよう、多言語での情報提供や相談を行う外国人総合相談窓口を設置しております。本市におきましても、県や関係機関とも連携、協力等の上、相談等があった場合は対応してまいりたいと考えております。

5番目の非正規労働者についてでございます。

市役所の職員は、一般職、再任用職員、会計年度任用職員など、地方公務員法の趣旨に沿って、勤務労働条件等を条例で定めて任用しております。

会計年度任用職員の給与については、職務の内容、専門性に応じて行政職給料表の各号給に分類しており、今後においても制度の枠組みの中で安心して働けるように考えております。

以上で終わります。

〔教育長奥 善一君登壇〕

○教育長（奥 善一君）

3番目の、小中学校給食費の無償化についてでございます。

昨年の6月議会で無償化についてのご質問をいただき、検討を行いましたけれども、継続的に多額の予算を要することや、一般財源以外での財源もなく、無償化については考えておりません。

以上でございます。

○14番（山口初美さん）

それでは、1問ずつまた伺っていきますが、薩摩川内市の市長さんもですね、九州電力にはコロナ対策の徹底を申し入れされたようなのですが、ぜひ日置市の市長さんからも九州電力に言っていただきたいと思ったんですが、その点、もう一回、お答えいただきたいと思っております。

○市長（宮路高光君）

先般、所長のほうがおいでにいただいたとき、コロナの関係につきましても事業者で徹底していただけるようお願いは口頭でしたところでございます。

○14番（山口初美さん）

まあ、市長自らというのはなかなか難しいようですが。

日置市内のビジネスのホテルにも県外ナンバーが結構停まっておりまして、川内原発で働いている人たちではないかと心配する声も私に寄せられました。十分通勤できる距離でございますし、また原発の作業員数はピーク時で3,000人を超えるとも言われています。そして、このコロナの関係で、かなり、

広範囲に分散して、宿泊しているとも言われていますので、日置市内にも宿泊者がいらっしゃる可能性もあるわけですね。

もし川内原発内で感染者が出たとしたならば、日置市にもすぐに影響があることも予想されるわけです。そのような危機感を持って、日置市も、日置市長にも対応していただきたいと思いますと思うんですが、もう一回、市長、お答えください。

○市長（宮路高光君）

実態はどうかということをちょっと私どものほう調べておりませんが、多い時期におきますと、日置市内の宿泊施設にも泊まるということはお伺いしております。そういう関係上、特に事業者のそういうコロナに対する徹底というのもございますし、またホテル側におきましても、それなりのいろんな注意も喚起もしていくという部分でございます。

特に、市内で発生しますと大変大きなことが起こるといってはもう十分分かっておりますので、ここ辺りも、関係市町村とも十分連携していきたいというふうに思っております。

○14番（山口初美さん）

夜の飲食店なども今閉店しているところが多かったわけなんですけど、ファミリーレストランのようなところに四、五人連れ立って、まあどこから見えた方かは分からないけれども、飲みに来ておられたりとか、そういう風景を見られた方からも何か心配をする声も寄せられたりしました。

本当にやはり何かあったときには、日置市にも影響がある問題だというような、そういう認識を持って、危機感を持ってぜひ対応していただきたいと思いますと思いますが、汚染水の処理の問題では、やはり国がきちんと対応していく問題なんですけれども、福島の実状というのを見たときにですね、本当に、もし川内原発で事故があったときには、日置市にもやはり同じようなことが起こるかもしれない



いという危機感を私は持って、今回も質問させていただきます。

福島原発事故の被害は、実害だと思います。決して、風評被害だと言えるようなものではありません。漁業や農業、それから観光、流通、本当に市民はふるさとを奪われ、なりわいを失い、本当にいまだに帰れない人たちもたくさんいらっしゃる、そういう本当に九州電力や国に損害への補償を求める声、そういう声が、裁判なども行われていますけれども、そういう声は本当に当然ではないでしょうか。

もし川内原発で重大事故が起これば、福島のように漁業や農業をはじめ観光や流通、日置市民にも多大な影響があるかもしれない、そういう可能性も市長は十分認識されて、住民の安全を守る、ふるさとを守るという立場でご答弁いただいていると考えてよろしいでしょうか。この件、この点をもう一回伺って、次の質問に移りたいと思います。

#### ○市長（宮路高光君）

基本的に、エネルギー政策においてはですね、時間がどれぐらいかかるかわかりませんが、私個人的に、この原発というのは脱原発していくべきだろうというふうに思っております。

ですけど、この間、使用していくことにおいて経済的な活動もいろんな大きな課題もあるというふうには認識しておりますので、十分、その事故等におきます、時におきますいろんな、訓練等において、またそれぞれの申し上げる場所があると思っておりますので、またいろいろと、そういう認識を持ちながら進めさせていただきたいと思っております。

#### ○14番（山口初美さん）

はい、分かりました。

2問目は山林伐採の現状と課題についてなんですが、私、相談を受けましてですね。相談のあった方というのは、やはり無届けで伐

採をしていた、そういう業者から、まあ嫌がらせとも言えるような、境界のくいが倒されたり、自分の所有の杉がその業者の切り倒した木が倒れてきて傷つけられたりとか、それから、その業者が切り倒した木が自分のほうにはみ出して置かれて放置されていたとか、それを何度も自分で片づけたりしたんだというような、そのような迷惑行為に遭いまして、役所にも何度も苦情を言ってこられて、その経過の中で私どもも調査をさせていただきましたが、これまでその業者は無届けで山林伐採をしている業者ということが、分かったわけです。

日置市内では、ほかにそのような無届けで山林伐採をするような業者は、今の時点では、ほかにはいないと認識しているのかどうか、その点を伺いたしたいと思います。

#### ○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

議員のおっしゃっている事案以外では、ここ数年は無届け伐採は確認をしておりません。今の事案だけでございます。

#### ○14番（山口初美さん）

はい、分かりました。

ほかの自治体の議員などにも「おたくのまちでは、無届けの伐採などがありますか」と聞きましたらですね、どの自治体でも、まあある、ありますよというお答えでした。

ほかの自治体での山林伐採の届けの状況、こういうことを調べられたことがありますでしょうか。いかがでしょうか。

#### ○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

今、山林の伐採につきましては、特に人工林等で、大隅半島のほうで問題等が発生している状況でございます。

その中で、この伐採届につきましては、本市の届出の様式についてももう少し厳重化する必要があるだろうというふうに認識しております。

して、その関係で県内幾つかの市町村の伐採届の様式を今研究しているところでございます。

○14番（山口初美さん）

作業の1か月前までに届出をするというようなことが決まりがあるんですが、この1か月というのは、なぜ1か月前までに届け出ることになっているのか、その点を伺いたと思います。その1か月の間に当局がその現地を確認したり、そういうための1か月が必要だということでの1か月なのか、そこら辺はいかがなんでしょうか。

○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

森林法で定められた30日というふうに認識しておりますが、その30日の中で、本当に、地権者さんと伐採事業者が異なる場合、本当に地権者さんが承諾をしているのかというような確認、それから今議員がおっしゃるような現場の確認等に要する期間だというふうに認識しております。

○14番（山口初美さん）

分かりました。30日前、1か月前までに届出が必要だということをその業者は、まあ知っているはずだと思うんですが、知っているのに、故意に届けないという、そういうことがあった場合は悪質だというふうにみなされるのかどうか、その辺はどういうふうになっているのか伺います。

○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

今回の案件につきましては、本人の理由を徹しましたところ、森林法による義務がつけられていることに対する認識が非常になかったというふうなことでございました。やはり無届伐採は無届伐採ですので、書面で指導書を通知しまして、かつ、顛末書を提出いただいているところでございます。

○14番（山口初美さん）

伐採を作業をする前、それから伐採の作業中、また伐採作業が終了した後など、当局のほうで、林務係のほうで検査やチェックをされるのかどうか、それがそういう決まりになっているのかどうか、そこら辺を伺いたと思います。

○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

森林法上は、そこまでの決まり事は規定されていないところでございますが、県内の市町村によっては、伐採事業者には伐採後の写真を提出させる、というようなことも実施しているようでございます。

先ほど伐採届の様式の厳重化ということをお願いしましたがけれども、その伐採後の確認についてもですね、今後しっかりとした形で現場確認等していきたい、いうふうに考えているところでございます。

○14番（山口初美さん）

当局のほうでも、そのようにいろいろ改善を検討しておられるということで、その点をぜひ進めていただきたいと思います。

私が、妙円寺団地の下だったんですけれども現地を見に行ったときには、もう本当にこう切り散らかしてですね、本当に放置されて、何らかの災害があったときに、例えば大雨が降ったときなどにですね、いろいろ、ああこれは心配だなと。二次災害が起こるんじゃないかというような、そういうようなことも感じるような様相でした。

伐採作業のときには重機を入れる必要があるために道路を造ったりしているわけなんですけど、もちろん山を削って道路を造りますので、本当に土がむき出して今にも崩れそうになっていたり、本当に、この今度の雨では大した土砂の放出はなかったみたいなんですけど、まとまって本当に集中して雨が降ったようなときには本当に危険だなとを感じるようなところが何か所か、ありました。

そして、近隣の家屋だとか畑、道路などの心配ですね、そういうことが本当に不安に、心配になったんですが、もし災害が発生した場合、誰が責任を取ることになるのか。山の持ち主なのか地主なのか、伐採した業者なのか、まあ災害となると誰も責任を取らなくてもいいということになるのか、そこら辺はどのように考えたらいいか伺います。

**○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）**

今回の伐採の現場につきましては、かつおぶしを製造するときに使う木材として搬出されたようでございますが、現場のところにつきましては、不用木の処理につきまして、その近隣の隣接地の地権者のところに倒れ込んだりとか置いたりということはもちろん、それはしてはいけないことですが、承諾をいただいた地権者の土地内であれば、逆に、その水が集まってきそうなところに逆に不用木は積んでおくというようなことは、私ども現場を確認して、それなりの対応はしていらっしゃるといふふうに判断をいたすところでございます。

それでも自然災害で、例えばその土地の所有者以外のところに迷惑が出た場合、その伐採が間違いなく起因しているということであれば、それなりの責任が生じるというふうに認識しております。

**○14番（山口初美さん）**

はい、分かりました。

先ほど、届出が必要だということとその業者は余り、認識が薄かったというようなことでご答弁があったんですけれども、ずっとその仕事で生活をしてきている業者ですので知らないはずはないと思うんですが、そこら辺、今後はですね、厳しい対応が求められると思うんですが、今後その業者、また新たな場所を伐採作業を届出をきちんとされるのかどうか、そこら辺の見届けといいますか、そこら

辺はどのように対応していただけるのか、そこら辺を伺います。

**○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）**

同一の事業者の方が、新たな場所の伐採届を提出に来られました。現場に入る期間が1か月ない形での届けです、届出でしたので、これは受け取れませんということで突き返しております。新たに提出をされるのは構わないけれども、提出日付1か月以上から現場に入っていただくようにということで、届出をお返しいたしました。

**○14番（山口初美さん）**

この件についてもう1件も伺いますが、先ほど申しあげました妙円寺団地の下のその伐採現場は、県の地域振興局にも見ていただいて、その後の片づけをするようにということで、その伐採業者にもお伝えしていただいていると思うんですが、その後片づけがちゃんとされているのかどうか、そこら辺は確認ができていますのかどうか伺いたしたいと思います。

**○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）**

妙円寺団地の北側の案件につきましては、特に、その他人のところに超過して置いたりというようなことは確認しておりません。逆に、本年実施しているところにそういう案件がございましたので、そこは撤去するようにということで指導しているところです。

あと、先ほども申しあげましたが、承諾をいただいた地権者の土地の中では、不用木をなるべく水が集まりそうなところに、災害が起りにくいように対策として置くようにという指導はしていますが、これも義務ではございませんので、そういう状況であるかと思えます。

**○14番（山口初美さん）**

分かりました。それでは、担当のほうで、やはり、まあ何回もこの無届けで伐採をして

いる業者ですので、これからもある程度の見守りといいますか見届けといいますか、そういうことをお願いしておきたいと思っております。

次の質問、給食費のほうに移りたいと思っております。

私は昨年6月議会で、この無償化ということで取り上げさせていただきましたが、今年の3月議会で同僚議員が質問したのに答えておられるのが、これまでは子育て支援として子どもの医療費の無料化に取り組んできたけれども、今後は給食費の負担軽減に取り組んでいきたいというようなことを市長がたしか言っておられたと思うんですが、その点の、その点での検討はどのような状況なのかを伺いたいと思っております。

**○教育委員会事務局長兼教育総務課長（梅北浩一君）**

給食費の無償化につきましては、その負担軽減という形で3月議会で市長が答弁ということですが、それ以前の6月の質問におきましても、国の助成とか、そういうものについて少しでもあればそういう負担軽減というほうに検討ができるわけなんですけど、現在においては国県においてもそのような助成はございませんので、今のところ、その無償化についての取組については考えていないということでございます。

以上です。

**○14番（山口初美さん）**

分かりました。

それでは、やはり国への働きかけが本当に大事なのかなということも考えますが、市長や教育長、その国に対する要望というのはどのような形で今後行っていく考えなのか、そこら辺を伺いたいと思っております。

**○教育長（奥善一君）**

これはかつての答弁でも申し上げたことはあると思うんですけれども、保護者の負担軽減というような意味で、国のほうからですね、

何らかの措置があれば、私どもも、それができるのであれば望ましいというようなお答えをしたことがございます。

その点については今も変わっておりませんが、現状では、市としてはなかなか難しいということでございますから、また機会を捉えて、そういったことも、意見を申し上げる機会があればそういうことも触れておきたいというふうに思います。

**○14番（山口初美さん）**

それでは、本市では準要保護世帯の就学援助の制度の中で、給食費の実費の8割の支給ということで昨年6月議会の私の質問に事務局長が、答えていただいているんですが、せめて、この就学援助制度を受けておられる世帯はですね、その「8割」と言わずにもう10割支給するのが本当に望ましいというふうに考えるんですが、一日も早くこのことを実現していただきたいと考えますが、この点については教育長、いかがでしょうか。

**○教育委員会事務局長兼教育総務課長（梅北浩一君）**

昨年の就学援助の答弁で、8割を補助ということでお答えいたしました。このことにつきましては、就学援助についてまた今後、他市町村の就学援助の割合等を検証しながら、また検討できるものであれば、なるべく保護者負担を減らしていければというふうに考えております。

以上です。

**○14番（山口初美さん）**

我が国の憲法では、教育費は義務教育は無償とするとうたわれております。そして、学校給食法では食材費については保護者負担とするとなっておりますが、負担の割合については何も定められておらずに、文部科学省の通知では、負担の割合は地域の実情に応じてとなっているわけです。

ここは、やはり、教育費の負担が大変だと

いうことで就学援助を申請され認定されている、そういう方々の、そういう家庭の子どもさんの給食費は、まあ実費の8割と言わずに、やはり10割に、一日も早く実現できるように頑張っていたきたいと要望しておきたいと思いますが、もう一回、教育長、お願いします。

**○教育長（奥 善一君）**

先ほど事務局長が答えたとおりでございます。近隣の市町村の状況も見ながら、検討は続けていきたいと思っています。

**○14番（山口初美さん）**

もう一回、じゃあ伺いますが、8割、この就学援助で給食費の実費の支給がされているわけなんですけど、10割にしたときに、この就学援助の人たちだけでどれぐらいの金額になるのでしょうか。

**○教育委員会事務局長兼教育総務課長（梅北浩一君）**

すいません、今就学援助を受けている、ちょっと人数は今把握しておりませんが、通常ですと年間4万8,000円程度の給食費でございます。月額4,000円程度。その中で、3回の就学援助に対しまして3万5,200円という内訳になっている現状でございます。

**○14番（山口初美さん）**

分かりました。就学援助を受けている人数というのは、まあ、ここではお示しいただけないと思いますが、この差額分、4,000円、4万8,000円から3万5,200円を引いて、それを人数、その準要保護の人数掛ければ、おのずともう計算は出てくるんで。まあ、そんなに大きな金額ではないと思いますので、本当に給食費、給食費の負担だけでもですね、やっぱり当然、この準要保護世帯ですので、これは一日も早く実現していただきたいと、強く、要望しておきたいと思います。

次の質問に移ります。

外国人の実習生についてなんですけど、コロナの影響で、帰りたいのに帰れないといったような状況が出てきていて本当に気の毒だと思うんですが、何か、この市のほうには実習生本人や受入れ企業、団体、自治会などから相談は来ていないのかどうか、そこら辺を伺いたいと思います。

**○商工観光課長（久木崎勇君）**

現在のところ、市のほうへの相談はありません。鹿児島県のほうには4月、5月に、それぞれについて、4月が40件、5月が41件ということで相談窓口のほうへ全体的な相談を受けているということでございます。

**○14番（山口初美さん）**

全体的な数字だと思いますね、これ。4月で50件、5月で41件。

私は、この質問を機会に、日置市内にいる外国人実習生の実態を市の当局につかんでいただきたいと思ったわけです。まあ、それはつかんでいただけてないということなんですけど、県には電話をかけたのか、かけられたのかどうか分かりませんが、県の相談の状況など、今答えていただきましたけれども、県内ではどのような相談が受けられていたのか、その相談の中身まではつかんでおられますか。

**○商工観光課長（久木崎勇君）**

県のほうでは外国人材受入活躍支援課というところが窓口になっておりまして、相談体制が2人態勢で行われております。

そこでコロナウイルスに関する主な相談内容といたしましては、このコロナウイルスの罹患した場合の体調とか症状の相談、それから感染した場合の保険適用や医療費の相談、それから現在支給されている特別定額給付金の相談が、この給付金の相談が非常に多いというところでございました。それと母国への帰国のことなどが、コロナウイルス感染症対策の関係の相談は多いというふうには伺っているところでございます。

#### ○14番（山口初美さん）

ベトナムの大使館が帰国専用の臨時便を飛行機を出しまして、300人を超えるベトナム人の実習生を帰国をさせています。これ5月の末ぐらいだったと思うんですが。日置市内にも、このベトナム人の実習生の方たちもたくさんおられたので、こういう便に乗って帰られた方もあるかもしれませんね。

今の日置市内では、それぞれの地域で様々な見守り活動を行っていますが、その見守りの対象者としては、独居老人など高齢者、それから子どもたちや子育て世帯、それから最近ひきこもりだとか、それから何らかのやっぱり障がいを持った方々などなど。そして、外国人も、この見守りの対象として位置づけられてきています。私どもの地域でも、そういう話でございます。

今月の19日に県境を越える移動が全面解禁となりましたが、しかし、これを機に外国との往来が元のようにできるようになるとはなかなか思えない状況だと思います。この日の、19日の記者会見では、世界的には一日での感染者がこれまでの最多となったということで、15万人が世界では、この一日です。コロナに感染したというようなことでございますので、本当に油断はできない。

なかなか、外国との行き来が自由にできるようにはなかなかまだならないのかなという、そういう状況だと思います。本当に、帰る時期になっているのに自分の国に帰れないというのは、相当なストレスというか、心配だろうと思います。気の毒だと、周りで見ている人たちはそういうふうに思うんです。

私の近所に、農家で外国人の実習生を受け入れているところがあるんですが、そこの方たちは8月に帰られるということになっているんだというふうにお聞きしました。8月に期限が来たからといってすぐに帰れるようなことになるのかどうか、やはりとても心配な

状況だと思うんですが、実習生というのは1年、2年、3年というふうに期限が決められて、それぞれ契約で来ておられる、そういう方たちですので、もう本当に、期限が来ればもう早く帰りたいと思うのは当然だと思うわけです。そして、交代で、入れ替わりで新しい人たちが来て自分たちはまた帰るといような、そういう仕組みになっているようですので、新しい人が来なければまた自分たちも帰れないといような、そういったような状況もあるようです。

外国人の実習生は、人材派遣会社がある現地に行って、そこで人を集めて連れてきますね。ほとんどが日本に来るのは初めてで、言葉の壁があっても、こちらでの生活環境になじむのは本当に時間もかからずに、本当によく働いていたと。助かるので、やはり実習生を受け入れたいというふうにとこも思っておられるみたいですので、まあ短い期間とはいえ、住民票を日置市に移して住んでおられますので、こういう外国人実習生の相談窓口、きちんと、やはり日置市でも設ける必要があると思うんですが、その点はどのように考えておられますでしょうか。

#### ○商工観光課長（久木崎勇君）

ただいまのところ、この外国人実習生、それから就労されている外国人の方、相談窓口としては商工観光課で対応することになってくるとは思いますけれども、まだ、そういった相談事例は1件もないというところです。今後、そういった相談があれば、私どものほうで責任を持って相談を受け入れていきたいというふうに考えているところでございます。

#### ○14番（山口初美さん）

やはり、いろんな、市内に、いろんなところに外国人の実習生、おられます。市民全体にですね、何かそういう相談、外国人に関する相談だとかあったときには、日置市のほうにも相談窓口が設けてありますということ

やっぱり周知していただく必要があると思いますが、その点はいかがでしょう。

**○商工観光課長（久木崎勇君）**

現在のところ、県のほうで専門的な相談員を2人態勢でやっておられるというふうに伺っておりますので、今後については状況を見ながら、関係機関と連携を取りながら、必要があれば、そういった専門の窓口を将来的には設置する必要があるのかなと考えているところでございます。

**○14番（山口初美さん）**

県とつなぐためにですね、市の窓口が必要なんじゃないかということで私提案させていただいておりますので、そこら辺は、やはり、先ほどの答弁でもいただいております、市と県とやっぱり国と連携してということは最初で答弁いただいておりますので、そういう形をしっかりとつくっていただいて、やはり市民にも、みんなにもお知らせして、そういう、まちぐるみでやっぱり実習生の人たちを見守っていくというようなことになっていくらいと思います。その点は市長、いかがでしょうか。

**○市長（宮路高光君）**

約三百何名か、外国人、いらっしゃいます。今おっしゃいましたとおり、このコロナにおきまして帰れない方もたくさんいたのかなというふうに思っております。これをまた受け入れていくということにおいても、また長い期間も要するというふうに思っております。今、課長のほうが答弁しましたとおり、また日置市としてもですね、そういう窓口というのは、いつでも、どこかの課が対応いたしますので、また周知等もしていきたいというふうに思っております。

**○14番（山口初美さん）**

分かりました。

それでは、最後の質問に移りたいと思います。

現在、日置市の正職員と非正規雇用の状況、伺いたいと思います。それぞれの人数をお示しいただきたいと思います。

**○総務企画部長兼総務課長（橋口健一郎君）**

直近の6月時点での正規職員の数は469人、会計年度任用職員につきましては597人となっております。

また、男女比につきましては、職員で男性356人、女性が113人で、女性の比率は24%。会計年度任用職員につきましては、男性が199人、女性が398人で、女性の比率につきましては66%となっております。

**○14番（山口初美さん）**

安上がりで、使い勝手のよい非正規雇用に追い込まれているのは女性が多く、日置市役所の非正規職員もそうですが、労働組合もありませんので、自分たちの働く者としての権利を主張したり労働条件の改善を求めたりということができないわけです。

働く人の賃金を上げなければ、市民、市内のみんなの生活は改善しません。市民の生活が豊かにならなければ、市全体の景気も改善しないし、市の財政も豊かにならないわけです。今は悪循環になっているのではないのでしょうか。

住民福祉の向上のために働く公務員の身分はきちんと保障されなければならないし、生活できる賃金の保障や雇用の安定など、安心して働ける環境を整えなければ住民の福祉は向上しないということを私は繰り返し申し上げてまいりましたが、市が行う住民サービスの提供、今、非正規の職員が約半分以上になっているということですね。それは正しい在り方ではないというふうに考えるんですが、その点について、市長のご見解を伺いたいと思います。

**○市長（宮路高光君）**

行政の中で、定員の適正化といいますか、こういうこともきちっと管理していかなきゃ

ならない。それぞれの事業費を含めて、人件費の削減というのも考えなきゃならない。そこあたりをやはり十分していかなければ、今後、コロナの対策を含めてですね、いろんなことが、考えていかなければそういう対策費も出てこないという部分でございますので、今、会計任用職員が多いということでございますけど、特にこの中におきまして、ゆーぷるとか砂丘荘、そういう方々も入っております。そういう中におきまして、適切に、そういう方を望んでいる時間帯の女性の方もいらっしゃるという部分で、みんなみんな、その正職という部分じゃないのかなど。いいバランスの中で、今後とも適正な定員管理をやっていきたいというふうに思っております。

#### ○14番（山口初美さん）

同一労働同一賃金という言葉がありますが、同じ職場で同じ仕事をしているなら、同じ賃金を保障すべきだということですね。それは理想だとかって言われますと、もう……、理想に近づけることは、やはり大事なことだと思います。

官製ワーキングプアとやゆされるように、非正規と正規職員との間には、賃金や休暇など様々な待遇の格差があります。大企業では、今年4月1日から、正規雇用で働く人と非正規雇用で働く人の不合理な待遇格差が禁止されました。市役所内でも、働く人も同じように非正規と正規の待遇の格差はなくしていく方向で改善していくべきだと考えますが、市長の考え方、今後どのように進めていかれるか、再度、総括的に伺って、私の質問を終わります。

#### ○市長（宮路高光君）

同一労働同一賃金、これは本当に、今おっしゃいましたとおり、理想だというふうに私も思っております。それぞれ責任感をどう分配し合っていくのか、ここあたりも、一つのその賃金体系の要素になってくるというふう

に考えております。

今のそれぞれのこのバランスを、バランスといえますか、やはり常勤と非常勤、このバランスも大事なことでございますので、そういうバランス感覚もきちとした上で今後とも、適正な、人員管理といえますか、定員管理をやっていきたいというふうに思っております。

#### ○議長（漆島政人君）

次に、2番、佐多申至君の質問を許可します。

〔2番佐多申至君登壇〕

#### ○2番（佐多申至君）

本日4人目となります。通告に従い、一般質問いたします。ゆっくりと簡潔に質問いたしますので、市民の方々が見て、聞いて分かりやすい答弁がいただければと思います。

まずは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律における野焼き禁止の例外について。

1点目は、例外として取り扱っているものは具体的に何か。

2点目は、例外のもので、責任意識を高めるための届出を義務できないのか。

3点目は、近年多い枯れ草火災の原因は主に何か。市民への周知や指導等は、現在どう行われているのか。一定の風の強い日は野焼き等を行わない基準を作成し、防災無線での呼びかけはできないか。

次に、新型コロナウイルス感染症対策における本市対策本部の在り方と医療機関との連携について。

1点目は、最初2月28日に本市の対策本部会議と健康危機管理部会議が行われ、方針・指示が発令されました。その時の構成メンバーは。

2点目は、感染症対策における市本部設置後、医療機関、いわゆる日置市医師会とはどの段階で連携が必要と考えているのか。

3点目は、保健所・医療機関・行政の連絡



体制や治療体制のシミュレーションは事前に必要と考えるが、どうか。

4点目は、発熱等、新型コロナウイルス感染症も含め不安な場合、まず、どこに電話するのか。発熱を含め重症の場合、119番に電話して呼んでいいのか。感染者またはその家族のサポート、両親が感染した場合など、体制等、関係所管との連携の協議は準備できているのか。

以上、1回目の質問といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

### ○市長（宮路高光君）

1番目の、廃棄物の処理及び清掃に関する法律における野焼きの禁止の例外についてというご質問でございました。

その1でございます。施行令に、焼却が例外的に認められている主なものは、風俗慣習上または宗教上の行事を行うために必要な焼却、農業、林業又は漁業でやむを得ず行われる焼却、たき火、そのほか日常生活で通常行われる焼却で軽微なものが上げられています。

2番目でございます。例外のものについては、森林法に基づく火入れの許可や消防法に基づく火災とまぎらわしい煙等を発生するおそれのある行為等の届出の義務を定めています。ただし、たき火など日常生活で通常行われている軽微なものについては、義務化にならないものと考えております。

3番目でございます。原因としては、枯草焼きが風にあおられて拡大したことや監視不足などがございます。市民への周知につきましては、広報活動及び消防訓練及び防災行政無線放送を行っております。

風の強い日の野焼きにつきましては、鹿児島地方気象台が発表する火災気象通報に基づき、適宜、防災行政無線や車両広報で注意喚起を行っております。

2番目の、新型コロナウイルス感染対策における本市対策本部の在り方と医療機関との

関係ということでございます。

その1でございます。2月28日に開催しました日置市新型コロナウイルス感染症対策本部と健康危機管理部の合同会議におけるメンバーは、市長、副市長、教育長をはじめとする、全ての部長、課長でございます。

2番目でございます。市医師会とは、4月7日の緊急事態宣言後、電話でやり取りを行い、必要とするN95マスク、また防護服を提供しましたが、感染防止資材が不足する中において、連携の必要を改めて感じたところでございます。

3番目でございます。保健所、医療機関及び行政との連絡体制は必要と考えております。治療体制のシミュレーションにつきましても、保健所と医療機関において調整がなされており、必要に応じて、市への協力依頼を求められるものと考えております。

4番目でございます。発熱等があり、感染を疑う場合は、まずは帰国者・接触者相談センターである保健所への相談が第一と考えております。重症の場合は119番へ救急要請を行い、通報の際に患者の症状を伝え、必要に応じ消防本部から保健所へ連絡することになります。感染者やその家族へのサポートにつきましても、そのときの感染者の家族の事情を考慮し、場合によっては関係機関と協議しながら対応をしていくこととなります。

以上でございます。

### ○議長（漆島政人君）

ここでしばらく休憩します。次の開議を2時10分とします。

午後1時59分休憩

---

午後2時10分開議

### ○議長（漆島政人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

佐多議員の質問に入る前に、先ほどの答弁の中で教育委員会事務局長より修正の申入れ

がありましたので、許可したいと思います。

**○教育委員会事務局長兼教育総務課長（梅北浩一君）**

先ほど山口議員の質問、年額給食費4万8,000円という答弁をいたしました、年額が4万4,000円ですので、訂正をお願い申し上げます。

それとこの就学援助が80%から100%に全額就学援助費で支払った場合の影響額というものが、今年の数で計算しますと、小学校中学校合わせまして436万2,000円程度になります。

以上です。

**○2番（佐多申至君）**

ゆっくりと質問をしていきたいと思いましたが、眠くならない程度に質問していきたいと思えます。

先ほど1問目の野焼きについての例外として取り扱っているものについて、具体的には何かということで質問したところ、主なものについては市長のほうからお答えを頂いておりますので、具体的にはどうなのかをもう一回述べていただきたいと思えます。

**○市民福祉部長兼市民生活課長（地頭所浩君）**

具体的なということですが、事例によって異なりますが、施行令のほうに5項目ございます。そのうち市長が3項目お答えになりました。残る2項目について申し上げます。

国または地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却、2番目が震災、風水害、火災、凍霜害、その他の災害の予防、応急対策または復旧のために必要な廃棄物の焼却というふうになっているところでございます。

以上です。

**○2番（佐多申至君）**

野焼き禁止の例外についての届出の義務化

を私は最初の質問で申しましたが、そもそも回答の中に火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為をしようとする者は届け出なければならないという回答を頂いておりますが、具体的にこの紛らわしい煙等を発するおそれがある行為というのは、どの規則から述べられているのでしょうか。

また、ほかに市民生活に関係するものがあればお尋ねします。

**○消防本部消防長（柿内和浩君）**

火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出につきましては、日置市火災予防条例第45条に規定されております。枯草焼きや鬼火たき、キャンプファイヤーなど、周囲から見て火災と紛らわしい行為がこれに当たります。

なお、届出につきましては、7日前までに届出書を提出することとなっております、できない場合は口頭でできるものとなっております。

ほかにも小規模な花火の打ち上げや道路工事、夏祭りの出店の届出も対象となります。

**○2番（佐多申至君）**

消防署に実際、枯草焼き等も含めて年間どれくらいの届出があるのかお尋ねします。

**○消防本部消防長（柿内和浩君）**

昨年1年間では、火を燃やす行為の届出が311件ありました。

そのうち枯草焼きが204件、鬼火たきなどが57件、その他の海岸の清掃等の際出たごみ焼却等が50件になります。

**○2番（佐多申至君）**

先ほどの3番目の回答に枯草火災等の原因については主に何かとお尋ねしたところ、監視不足が入っております。回答にその監視不足と書いてあるのですが、平成30年12月議会において同僚議員が枯草焼きについて一般質問をしております。そのときに当局の答えで一人で枯草焼き作業をしないとの

指導をしていくということで回答しておりますが、そのことも含めて、その後枯草焼き等の火災予防の指導はどのようになされているのかお尋ねします。

**○消防本部消防長（柿内和浩君）**

届出を受け付ける際に5点ほどお願いをしております。

まず1点目が、消火の準備をして複数で行うこと、2点目が飛び火に十分注意すること、3点目が、消火するまでその場を離れないこと、4点目が火の後始末は完全にすること、最後に、風が強い場合は中止するようにお願いしております。

**○2番（佐多申至君）**

それでは、そのように指導というか、徹底した規定がある中で実際にこのように枯草火災がまだあるということになりますが、一般市民が枯草焼きを火災と間違えて通報する場合もあると思います。野焼きから建物火災、そして人的被害へつながるなど、危機意識を持っていただくために何をすべきか。また、もっと市民へその枯草焼きの必要性、しなければならぬその理解を深めることも必要だと私は考えております。いわゆる共存していかなければならないわけですが、徹底した周知、広報等の共通認識、理解が必要と考えますが、どのようにお考えでしょうか。

**○消防本部消防長（柿内和浩君）**

昨年、誤報と思われる通報が3件ほどございました。自治会長を対象とした市政説明会や自治会での消防訓練、防災行政無線や消防署・消防団による車両広報、広報紙やお知らせ版などを活用して届出の必要性について、さらに周知してまいります。

また、引き続きあらゆる機会を捉えて、火災予防をお願いし、市民の防火意識を高めてまいりたいと思います。

**○2番（佐多申至君）**

もともとこの枯草焼きの例外については、

火入れをされる方もそれなりの責任を持ってされていらっしゃるわけですから、この場でそれを責めるとか、そういうことでもございません。また、先ほど市民の方々にもこの野焼きについても例外については理解していただかなければならないところもあると思います。

最近の枯草火災は、私が考えるには、時期的に地域的に発生する傾向が1か所にまとまって起きているように思われます。枯草火災のデータを基に整理して今行われている注意喚起の呼びかけにさらに工夫して、時期や地域に合わせて地域単位に防災無線等で気象状況や枯草火災予防の注意喚起をもっと工夫して呼びかけることもできると考えますが、お尋ねします。

**○消防本部消防長（柿内和浩君）**

平成27年1月から今年5月までの火災件数は127件発生しています。

そのうち枯草焼きなどが原因の火災が68件あり、全体の54%を占めております。

地域ごとには、東市来地域が12件、伊集院地域が21件、日吉地域が16件、吹上地域が19件です。

時期につきましては、1月から5月までで40件発生しています。

水稻作付前の1月から5月の空気の乾燥した時期に発生しているため、地域性や時期等も考慮して注意喚起を行います。

**○2番（佐多申至君）**

この枯草焼きについては最後の質問にしますが、実際に市民から誤報でお電話が届いた場合に、消防署としてはどのような対応をされていらっしゃるのでしょうか。

**○消防本部消防長（柿内和浩君）**

先ほど火災件数の件で、私は27年1月からと申し上げたみたいですが、これは29年1月から訂正させていただきます。

昨年、3件誤報があったと申し上げました

が、これは枯草焼きが2件と鬼火たきが1件でございました。この際は通常の火災出動として出動しております。出動した際に実施している方に注意をすることしかできないというところと、鬼火たきなどは特に夜ということで目立つということもありますし、主催者のほうに必ず届出をするように伝えて現場を引き上げております。

以上です。

#### ○2番（佐多申至君）

この枯草については、焼き入れをする側、そしてそれを見る住民側、いろいろ視点が違います。その辺をお互いが理解しながら、そして対応する消防署員の方々も大変だと思っておりますが、この辺は周知、今後の広報活動の中で理解を深めていかなければならない事例だということは私はそう思っておりますので、今後ともぜひその辺の市民と焼き入れをする側との理解が深まる広報活動に努めていただきたいと考えます。

次に、2点目の質問について尋ねてまいります。

1問目の答えの中に構成メンバーはという質問を行いました。この構成メンバーはいつも決まっているのでしょうか。お尋ねします。

#### ○健康保険課長（山下和彦君）

2月28日からの任意の対策本部につきましては、庁内会議として同じメンバーで開催しております。

#### ○2番（佐多申至君）

この構成メンバーは、市長が決定するのでしょうか。お尋ねします。

#### ○健康保険課長（山下和彦君）

2月28日からの任意の対策本部会議につきましては、日置市新型インフルエンザ等対策行動計画に沿って設置いたしました。4月7日の全国での緊急事態宣言を受けてからは法律に基づく対策本部に切り替えましたが、

この対策本部は市の条例に規定されており、メンバー等につきましては、市の行動計画に定めてございます。

#### ○2番（佐多申至君）

2月28日対策本部設置、健康危機管理部会会議以後、大分、宮崎に続き、3月13日、3月14日に佐賀、長崎で感染者が確認されております。そして危機が迫る中、3月26日に鹿児島県で感染者1例目が確認され、その後、3月27日、4月1日、3日、4月8日、4月17日、それと最後に4月20日に本市対策本部会議が行われています。これは資料を全員協議会のほうで頂いております。それで確認させていただきました。私は、これを不安に思い、医師会を訪ねました。4月27日の段階では、日置市医師会とはその時点でも連絡が取れていない状況でございました。いわゆる連絡が取れていないというのは、連携について協議なされていないということで理解していただければいいと思います。私が本市の医師会に確認した日に、医師会担当者より4月23日に県医師会より各医師会へ保健所、市町村、消防など関係機関との対策会議を早急に設置するよう必要との文書が届いておりました。その場で事務局長に見せていただいたところです。そして、日置市医師会事務局より、それぞれ日置市行政、保健所、医師会会員、対策要綱案を発信され、市行政には4月27日にその文書が届いたということで確認しておりますが、その事実は間違いないでしょうか。お尋ねします。

#### ○健康保険課長（山下和彦君）

市医師会とはまず4月16日にご相談がありまして、必要とするマスク、防護服の提供を市としては積極的に提供を行ったところでございます。今後にも必要に応じて資材の提供を約束したところでございます。

市医師会、保健所、市による対策会議の文書は、4月27日、ファクスで届いております。

す。その日のうちに市医師会の事務局長から趣旨説明についてのお電話がございました。

**○2番（佐多申至君）**

届いたということで確認はしましたが、その後協議は行われましたか。お尋ねします。

**○健康保険課長（山下和彦君）**

4月30日に市医師会の事務局長より、今回の対策会議につきましては市医師会のほうで調整しましょうということがございました。そして5月1日に医師会館で市医師会、保健所、日置市消防本部による事前打合せを行いまして、5月8日には最初の会を開催いたしました。会では、医療提供体制に関わる協議に終始いたしました。今後もこの会を開催し、情報共有を図っていくことを確認しました。

以上です。

**○2番（佐多申至君）**

2問目の回答で市長のほうから最後に「連携の必要性を改めて感じたところです」という発言をされておられます。今回の新型コロナウイルス感染症対策については、目に見えない脅威的な新たなウイルスで、それに対する国の方針や政策、国の施策・指示を確実に遂行することは自治体としては当然のことであると考えます。また、行政はじめ、市民の皆様も不安と恐怖を感じながら自粛生活を体験してその予防に努め、今の生活に至っているわけです。そんな市民の不安や恐怖を少しでも安心安全に支え努めていくのが市の行政だと私は考えております。

前置きが長くなりましたが、市長、お尋ねします。国や県の指示指導等は大事だと思いますが、その前につまり事前に水面下で、先ほどの保健所、医師会、消防署、専門知識の方々との平常時に非常事態への対応等の情報交換や想定した協議等などをやっておくべきだと考えますが、今後そのような対応も含めてお答えください。

**○市長（宮路高光君）**

コロナが発生する前から伊集院保健所管内に感染症危機管理現地対策協議会というのがございまして、今までも医師会、保健所、また行政、そういう方々が入った対策会議をしておりました。そういう中におきまして、今回、課長が申しましたとおり、それに事務レベル的にもそのような対策をし、それぞれの連携をしていくことが大事なことでありうふうに思っております。

**○2番（佐多申至君）**

市長もそうおっしゃるわけですが、3問目の質問においては、保健所、医療機関、行政との連絡体制は必要と考えておりますという回答を頂いております。考えているのになぜしないのかということになるわけですが、その中に、最後に、必要に応じて市への協力依頼を求められるものと考えておりますという消極的な回答も頂いております。今後、これを教訓に感染症等の医療提供体制の確保、予防対策協議などができる協議会なるものを設置設立して、平常時でも情報交換ができ、緊急にはすぐ会議ができるように体制をつくるべきだと考えますが、市長、どうお考えでしょうか。

**○市長（宮路高光君）**

先ほど申しましたとおり、必要だというふうに認識しておりますので、保健所のほうが中心的な役割を今後とも果たしていくと思っております。

**○2番（佐多申至君）**

そうおっしゃるのであれば、ぜひ早急に第2波に対しての協議会なるものを感染症に対する協議会なるものを設立していただき、進めていただければと思います。まずはそれが市民への安心と安全の一つの一步ではないかと考えております。

参考に、離島では平成22年度に感染症危機管理設置要綱等も作成されており、その協

議会メンバーは、医師会、歯科医師会、獣医師会、薬剤師会、各町長、教育長、高等学校長、消防署、警察署、空港管理事務所、さらには自衛隊、県事務所所長、そして最後に保健所所長です。このメンバーで離島は強固なる協議会を設立し、感染拡大を止めておるわけでございます。離島まではいきませんが、この協議会も平成22年度の協議会内容では、新型インフルエンザの各機関の取組や課題、強毒性の新型インフルエンザに向けた取組、そのほか様々な感染症への対応策が協議されています。この場ではその内容は、向こうの承認を頂いておりませんので、述べられませんが、この協議会はさらには、今年、令和2年4月16日には当協議会のメンバーが即集結して、新型コロナ感染状況や各機関への要望、今後の対応策がもう既に協議されたわけです。地理的・地域的環境もあると思いますが、いずれも危機管理をもってすれば迅速にしっかりと皆で共有して日置市でもできると考えております。市長、どうお考えでしょうか。お尋ねします。

**○市長（宮路高光君）**

今回、医師会、保健所、日置市と三者協議ができましたので、なるべく早くこういう会もまた立ち上げていくべきだというふうに思っております。

**○2番（佐多申至君）**

第2波に続き、これまでの第1波の教訓を今の市長のお言葉を皆さんで真摯に受け止めて、早急に健康保険課窓口、そして全体でそういった協議を即進めていただきたいと思います。

先ほど4番目の質問で市長のほうに、重症の場合は119番へ救急要請を行うということで答えがありました。この119番へ電話した後はどのように対応されるのでしょうか。お尋ねします。

**○消防本部消防長（柿内和浩君）**

消防本部では、119番を受け付けたときに、風邪や発熱の症状がある方に対して、強い倦怠感や息苦しさ、都道府県をまたいだ移動歴や接触などを詳しく聞き取ります。感染の疑いがある場合は、伊集院保健所へ連絡します。保健所の判断により、感染の可能性がない患者は救急隊が病院選定を行い、通常の救急搬送となります。

一方、感染が疑われる場合は、保健所の指定する病院、これは感染症指定医療機関になりますが、こちらのほうへ救急車で感染防止を施した上での搬送となります。

**○2番（佐多申至君）**

前線で働く消防の皆さんはそのように徹底した連絡体制を取られているということはすばらしいことだと思います。これを機にぜひ皆さんで共有して、そして健康保険課窓口、そして総務課全体を皆さんでその場を共有して、先ほど市長がおっしゃった協議会を皆さんで、水面下と言わずにもう公に市民の皆様向けに対応していただきたいと思います。

まだ時間はありますが、最後に、今回の新型コロナウイルス感染症においては、国も県もその状況に応じて対応してきたと思います。そしてその中で市長をはじめ多くの教訓も得られたと思います。市長は今後、このような目に見えない脅威的な感染症において、私がこれまで質問してきた市の医療体制、そしてその連携について安心安全なまちづくりの視点から、市民の皆様に向け心強いメッセージと今後の考えをお尋ねして、最後の質問にさせていただきます。

**○市長（宮路高光君）**

ご指摘ございましたとおり、今回初めての経験でございました。本当に市民の皆様方も大変不安がっている。一番大きいのは、先ほども申し上げましたとおり、早くワクチンができることでございます。ワクチンがない、まだその予防薬がないとそういう中でみんな

が協力しながら自粛しているのも事実でございます。今後はやはり、もし発生したときの対応、今申し上げましたとおり、保健所、また医師会、こういうところと本当に綿密に今から今後打合せをしながら市民の皆様方が安心して暮らせるまちづくりと、大きな、私ども日置市にこの感染症対応できる病院というのは、今のところないようでございます。どうしても鹿児島市のほうに頼っていかなきゃならない。そういう中におきまして、どういうふうにして連携して搬送していくのか、鹿児島市とも十分このことについては協議をしていく必要があるというふうに思っております。

**○議長（漆島政人君）**

次に、15番西菌典子さんの質問を許可します。

〔15番西菌典子さん登壇〕

**○15番（西菌典子さん）**

本日最後の質問となります。最後までどうぞよろしく願いいたします。

本日は、日置市の財政、公共施設等総合管理計画についてお尋ねしたいと思います。

1番、日置市の財政状況と今後の予測についてお尋ねいたします。

1番、日置市の人口ビジョンにおいて、本市の人口は、1945年、8万4,163人をピークに社会減、自然減の双方が働き、今後、令和47年、2065年には2万6,000人ほどになると予測しております。極端な高齢少子、若い世代の流出、生産年齢の減少など、担い手不足による地域経済の縮小が心配されます。先ほどからコロナウイルスなどの経済への影響が大であるとのお答えが何回も出ておりますが、その影響の大きが出る前のその境目である今の現状、そういうのがどういう状況か、どんな状況かという意味でまずお尋ねいたします。そして今後の展望を伺います。

2番、決算の重要指標である実質単年度収支の赤字が平成25年度からずっと続いております。過去においては、繰上償還などで赤字を黒字にした時期もありましたが、現在、実質的な赤字が継続しているという意味ではないかと懸念しております。そうした中で令和元年度決算がどうなのか。また、今後も現状を見る範囲では厳しい状況となるのではないかと感じ、将来の財政逼迫を大変懸念しております。その原因、現状と今後の財政状況の予測をどのように分析しておいでなのか伺います。

3番、予期せぬ新型コロナウイルスの影響によって全てのものが大きな影響を受けております。様々な補助政策が予算化されたり、実施に移されていくところでございますが、住民生活を守る最前線としての市の果たすべき役割として、また一つの事業体として職員や経営を守るために影響をどのように予測し、今後に備えるか伺います。

2番、日置市公共施設等総合管理計画についてであります。

1番、本市の公共施設の現状と将来の更新費用予測の計画を概要版で次のように記しております。本市では、1,127棟、32億6,434m<sup>2</sup>の建物系施設を保有、そのほかにもインフラ施設としての道路橋梁の土木系施設、上下水道施設などを有しており、これらの公共施設全てを現状規模のまま建て替え及び大規模改修する場合の更新費用は、今後40年間で2,770億円かかり、1年平均69億円としております。市内にも多くの老朽・重複・不使用な状況の公共施設があります。きちんと向き合えば住民の安全や安心を脅かすとともに、その改善・維持・建て替えには多大な経費が必要とされております。国は、平成25年、26年と計画策定を要請し、本市も平成28年3月に基本方針として「新しく造ること」から「賢く使う」として

策定されました。本市におけるその現状と目的、今後なすべきことを伺います。

2番、平成28年度策定し、4年経過し、10年計画の中期と考えますが、現状及び進捗率を伺います。

3番、現在、築40年以上の建物の数と使用状況や現状維持費などに関わる経費使用料などの収支の状況や財源が分かる範囲でお伺いいたします。

4番、計画の基本方針として、減らす・増やさない、長く使う、無駄を省くとしておりますが、この計画を策定した後、新設新築、またはその予定とされる公共施設を伺います。

5番、本市におけるこの計画の位置づけはどのようなものであるのかを伺います。

6番、計画の実行のためには、議会、地域、住民への情報公開や共通認識を図ることが必要であると言われます。そうした計画の実行遂行をするための合意形成を目指してどのような努力と配慮をしておいでか伺います。

7番、市の総合計画やその地域等の総合ビジョンとの整合性を担保しながら、どのように実行、実現してこられたか、またしていきたいかを伺います。

以上で、1回目の質問を終わります。

〔市長宮路高光君登壇〕

#### ○市長（宮路高光君）

1番目の日置市の財政状況と今後の予測について、その1番でございます。

歳入では、地方交付税等の一般財源が減少し、歳出においては、人件費等の義務的経費や維持補修費の増加傾向にあり、財政調整基金を繰り入れなければならない厳しい財政状況が続いております。今後、人口減少が進む中、市税や普通交付税の減少、高齢化による扶助費の増加など予想されることであり、引き続き、自主財源の確保に取り組む必要があると思っております。

2番目でございます。

平成25年度から、実質単年度収支のマイナスが続いております。その原因につきましては、歳入にあっては、普通交付税の減少、歳出では、社会保障制度に伴う扶助費の増額、普通建設事業の増など、一般財源が減少しており、財政調整基金の取崩しが常態化しているため赤字が続いている状況でございます。

今後も、市税の減収や地方交付税の段階的縮減に伴い、歳入のさらなる減少が予想され、引き続き厳しい財政状況が続いていくものと考えております。

3番目です。

市の財政面では、企業収益が減少することで法人税や市民税などの地方税の減収、譲与税等交付金の減収、予想されるところで、財源不足に伴い、来年度以降の予算編成に影響があると考えております。

本市においても、国の経済対策である交付金を活用するなどして、地域経済や住民生活を支援しているところでありますが、今後も感染症拡大防止に努め、国県の動向を注視しながら、状況に応じて対策等を速やかに実施していきたいと考えております。

2番目の日置市公共施設等総合管理計画その1でございます。

公共施設等総合管理計画につきましては、現在、施設ごとの、より具体的な運営の方向をまとめた個別施設計画の策定を進めております。

住民1人当たりの施設保有面積が、全国平均の約2倍と多い傾向にあり、さらに厳しい財政状況が予想されることから、個別施設計画の策定については、施設の劣化度・利用度等に応じて、優先的に整備する施設の判断を行い、公共施設の縮減に努めてまいりたいと考えております。

2番目でございます。

公共施設等総合管理計画の柱である施設の保有面積縮減については、令和7年度までに



10%削減の目標であります。計画初年度である平成28年度から昨年度までの4年間の削減面積は、5908.67m<sup>2</sup>となっており、進捗におきまして約1.8%となっております。

3番目でございます。

築40年以上の建物につきましては、令和2年で214棟となっており、多くは学校関連施設となっておりますが、経過年数の高い建物につきましては、修繕・維持管理費に多額の投資が必要なことから、公営住宅、一般住宅及び教職員住宅等の売却可能な建物については、その必要性を慎重に検討しながら、現状有姿による売却や解体を進めたいと考えております。

4番目でございます。

更新を除く新設予定建設については、今行っております吹上サッカー場、東市来総合運動公園ドーム等がございます。

5番目でございます。

今後さらに厳しい行財政環境が予想される中、長期的な視点を持って施設の更新・統廃合・長寿命化を行うことで、公共施設運営に関する財政負担を軽減・平準化するための基本方針となっております。

6番目でございます。

今年度中に策定予定の個別施設計画を市民の皆様を示し、人口の減少社会に対応した公共施設の在り方について、合意形成を図っていきたいと考えております。

7番目でございます。

総合管理計画の実行と実現については、地域ニーズの反映が重要と考えておりますが、次の世代へ持続可能な財務基盤を引き継いでいくため、これまで利用した施設の投資効率も厳しい視点を持って検討する必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（漆島政人君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を3時5分といたします。

午後2時53分休憩

午後3時05分開議

○議長（漆島政人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を継続します。

○15番（西園典子さん）

それでは、再度の質問をさせていただきます。

この財政と公共施設管理計画に当たりまして、私は人口ビジョンを見ました。参考としております。それで、直近の日置市の現状というのを調べてみました。

今年4月、5月に日置市で生まれた赤ちゃんでございますが、市のホームページで見ますと、東市来が4月、5月で3人、伊集院が46人、日吉が1人、吹上が9人、全体で59人の生まれ。

それから、高齢化率は6月現在、東市来が39.81%、伊集院が27.68%、日吉が43.95%、吹上43.60%、全体では34.47%となっております。

このことについて、市長はいつもお悩みの部分かもしれませんが、どのようにお考えになっていらっしゃるのかを伺いたいと思います。まずお気持ちを。

○市長（宮路高光君）

今、ご指摘のとおり少子高齢化、この言葉は如実に私どもは日置市に出ているのも事実でございます。その高齢化の率は別として、毎月におきます出生と死亡、基本的に出生率は30人ぐらいが平均して、死亡が60から70。そういう形の中で、毎月自然減少というのが、30から40というのは、もう出てきております。こういう中で、大変自然減少に対します対策というのが、大変難しい状況であるというふうに認識しております。

○15番（西園典子さん）

私は、今、おっしゃったように、少子高齢、自然減、そういうこともございますけれども、それにプラス一極集中、地域の偏在というのが、やはり日置市の一つの大きな課題でもないかというふうに感じております。

そういうことも加味しながら、財政とか公共施設の管理計画など、住民の皆さんが本当にきちんとした形で暮らせるのか、守っていけるのかという意味での深刻に考えている思いがしております。

先ほどの答弁で、厳しい財政状況であって、市の自主財源額を確保していくことが必要である。それは十分にそう思っているけれども、なかなか難しいということを感じておるところではございますが、地域偏在という宿命的部分を感じたり私はしている。

その辺に関しましては、どういう配慮を、市長は感じたり、努めたりしていらっしゃるのかを、まずお尋ねしたいと思います。

○財政管財課長（上 秀人君）

少子高齢化の進行に伴いまして、非常に財源的にも、将来市税あるいは交付税、交付税はやっぱり人口に反映されますので、そういう面、支出の面にあっては、やっぱり高齢化に伴う扶助費の増、公債費、人件費、これは義務的経費でございますけれども。

このほかに第4の義務的経費と言われております公共施設の維持修繕の関係です。こういったのが予想されまして、やっぱり今後は厳しい財政状況というのは続いていくというふうに感じているところでございます。

○15番（西園典子さん）

厳しい現状が続いていくだろうと思っいらっしゃるということを、議員の皆様方も本当に思っいらっしゃるのでないかなというふうに、私も感じてはおりますが、今からこれをどうしていったらいいのかということにもなっていくことでございます。

そこで、いつも決算のときに出ております決算審査の指標でございますが、単年度収支とか、重要課題である実質単年度収支が、マイナスがずっと続いているということについてお尋ねをしてみたいと思いますが。

その指標の中で、実質収支、実質単年度収支、まずはその理解を、こうしてもっと分かりやすくご説明いただけませんか。

○財政管財課長（上 秀人君）

実質収支でございますけれども、歳入歳出予算の差引額、これから翌年度に繰り越すべき財源というのを差し引いたものが実質収支と言われるものでございます。実質単年度収支につきましては、前年度の実質収支、それと今年度の実施収支というのがございます。今年度から前年度を差し引いたものが単年度収支と言われるものでございます。

実質単年度収支につきましては、単年度の収支そのものがどうなったかというのを見るのが実質単年度収支でございます。その実質収支に黒字要素、積立金とか黒字要素を加えまして、なおかつ財政調整基金等の取崩し額、これを差し引いたのが実質単年度収支と言われるものでございます。

以上でございます。

○15番（西園典子さん）

本市は実質収支や単年度収支は黒字でございます。しかし、実質単年度収支がずっと赤字になっている。ということは、実質的に赤字部分、赤字になる部分、黒字になる部分がしっかりとそこで出てきているというものではないかと。

お金は借りたら、それはマイナス。返したらプラス。実際に収入は減っても返した分はプラスに転じるというふうで、実際のその財源の状況がどうであるかということを表しているのが、実質単年度収支の赤字、黒字であるということは、赤字であることは実質的にいろんなものが減っていく。財源が減ってい

くという判断をしなければならぬのではないかなど、私は思います。いかがでしょうか。

**○財政管財課長（上 秀人君）**

実質単年度収支につきましては、平成25年度から、市長がお答えいたしましたように、ずっと続いております。これにつきましては、やはり財政調整基金の取崩し額が、ずっと続いているというところがございます。

赤字を、じゃあ解消するためにはどうすればいいのかということでございますけれども、これにつきましては、財政調整基金を取り崩さないこと。あるいは赤字額の分、歳出予算の規模を圧縮するというところで、解消をされるというふうにご考えているところがございます。

**○15番（西園典子さん）**

先ほどのお答えの中でも、財政調整基金の取崩しが常態化しているということが、お答えになっております。毎年、平成30年度末には40億円ありました。でも、今度予測している令和元年度末は29億5,000万円、そして今年度の令和2年度末の現在高は14億円というような予測が立てているところでございますが、これは、間違いはないでしょうか。

**○財政管財課長（上 秀人君）**

令和元年度末の財政調整基金残高、これは6月補正の実質でございますけれども、14億円ということに間違いはございません。

**○15番（西園典子さん）**

じゃあ私がこうして心配しているように、先ほどもお答えになったように、どんどん普通預金みたいな気持ちで出し入れがしやすいと、そういう形で出し入れをしているうちに、どんどん減っていつているのではないかと、私を、私は心配をしているところがございます。

なかなか自主財源を増やして、そこに入れ

込む余裕があるのかどうか。そこら辺も含めて、どんどん減らさざるを得ない理由は、ということなのだろうかということが一つの問題だと思います。お答えいただけますでしょうか。

**○財政管財課長（上 秀人君）**

現在の財政計画では、とにかく今年度まで大規模事業を実施して、例えばこれは小学校の関係でございました。かごしま国体の関係もございました。地区公民館あるいは分団の整備の関係です。いろんな車庫の整備の関係でございまして、こういう形で、今年度までは大規模事業を実施しているということから、財政調整基金の取崩しというのが、必然的に多くなってございますけれども、来年度以降につきましては、歳出の予算もですけども、普通建設事業を規模的に抑制を図っていきたいというふうにご考えているところがございます。

**○15番（西園典子さん）**

今年度まではとおっしゃいまして、来年度は縮小をとおっしゃいますけれども、またコロナのこういう現状の中で、果たして十分な縮小とか、そういうことで健全な形に戻せるのかどうか。それはまた難しい、補償ができないという思いが私はいたしますが。そこら辺はどうなのでしょう。

**○財政管財課長（上 秀人君）**

ただいまご指摘いただきましたとおり、新型コロナウイルス感染症の関係で、確かに歳入にあっては影響がございます。これはもう地方税だけでなく、国税も今の状況が続きますと、影響があるということでございます。

ただ市の自治体といたしましては、今、経常経費のやっぱり削減というのを考えているところでございます。事務事業の見直しをしていながら、まずは歳出を削減して、財源の確保を図ることが一番じゃないか

というふうに考えているところです。

**○15番（西園典子さん）**

経費の削減、そして財源の確保、なかなか難しいところでもございますけれども、それはしていかなければいけないことではないかと思えます。

もう一つ。合併特例債で、今、有利な起債、そしてまた期限がもうすぐ終わるということも含めまして、どんどんしておりますが、合併特例債は現在どのくらいまで使われて、そしてそれを使ったことによって、市の持ち出しがあるとしたら、どれくらいあるのか。そこが分かるところで教えていただけたらと思えます。

**○財政管財課長（上 秀人君）**

合併特例債の関係でございます。日置市は限度額が251億円ということで、うちハードが226億円、ソフトが25億円でございますけれども、令和元年度末で、ハード分でございますけれども、167億円借入れを行っております。大体226億円の限度額でございますので、あと残りが59億円というような状況、それで73%の執行率でございますけれども。

今、ございました合併特例債のうちの単独事業分は幾らかというようなことでございますが、合併特例債自体が事業費の充当率が95%ということで、そのうち構成措置が7割というような状況でございますけれども。

これを事業費ベースで換算いたしますと、34%程度が市の単独分でございます、約60億円が単独分と。残りの115億円につきましては、交付税措置されるというような状況でございます。

**○15番（西園典子さん）**

合併特例債は有利であるという形でありませけれども、現在167億円の事業をしたけれども、それに市の持ち出し分が60億円ぐらいでしたね。ということは、それだけをや

はり出していると。そういうことが多いか少ないか。ほかの事業に、ほかの補助金とか、ただの市債という形ですよりは、ずっといい。有利な債権ではないかとは思いますが、使うということでは、やはりどんどん歳出が増えていっている。借金が増えていっているものの一つには、それも原因ではないとは言えないという思いが、私にはありますが、その辺はいかがでしょうか。

**○財政管財課長（上 秀人君）**

市の市債の残高ということで、今現在は331億円ということでございます。うち合併特例債のほうが、50%は合併特例債ということ。あと2割程度は臨時財政対策債が占めているというような状況で、有利な地方債を活用しながら対策を進めているところでございます。

**○15番（西園典子さん）**

331億円の借金のうちの約50%が合併特例債であるということで、有利とはいえ、やはり十分に気をつけて使わないといけないのかなと。

でも、ほかのものに比べたら、いいから、やはりこれを使わないといけないという考えになるのではないかと思います。そういう意味でもきちんとした検証をして、どれが必要であるか、不必要なものはないか、もっと合理的にできるものはないかという、そういう調べをして。

そういう有利とはいえ起債など、市債などを気をつけていけるようにしないとけないのではないかとこのように思いますが、いかがでしょうか。

**○財政管財課長（上 秀人君）**

ご指摘いただきましたとおり、有利な地方債を活用ということで、合併債、過疎債、あるいは辺地債、こういった有利な起債を活用しながら、やっていっているところではございますけれども、我々といましては、一

番大事なのは、やっぱり市債残高もですけども公債費、毎年度返済する公債費です。

やっぱり、これが市の財政を圧迫いたしますので、毎年の公債費が幾らになるのかというところが、今後の財政状況をしっかり見ていくためには重要であるというふうを考えているところです。

#### ○15番（西菌典子さん）

毎年毎年の支払う利息を含めた公債費、それがやはり大事であるというお考えで貸すならば、利息分といたらなんですが、そういう返す分が幾らかでも有利なものを探す。大切であるということを中心に心がけていらっしゃる。

でも、それで有利だからといって、どんどん増やしていくということもまたどうか思ったりもいたしますので。やはり家計簿といいますか、それぞれの家庭の家計でいえば、やっぱり貯金は増やしていきたい。借金は減らしたい。そして、生活を守るという形で行きたいというふうに思っておりますので、きちんとしていくべきではないかと思っております。

今からコロナということで、そういうような現状で何が起こるか分からない。そして、これからの財政も国もいろいろ出してくれましてくれども、国もそれこそ日銀がどんどん出す。ああいうのに頼った形でしている。そういうあやふやなとか、本当に頼りになるのか、ならないのかという借金大国と言われる日本の中で、やはり自分たちは自分たちの町を守る。市を守るという気持ちが必要ではないかというふうに思っております。

そこで、そういう思いであります、もう一つ考えないといけないということの中で、合併したときに日置市の人口は5万2,411人でした。5月1日現在では4万7,993人で、4,418人減というところであります。

そして、市税は平成17年には約総額が38億8,000万円だったと。それが、今

年度当初予算では約48億円が計上されております。人口は5,000人近く減ったけれども、市税は10億円上がったということになるようでございます。

ということは、なかなか市民への負担というものを増やすということは難しい。また、そして市民の払う金額、税金というのは、たとえ合併特例債なんかを、いろいろな有利なものであっても、きちんとした整合性のある、そして市民の方々にきちんと返っていくという使い方をしなければならないというふうに、私は思います。

そういう思いで、これからのコロナの時代も考えていかねばならないと思っておりますが、今、市としての事業体、それから市民を守るという意味を含めて、展開を再度伺いしてみたいと思っております。

#### ○市長（宮路高光君）

今、話をしましたとおり、大変今の残高を含めて、財政的には大変厳しいというのが状況でございます。特に合併いたしまして、それぞれの総合計画に基づきまして、普通建設というのが大分多くなったのも事実でございます。そういう中におきまして、来年からもう一回この財政健全化計画というのを、見直しをしていかなきゃならないというふうに考えております。

そういう中で、また市民の皆様方にも分かりやすく説明し、またいろんな地域からのご要望というのも、来年以降は大変難しい状況であるというのは、議員の皆様方もご認識してほしいというふうに思っております。

また、このようなコロナの対策の中で、どういう歳出が出てくるのか分かりませんし、大変世の中の経済が、活動が活発でなく、大変税収等も入らないということになろうかというふうに思っておりますので、財政健全化に今後とも努めていかなきゃならないというふうに思っております。

○15番（西菌典子さん）

2問目に行きたいと思います。公共施設管理計画でございますが、賢く使うということは、具体的にどういうことなのか伺いたいと思います。

○財政管財課長（上 秀人君）

それにつきましては、例えば、今、公共施設の個別計画の策定中でございますけれども、利用度の関係、それから建物の老朽度の関係でいきますと、利用度が悪くて建物はいいとした場合に、建物をうまく使っていかないといけないと。建物がいい場合はです。それとは別に利用度も悪くて建物も悪いとした場合に、これは用途廃止をして、その機能をどこか空いているところに、空いているスペースのところに移すと。機能移転、そういったところが賢く使うと言われるところでございます。

○15番（西菌典子さん）

私もそうした、ここは何に使うんだよと決めた形ではなくて、いろんな形で、例えば学校のプールを、ゆーぷるの、あれで使ったらいいんじゃないかという、この間一般質問もございました。

また、ときには学校の空き室とか、いろんなところを別なところ、子どもたちの学童保育とかという話も出たりもいたします。これしか使ってはならないよというだけじゃなくて、いろいろな使い方を工夫するというのも、賢く使うという意味ではないかと思ったりしております。

賢く使うというのは、やっぱり頭を使ってうまく活用するという意味ではないかなというふうに思っておりますが、しかし、このいろいろな公共施設というのは、使う人には必要だけど、使わない人には余り必要ではないというような考えがあったりして、なかなか判断に難しいというところもあったりもしますけれども。非常にこれは財政的なことも伴

ってきておりますので、そこら辺の住民への理解とか、いろんなものが難しいのではないかと感じております。

先ほど進捗率をお尋ねいたしました。1.8%の進捗率であったと。10年間でするという、10年のうちの今は4年目ぐらいでございますので、半分ぐらいかなと思っていたら、1.8%というふうなところでございますが。それは妥当であったと思っていらっしゃるのかどうなのか伺います。

○財政管財課長（上 秀人君）

10年で10%というのが、面積的に3万2,000m<sup>2</sup>というところでございます。今、4年目でございますので、1.8%というのは非常に進んでいないと。削減が進んでいないというふうに捉えているところでございます。

○15番（西菌典子さん）

削減が難しいという現状ではないかというふうな判断であるとしたら、どうして進みにくいのかということ、どんなに見ていらっしゃるのか伺います。

○財政管財課長（上 秀人君）

財政管財課のほうでも問題点として、やっぱり、この1.8%の削減率というのが、施設の保有面積はなかなか縮減されていないということは問題であるというふうに考えています。この目標値は10%ですので、その差を埋めるために、じゃあ、どうするのかというところでございますけれども。

財政管財課といたしましては、昨年度から財産を一元的に管理するために公共施設のマネジメントの担当ということで、財政管財課のほうに組織を整備しております。

そして、昨年ですけれども、市有財産の活用方針というのを定めまして、基本的な考え方、まずは未利用財産については売却です。次に貸付けですというような方針を定めて、職員が取り組みやすいような形をつくってお

ります。

次に、昨年12月には、一般住宅の譲渡の廃止の指針というのを定めております。一般住宅につきましては、通常の公営住宅は低所得者世代向けの住宅でございますけれども、一般住宅については、もう民間と競合する普通の住宅であると。

そういうことから、今後、新設更新をしない。そういうふうな方針を定め、保有面積の縮減に向けた取り組みは行っております。昨年度、売却をした市の財産につきましては1,900万円と。今年度2か月で2,300万円というような売却を進めておりまして、そういう公共施設の一元管理というのが、だんだん成果が出てきているというふうに判断しているところです。

#### ○15番（西園典子さん）

マネジメント、そういう係を設けられて一生懸命努力していらっしゃる。そして、昨年、今年、今年度、またそれなりの効果を上げているということでございます。その係の方々を含めて、市の全体での共有、情報の共有、そしてこの管理、計画などをどうして、なぜ必要であって、どうしたいからこんなにしなければいけないのだというお互いの職員、課を超えて、部署を超えて、そういう情報の共有、意識の共有というものがどのようになっているのかというのを、伺いたいと思います。

#### ○財政管財課長（上 秀人君）

各課との共有でございますけれども、これに関しましては、とにかく財政管財課のほうが一元管理をしていますので、まずは目標のみんなと同じ方向を向くように、面積の10%削減、それと維持管理費の10%削減、これについてはかねがね職員と意思疎通を図っているところです。

やっぱり、一番大事なのはこういう財政状況が厳しいわけですから、財政管財課といた

しましても、各部局のほうと協議を進めながら、まずは同じ情報を持って、同じ価値観あるいは同じ危機感、そういうのを持ちながら、職員の知恵を結集いたしまして、公共施設の関係も、やっぱり財政の健全化というふうには行き着いてきますので、同じ方向を向いて取り組んでいるところでございます。

今後は個別計画の策定に向けましても、また講習会等も重ねながら、一緒に取り組んでいこうとしているところでございます。

#### ○15番（西園典子さん）

私が本日財政のことと、この問題を一緒に取り上げたのは、この課題は2つとも同じ課題を掲げていると思ったから、両方を一緒にお尋ねしたわけでございます。そういう意味で、これが財政的にも非常に大きな課題のものであるということを、しっかりと理解して進めようとしていらっしゃるわけですが、そこを、こうして本当に理解、共有し合っているとしたら、先ほどやはり平成28年にこれがつくられて、その後幾つかこうして出てきた。その矛盾という、施設が検討されたりする、せざるを得ない、してしまったというような、策定してから計画、そういうことが出るというのはお互いに本当に共有し合っていたのかなという思いがするわけですが、そこら辺はやむを得なかったのかどうなのかも含めてお尋ねできたらと。これは市長にお尋ねしたいと思います。市長、お尋ねください。

#### ○財政管財課長（上 秀人君）

この課題につきましては、日置市だけの問題ではないと。これはもう全国の自治体で高度成長期に建設された公共施設が、特に日置市は全国の2倍ということでございまして、これを全て更新はできないと。これはもう財政状況が厳しいから、全ての施設を更新していくことは難しいというのが現状でございます。

この部分について、これは公共施設だけを言えることではなくて、橋梁等あるいは道路等、公園等、それぞれ長寿命化を公営住宅についても定めておりますけれども、国の方針として、こういう形で策定していきなさいというのが、もうございますけれども、やっぱり、それぞれの自治体が今後持続可能な財政運営をしていくためには、十分認識をして当たらないといけない。これまでの反省を踏まえて、今後はしっかりした対応をしていかないといけないと、そういうふう思うところでございます。

#### ○15番（西園典子さん）

やはり住民の皆様方が毎日使うわけであって、その地域にあっては、なくてはならないものであったり、でも使わない人から見たら、やはりまた別な見方があると。そういう中で進めていかなければいけないという難しさがあると思っております。

そこで、やはり本当に大切なものは、十分そういう行政の横の連携も含めて、また住民の方々にも、そのものが十分に、こういう大切さということが分かっていたのかなということをおっしゃるところでございますが、一方では減らす、一方では新しいものというふうなふうな形で行けば、住民の皆様方は本当に信頼ができる。何か不満を抱くのではないかという思いがあって、お尋ねをしているところです。

そこで、やはり教育の分野も非常にいろんな施設を持っています。こういう問題は、財政も含めて、日置市の今後を含めて、きちんと向き合っていかなければ、極端な話この問題だけでも2,770億円。それから、今財政が非常に厳しいと先ほどから市長もおっしゃっていらっしゃいます。そういう問題、そういうことを含めて、住民にも理解をしていただかなければ。そして、各課を超えて、本当に議会も含めて、住民や日置市の将来の

ためにも、きちんと意志の疎通、そして共通理解というものは必要ではないかなと、私は思っているところです。

そこで、教育長はその件について、やはりそういう共通理解を持つ、またそういう市民を育てる、これからの世代を育てる。そういうような意味で、市民を育てる、市民となる子どもたちを育てる。

そういう意味で、教育長のこの問題、財政の問題も絡んでまいりますけれども。施設はたくさんあります。教育関係もですね。そこをお考えになっていらっしゃることをお尋ねしたいと思います。

#### ○教育長（奥 善一君）

学校施設におきましては、本市におきましては、このような厳しい状況の中で、学校の施設を新しく建て替えたり、今、日吉学園の建設もしていただいておりますけれども、未来の投資というような視点で、大変厚く取り扱って、取り組んでいただいていることに感謝をしております。

ただ、全体的に施設という意味では、私も当然市と一体となって、市の全体の目標に向かって取り組んでいかなければならないと思っておりますので、これからも社会教育施設等はいろいろございますけれども、市と一体となって、今後に向けて取り組んでまいりたいというふうに思っております。

#### ○15番（西園典子さん）

これで、もう最後に多分なると思いますが、やはりこういう問題を行政だけで抱えていてもしようがない。市長や教育長だけで悩んでも、担当課だけでも悩んでもいけない。議会も一緒に、そして市民も一緒にこの問題を。

日置市の一人であると、日置市民の一人であるという気持ちを、住民の皆様方にその責任、そしてそこの中でどうしたらいいか、今後はどう日置市の中で暮らしていきたいかというために、考えていかなければならないの



ではないかと思っております。

そういうときには、やはりときには市長と膝を突き合わせて、市民の皆さんと語る機会を持ったり、こういうことを市は大変だよということを、こうして語り合ってもらいたいと思ったりいたしますが。市長、いかがでしょうか。

**○市長（宮路高光君）**

先ほどちょっと答弁いたしましたとおり、今後、公共施設については、個別計画策定をやっていきます。みんな総論は賛成、各論は反対、施設を廃止し崩壊した。大変地域の皆様方から、大変ご要望を頂き、議会の皆様方も地域の皆様方と同調して、そのことには反対するときもあります。

ここを乗り越えるというのは、大変厳しい状況であると口では言い難い部分もあるんですけども、実際にそういう場面が来たときに、それを一緒に、議会も行政も説得を市民にしていかなければならない。

そういう強い意志を持ちながら、今後この個別計画をつくり、築後40年になってきたものに廃止をして行かざるを得ない。これが来年以降にたくさん出てくることは間違いございませんので、そこ辺りをお互い議会と私どもの執行と共通認識をしながら、進めていきたいというふうに思っております。

---

△散 会

**○議長（漆島政人君）**

本日の一般質問はこれで終わります。

以上で、本日の日程は終了しました。6月23日は午前10時から本会議を開きます。本日はこれで散会します。

午後3時49分散会



第 4 号 ( 6 月 23 日)



議事日程（第4号）

日 程	事 件 名
-----	-------

日程第 1	一般質問（11番、3番、20番、4番、1番）
-------	------------------------

本会議（6月23日）（火曜）

出席議員 22名

1番	桃北勇一君	2番	佐多申至君
3番	是枝みゆきさん	4番	富迫克彦君
5番	重留健朗君	6番	福元悟君
7番	山口政夫君	8番	樹治美君
9番	中村尉司君	10番	留盛浩一郎君
11番	橋口正人君	12番	黒田澄子さん
13番	下御領昭博君	14番	山口初美さん
15番	西菌典子さん	16番	門松慶一君
17番	坂口洋之君	18番	並松安文君
19番	大園貴文君	20番	田畑純二君
21番	池満渉君	22番	漆島政人君

欠席議員 0名

---

事務局職員出席者

事務局長	丸山太美雄君	次長兼議事調査係長	神余徹君
総務係長	馬場口一幸君	議事調査係	松永真君

---

地方自治法第121条による出席者

市長	宮路高光君	副市長	小園義徳君
教育長	奥善一君	総務企画部長兼総務課長	橋口健一郎君
市民福祉部長兼市民生活課長	地頭所浩君	産業建設部長兼農林水産課長	城ヶ崎正吾君
教育委員会事務局長兼教育総務課長	梅北浩一君	消防本部消防長	柿内和浩君
東市来支所長	新村芳尚君	日吉支所長	丸田明浩君
吹上支所長	江田光和君	総括兼選挙管理委員会事務局長	瀬戸口亮君
財政管財課長	上秀人君	企画課長	内山良弘君
地域づくり課長	濱崎慎一郎君	税務課長	松元基浩君
商工観光課長	久木崎勇君	福祉課長	有村弘貴君
健康保険課長	山下和彦君	介護保険課長	東浩文君
建設課長	田口悦次君	農地整備課長	東広幸君

上下水道課長 新川光郎君  
社会教育課長 横枕広幸君  
監査委員事務局長 丸山太美雄君

学校教育課長 渦尾文輝君  
会計管理者兼会計課長 外菌和代さん  
農業委員会事務局長 上之原 誠君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（漆島政人君）

本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（漆島政人君）

日程第1、一般質問を行います。

順番に質問を許可します。

まず、11番、橋口正人君の質問を許可します。

〔11番橋口正人君登壇〕

○11番（橋口正人君）

皆様、おはようございます。まず最初に、日置市の財政は大丈夫かというテーマで今回、通告書に従い、質問をさせていただきます。

令和2年度第2次日置市総合計画の最終年度に当たることから、目標値の達成に向け、進捗状況の検証及び分析を行い努力されている中で、極めて厳しい財政状況の下、これまで行ってきた歳入歳出改革の努力についても、緩めることなく頑張っておられることには敬意を払います。

まず第1番目、（仮称）南薩地区新クリーンセンターは、南さつま市、南九州市、枕崎市と本市で作る広域連携施設、南薩広域ごみ処理施設整備負担金53億円への支払い計画は、どのように計画をしているのか伺います。

2番目、公共下水道事業・農業集落排水事業・水道事業・東市来湯之元第一地域の土地区画整理事業など、多額の支出が見込まれていますが、来年度以降の予算編成の在り方をどう考えているのか伺います。

3番目、新型コロナウイルス対策による当初予算の見直しが192事業、1億5,000万円であったが、財政調整基金は本来どのぐらい積立てをしておくべきと考えているのか伺います。

続きまして、大きなテーマ、2、オリーブ

事業の成果について。

平成25年から7年目を迎えたオリーブ事業を行っている生産者のオリーブ畑に、5月14日、議員数名で現地調査に行きました。生産者の方の意見を踏まえ、質問をいたします。

まず1番目、オリーブ事業も7年目を迎えました。平成25年から令和元年までの7年間の事業費は幾らかかったのか伺います。

2番目、まだまだ成木になっていないオリーブの木1本には、10kgの実がつかない現状であります。オリーブの生産者の買取り価格は100g80円ですが、この価格になった根拠はどこから来たのか伺います。

3番目、7年目を迎えるオリーブ事業に、現在、オリーブ部会はあるのか伺います。

これで1回目の質問とします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

日置市の財政は大丈夫かという、その1でございます。

新クリーンセンター施設整備につきましては、計画年度を平成30年度から令和5年までの6か年間で、全体事業費が226億円、うち本市の負担金が53億円という概算事業費が示されております。

現段階での財源内訳につきましては、地方債が32億円、施設整備基金を17億円、一般財源を4億円と考えております。

今後の年度別負担金につきましては、令和3年度で4億5,000万円、令和4年度で12億3,000万円、令和5年度で34億8,000万円が見込まれております。

その2でございます。令和3年以降の予算編成につきましては、歳入に見合った歳出の予算となるよう、歳入歳出両面からの見直しを行い、予算額の縮減に取り組んでまいります。

公共下水道事業などの公営企業会計への繰



出金や土地区画整理事業などの事業規模の大きい普通建設事業費につきましては、事業費の抑制など、限られた財源で最大の効果が得られるよう、来年度以降の予算編成を進めてまいりたいと考えております。

3番目でございます。財政調整基金の適正規模につきましては、標準財政規模の10%から20%が目安とされております。

本市では、標準財政規模の20%の30億円と考えております。本市の財政調整基金現在高は、令和2年度末で約14億円が見込まれております。

2番目のオリーブ事業の成果について、その1でございます。オリーブ事業に要した7年間の合計事業費は1億4,640万円となっております。

2番目でございます。オリーブの実の買取り価格につきましては、小豆島でのオイル用果実買取り価格の高値と同額で設定をしております。

3番目でございます。26年度から市内の果実栽培に精通した農家10名によるオリーブ栽培研究所を組織して、共に研究してまいりました。本年度からは、植栽した市民全員を対象に、4月にオリーブ部会を設立する予定でございましたけど、新型コロナウイルスの影響により順延しております。

今後の予定としましては、8月下旬の出荷説明会の開催に併せまして、オリーブ部会の設立総会も計画をしております。

以上でございます。

#### ○11番（橋口正人君）

南薩広域ごみ処理施設整備負担金、全体事業費が226億円で日置市の負担額が53億円という概算事業費が示されました。

内訳は、令和3年が4億5,000万円、4年が12億3,000万円、5年が34億8,000万円を見込んでいるとの答弁でした。

その財源は、地方債を32億円、施設整備基金17億円、一般財源を4億円ということですが、地方債での32億円の返済の仕方と財政調整基金を使わなかった理由を伺います。

#### ○財政管財課長（上 秀人君）

新クリーンセンターの施設整備についてでございますけれども、まだ詳細な事業内容が示されていないところでございますけれども、現段階での試算でいきますと、返済につきましては、元金の返済を3年間据え置いたということで、20年の償還のうちでございますけれども、その借入れをした場合に、令和9年から年間で1億9,200万円という償還が、令和25年までを計画しているところでございます。

それと、財政調整基金の件でございますけれども、大規模な施設にあっては、多額の一般財源を必要といたします。そういうことで財政運営にも影響を及ぼすということで、基本的には、地方債と同時に施設整備基金を活用することが基本というふうになってまいります。

以上でございます。

#### ○11番（橋口正人君）

返済につきましては、9年から25年までの返済を条件に借入れをしていると。財政調整基金は、大規模な施設整備には多額の財源を必要とするので使わず、地方債、借金と今ある施設整備基金を活用したとの答弁でした。

毎年約2億円ずつ、令和25年までの返済は、市民感覚でいうと、長期リースを組んだと、そういうふうに理解いたします。

次に、2番目、予算編成の在り方は、令和3年度以降の予算編成については、歳入に見合った歳出予算となるように、予算額の縮減に取り組んでいくということで、普通建設事業費は、本年度も6月補正を含め、55億円ほどかかっている、大事な事業だとは思いますが、市民に伝えるに当たり、分かりやすく

言うと、財政調整基金は、家庭でいう普通貯金、地方債は借金、公債費は返済と捉えてよろしいでしょうか。

#### ○財政管財課長（上 秀人君）

ご指摘のとおりでございます。財政調整基金につきましては、健全な財政運営をするための貯金ということになります。あと公債費につきましては、一番義務的性格が強いものでございますけれども、道路、公園、学校、こういったものの社会資本整備をするための借入金で、借金でございます。公債費につきましては、地方債の元金利子の返済金ということになってまいりますけど、これにつきましては、これまで行いました社会資本整備の投資額ということで、今の世代の方だけではなくて、将来の方々も利用すると、そういうことから世代間の公平を図る必要があるために、将来世代の方々にも負担をしていただくと、そういうことでございます。

#### ○11番（橋口正人君）

分かりやすく、また説明をしていただきました。

市民の方に分かりやすく質問をまたいたします。

普通建設事業費も55億円の借金、南薩広域ごみ処理施設整備負担金の32億円も借金ということで、家庭でも借金をすると、返済がどんどん増えていきますが、いつごろから市の借金返済が厳しくなっていくと思うのか、このことをどのように捉えているのか伺います。

#### ○財政管財課長（上 秀人君）

借金の関係でございますけれども、まず、市債残高の推移についてでございます。

合併後は350億円余りございまして、それは10年余りで300億円を切る形で推移してきましたけれども、近年、合併特例債を活用いたしまして、大規模事業を実施したことによりまして、令和2年度末が331億円

と、令和3年から令和5年に、先ほど来あります新クリーンセンターの施設整備によりまして、令和5年度末が347億円と、これをピークに、その後は必要な社会資本整備を実施しながら、市債の発行額を元金償還額の範囲内に抑制をしていくということで、市債残高自体は減少させていきたいというふうに考えているところです。

あと公債費の関係、借金返済でございますけれども、令和2年度が約30億円でございます。以降、毎年約1億円ずつ増加してまいります。令和6年度が35億円ということで、その後も高い水準で横ばい傾向になりますけれども、推移いたします。

今後、やっぱり一般財源のほうが増減していくと、そういう中で、高齢化に伴いまして、扶助費の増、先ほど来あります公債費の増ということ、あと公共施設関係の維持補修費の増加、そういったところが見込まれるので、引き続き厳しい財政運営になっていくということだと考えております。

#### ○11番（橋口正人君）

令和5年度から市が抱える借金残高は約350億円となる予定との答弁でした。

また、借金返済額も令和2年度が約30億円、それ以降は、毎年約1億円ずつ増加し、令和6年度が35億円と膨らみ、その後も高い水準で推移していく見込みですとの答弁でした。

国の財政も、新型コロナウイルスにより多額の国債を発行して、厳しい財政状況ですので、日置市も必要な事業を優先していく中で、それに必要な借金も、借金返済計画の範囲まで抑制しながら、市の借金残高を減らしていくよう努力していただきたいと思います。

次に、3番目、合併当時、平成17年は財政調整基金、貯金、22億4,500万円で、平成24年は42億8,700万円を積み立てていきましたが、平成24年から平成30年

まで横ばいであり、財政調整基金、貯金は年々少なくなっています。

先ほどの答弁では、令和2年末は14億円を見込んでいたとのこと、30億円ぐらいを持っているのがベストということでしたので、事業の見直しや精査を行い、少しでも貯金が30億円に近づけるよう努力すべきだと思いますが、どのように考えているのか伺います。

#### ○財政管財課長（上 秀人君）

30億円に近づけるように努力をということでございますが、基本的に歳出の削減、それと歳入の確保、これは双方取り組む必要があるというふうに考えております。

歳入につきましては、これまで行っていきます市税等の収納率の向上、それと未利用財産の活用の処分、ふるさと納税制度の推進、そういったもので財源確保を講じていく必要があるということ。

歳出につきましては、事務事業の見直し、これまでやっている過去の政策等の事業でございますけれども、その見直しを行いまして歳出の削減を図ると、新しい政策等の財源を確保すると、そういうことになってくるかと思えます。

そのような形にいきますと、財政調整基金の財源が確保できると、財政調整基金の取崩しというのがなくなるわけですので、財政調整基金の確保について、行政改革等取り組んでまいりたいというふうに考えているところです。

#### ○11番（橋口正人君）

貯金はたくさんあるほうが安心しますので、見直しを図り、努力していただきたいと思えます。

6月8日の日本経済新聞で、東京都の小池知事の記者会見の中で、「国は赤字国債を発行すれば、幾らでも資金は調達できる。自治体はお金がないからといって、地方債を自由に発行できるわけではない」と言っていました。

た。

日置市も来年は新型コロナウイルスにより税収も大分減っていきます。財政状況を市民の方々に説明し、行政と住民が協働の下に企画立案し、議員ともども一緒に汗を流す取組をしながら、財政調整基金の貯金を増やしていくべきと提案したいと思えます。市長の考えを伺います。

#### ○市長（宮路高光君）

ご指摘のとおり、赤字国債を発行しているのが、国も、また私も市町村もです。特に私も合併しまして、もう15年がたちました。その中でいろいろと地域からのご要望もあり、特に大きな借財として、合併特例債というのを活用して今までまいりました。ある程度の大まかな施設整備、営繕というのは終わったような気がいたします。

今後におきましては、今ご指摘ございましたとおり、歳入歳出の見直しをして縮減をし、また財政の立て直しをしていかなきゃならない。当初24億円程度の貯金でしたけど、それが約9年たって42億円まで上がりましたが、それがまた減っているという状況でございます。

今後、借金も返済をしながら、また貯金も確立し、やはり安定的な財政運営をしながらまちづくりをして、市民の皆様方を安心すべきだというふうに考えております。

#### ○11番（橋口正人君）

6月の12日の南日本新聞で、出水市は、コロナウイルス対策ほか支所庁舎建設や学校の空調など、計9億3,610万円を取り崩したため、財政調整基金の残高は73億1,040万円になったと新聞報道がありました。まことに羨ましい限りだと思います。

続きまして、オリーブ事業について伺います。

7年間の事業費は、国、県、本市で1億4,640万円になっていました。本来の目

的は、遊休農家の解消と所得の向上であります。例えば、300万円の収入を得て生活できるために、何本のオリーブの木を植えたらいいか伺います。

**○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）**

成木になりましたオリーブの木の1本当たりの収穫量を10kgということで想定いたしますと、約380本の植栽が必要になると思います。

**○11番（橋口正人君）**

380本植えるには、相当の労費を必要とすると思います。1haにおいてオリーブの木を植えるのですが、それもととても大変だと思います。

昨年は日置市全体で4t、320万円の利益でしたが、何人の人が携わっていて、この金額でよかったのか、私個人的には不思議に思います。

次に、2番目、価格について伺います。小豆島でのオリーブ油用果実買取り価格の高値と同額に設定してあるとの答弁でしたが、小豆島産オリーブは、182gで4,321円、純日置市産オリーブオイルは、90gで5,500円となっていますが、鹿児島オリーブに出資している日置市は、この価格の差をどのように捉えているのか伺います。

**○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）**

大きな要因といたしましては、原料の果実量に対しまして、採油される、採れるオイルの量の採油率に差がございます。小豆島の採油率は、低いところでも7%程度あるのに対しまして、本市鹿児島オリーブでの昨年の採油率は2.5%ということで、原料に対しての採れるオイルがコスト高の状況になっているというふうに考えております。

**○11番（橋口正人君）**

大きな原因は、搾油率であり、小豆島の搾

油率は低いところで7%、鹿児島オリーブの搾油率は2.5%、小豆島産オリーブの3分の1しか搾油できなかった。この違いはなぜでしょうか伺います。

**○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）**

搾油率を左右する原因につきましては、様々ございますけれども、大きな要因といたしまして、品種ごとの収穫時期、それから搾油をする搾油技術の熟練度、そして収穫直前の天候などが大きな要因であると考えております。

**○11番（橋口正人君）**

それでは、3番目に移ります。平成26年からオリーブ栽培研究会を組織し研究してきたとの答弁でした。

市内の果実栽培に精通した農家10名により、オリーブ栽培研究会を組織して研究をされてきましたが、その生産者10名は、何本のオリーブの木を植えて利益を得られたのか、得られていないのか伺います。

**○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）**

オリーブ栽培研究会の皆様には、オリーブの取組の初期の段階から、地域に適合した品種を選ぶために、リスクを覚悟で数多くの品種を、合計868本植栽していただきました。その中には実がつかないなどの、地域に適合しない品種も数多くございます。ですので、現在、研究会の方々の販売額は非常に僅かな状況でございます。

現在、これまでの研究の下で選定され、優良であると判断された、現在市民に提供している優良品種について、研究会の方々にも改植をしていただいている状況でございます。

**○11番（橋口正人君）**

研究会の皆様は、リスクを覚悟されていて、実がつかなかったなど、地域に適合しない品種も多く、販売額は僅かであったとのことで

した。このことについては、後ほど触れることにします。

先ほどの答弁では、植栽した市民全員を対象に、オリーブ部会を設立するとのことでしたが、市は専業農家を作ろうとしているのか、オリーブ事業をする人を増やそうとしているのか伺います。

**○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）**

現在、市民の方120名ほどの方が植栽をされておりませんが、その中で1件の方は、オリーブ専業の農業法人でいらっしゃいます。そのほかにも、現在200本以上で、これからも拡大を希望される、専業を目指すような方も4名ほどいらっしゃるのかなというふうに認識しております。

市としましては、植栽希望者の農地の確保、それから本人の労力の確保、状況に応じて柔軟に対応してまいりたいというふうに考えております。

**○11番（橋口正人君）**

ただいまの答弁では、1件のオリーブ専業の農業法人があり、専業農家を目指す方が4人いて、そのほかにも120名の市民の方がオリーブの栽培をして、柔軟に対応しているとのことでした。

市の職員、オリーブの担当の職員の方は、剪定や薬かけ等に忙しくて、オリーブ生産者の意見集約やコミュニケーションは取られていないと聞いております。これだけの方がオリーブ栽培に携わっているわけですが、生産者の意見を聞き、コミュニケーションを取り指導して、成果を上げていかないといけないと考えます。

ほ場のオリーブの剪定は、例えば、シルバー人材センターへ委託して、オリーブの担当職員は生産者の利益を少しでも多く上げるために、早くオリーブ部会を作り、検討していくべきと思います。

また、12月には、オリーブサミットが開催される予定になっていますが、今年のオリーブの収穫はどれぐらいを予想されているのか。オリーブサミットの開催はあるのか伺います。

**○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）**

まず、今年の収穫予測でございますが、現在まだ結実したばかりで、なかなか難しいんですけども、昨年と比較しますと、開花時期に雨が若干多かったのかなというふうに見ております。そのために実のつきがやや少ないように感じております。

しかしながら、市民の方々の植栽分が年々成長してきておりますので、それに伴いまして、総体的には昨年の4tを若干上回るような状況になるのではないかとというふうに期待しているところでございます。

また、オリーブサミットにつきましては、今月16日に開催されました実行委員会におきまして、新型コロナウイルス感染防止のために、当面1年間延期するということが決定されております。

**○11番（橋口正人君）**

開花時期には雨が多く、実のつきがやや少ないようで、昨年よりは若干上回るのではないかと期待しているとの答弁でした。また、サミットは、新型コロナウイルスにより、実行委員会の中で当面1年延期することが決定したとのことでした。

今回、私が所管であるオリーブ事業を質問した理由は、5月に生産農家の話を聞いて、びっくりした現状があります。60本のオリーブを植えている農家のオリーブの収穫が、1年目は900g、2年目は50kg、3年目に78kgの収穫をされたオリーブ農家へ現地調査に行った中で、生産者の方が昨年、78kgの収穫に8kgは不良品が出て、実質70kgを搾油して、利益は5万6,000円

ほどだったと聞き、肥料代にもならない現実を知ることができました。

また、他の生産者は、摘んだオリーブを売ったのはいいけど、搾油したオリーブの値段が高く、自分で作った純日置市産オリーブオイルを食べたことがないという方もたくさんおられました。今年も昨年よりはオリーブの出来を若干期待しているとの答弁でした。

このことについて、市長はどのように思われるのか伺います。

#### ○市長（宮路高光君）

オリーブ栽培して6年たつわけですが、やはり特産品を作っていくのは大変難しいというのは、当初から分かったことでした。特にオリーブ栽培ということで、品種もそれぞれ多品種ある中で、どの品種が合うのか分からない。農家の皆様方にもいろいろとお願いしながらしているわけですが、急激な所得というのは、大変難しい。ほかの作物であっても一緒です。

ですけど、何かしていかなければ、この危機を乗り越えていくことはできない。特に遊休農地解消という大きな名目もございまして、今後とも我慢強く、また私どもも行政も、それぞれの関係の皆様方と力を合わせながら長くしていかなきゃならない。今、木のほうも成熟しつつありますし、また、台風等によりまして大きな被害もまた考えていかなきゃならない。2年目、3年目で台風にも見舞われたり、いろんなことを、農作物というのは打撃を受けますので、そこ辺りの理解もしていく。特に今、考えているのは、120名の部会組織をし、それぞれの地域班を含めて、その方々とまた、いろいろ代表者とも今後のオリーブの在り方というようなことを研究していく必要があるというふうに考えておりますので、早く部会組織を作っていきたいと思っております。

#### ○11番（橋口正人君）

市民の方が植えたオリーブは未成木であり、今後、木の成長に伴い、収穫量と販売収入も向上していくとのことでした。

市長がマニフェストで公約し、市が推奨している事業ですので、昨年全体で320万円、今年も変わらない金額しか望めないというふうに思いますが、本当にこれでいいのか、8月下旬の出荷説明会ではなく、なるべく早く部会を立ち上げ、生産者の皆さんとコミュニケーションを取り、生産者の方に助成し、軌道に乗るまでの補助金を出すなどして、オリーブ栽培をしてよかったと市民に言われるように、市長自ら生産者のところへ出向き、生産者の声を聞くべきと思います。

再度、市長の意見を聞きまして、私の一般質問を終わります。

#### ○市長（宮路高光君）

現場は、一番大事なことでございます。私も技術員の端くれとして、今おっしゃったとおり、農家の皆様方とは絶えずいろんな意見を聞いております。

ですけど、そこ辺りが大きな成果が出ないという部分もございまして、時間をかけながら、行政が推進したことでもございまして、最後まで責任を取るつもりの中で、今後ともオリーブ部会の皆様方と、このオリーブが本当に確立していけるよう努力していきたいというふうに思っております。

#### ○議長（漆島政人君）

次に、3番、是枝みゆきさんの質問を許可します。

〔3番是枝みゆきさん登壇〕

#### ○3番（是枝みゆきさん）

皆さん、おはようございます。今回、新型コロナウイルス感染症に伴う緊急事態宣言により、生活はかつてない状況に陥りました。完全な収束を迎えないまま、感染拡大を予防するために、私たちは新しい生活様式の定着を実践していくことになりました。

学校再開が実現し、各地の学校現場は、感染予防や教育活動の工夫に苦労をされているところでもあります。長期の緊急事態宣言により、今まで経験したことのない不安に陥ったのは、大人だけではなく、子どもたちからの不安の声も聞こえてまいりました。

緊急事態宣言が解除され、久しぶりの学校再開に喜んだ子どもたちのその笑顔は、私たち大人の喜びでもあります。地域の大人は、子どもたちの休業中、その様子を気かけつつも、自粛により外を出歩く子どもも見えないことの寂しさと、どのように過ごしているのかと心配をしておりました。子どもたちは、私たち大人が守り育てていく社会の宝であることは言うまでもありません。

そこで、この場を頂き、学校休業中の対策をはじめ、学校再開後の感染予防や教育活動の両視点から質問をいたします。

また、コロナウイルス感染拡大により、習い事やサークル活動といった身近な文化芸術活動は停滞いたしました。しかし、緊急事態宣言の解除に当たり、感染予防策を前提に、公共施設の利用の緩和も示されています。本市の方向性をお尋ねいたします。

それでは、通告に従いお尋ねいたします。

1、新型コロナウイルス感染症による学校休業要請の自粛期間から教育活動再開に至る本市の感染予防と教育活動の対応と、今後の対応について項目ごとに伺います。

(1) 保健管理等について。

ア、3密を防ぐための対応策は。イ、スクールバスの運行に関することでのルールや留意点など、今回配慮していることは何か伺います。ウ、校内には共用の用具備品であふれていますが、消毒は具体的にどのようになされているのか伺います。エ、登校前の健康状態の確認や健康観察の状況と校内での発熱の確認をした場合の指導及び対処はどうなされているのか伺います。オ、収束が見込まれ

ていない今、今後、児童生徒及び教職員に感染あるいは濃厚接触者が発症した場合の学校対応はどうか伺います。

(2) 学習指導について。

ア、前年度分の未履修はなかったのか。あるとしたらどのような措置を講じているのか、評価は適正にできたのか伺います。イ、本年度の臨時休業に伴う学習の遅れに対する措置はどのように行っているのか伺います。ウ、長い休校と自粛生活の中、児童生徒の学習・生活指導をどのように行っていたのか伺います。

(3) 児童・生徒のケアについて。

新型コロナウイルス感染症による悩みやストレスにより児童生徒に変化が見られなかったか。また、相談の取組はどうなっているのか伺います。

(4) 学校行事について。

乗り物を使った遠足、集団宿泊的行事、旅行や体育的行事、文化的行事など、保護者の参加がある場合もあるが、具体的にどのような対策を考えているのか伺います。

(5) 部活動の地方大会や対外試合の考え方を伺います。

(6) 自粛期間、放課後児童クラブや放課後等デイサービスの利用状況はどうだったか伺います。

(7) 家計急変家庭の就学費援助のための児童生徒への支援が必要でないか伺います。

(8) 県内に住む家計急変学生等の支援のために、日置市から特産品を詰めたメッセージ付のふるさと特産品等を送れないか伺います。

大きな2番、文化会館・図書館の利用再開について伺います。

(1) 文化会館と図書館のイベント開催や、今後の自主事業についての考えを伺います。

(2) 移行期間内の利用状況と今後の利用の見通しを伺います。

以上、1回目の質問といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

#### ○市長（宮路高光君）

1番目の新型コロナウイルスの感染症による学校休業要請の自粛期間から教育活動再開に至る本市の感染予防と教育活動の対応と今後の対応についてという項目でございます。

大方につきましては、教育長のほうに答弁ということでございまして、私のほうでは、1の6番目を質問としておりますので、お答えさせていただきます。

6番目の自粛期間や放課後児童クラブや放課後等デイサービスの利用状況ということでございます。

児童クラブ等には、学校休業や緊急事態宣言に伴う急な開所要請に快く応じ、登録児童を受け入れていただきました。きょうだいと過ごしたり、保護者の在宅勤務や交代勤務によって、児童クラブでは半分以下の利用にとどまる反面、放課後等デイサービスは、ほぼ変わりなく利用されております。

次に、8番目の県外におけるという部分の中で、この案件につきましては、他自治体においても取り組んでいる状況は承知しております。現在のところ、当該事業を本市で取り組むことは考えておりません。

今後も幅広い観点から、新型コロナウイルスの感染症対策として、市独自の対策を検討をしてみたいというふうに思っております。

以上でございます。

〔教育長奥善一君登壇〕

#### ○教育長（奥善一君）

それでは、その他の部分についてお答えをさせていただきます。

まず、1番目の（1）保健管理等についてでございます。

3つの密を回避するため、児童生徒が使用する教室の換気を徹底すること、可能な限り

身体的距離を保つこと、密接な状況を避け、マスクを着用したり、小まめに手洗いをしたりすることなどの基本的な対応を行っております。

そのイでございます。スクールバスの利用者については、マスクの着用、運転席の窓を開け換気に努めるとともに、車内の消毒等を行うなど、感染予防に努めています。

ウでございます。教室などのドアや階段の手すり、水道の蛇口など、児童生徒が頻繁に触れる部分は、定期的に消毒液をつけた布で拭き取りを行っております。また、児童生徒が帰った放課後に、全職員で教室の机や椅子の拭き取りをしている学校もございます。

エでございます。登校前の健康状況の確認等でございますけれども、家庭では、毎朝の検温など健康面の確認をし、その結果をカードに記入して学校へ提出をします。発熱など健康状態に問題がある場合は、保健室等で症状を確認するとともに、保護者に連絡をして自宅療養をさせています。

オでございます。児童生徒や教職員の感染及び濃厚接触が確認された場合は、該当者は自宅待機といたします。その後、感染経路や濃厚接触の状況により、学校の全部または一部を臨時休業といたします。

2番目の学習指導についてでございます。

そのアでございます。前年度3月の臨時休業により、未履修の内容がありました。その内容については、新しい学年へ引き継ぎ、授業や放課後の時間などを使って指導をしています。前年度の評価については、未履修部分を除き、適正に行っております。

イです。未履修部分については、年間を通しての行事の見直しや指導計画の工夫により、授業時間の確保や効率的な学習に努めることで補いつつあります。

ウでございます。学校からは、休業に入る前に、自宅待機中の家庭での過ごし方や感染



症予防のための留意点などを指導し、休業中もメール等で保護者に周知をいたしました。また、担任が電話や家庭訪問により、児童生徒の健康状態や学習の状況を把握し、学習課題の配布や個別指導を行いました。

3番目でございます。児童・生徒のケアについてでございます。ストレスや悩みということでございましたけれども、具体的な報告は受けておりませんが、長い自宅待機等により、子どもたちは少なからずストレスや悩みなどがあつたのではないかと考えています。担任や養護教諭によるきめ細やかな健康観察やアンケート調査、教育相談を行うことにより、児童生徒の心身の状態の把握とケアに努めているところでございます。

4番目の学校行事についてでございます。

大人数の参加や長時間のバス移動など、3つの密を回避することが困難である学校行事等については、人数の制限や内容、場所の変更、または行事の延期や中止をするなどの対応をしております。

5番目です。部活動についてでございます。

現在のところ、部活動は、感染防止に留意しながら、日置市部活動ガイドラインに則って練習を行っています。また、対外試合については、日置地区内の中学校同士の練習試合に限り認めています。地区大会については、7月に延期し、感染対策を取った開催方法を検討をしているところでございます。

(7)でございます。就学援助等のことについてでございます。

義務教育の円滑な実施に資することを目的に、日置市就学援助費支給要綱に基づき、準要保護世帯に対して就学援助費を支給しておりますが、この認定につきまして、前年の世帯所得等により判定を行っています。現年度に発生していますコロナウイルス感染症による離職や減収による就学援助費につきましては、他の自治体の取組も注視しながら対応を

検討していきたいと考えています。

大きな2番でございます。文化会館・図書館の利用等についてでございますけれども、その(1)4月から7月にかけての文化施設のイベント等は、22件中、1件が実施、20件が中止、延期が1件となっております。なお、図書館については、40件中、18件が中止、延期が4件となっております。今後の自主事業については、国からの指針等に沿った運用を行ってまいります。

(2)でございます。文化施設における移行期間の利用状況は、8件の予約がございます。今後は、国からの指針に基づき、段階的に緩和していきたいと考えております。また、図書館の利用状況は、前年度比7割程度です。学習コーナー等利用制限はありますけれども、貸出しについては例年並みになると思われま

す。

### ○3番(是枝みゆきさん)

それでは、1回目のご答弁を頂きましたので、2回目の質問をさせていただきます。

飛沫は1mから2m飛ぶと言われております。昨日の答弁で、3つの密を避けるために座席の間隔を可能な限り空けているとご答弁頂きました。

教室では、物理的に1mから2mの机の間隔は取れているのか伺います。

### ○学校教育課長(渦尾文輝君)

学級の児童生徒数が多いことから、机と机の間隔を1m以上確保することが難しい学校があります。おおよそ1クラス20人以下の学級では、机と机の間隔を1m取ることができています。それ以上の人数の学級では、十分な間隔を確保することが難しい状況にあります。

### ○3番(是枝みゆきさん)

本市では、児童生徒同士の間隔が取れない難しい学校はどのくらいあるのでしょうか、

現状をお聞かせください。

○学校教育課長（渦尾文輝君）

学校からの報告によりますと、小学校は全部で15校ありますが、そのうち該当するのは6校、中学校は全7校のうち、該当する学校は5校です。

ただし、これは机と机の間隔が1m確保できないという状況であります。子ども同士の間隔でいうと、辛うじて1m確保できているというふうに、学校からの報告にはあります。

○3番（是枝みゆきさん）

昨年度、35人以下の学級編制の見直しの意見書が届いておりまして、そのときに私は賛成討論をいたしました。その理由としては、児童生徒一人一人に向き合うきめ細やかな指導ができること、そして、教室にゆとりのスペースが生まれるということなどなどを述べました。感染症防止対策を求められている今こそ考えなければならぬ時代になりました。

現在、36人以上のクラスは、本市に何クラスありますか、学校名と学年をお示ください。

○学校教育課長（渦尾文輝君）

現在、36人以上の学級は、特別支援学級を除きまして、小学校では全部で109学級のうち、5学級です。中学校では全45学級あるうち、9学級になります。

その学校と学年についてですけれども、小学校は、鶴丸小学校が6年生、湯田小学校の3年生、妙円寺小学校の5年生、そして伊作小学校の3年生と5年生になります。

次に、中学校は、東市来中学校の2年生が2学級、伊集院中学校の3年生が3学級、伊集院北中学校の2年生が2学級、そして日吉中学校の2年生、1学級となっております。

○3番（是枝みゆきさん）

今おっしゃいました、そのクラスを35人学級に編制しますと、例えば、湯田小学校3年生、40人1クラスが20人ずつの2ク

ラスになります。伊集院中学校3年生152人、4クラス、それぞれ38人ずつが30人ずつの5クラスになります。35人学級の編制をすることで、本市では20人前後から30人のクラス編成となります。教室にもゆとりが出てくるわけです。

今後、コロナの第2波、第3波が来るかもしれない。仮に収束を見たとして、次の新インフルエンザが発生するかもしれない。そんな最悪のシナリオの対策は、児童生徒を預かる学校としてはきっちり立てていかなければならないことだと考えます。

35人学級が最善かどうかは分かりませんが、全国では自治体の独自予算で30人学級を実施しているところや、段階的に学級の人数を減らす独自措置を取っている自治体もあります。国を挙げての新生活様式を学校現場にも定着させるため、ゆとりのある学校編制を国、県へ上げていただき、また自治体としても検討をしていただきたい。お考えをお聞きいたします。

○教育長（奥善一君）

ご指摘のことにつきましては、鹿児島県でも、小学校1年生、2年生につきましては、すくすくプランという制度で30人学級を今、現に行っているわけですがけれども、昨日も申し上げましたように、子どもたちにきめ細やかな教育を行っていくという点からも、少人数学級の実現については、私どもも機会を見て、国、県に要望をしていきたいと思っております。

○議長（漆島政人君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を11時10分とします。

午前10時58分休憩

午前11時10分開議

○議長（漆島政人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を継続します。

**○3番（是枝みゆきさん）**

学校では、特に、マスク着用の徹底を遵守されているようですが、最近は高温多湿でマスク着用の息苦しさや熱中症も心配されています。昨日、授業中のマスク着用についてご答弁いただきました。あと、登下校のマスク着用についてお尋ねいたします。

**○学校教育課長（渦尾文輝君）**

登下校のマスク着用についてお答えします。

基本的には、マスク着用としますけれども、人と人との間隔が十分取れるときについては、マスクは外してよいと指導しております。また、気温が高かったり、湿度が高かったりする熱中症の心配がある日については、子どもの判断で外してもよいというふうに伝えてあります。

**○3番（是枝みゆきさん）**

だんだん暑くなってまいりましたので、朝、立っておりますと、だんだんマスクをしていない児童・生徒が多くなってきなと感じているところです。

愛知県ではマスクの着用を求めずに、傘差し登下校を始めた小学校もあります。ソーシャルディスタンスを保てるということで取り組んでいらっしゃると思いますが、いろんな方法があると思います。ぜひ、子どもの視点に立った現実的な対策を取っていただきたいと思います。

続きまして、イについて質問をいたします。バス内でのルール、留意点等は家庭や子どもへの達しは当然できていると思いますが、車内でのソーシャルディスタンスは取れているのか伺います。

**○教育委員会事務局長兼教育総務課長（梅北浩一君）**

学校でのスクールバス利用のつきましては、日吉地域で2台で4コース、吹上地域で3台で3コースを運行しております。

今年度の利用者数は、日吉地域の4コースのうち、2つのコースが利用数が多く、ソーシャルディスタンスについて難しい現状にあります。吹上地域では、3コースにより運行をしておりますが、各コース共に利用者数において児童・生徒同士の距離は確保できているという現状でございます。

以上です。

**○3番（是枝みゆきさん）**

それでは、座席の間隔を取るために、取れないということもあるということでしたので、運行時間を分ける手立てというものは取れないのでしょうか、お聞きいたします。

**○教育委員会事務局長兼教育総務課長（梅北浩一君）**

感染防止を行う上で、マイクロバス内の限られた狭い空間での「密」を防ぐためには、人数制限を行いなうことで「密」をつくらないことが一つの感染防止になります。

乗車する生徒の多いコースでは、運行回数を数回に分けることで回避されますが、現在の時刻よりバスの運行に数十分早く出発する必要等が出てくることとなります。家庭内での生活習慣も変わってくることから、まず、保護者の方々への理解と協力が欠かせないものであると思います。

**○3番（是枝みゆきさん）**

今後、検討していかないといけないことだなと考えております。

続きまして、ウについて質問をします。

各地の図書室では、本が感染源になりそうで怖いという声も聞こえてきます。ブックコートが張ってあるものは、表面は拭けますが中まではできません。

そこで、ご紹介ですが、「図書消毒器」というのがあるのはご存じでしょうか。一度に6冊の本を消毒して、本を開いて固定し、スイッチを押すだけなので、子どもたちが自分でできます。学校図書室や公立図書館にもお

薦めしますが、いかがでしょうか。

**○学校教育課長（渦尾文輝君）**

ありがとうございます。学校におきましては、やはり図書館が一番いろんな子どもたちが共有する場所でありますので、図書館を利用する前に十分な手洗いをして、そして出入り口にはアルコール消毒を置いておく。そして、放課後等については、図書館の先生が子どもたちが使った机、椅子、カウンターなどを拭き取りの消毒をさせていただいております。

いろんな手立てを取っていただいておりますけれども、やはり大規模校になると限界な部分も無きにも非ずですので、議員が紹介して下さったものについて、今後、ちょっと研究をしてみたいなと思います。

**○3番（是枝みゆきさん）**

学校は大変数が多いですので、ぜひその辺も含めて検討していただきたいと思います。ぜひ、公立図書館のほうにも薦めたいと思います。

それでは、次のエ、オにつきましては、本日のご答弁、そして、昨日も保健室での対応等ご答弁いただいておりますので飛びまして、学習指導についての2回目の質問をさせていただきます。

学習指導、前年度の未履修分指導の授業時数の確保はどのようにしてこられたのか伺います。

**○学校教育課長（渦尾文輝君）**

授業時数の確保のために、本来、5時間目までで帰るところを6時間目まで授業をしたりするなど、時間割の工夫をして対応してきています。

また、感染防止のためにやむなく実施できなかった学校行事、PTA行事などの時間を各教科の学習の時間に当てております。

**○3番（是枝みゆきさん）**

放課後の時間を使ってと、追加の授業をしていただいたということですが、中には長い

休み明けということで、補充の時間が負担になったり、あるいは十分な理解を得られない児童・生徒はなかったか、その際に、学習指導員の補充は必要ないかを伺います。

**○学校教育課長（渦尾文輝君）**

未履修内容などの指導については、授業中、また放課後といった限られた時間での指導になっておりますので、子どもたちの中には多少なりとも窮屈さとか戸惑いを感じた子どもはいると思います。しかしながら、過重な負担にはなってないものと考えます。また、理解が十分でない子どもたちについては、先生方が頑張っていただいて、繰り返し指導をしていただいているところです。

学習支援員について、お答えいたします。

現段階では、配置については考えておりません。しかし、今後、再度の臨時休業等の措置を講じるような場合が出てきたときは、全校体制の支援、また学校だけでは対応できないこともありますので、地域学校協働活動、学校応援ボランティアの方々のお借りして、学習支援を進めていくことも考えたいと思っています。

**○3番（是枝みゆきさん）**

それでは、本年度分の各教科のカリキュラムは予定どおりに進んでいるのか伺います。

**○学校教育課長（渦尾文輝君）**

必ずしも予定どおりとは言えません。臨時休業により不足した授業時数を補うために、子どもたちが今の学年で学ぶべきことを優先しながら、カリキュラムの変更をしてきているところです。

**○3番（是枝みゆきさん）**

それでは、教育課程の問題になりますので、次に、（4）の学校行事についての2回目の質問をさせていただきます。

大人の参加がある行事やバス移動での行事と言うと、真っ先に運動会や修学旅行などを思い浮かべるわけですが、先日19日には、

県をまたいだ移動が全国で解禁となり、観光業界など日々状況は変化しておりますが、現段階で具体的にどのようにお考えでしょうか。

#### ○学校教育課長（渦尾文輝君）

既に、1学期分を2学期以降に延期された学校があります。今後、まず運動会については、感染状況、学校地域の実情にもよりますが、場合によっては人数制限をして、学年別の開催、種目を精選して時間の短縮、また、子どもが密接になりやすい種目を避けるなど、十分な対策を講じながらの実施になるものと考えています。

修学旅行につきましては、子どもたちが出かける目的地の感染状況にもよりますが、感染状況をしっかりと事前に把握して、特に、バスでの移動、目的地での行動においては、マスクを着用する。人と人との間隔を空けるといった基本的な対応を取らなければならないものと考えています。

また、今後の感染状況によっては、再度の延期、また熊本や福岡、長崎といったところを旅行する学校がほとんどなんですけれども、場合によっては、鹿児島県内での修学旅行の実施ということも検討しなければならないことも出てくるかもしれません。

#### ○3番（是枝みゆきさん）

それでは、1学期に行えた特別活動等ほどのようなものがあつたのか伺います。

#### ○学校教育課長（渦尾文輝君）

感染防止のために全校の子どもたちが一堂に会しての集会活動、屋外での活動といったものは中止・延期になったものはありますけれども、その中で花を育てる「花いっぱい活動」とか、あと近隣の学校と合同の田植、道路や海岸の清掃、そして地域の方々との十分な対策を講じた上での触れ合い活動といったものは、1学期中に実施できているものがあります。

#### ○3番（是枝みゆきさん）

各教科で得た基礎学力を実社会で活用できる汎用的な力をつけるために工夫が必要だが、その工夫がまさに総合的な学習時間や特別活動の設定ですと、端折おりまいましたが、新指導要領が目指す姿の中にこのようなことが記載されております。「3密」を回避する手立てを取りながらできる特別な活動は、可能な限り残していただきたいと考えます。子どもにとって心に残る大切な時間でもあると思います。

本市では、「夢をもちあしたをひらく心豊かな人づくり」を基本目標として様々な施策を立てていますが、特別活動についてのお考えをお聞きいたします。

#### ○学校教育課長（渦尾文輝君）

特別活動、また総合的な学習の時間において、子どもたちは先生や友達と一緒に目標を立てて、そして、いろいろと知恵を出し合いながら協力して何かを達成しようとしています。

そのような活動を通して、友達の良さ、また自分自身が持っている可能性といったものに子どもたちは気付いていくものと思います。さらに、お友達と直接的な触れ合いを行うことで社会的なルールを学んだり、コミュニケーション能力を高めたりするなど、いろいろな成長が見られるものと思います。

ですので、本市としましても、特別活動などを大事に扱っていきながら、今後もできる活動はしっかりとやっていきたいと思っています。

#### ○3番（是枝みゆきさん）

休業により履修できなかった学習も限られた時間の中で、そして、今おっしゃったように、特別活動も子どもたちも先生方も頑張っ取り組んでおられます。そしてまた、授業では詰め込むだけではない主体的・対話的深い学びの視点からの授業改善も求められています。通常の1学期の終わりも近づいてまい

りましたが、本市の子どもたちにとって無理のないカリキュラムで進んでいるのでしょうか。

先ほど指導内容も若干遅れていると答弁いただきました。夏休みを短縮して授業に当てる自治体も出てきております。本市ではどのようにお考えでしょうか。

#### ○教育長（奥 善一君）

先ほど、第1問目の学習指導の遅れでお答えすればよかったかもしれませんが、本市においても、学校で様々な努力を重ねていただいておりますけれども、学習の進み具合、それから深まり、これを補うために、夏休みを短縮をして授業を行っていきたいと考えております。

具体的には、7月の21日から7月の30日まで1学期を延長いたしまして、6日間、午前中3時間の授業ということになりますけれども、その時間を有効に活用して子どもたちのために使いたいと思っております。関係の皆様方のご理解とご協力をお願いしたいと思います。

#### ○3番（是枝みゆきさん）

分かりました。暑い中ですが、先生方には一人一人に行き届いたご指導をお願いしたいと思います。

それでは、（2）のウに戻ります。長期休業の日中、一人であるいは子どもだけで、または児童クラブで過ごすなど様々なパターンがあり、そこには家庭の格差が生じていると思いますが、家庭で過ごす子どもへの声かけ、それから長時間過ごす児童クラブに通う子どもたちへのやり取り、また児童クラブとの連携はなされたのか伺います。

#### ○学校教育課長（渦尾文輝君）

臨時休業中、担任の先生が各家庭を訪問したり電話をしたりしながら、子どもたちの健康状態、学習の状況を確認をしておりました。また、児童クラブで過ごす子どもたちにつき

ましても、担任の先生が児童クラブを訪問して、そして、可能な範囲で様子を確認することがありました。また、担任のみならず、管理職のほうからも児童クラブに電話を入れて、その学校の子どもたちがどのように過ごしているか、尋ねたりもしております。

#### ○3番（是枝みゆきさん）

はい、わかりました。

埼玉県幸手市の教育委員会で、市内全小中学校で、担任からはがきで一人一人の子どもとやり取りをする。先生がはがきを書いて、また子どもが返してくれます。こういう取組をなさっていらっしゃると思います。オンラインにない心の交流を図ることができたということです。また、学校再開後、特に、1年生など先生とのスムーズな関係につながっていくと感じます。先ほど自粛中の先生方との子どもとのやり取りをご答弁いただきましたが、実は、本市の保護者の3人から連絡が連絡はなかったよという声も、一部お聞きしております。いろんな差があったのかなと思います。

今回のような臨時の長期休業に当たって、様々な生活パターンがあるだけに、細心の配慮を持ってほしかったと思っております。二度とあってほしくない長期休業ですが、このような幸手市の取組、一人一人のやり取り、そういった取組をどう思われますでしょうか。

#### ○学校教育課長（渦尾文輝君）

先ほど、埼玉県の事例を教えてくださいましたが、いろんな取組をされているんだなというふうに感じます。もっともっと本市としても先進的な事例に学びたいと思います。

あと、今回、臨時休業にあって、保護者や児童クラブ関係の方々に対するいろんな問い合わせといったものが不足したのかなと感じております。今後は、様々な家庭環境、様々な生活スタイル、そして児童クラブで従事される方々のご苦労といったもの、いろんな視点

をしっかりと持って、そして、どんな配慮が必要なのか、どんな手立てが必要なのかをしっかりと考えていきたいと思えます。

### ○3番（是枝みゆきさん）

続きまして、心のケア2回目の質問をいたします。

14日付の南日本新聞に2019年度虐待認定が最多の957件、内訳は心理的虐待、ネグレクト、身体的性的虐待と続き、虐待者は何と母親が最も多い479件で前年度比2.2倍あったと掲載されていました。親子の闇、母子の苦悩が見え悲しい数字です。

本市は、子育て中の親の相談窓口は大変充実してきております。しかし、この数字を見て子どもたちは本音を話しているのだろうか心配になりました。法務局や人権擁護委員協議会で取り組む子どもの人権SOSミニレターなど、第三者の人の相談もしやすい場合があるかもしれません。

休業後の忙しいカリキュラムの中でゆっくり相談できる時間は学校で取れているのでしょうか。子ども自身が相談できる相談窓口は県内にもあります。教育委員会でしっかり選定して、先生方からも紹介してもらってはいかがでしょうか。低学年は自ら発することは難しいかもしれませんが、本当は高学年になるとお話も大分できると思えます。本当は、相談したい子どもがいるかもしれません、いかがでしょうか。

### ○学校教育課長（渦尾文輝君）

実際のところ、学校においては精いっぱい相談機会を作っているとは思っています。しかしながら、学習の遅れの対応等ありますので、なかなかそういった時間を十分には確保できていないところです。なお、学校に対しては、国や県の通知等を通して、「24時間子どもSOSダイヤル」などの相談機関を紹介・周知しております。

また、日置市には「子ども支援センター」

がありますので、こちらについてもいろんな機会を捉えて、学校を通じて子どもたちに伝えていきたいと思っています。

### ○3番（是枝みゆきさん）

それでは、部活動について伺います。

文化系も吹奏楽コンクールや合唱コンクールが中止となっております。何か発表できる企画があれば児童・生徒の励みになると思いますが、教育委員会として文化系の児童・生徒の発表の場は考えておられませんか、伺います。

### ○学校教育課長（渦尾文輝君）

現在のところ市独自のイベントは考えておりません。しかしながら、学校のほうでいろいろと考えていらっしゃるようで、ちょっと紹介しますと、本市の中学校の吹奏楽部、本来ならば2学期以降に定期演奏会を予定していたんですけども、それを、夏休みに前倒しをして、そして、保護者や市民の方々に演奏をするという、そういう機会を作っているというふうに聞いております。

### ○3番（是枝みゆきさん）

それでは、（6）について伺います。

今回、2回に及ぶ緊急な休業でコロナ感染予防対策も念頭に、各児童クラブや放課後等デイサービスは様々な対応を強いられたと思いますが、問題はなかったか伺います。

### ○福祉課長（有村弘貴君）

まず、放課後児童クラブ、放課後等デイサービスの施設の皆様方には、急な緊急の時間延長の要請にも関わりませず、また、感染のリスクが高まる中で、快く開所を引受けいただいたことに感謝を申し上げたいと思っております。各施設では、そのような事情がございましたので、感染防止、それから子どもたちの距離ということに関して非常にご心配をされたと、現場の話を伺っております。

また、国から感染拡大防止のための助成がございましたけれども、関係物資の確保が窮

屈な中でございまして、物品等の選択や発注に苦慮したというようなお話も伺っております。なお、今回、執行し切れなかった50万円の残額につきましては、再度、助成対象事業として実施される見込みとなっております。

### ○3番（是枝みゆきさん）

緊急なことでしたので、特に、低学年の子どもを抱える親は、日中の子どもの預け先に困った方もいたと聞いております。こういうときなので、祖父母に預けるのもためらわれたという声も聞きました。南日本新聞ひろば欄によく市民の投稿で「学童に入れたかったが希望する学童がいっぱいで、自宅や勤務地から離れた学童にお世話になった」とあり、学童施設の拡充を求める声が掲載されておりました。

以前より、伊集院小学校区においての不足が明らかにされております。3月議会の同僚議員議員の質問に対し、夏休み前を目標として再度公募を募る。NPOや社会福祉法人一般社団法人などの選択肢の一つであるとの答弁であります。現在、どうなっているのか、その後の経緯を伺います。

### ○福祉課長（有村弘貴君）

新聞への投稿をしていただいた方につきましては、その日の朝、またご本人とお会いをいたしまして、ご事情について詳細にお話を伺ったところで、放課後児童クラブの増設の必要性というのを実感をしたところでございます。

ただ、新年度になりまして、夏休みに間に合う予定で5月までに公募する計画でございました。しかし、お待ちの方がおられることは十分承知ではございますけれども、新型コロナウイルスに関わる各種事業の対応に、思いのほか係のほうで事務負担を強いられておりました。スケジュールに若干、遅れを生じているところでございます。

現在、事業の実施要綱等の整理を行って

るところでございまして、今月中に公募の情報を、市のホームページ等にアップできるように進めているところでございます。

### ○3番（是枝みゆきさん）

本当に、今、市内では就労している母親というのが育休・産休も含めて80%に上るといふ現実があります。ぜひ、早急に進めていただきたいと、大体、もう学童が開く目安というのは立っておりますでしょうか。

### ○福祉課長（有村弘貴君）

児童クラブの新設の開設につきましては、私どもとしましても、子育て支援の一環として、また、居場所を作る一つといたしまして、非常に重要なことと考えておりますので、先ほど申し上げました公募に基づきまして、7月中の受託者の選定を目指して取り組んでまいろうかと考えているところでございます。

### ○3番（是枝みゆきさん）

今回の児童クラブは日中もご協力をいただきました。ですが、なかなか「3密」を避けられない、兄弟のいるところはできるだけご自宅でお過ごしください。それから、ちょっと支援員の都合がつかずに学童を行なえなかった、そういうところもあったとお聞きいたしました。

そんな中、6月3日南日本新聞で霧島市の児童クラブと教育委員会が連携した記事が掲載されておりました。児童クラブ連合会の要請を受け、学校と児童クラブで役割分担をして、小・中学校学校の全学年に午後3時まで自習室を開放しています。その後、児童クラブへの移動が行われたということです。

コロナが終息を見せない以上、2、3波が来るかもしれない、今後の学校休業を見据え、このような取組をどうお考えになりますでしょうか、教育長に伺います。

### ○教育長（奥 善一君）

3月、それから4月の急な学校の臨時休業に際しましては、児童クラブの方々へ大変な



ご苦勞とご協力をいただきまして、心から感謝をしております。

霧島市の事例も私も見させていただきたけれども、子どもたちが関わることでございます。今後、やはり学校と、それから児童クラブなどの福祉サイド、そして私どもと連携を取っていくことの大切さを実感しております。ぜひ、具体的な形で進めていきたいというふうに思っております。

### ○3番（是枝みゆきさん）

それでは、（7）に移らせていただきます。

家計急変家庭、今度、コロナによって家計が急変した家庭への児童・生徒への支援ということで提案いたしております。今回、ひおきこ応援給付金事業、そして、ひとり親世帯臨時特別給付金が提案されて、手当も充実してきております。そのことは評価をしたいと思っております。

しかし、コロナ解雇が県内で297人との報道がありました。本市の児童・生徒の保護者も含まれているのではないのでしょうか。ほか、このような家計急変家庭への支援についてはほかの自治体も既に取り組んでいます。ぜひ、インターネットで調べてください。先日、同僚議員が既に調べるようにと言ったことに対して、調べますというお返事をされているそうです。調べられていらっしゃいますでしょうか、お聞きします。

### ○教育委員会事務局長兼教育総務課長（梅北浩一君）

ただいま、コロナウイルスに関します解雇等についての就学援助に対する対応でございますが、県内の他市について状況を調べております。

鹿児島市、出水市、薩摩川内市、南九州市、指宿市というような形で調べておりますが、この対応につきましては、鹿児島市等におきましては、12月までの給料明細の提出をしてもらおうと。その中で1月の源泉徴収後に支

給をするというふうな対応を取っているということでございます。

出水におきましても、まだ直近の収入を見て対応する予定でございますが、提出書類や期間など細かな基準は、まだ、未定というような形で、ほかの自治体についても県内ではございますが、状況は調べております。

以上です。

### ○3番（是枝みゆきさん）

日置市内の状況をぜひ調べていただきたいと思っております。今後、本当に今回コロナで困った家庭を救うために、ハローワークそれから福祉課、この辺と連携をして解雇された人の実数を調査し、その家庭や児童・生徒に素早く対策を講じるべきだと考えますが、いかがでしょうか。

### ○教育委員会事務局長兼教育総務課長（梅北浩一君）

はい、素早く対応ということなんですが、離職した方々への情報収集とか、そちらについては、他課と連携しながら行っていきたいと思っております。

ただし、就学援助に関しましては、どうしても現規程では前年度の世帯所得ということで判定をしております。この辺につきましても、コロナ対策という形で特別な対応ができればということで、他市への状況を注視しながら検討していきたいと思っております。

以上です。

### ○3番（是枝みゆきさん）

それでは、（8）に行きます。

県外への移動自粛が続いた中、帰省できない本市出身の大学生、専門学生、予備校生など、たくさんいました。反対に、他県から本県に来て帰れない大学生もいました。

そんな鹿児島の大学生12人に様子を尋ねてみました。「バイトが休みになった。」、「学校近くの店舗は閉鎖したこともあり、バイトがなくなった。」自粛明けでも人数や日

数が減らされている。県外へ出た我がまち出身の学生も同じ気持ちを味わっていることと思います。

南さつま市では、農産物3,000円分を該当する家庭に現物を取りに来てもらって、各家庭から子どもに送ってもらうという仕組みを取っております。農業の振興とともに学生等の応援、そして、帰省させずに感染のリスクを抑えてもらった保護者への感謝の気持ちということで取り組まれたそうです。

市長、まだまだ学生にとっては厳しい現実が続いております。コロナが落ち着いたら、また日置市に帰っておいでと、そういった市長のメッセージ付きでぜひ取り組んでみませんか、お聞きします。

#### ○市長（宮路高光君）

いろいろとこの実態調査といいますか、私どものほうも実態調査をしておりますので、またそこあたりは担当課の中で全体的に、今後、2次補正の中でどういう対策をするのか、この学生も含めまして、いろんな対策はあるというふうに思っておりますので、検討はさせていただきたいというふうに思っております。

#### ○3番（是枝みゆきさん）

出水市では、ふるさと納税1万円分の返礼品の中からセレクトして送るという取組を行っております。あくまで、任意になりますので、やはり想定した数の半分ぐらいしか行かなかったかなというお話は何っているところでした。ですけれども、県外から届いた子どもたちから「ありがとうございます。届きました。大変嬉しいでした。」というまた暖かいメッセージも届いているようです。ぜひ、心のこもったふるさとの便りを、県外に行っている我がまち出身の学生たちに送っていただきたいと思います。

それでは、最後の文化会館、図書館の利用再開について2回目の質問をいたします。

ホールや文化会館に対し、どのような感染対策を講じているか伺います。

#### ○社会教育課長（横枕広幸君）

文化会館につきましては、指定管理者と共有しまして、「3密」にならないような方向のほうで、今、しております。ただし、現在、キャンセル等が多くて、会場等につきましてはその対応について苦慮しているところでございます。

#### ○3番（是枝みゆきさん）

それでは、いろんな感染対策を講じていらっしゃると思います。伺いましたら、各所に手作りのアルコール消毒台も作ってあったりなどして、いろんな工夫をなさっているところでした。

ホールでの事業というのは、文化・芸術の享受による福祉の向上、青少年への教育効果、市民の生き甲斐、創造など生活に豊かさをもたらすことに大いに寄与するものであります。

今、オンラインの時代が来ています。いろいろな方がホームページを開きます。利便性のよい豊かな自然の中立つ伊集院文化会館、東市来こけけホールの良さを県外の方にも日置市の情報とともに、もっとアピールしてみたいのでしょうか。ホームページの充実とともに、定期的な文化会館情報も回覧版を利用して、住民に身近なホールとして頑張っていたきたいのですが、どうでしょうか。

#### ○社会教育課長（横枕広幸君）

現在、コロナウイルス感染症により、利用が少なくなっておりますが、6月下旬から60名以下の予約も入っており、徐々に回復すると思われまます。

情報通信につきましては、ホームページと会館だよりを主に、小規模利用方法や使用利用を掲載し、情報通信の充実を図ってまいります。

#### ○3番（是枝みゆきさん）

ぜひ、お願いしたいと思います。それでは、

図書館のほうについて質問をいたします。

まだ自粛モードも漂っている中、読書は家の中で豊かな時間を過ごす一つの方法かも知れません。本市の図書館は、インターネット登録をすると、自宅にいながら本の検索が出来、分館においては、中央図書館にある本の貸し出し予約も出来、最寄りの図書館に届けてもらえるという、大変利便性の向上に私も大変驚いているところです。

現在、図書館のインターネット登録をしている市民はどのくらいいますか。また、その利用状況はどうでしょうか、お尋ねいたします。

**○社会教育課長（横枕広幸君）**

それではお答えします。

インターネットの元年度の予約状況は583件でございます。3月末現在の図書館利用カードの登録者数は2万960名、元年度の利用者数は5,702名となっております。

**○3番（是枝みゆきさん）**

私も今回、図書館のホームページを開きまして、QRコードなどもついており、こんなことをするようになったのだなと大変驚いたところです。知らない方も多いのではないのかなと思っておりますが、もっと広く知っていただく必要があると思います。自宅から簡単に検索ができる、必要なものがどこにあるかが分かるということですね。そういった広く知っていただくために、どのような方法を考えていらっしゃいますでしょうか。

**○社会教育課長（横枕広幸君）**

中央図書館では、毎月図書館だより等を発行しております。その関係もまたホームページにつきましてもその都度更新しております。今後につきましては、広報等を通じてPRを行ってまいりたいと考えております。

**○3番（是枝みゆきさん）**

また、図書館から離れた遠隔地にいらっし

やる方々のために、移動図書館を活用した取組がございます。学校の学級文庫への本の入替えも行われているとお聞きいたしました。新生活様式の中で、本と親しむことは、よい時間の過ごし方かもしれないなと思っております。

昨年、9月議会において同僚議員からも質問がありましたが、その後、移動図書館の現状と今後の利用促進について、どのような課題があり、そのことに対してどのように考えているかお聞きいたしまして、最後の質問といたします。

**○社会教育課長（横枕広幸君）**

平成元年の利用状況は、小中学校を中心に87回出動し、9小中学校、1自治会、2老健・福祉施設に、貸出数は1万1,332冊となっております。

現在、「ひよしまる」につきましては、平成8年に導入し24年を経過しております。今後につきましては、各種補助事業を使って導入等を図りながら、各地域の利便性を図っていきたいと考えております。

**○議長（漆島政人君）**

次に、20番、田畑純二君。

〔20番田畑純二君登壇〕

**○20番（田畑純二君）**

私は、さきに通告しました通告書に従いまして、1項目、一般質問いたします。

本市の農業、林業、漁業振興策についてであります。この件につきましては、今までも何回か一般質問してきましたが、最近の環境や状況の変化等もあり、重要性を増していますので、今回、改めていたします。

本市の重要な第一次産業従事者の減少と価格の低迷を食い止め、それら従事者の収入を増やして、市民の皆さんの暮らしを豊かにする好循環を作っていきたい一心で、また、一般質問するものであります。

1番目、本市の現在の農業、林業、漁業従

事者の減少と高齢化や価格の低迷が課題であります。現状とこれまでの対策と効果をどう分析していますか。

また、新型コロナウイルス感染拡大で、外出自粛や休業要請が出されたことにより、本市の農業、林業、漁業には打撃を受けておりますが、自粛後の6月以降の農林水産物の状況と、その立て直しのために消費拡大の取組など、どのような支援対策に力を入れているか伺います。市長の見解と方針を具体的に明確に教えてください。

2番目、農業委員会委員が本市の任命に変わり、今議会にも19名の選任につき議会の同意が求められましたが、任命に当たっての市長自身の基本的考え方と、新たに設置されました農地利用最適化推進委員の現在の活動状況について伺います。農業委員会への任命についても審査会と審査基準につきましては、6月8日の本会議で、同僚議員が質疑しましたが、改めまして市長自身の基本的考え方をお聞きするものであります。

3番目、市町村が仲介役となって、手入れが行き届かない私有林を森林バンクとして集約し、有効活用する森林経営管理制度が昨年4月よりスタートしましたが、市内の私有林、市有林の整備状況はどうですか。また、管理の在り方については、市としてはどう考えますか。本市の森林の現状と市長の見解と方針を具体的に答弁願います。

本市の山林伐採の現状と課題につきましても、昨日、同僚議員が一般質問しましたが、別の観点からも本市内の森林の整備状況をお聞きするものであります。

4番目、本市では6次産業化を目指してオリーブ栽培を進めており、現在、約7,300本のオリーブが植えられております。本市では、今までオリーブ栽培に多額の補助金が投入されておりますが、これまでの投入額と売上高、販売量は幾らですか。

本来の目的は遊休農地の解消と市民所得の向上であります。その目的はどの程度達成できたと考えておられますか。そして、その目的を少しでも強く、多く達成するには、今後、どう対処していくつもりでしょうか。現状と今後の課題解決策を具体的に伺います。オリーブ事業の成果につきましては、先ほど同僚議員も一般質問しましたが、私は私の立場で、別の観点からも一般質問するものであります。

以上です。

**○議長（漆島政人君）**

ここでしばらく休憩します。次の開議を午後1時とします。

午前11時59分休憩

---

午後1時00分開議

**○議長（漆島政人君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

〔市長宮路高光君登壇〕

**○市長（宮路高光君）**

1番目の本市の農業、林業、漁業振興策について。その1でございます。

本市におきましても、高齢化による農林漁業従事者の減少が進行しております。対応策として市独自の新規就業者・後継者支援事業や国の農業次世代人材投資事業、さらに国県の各種補助事業を活用して担い手確保と経営安定を支援してまいりました。その効果といたしましても、青年就業者の確保や担い手の規模拡大、法人化が図られていると認識しております。

新型コロナウイルス感染拡大により、肉用牛、お茶、切り花のソリダゴが価格低迷で影響を受けております。また、木材価格や魚価についても下落傾向となっております。

国の支援策である持続化給付金や、その他農林漁業者が対象となっている各種支援事業について、現在、その支援内容や申請方法な

どの周知を幅広く行っております。今後は、価格動向などを注視しながら、状況によっては市独自の支援策も検討をしていきたいと考えております。

2番目でございます。農業委員候補者評価委員会における評価の結果に基づき選任しますが、農業や農業委員会に関する見識の高さに加え、協調性や積極性などの人物像が重要であると考えております。

農地利用最適化推進委員につきましては、各地域内において農業委員との情報共有のもとに担い手農家への農地集積や耕作放棄地の発生防止など、地域に密着した現場活動を行っていただいております。

3番目でございます。かごしま森林組合による市内のスギやヒノキなど人工林の間伐や主伐は、過去3年間で133ha実施しており、年間平均で44haほどの整備状況となっております。また、整備が必要な人工林においては、所有者への意向調査結果に基づき管理委託を希望された場合、対象森林の施業条件を考慮しながら年次的に整備してまいりたいと考えております。

4番目でございます。オリーブ事業に要したこれまでの合計事業費は、国県補助も含め1億4,640万円となっております。果実の出荷は平成29年度から合計で5t、販売額で400万円です。また、鹿児島島オリーブによるオリーブオイルの売上高は、これまでの累積で2億2,660万円となっております。

植栽を希望される方々のうち、3割ほどの方は農地の遊休化の回避を目的とされておりますので、市民の植栽面積のうち約4haが農地の遊休化防止に寄与したものと考えております。また、市民の植栽したオリーブは、早いものではまだ未成木であり、今後の木の成長と共に収穫量と販売収入も向上していくものと考えております。

今後も引き続き、苗木購入補助などによる植栽面積の拡大推進と、植栽者への栽培管理指導を的確に実施していくことで、新産業創出としてのオリーブ事業の定着を図ってまいります。

以上で終わります。

#### ○20番（田畑純二君）

市長からそれぞれ答弁をいただきましたが、さらに深く突っ込んで、別の角度の視点からも含めて、いろんな重点項目に絞って、なお一層詳しく再質問していきます。

ただいま答弁のございました農地利用最適化推進についてでございますけれども、「農地集積や耕作放棄地の発生防止など、地域に密着した現場活動を行っていただいております。」という答弁だったんですけども、この担い手農家への農地集積や耕作放棄地の発生防止など、具体的な効果、結果などは現時点でどのように出ているのでしょうか。もし具体的な数字があれば、それを示してください。

#### ○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

担い手の農地の集積率でございます。

平成30年度が43.4%でございましたけれども、令和元年度で49.5%ということで約6%向上いたしております。また、耕作放棄地の発生防止の一環といたしまして、令和元年度の遊休農地の解消実績が17haとなっております。

#### ○20番（田畑純二君）

それから、その後の森林経営管理制度をスタートしたことについての答弁だったんですけども、「対象森林の林業条件を考慮しながら年次的に整備してまいりたいと考えております。」ということだったんですけども、今よく言われるように地球の環境保全と持続可能な社会に貢献するためにも、木を植え、木を育てる、健やかな森作り、今後ますます重要になってくると思われれますが、この本市

でのこの1年間の森林人工林の整備状況を具体的な数字で、どういうふうにかこの1年間で結果が出ているのか、それを答えてください。

**○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）**

この1年間ということでございます。令和元年度の人工林の中で、民有林におけます間伐などの整備状況が35.5ha、それから日置市の市有林の整備面積といたしましては7.6haとなっております。

**○20番（田畑純二君）**

それから、次にちょっと別の角度の視点からも含めて質問をしていきますので。

まず、今まで本市で実施してきました農林業生産基盤整備、農業施設の整備、農林漁業後継者就業支援事業や遊休農地解消事業等についての効果と検証をどう考えていますか。具体的明確に答えてください。

**○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）**

農林漁業の振興におきましては、コスト低減や規模拡大のための基盤整備や施設整備は重要なものがございます。担い手の方々の経営安定に寄与していると考えておりますが、また、将来の担い手になる後継者の育成や、小規模ではございますが遊休農地の解消においても一定の効果があり、今後も引き続き継続していくことが重要であると思っております。

**○20番（田畑純二君）**

じゃ、ますますそういう効果が出ていくことを期待しまして、次の質問に移ります。

農業委員会の任命の件と農地利用最適化推進委員の日常の活動につきまして、先ほど市長の答弁をいただきました。さらに深く突っ込んでお聞きいたします。

本市の農地利用最適化推進委員の募集や農業委員会のパブリックコメント等につきましては、市の配布物やお知らせ板で市民へは適

宜知らせております。そこで改めてお聞きしますが、本市の農業委員会委員と農地利用最適化推進委員の現在の日常の活動状況、内容とその活動内容状況の問題と課題、今後の両委員の活動をする際の課題を本市としてはどう捉え、その解決のために今までの発想にとられない対策をどう取って行くつもりですか。市長の見解と具体的方針を伺いますので、市長、答えてください。

**○市長（宮路高光君）**

特に、農業委員会改革の中におきまして、今まで公選という中で農業委員の選挙等が行われてまいりました。九十何%がそれぞれ無投票という部分もございまして、この改革によりまして、現在、農業委員におきましては議会の同意をそれぞれ得ると。その前にやはり地区の推薦または選定委員会、こういうものもろもろのものの経過を過ぎた中で、今回の6月議会で選定をしていただきました。

また、農地利用最適化推進委員におきましては、特に農業委員会のほうで各地域のバランスも十分考慮しながら、また農業委員と一緒に農地の貸し借りをできる方、そういう方々を選定をしてまいりまして、今後とも2期目という体制の中、農業委員、農地利用最適化推進委員、同じ目的でございますので力を併せてそれぞれの地域の、特に貸し借りの問題、遊休地の解消、こういうものを大きなテーマとして今後進めていただきたいというふうに思っております。

**○20番（田畑純二君）**

さらに今、市長が答弁されましたように、そういうことをますますよくしていかれることを期待しまして、次の質問に移ります。

本市の森林面積は1万4,769haで、本市面積の58.4%を占めており、そのうち民有林は1万2,809ha、国有林が1,960haであります。それで本市の民有林、市有林の整備については、国・県の補助

事業をどう活用して、その結果はどう出ておりますか。

また、県や日置市材のかごしま森林組合等の関係機関と常日頃からどう連携、協力し、本市内の民有林と市有林の有効活用と、荒地、防災対策にどう取り組んでいるか具体的に示してください。また、その実績と今後の課題計画をどう取り組んでいくつもりですか、お答えください。

**○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）**

人工林の間伐につきましては補助事業が活用できますので、かごしま森林組合との林業事業体におきまして施業を実施し、民有林、市有林含めまして所有者への利益還元がなされているところでございます。今後は、森林所有者の不在村化や林業従事者の人材不足などの課題に対しまして、県や森林組合と連携を継続して取り組んでまいりたいと考えております。

**○20番（田畑純二君）**

具体的に申しますと、本市でも林業従事者の若い人の人材育成を図っていくべきですが、熊本県球磨郡山江村では、山江村林業従事者育成支援事業対策事業補助金を出しております。そして、ここにこういう資料もございすのですけれども、この件につきましてここに資料もございすので、参考資料として後で関係課にコピーをお渡ししますので、大いに参考にさせていただきたい。

それで、その目的は林業担い手不足の解消と林業従事者の負担の軽減を図るため、林業従事者が林業に従事するための知識や技術を習得するための経費及び林業作業に関わる機材を購入する経費の一部を補助します。としています。林業従事者とは、山林での造林、保育、伐採、搬出作業等に従事する者としています。その助成対象、助成内容を細かく規定し、申請手続き等は、「まずは山江村役場

産業振興課にご相談ください。」としております。

本市でもこれを参考にして、林業従事者、林業人材を増やすために、若い人の人材育成支援対策のこのような補助金を設置したり、曾於市のように市独自講習会を開催するなどして、本市での林業人材育成に努めていったらどうでしょうか。市長のやる気と今後の方針策を、あえてここでお聞きしますので、市長、具体的、明確に答えてください。

また、農業、漁業の従事者を増やし、若者の人材育成を図るためにも、農業、漁業でもこのような補助金を設置したり、新規就業者を対象にした独自講習会などを開く検討会をしたらどうでしょうか。市長の見解と方針を伺いますので、市長、答えてください。

**○市長（宮路高光君）**

今、ご指摘いただきました山江村の事業も参考にさせていただきたいというふうに思っております。とりあえず、今、私ども市と森林組合との連携を図りながら、後継者の育成ということで展開をさせてもらっています。

林業におきましても、今、本当に機械化といえますか、本当に大きな高度な機械を操作できる人でなければ効率的にいかないという部分もございまして、森林組合のほうでも若い方々をそのように育てております。

市といたしましても機械を購入するときなどにおきましても、特に補助もしながら進めさせていただいておりまして、今後も森林組合と連携をしながら進めさせていただきたいというふうに思っております。

**○20番（田畑純二君）**

じゃ、そういうことで進めていただきたいと思います。

そして、さらに申しますと今度は林業の担い手の確保・育成のために、群馬県では次のような政策を展開しています。それで、この件につきましてここに資料がございすの

で、この資料につきましても、また後で関係課にコピーをお渡ししますので参考にして、本市でも林業の担い手の確保・育成に努めていただきたいと思うんですけれども。

その中で、ア、現状課題の把握、林業従事者の実態、林業技能技術者等の実態、林業事業体の現状実態、施策転換、森林組合を中核に新しい時代の森林林業を支える担い手を育成します。としています。そして、施策のポイント、数値目標、林業従事者、森林組合林業事業体を具体的に細かく規制しています。その具体的施策としては、林業従事者数の維持と新規就業者の確保、新たな森林林業を展開する人材の育成、森林組合を中核とする林業経営の確立、林業事業体の経営基盤の強化、このように細かく具体的詳細に施策を記載しています。

本市でも、これらを参考にしながら、本市の林業担い手の確保や若い人の人材育成をやっていくべきだと私は思いますが、市長、どう考えておられますか。市長の見解と具体的方針方を市長にお聞きします。

#### ○市長（宮路高光君）

いろんな参考事例、各県でそれぞれのやり方が違うというふうには認識をしております。何よりもさっきご指摘ございましたとおり、担い手の育成をしていかなければならない。

特に、森林の不在地主といいますか、その所有者が分からない部分がもういっぱいございまして、いろいろと施行するに当たって、それぞれの森林組合の担当がそれぞれ接しているんですけど、不在地主といいますか地主が分からなく、境界も分からない中で進めていかなければならない。

大きな一つの課題でございますけど、特に、今ご指摘ございましたとおり、本当に環境の問題も含めまして、森林を育成していくのは大きな自然環境の役割だというふうに認識しておりますので、間伐をしながら、また主伐

をした時にまたそれぞれ植えていく、そういうことを今後とも私ども行政として大きな役割があるというふうに認識しておりますので、進めていきたいというふうに思っております。

#### ○20番（田畑純二君）

それから、今度は本市の地域森林計画の対象となっている民有林を伐採するときは、届出が必要で、保安林の伐採などについては鹿児島県の許可が必要です。本市内での伐採や造林の届出制度についての利用状況はどうでしょうか。また、それらを増やすための方策をどう考えているか、お知らせください。

#### ○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

近年の伐採届けの提出状況につきましては、年々増加傾向にございます。開発のための伐採もございますけれども、人工林以外の木材利用のための伐採も増えてきております。例えば、鯉節の原料用の木材等でございます。

今後、この届出制度の周知を図るとともに、現行の届出制の様式内容について厳密化して、適正な伐採届けに努めてまいりたいと考えているところでございます。

#### ○20番（田畑純二君）

今度はちょっと漁業のことについてお伺いしますが、江口漁協や吹上町漁協等とより緊密に連携、協力し、市内の漁業振興や組合員、準組合員を含めた約290名の漁業者の日ごろの業務や生活向上に、より役立てるべきだと私は考えます。本市の現状はどうでしょうか。また、今後の連携、協力の強化策をどう考えているか答弁願います。

具体的に申しますと、本市内の魚の価格をできるだけ高く維持し、水産物生産量、漁獲量を増やすためにも本市内の漁業者の支援を強化すべきだと私は思いますが、市長はどうされていくつもりでしょうか。市長のお考えと今後の具体的なやり方をお伺いしますので、市長の答弁を求めます。



## ○市長（宮路高光君）

漁業振興、私ども日置市内に江口漁協と吹上町漁協の2つがございます。特に、江口漁協におきましては港湾の整備という中におきましても、大きな投資額をしながらやっております。吹上の場合につきましては、大変大きな接岸、船の接岸におきまして苦慮しているのも事実でございます。

そういう中におきまして、特に、後継者等の支援におきまして、市としても農業と一緒に同じような形の中の要綱を作っておりますので、活用していただきたいし、また船舶関係設備の関係につきましても、よりよい補助率の高い補助を使って整備もしてほしい。

本当にこのコロナにおきましても、今回大きな打撃があったのかなあというふうに推測しておりますけど、今後とも漁業の振興に力を入れていかせていきたいと思っております。

## ○20番（田畑純二君）

今度はオリーブ栽培について、ちょっとお聞きします。先ほどオリーブ栽培について一応、答弁はいただいたんですけども、本市ではオリーブ栽培を進めるため市民の方々への苗木購入支援と栽培普及に取り組むとしておりますが、その現時点での実績と効果はどうでしょうか。そして、今後の見通しとさらなる促進策をどう考えているかお伺いいたします。

12月開催予定の「全国オリーブサミット in ひおき」の開催については、先ほどの同僚議員の一般質問に対して、12月は中止というふうに答弁をされておりましたんですけども、このオリーブサミットは非常に日置市の売り物の一つでございますし、これを県内外にアピールして日置市のオリーブ業界を大いにPRして、何とか6次産業化に役立てていく必要があると思います。それで、単に中止とか延期とかいうんじゃないくて、この「全国オリーブサミット in ひおき」を開催す

るような気持で、日本国民に日置市のオリーブをアピールしていくべきだと私は思いますけども、この点も含めて、この2点、詳細の分と、市長の方針方策を答弁ください。

## ○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

まずは、オリーブ栽培の現時点の実績ということでございます。

令和元年度末時点で栽培者数が120名、植栽本数7,330本、面積換算にいたしまして18haとなっております。今後も苗木購入支援や栽培管理指導を徹底するとともに、オリーブ部会を設立いたしまして栽培技術の向上や、産地拡大に努めてまいりたいと考えております。

また、オリーブサミットの件でございますが、サミットにつきましては新型コロナウイルス感染症拡大防止のために、全国100を超える自治体を日置市に呼ぶということは、非常に危険性が高いということも踏まえ、当面1年延期ということになりましたけれども、このオリーブサミットの開催の目的につきましては、国内のオリーブ振興自治体との情報共有や連携強化によりまして、国産オリーブの振興を全国展開してまいりたいというふうに考えているところでございます。

## ○20番（田畑純二君）

先ほど市長に答弁を求めましたけど、市長からの答弁はなかったですけども。今度は本市内のスマート農業についてお伺いいたします。

この農作業の効率化や収量品質の向上を目指すスマート農業が実用化の段階を迎えております。農林水産省は2019年度これまで開発されてきたスマート農業技術を品目ごとに組み合わせて、一貫体系を確立するスマート農業実証プロジェクトを開始しました。実証現場には、全国の農業者が施設に訪れスマート農業に関心を寄せる重要な情報源とな

っております。

スマート農業は、「もうかる農業」を実現するために有力な手段の一つであります。自動運転農機、ロボット、ドローン等の無人運転や複数台の同時運転によって、作業効率を飛躍的に向上させることができます。今年スマート農業元年ともいわれる中で、ロボット技術やICT、情報通信技術を活用したスマート農業で本市内のもうかる農業を、今後ともより強く育成していくべきだと私は考えます。これに対する市長の見解と今後の具体的方針をお聞かせください。市長の答弁を求めます。

**○市長（宮路高光君）**

基本的に、最新機材を導入しながら、特に、ICTを活用しながら栽培の技術の進化を図っていかねばならない。そういう中におきまして、スマート農業というのは、今後の農業におき、特に、園芸関係におきまして、特にこういうスマート農業の機器等を導入していくべきであるというふうに思っております。

**○20番（田畑純二君）**

本市の農業、林業、漁業振興策とは直接関係ないかもしれませんが、本市の農業を全国に発信して、農業従事者にもいろいろなよい効果をもたらすことを大いに期待して、あえてここでお尋ねするものですが、日置市にはこういうふうにして観光農園というパンフレットを作って、みんなに配って全国に発信しております。

それで、これによりますと本市の東市来町には観光ブドウ園、観光イチゴ園、観光ミカン園、ドラゴンフルーツ園等があります。それらの訪問者の現状はどうでしょうか。本市内のこれらへの今後の訪問者も増やし、全国へ向けてこれらの情報を発信し、日置市の魅力と農業を大いにPRし、本市の農業振興にもより強く結びつけていくべきだと私は考え

ます。市長はこれらの関係者や日置市観光協会と今後どう協力支援して、訪問者を増やしていくつもりでしょうか。市長の考え方、見解と今後の具体的方策を市長にお聞きいたします。

**○市長（宮路高光君）**

基本的に観光農園、これ大事なことでございます。特に観光協会と今後とも連携していきながら、今、ご指摘ございましたおとりブドウ、苺、ミカンこういうものを主にやっていきたいというふうに思っております。

**○20番（田畑純二君）**

市民から次のような要望が上がっておりますので、あえてこの場で質問をし、要望をいたします。

その1、山間地の不便で一等地でない農地等のいらなくなった土地を市に寄附採納しようとしてもなかなか応じてもらえないので、何とか受け入れてもらえるような組織を市で作ってほしい。多くの市民の皆さんからの要望ですので、このような土地を受け入れて何かに利用できるような組織体制を作ること検討してほしいと、私のほうからも要望いたします。これに対する市長の見解と方針をお聞かせください。

**○市長（宮路高光君）**

特に、この寄附採納、特に山林のほうが多い。この中でこの管理上の問題、いろんな方がございますので、そういう組織を作っても本当に大変な大きな困難があるというふうに私は認識しております。

**○議長（漆島政人君）**

田畑議員、スマート農業、観光農業、活用できない山間部農地の活用、これは通告外の質問ですので、整理して質問を続けていただきたいと思えます。

**○20番（田畑純二君）**

今までの農業振興策についてちょっと関連するつもりで質問しました。

それで、今度はさらにもう一つ申し上げますと、これは私の提案なんですけども、本市でも農業従事者の高齢化や後継者不足のための理由で、農業従事者が減少したり、市内の借りた田畑を地主に返すのが多くなる例や、耕作放棄地や荒れ地の拡大や太陽光発電用地が多くなっているのは実態現状であります。

このような厳しい状況の中で解決策の一つとして、定年退職者等を活用して農業従事者を増やすためにも、農機具、トラクター、田植え機、薬剤散布機、コンバイン等を貸してくれるようなところを組織できないものでしょうか。先ほども言いましたスマート農業化とは、別の視点からも市長が先頭に立ってJ Aなどと協議をして、検討されることを強く要望しますが、市長、答弁願います。

**○市長（宮路高光君）**

基本的には、私ども日置市農業公社というのがございます。こういう技術の研修もしていかなければならない。ただ、機械だけ貸す、大変大きなリスクが出てくるというふうに考えております。そういう中におきまして、J Aとも協議をしていきますけど、大変大きな、大変難しい考え方であるというふうに認識しております。

**○議長（漆島政人君）**

通告外の質問はだめですので……。

**○20番（田畑純二君）**

先日の南日本新聞に記事が載っておったんですけど、薩摩川内市は4月1日に農作業サポート人材バンクを設立しました。それで農家と求職者を仲介する農業版ハローワークで、県内初の取組で労働力確保や作業効率向上が狙いでありました。大分県佐伯市や竹田市の取り組みを参考にしました。農家と求職者にそれぞれ登録してもらい、情報提供や仲介を行います。農業従事者も登録でき、農閑期を活用して年間を通した収入が期待されます。

「北さつま農業協同組合」もできるだけ協力

していきたいと話をしております。

本市でも、薩摩川内市に倣ってこのような農作業サポート人材バンク設立を検討し始めたらどうでしょうか。市長のやる気と積極的な方針方策を具体的、明確に答えてください。

**○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）**

現在、市内の担い手農家や農業法人の方々の雇用確保につきましては、各自において作業内容の熟練度を考慮しながら地域内の方々の場合によっては外国人技能実習生などで確保していただいているようでございます。今後は、まず担い手農家や農業法人の方々の雇用状況や意向を把握していく必要があると考えております。

**○議長（漆島政人君）**

ここでしばらく休憩します。

午後1時37分休憩

---

午後1時41分開議

**○議長（漆島政人君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

**○20番（田畑純二君）**

今まで本市の農業、林業、水産業のより振興の進め方につきましては、私は昨年の9月議会でも一般質問をしてきました。その中で市の当局の答弁の中で、特に重要で現時点と今後とも対応策をより強く強行していくべきだと私は考える。そのことについて、また、質問いたします。

今までの私の質問と市当局の答弁とダブる部分もありますが、課題、問題点等、今後の進め方について日置市民全員心を一つにして一体となって対処していかなければならないですので、あえて、また、ここで質問をします。

まず、答弁が、「市内の森林の管理状況としましては、森林所有者の経営意欲の低下や不在村化による間伐の遅れ及び林業従事就労

者不足などが課題となっております。今後は、県や森林組合など関係機関との連携を図りながら新たな森林管理制度による所有者の意向調査や意欲ある林業経営体への省力化機械の導入などを促進してまいりたいと考えております」という答弁だったのですけれども、この連携の測り方、その結果、効果はどう出ていますか。また、意向調査の結果はどうで、その意向をどこにどう生かしていますか。そして、その機材導入などの促進はその後どう進んでいますか。具体的に教えてください。

#### ○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

新たな森林経営管理制度につきましては、県や森林組合と随時協議を行っているところでございます。

次の事業展開について連携を図っているところでございます。また、設定したモデル地区の意向調査は既に終了いたしまして、現在は委託管理を希望される森林の面的な集約の作業を進めております。

林業機械の整備につきましては、現在、かごしま森林組合では、ここ数年でほぼ整備が進んでおります。今後、経年劣化に伴う更新時期が参りましたら、また、補助事業等の支援をしてまいりたいと考えております。

#### ○20番（田畑純二君）

それから、このような答弁もございました。

「本市の水産業につきましては、江口漁協と吹上町漁協の準組合員も含めた約209名の方々が担っておられます。課題といたしましては、漁獲高の主体となっておるシラスの水揚げ量が不安定であること、高齢化に伴う労力不足が挙げられます。

対応策といたしまして、農林漁業、新規就農者、新規就業、後継者支援事業による漁業就業者の確保と蓬莱館やふるさと納税返礼品の活用による魚価の買い支えなどを今後も継続して支援してまいりたいと考えています」

という答弁だったのです。

質問は、漁業就業者の確保状況を数字で具体的に示してください。また、このような効果をどのように高めていくつもりですか。そして、魚価の買い支えなどの効果は、結果的に、具体的にどう出ていますか。また、それをどう強化、支援していくつもりか、具体的に教えてください。

#### ○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

まず、近年確保されました新規漁業就業者でございますけれども、4名の方々がここ数年で確保されてございます。

今後とも漁業担い手を育成していくためにも、船舶機材の整備などについて、補助事業などの支援をしてまいりたいと考えております。

また、魚価の買い支えについてでございますが、江口漁協におきましては蓬莱館のほうでかなり貢献できていると思います。

吹上町漁協につきましては、ふるさと納税返礼品の評判が非常に高く、これも魚価の買い支えの一つとして恒常的に貢献できるのではないかと考えております。

今後も様々な販路拡大についても支援をしてまいりたいと考えております。

#### ○20番（田畑純二君）

あと3分ですので。そして、林業につきましては、次の答弁がありました。

「森林環境譲与税を活用しまして林道や作業道の整備や高性能林業機械の導入支援を進めてまいりたいと考えております。

水産業につきましては、本市の浜の活力再生プランという計画がございますが、その計画に基づきまして、江口、吹上町の両漁協と連携し、漁業設備の導入支援や新規漁業者の就業の支援を継続してまいりたいと考えております」という答弁だったのです。

質問します。森林環境譲与税を活用した林

道や作業道の整備や高性能林業機械の導入は具体的にどのように進んでおりますか。具体的に場所や実績等を挙げてお示しください。また、漁業設備の導入支援や新規漁業者の就労支援は具体的にどの程度、どのように進んでいるのですか。最近の実績と今後の具体的な予定等もお知らせください。

**○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）**

まず、森林環境譲与税を活用した林道整備でございますが、林道整備につきましては、まだ、森林環境譲与税を活用した実績はございません。

今後、意向調査が終了した山林の整備を開始する時点で、林道もしくは作業道の作業等を想定しております。

また、数年後の予定としまして、日吉の林道矢筈線の開設整備も予定しているところでございます。

漁業の設備の導入支援につきましては、令和元年度でエンジンの載せかえ、液晶レーダー、魚群探知機の3件を支援いたしております。

本年度は、エンジンのオーバーホール、液晶潮流計、サテライトコンパスの導入支援を予定しておるところでございます。

また、新規漁業者の就業支援につきましては、先ほども答弁いたしましたが、近年で4名を確保、支援しているところでございます。

**○議長（漆島政人君）**

46秒です。

**○20番（田畑純二君）**

あと46秒ですので、これで最後にしますけれども、そして、次なる答弁がございました。

「これまで本市の漁業就業者の中で、鹿児島漁業学校の受講者は4名いらっしゃいます。今後の漁業就業者の育成、確保につきまして

は、県や地元の漁業団体と連携を図りながら、また、市独自の就業者を活用しまして、今後も取り組んでまいりたいと考えております」ということでしたが、答弁のとおり、今まで本市が取り組んできた結果は、現時点で具体的にどのように出ていますか。また、本市の今後の漁業就業者の育成、確保のために、本市ではさらに強くどのように取り組んでいくつもりか、さらに詳しく、具体的に、明確に答えてください。

以上で、私の質問を終わります。

**○議長（漆島政人君）**

分かりましたか。

**○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）**

27年度以降に取り組んできました先ほどの新規漁業者の4名の方々に対しましては、支援をしてきた結果といたしまして、現在の4名、全ての方が独立した漁業者として江口漁協のほうで活躍されております。

また、今後におきましても、漁業を目指す候補者の方々がいらっしゃいましたなら、支援や育成について県や地元漁協と密着に連携した取組を進めてまいりたいと考えているところでございます。

**○議長（漆島政人君）**

次に、4番、富迫克彦君の質問を許可します。

〔4番富迫克彦君登壇〕

**○4番（富迫克彦君）**

質問に入ります前に、もう皆さんご承知のとおり、本年は年明け早々、2月から新型コロナウイルス感染症の拡大というようなことがありまして、本来なら3月から4月にかけて就職や進学、また、それに合わせた歓送迎会、各種イベントなどで、人の移動も多くて、経済的にも書き入れどきという時期に全国を対象とした緊急事態宣言が4月に発せられました。これまで全国で感染されました1万

7,000人を超える方々、また、その中で900人を超える方々がお亡くなりになりました。これらの方々のご冥福をお祈りするとともに、ご家族の皆様方にお悔やみを申し上げるところでございます。

また、感染拡大を予防するため、自身の身の危険も顧みず、日夜、治療に当たられた医療関係者の皆様、それから福祉や消防、自衛隊関係者など、様々な分野の皆さんのご尽力に敬意を表すところでございます。

日置市においても、感染予防や地域の経済面での支援、これまで経験したことのない対応が求められてきました。市長をはじめ、全職員の皆さんが協力されて取り組まれたことに改めて敬意を表したいというふうに思います。

その結果として、いまだ終息には至っておりませんが、県内での感染者も11人で収まっており、日置市内での感染者が出ていないことは、市当局や市民の皆様のご協力の賜物というふうに考えているところでございます。

さて、今回の質問は、昨年6月議会でお尋ねした住宅リフォーム支援事業のこと、それから、平成30年12月議会の一般質問で人口減少が進み、労働力不足がますます深刻になる中で、地域経済の活性化、地元企業の存続のために年間を通して公共工事をどのような形で発注されるのか。いわゆる公共工事発注の平準化のこと、それと今後行政としても民間にお願いできることは積極的にお願いして、本来、市としてやるべきことに特化する行政改革というものも求められているのではないかと。これまでの経験則、固定概念にとらわれることなく、様々な視点から検討され、より満足度の高い制度設計に取り組まれることを期待しますということをお申しました。

これらのご踏まえ、人口減少がますます加速する消費が減少し、地域経済が縮小す

ることが懸念される時代、また、今回、コロナウイルスのことも新たに加わりましたけれども、これらの問題を踏まえながら将来に向けて地域経済の活性化と地方公共団体の事業の継続をどう考えていくのか、3問、市長にお尋ねを致します。

まず、1問目は、昨年6月議会で質問しました住宅リフォーム支援事業についてであります。

昨年度、国土交通省住宅局が「人生100年時代を支える」ということをキーワードに、利用可能なものは活用するとともに事前に空き家の発生を抑制するための取組が必要だということ、それから、成長を生み出し、地域を活性化させる住宅産業の育成ということ国を住宅政策として打ち出しておりました。

このことを踏まえ、昨年6月議会で平成30年度に終了した住宅リフォーム支援事業についてお尋ねをしたところでございます。

これまで取り組まれた住宅リフォーム支援事業、これはまさしく国の住宅政策で示された空き家の発生を抑制することや、地域を活性化させる住宅産業の育成という面からは国の考え方を先取りした取組ではないかということでご質問したところでございます。

そのときに、市長は、「基本的にもう事業は終わりました。大変多くの方々が利用させていただいて、大変、地元の産業の育成にもなったと思っております。今後はやはり同じことを同じ条件とするのではなく、少し内容も変えながら新しい視点に立った中で、若干、内容を充実した中で、また、新しい事業として来年以降これに代わるものをつくっていきたいと考えております」というご答弁を頂いたところです。

今回、令和2年度の当初予算、また、今回の補正予算が提案されましたけれども、それらを見る限り、その新たな制度が示されてい

ないと思いますが、これまでの検討状況と今後の方向性についてお尋ねを致します。

それから、2問目は、廃校施設の有効活用についてであります。一昨年8月、文部科学省が主催するみんなの廃校プロジェクト、廃校マッチングイベントというセミナーに参加する機会がありました。そのセミナーで主催者である文部科学省の大臣官房文教施設企画部施設助成課長が話されたことを紹介します。

「全国で毎年、約500校の廃校が発生しているということ、類型では6,800校余りが廃校になってきていると。また、この数は今後も増加傾向にあるということ、その中で、活用されている施設は約7割、残りのうち2割は放置されてしまっていること、活用されていない2割は地域からの要望がない、地域住民の意向調査を実施していない。したがって、市町村が公募等を行っていないというのが現状のようで、このような状況を受けて見えてきた課題として、施設へのアクセスが悪いこと、また、施設が古いこと、お金がなくても活用の可能性があることを市町村が認識していないこと、市町村だけでは廃校物件のPRが難しく使ってくれる人を見つけることができないという課題が浮き彫りになってきたということです。

そこで、このような課題を解決するために、文部科学省が企業等へ廃校情報をPRし、廃校施設を有効活用していただくためにこのようなマッチングイベントを開催したということでした。

また、同じく、その後、講演された内閣府地方分権改革推進室参事官補佐の方からは、「廃校を利活用するときのお困り事を解決、地方の声で国の制度を変える提案募集方式という制度があるにもかかわらず、市町村の現場では、国の基準が厳格で現場でやりたいことができない、国の制度で決まっているから、法律に明記されているからなど、市町村側が

国が決めたことは変えられないという思い込みがあるようです」と。「現場で困っておられることは、実は、解決する、できる可能性があります。それが地方分権改革提案募集方式なんです」ということを話されました。

その後、事例紹介ということで、静岡県伊豆市のみそ工場、島根県浜田市のITオフィス、徳島県三好市のカフェホテルの事例が紹介されたところです。

このほかにも、年々活用事例は増えているようですが、全国的に少子化の影響もあり、廃校になる施設が増える中、文部科学省が中心となって進出希望のある都市部の企業とマッチングする取組です。

このような取組を紹介しながらお尋ねいたします。

日置市では、廃校になった施設は地区公民館として利用されておりますが、使わないスペースはないのでしょうか。お尋ねします。

また、文部科学省が取り組むみんなの廃校プロジェクトで紹介されている全国を取組事例を各地区公民館の皆さんに紹介されたことがあるでしょうか。お尋ねいたします。

それから、3問目は、市民の生活に密接に関係する上下水道や道路インフラの維持管理についてであります。

昨年、産業建設常任委員会で熊本県荒尾市の水道事業等包括業務委託について視察をさせていただきました。

その報告書については、去る12月議会で市長のほうにもお届けしたところであります。

そこで、将来に向けて、市民生活に欠かせない水道インフラを誰がどのような形で守っていくのか、また、市道等の維持管理をこれからどうしていくのかという視点から質問を致します。

その1番目ですが、平成29年度、平成30年度、また、令和元年度の工事の発注件数、落札総額と工種別の件数、落札総額につ

いてこの3年間の状況をお尋ねいたします。

2番目に、令和2年度6月補正予算を含めて見込まれる件数、金額についてお尋ねいたします。

3番目が、これまでも市長が申された令和2年度までは何とか公共事業も量的に確保されると思うが、令和3年度以降は非常に厳しいのではと申されました。

そういう意味で、令和3年度以降の見通しについてお尋ねを致します。

4番目が、荒尾市の水道事業等包括委託について、どのような感想をお持ちですか。お尋ねを致します。

最後に、今後の道路愛護、河川愛護作業の在り方についてお尋ねを致します。

以上、お尋ねして1回目の質問を終わります。

**○議長（漆島政人君）**

ここでしばらく休憩します。

次の会議を2時10分とします。

午後2時01分休憩

---

午後2時10分開議

**○議長（漆島政人君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

〔市長宮路高光君登壇〕

**○市長（宮路高光君）**

1番目の住宅リフォーム支援事業についてのご質問でございます。

平成30年度までに実施した補助事業は経済対策を目的としたものでありました。本年4月からは移住施策における物件取得及び改修における補助事業において、市内業者加算10万円を設け、市内業者の育成という視点を盛り込んだ制度へと見直しを実施したところでもございます。

今、ご指摘いただきましたとおり、このリフォームに関わる物件についてはまだ具体的に、今、考察しておりまして、財政的な状況

も勘案しながら、今後、またいろんなご意見を賜ってつくっていきたいと考えております。

2番目の廃校施設の有効利用について、その(1)でございます。

現在、住吉・日新地区公民館については、地区公民館や関係課と協議を行い、既に活用中であり、空きスペースはありませんが、扇尾・吉利地区公民館は空きスペースがございます。

2番目でございます。

各地区公民館へは、みんなの廃校プロジェクトの取り組みは紹介はしておりません。

ただし、みんなの廃校プロジェクトの募集をかけている薩摩川内市には、今年の地区公民館の館長会で視察研修を実施しております。閉校跡地に係る市の制度や閉校後活用されている2か所について研修を行ってまいりました。

3番目の市民の生活に密接に関係する上下水道や道路インフラの維持管理について、その1でございます。

平成29年度の工事の発注件数は402件、落札金額は税抜きで38億1,900万円、平成30年度は同じく347件約27億1,600万円、令和元年度は同じく514件約47億3,500万円でございます。

工種別では、土木一式と舗装の合計が、平成29年度から順に232件約13億3,400万円、213件で15億5,500万円、326件約26億2,700万円。

また、水道施設と管工事の合計が同じく69件、29年度ですけれども、約6億1,500万円、次が51件約2億100万円、次が82件5億9,200万円。

建築一式、電気など、その他の工事が、同じく29年度が101件18億7,100万円。

次に、30年度におきましては、83件



9億6,000万円、令和元年度におきましては、106件15億1,000万円となっております。

2番目でございます。

令和2年度の6月補正を含めた工事請負額の予算額は、41億5,624万4,000円であります。

また、令和元年度の繰越分の普通建設事業費が約31億円となっております。

3番目でございます。

令和2年度までにおおよその大規模改修が終了することから、令和3年度以降の普通建設事業費につきましては、抑制していくことを基本としております。

特に、歳入においても、普通交付税が合併算定替の終了、減額となることから、一般財源の増額が見込めないことなど、これまで以上に財源確保が厳しくなると考えております。

一方、歳出においても、社会保障関係の扶助費や大規模事業の実施による公債費が増加することが見込まれるため、義務的経費以外の経費については、全体的に縮減しなければならないと考えております。

4番目でございます。

荒尾市の水道事業につきましては、隣接する大牟田市と広域的に水道事業を展開している自治体であると認識しております。また、平成28年度からは水道事業を包括的に民間委託するなど、全国的に先駆けた事業に取り組んでいる自治体でもございます。

本市と致しましても、新たな水道事業の在り方として参考にしていかなければならない事例であると考えております。

5番目でございます。

市道においては、国県の道路ふれあい月間要綱に基づき、元年度は170の自治会、547km1万1,670人の参加で実施できました。

河川につきましては、国、県の河川愛護月

間要綱に基づき、市の普通河川と準用河川、県の二級河川を中心に、元年度で112の自治会166kmを5,400人の参加で実施したところでございます。

特に危険な箇所につきましては、除外して実施していただき、身近な地域の危険箇所の点検をしていただく機会として、地域の景観や自然・環境の保全などのためにも、今後とも全市的な取組として、それぞれの地域の実状にあった実施をお願いしたいと考えております。

以上で、終わります。

#### ○4番（富迫克彦君）

ただいま答弁を頂きましたので、2回目の質問をさせていただきたいと思っております。

住宅リフォーム支援事業、新たな提案がされるのかと期待をしておりましたけれども、「検討中」ということでございます。

これまでの住宅関係施策として地域振興の一環という形から制度がつくられたもので、市内の過疎地域への移住を促進するための日置市移住促進対策事業と市外への転出を抑制するための日置市定住促進対策事業という形で取り組まれて、いずれも30年度で終了したと。

本年度からは、過疎地域移住定住促進事業が地元業者には10万円プラスして、スタートしたということですが、前回もそうなんです、国の国土交通省が言っている「人生100年時代」とか「利用可能なものは活用する」「事前に空き家の抑制、発生を抑制する」という取組の視点というものがこれまでなかったのかなと感じております。

今回、国の制度も活用しながら住宅リフォーム支援事業のリニューアルの検討について、国、県の方針、制度を中止していきたいということですが、昨年、質問した際に、国土交通省が長期優良住宅認定制度というのを設けているという答弁がありました。

その制度の詳細について、お尋ねいたします。

#### ○建設課長（田口悦次君）

国土交通省長期優良住宅認定制度は、いつまでも安心快適な住まいに暮らす、このことを目的に設けられた制度で、この制度を利用するには、増改築を行う際の内容としまして、劣化対策や耐震性、維持管理、更新の容易性、可変性、バリアフリー化、省エネルギー性などの一定の要件を備え、県の認定を受ける必要があります。

面積要件としまして、一戸建ての住宅が75㎡以上、共同住宅等が55㎡以上で、補助額としては対象工事費の3分の1、限度額が200万円となっております。

さらに、省エネ性能を向上させる場合には、限度額が250万円となっております。

#### ○4番（富迫克彦君）

この長期優良住宅居認定制度、当初は平成21年度、新築住宅が対象で開始されておりますが、平成28年度からは既存住宅の増築、改築も対象になっているようです。申請の窓口は県ということでございましたが、鹿児島市や薩摩川内市、鹿屋市など、4つの団体では権限移譲を受けて、それぞれの市で受け付けもできるというようになっております。

それで、県内の平成28年度からの3年間の実績としては、これまで4件しかないようでございます。

この制度認定の申請のハードルが高いとか、手続がわずらわしいのかもしれないけれども、改修計画を策定して認定を受ければ、市民にとってはありがたい制度ではないのかなど。また、令和2年度からは長期優良住宅化リフォーム推進事業ということで、住宅の性能向上や3世代同居対応リフォームに対する補助制度も始まっているようでございます。

介護保険の住宅改修などのニーズも併せ、計画を作成し、認定を受けられれば、もっと効果も上がるのではと考えております。

単独のリフォーム補助が財源的に難しいということもあるようですから、これらの国の制度をもっと積極的に地元の工務店さんや市民の皆さんにPRする必要があるのではないかと思います。いかがですか。

#### ○建設課長（田口悦次君）

現行の国の制度につきまして、市民の皆様や地元業者など、広く周知を図っていきたいと考えております。

#### ○4番（富迫克彦君）

以前のような市単独での住宅リフォーム支援事業、地元の建設業者の方々の技術の継承、事業の存続のために必要だということで質問をしておりましたが、財源的なことを含め、リニューアルして制度を構築することが難しいということのようであれば、このような国の制度を積極的にPRし、地元の業者さんが利用できるように、また、空き家を増やさないためにも積極的に取り組まれることを期待するところでございます。

次に、廃校関係についてでございます。

先ほど全国の事例も少し紹介いたしました。九州内でも、熊本県の菊池市では酒の製造施設、また、屋久島町では、縄文きくらげの栽培工場、喜界町では在宅ワーカー研修施設など、いろいろな事例が出てきているようでございます。

日置市でも、日新、住吉の公民館で改修などを行って使われるということですが、それ以外にまだ空いたスペースがあるということのようでございます。

それで、先般、薩摩川内市のほうの研修もされたということですが、それぞれの地区館の皆さん、空いた部屋を利用したいとか、何とかできないかというお悩みはお持ちではないのか、お尋ね致します。

#### ○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

住吉地区公民館など、構想から実現可能になった事例もございます。が、各地区公民館

において空きスペース等の活用についてアイデアとか、構想とかは出てくるんだけど、なかなかその構想が具現化するには至らないと。非常に悩んでいるということで私どもは認識をしているところでございます。

#### ○4番（富迫克彦君）

いろいろアイデアとか要望もあるんだけど、なかなか具体化しないということでございましたが、今回、この文部科学省の取組、補助の制度をいろいろご覧いただければお分かりのとおり、内閣府でありますとか国土交通省、農林水産省などの各補助金を横断的に使い、支援する体制もできていると思います。

できるだけ早く地元の方々にも紹介しながら進めていただければと思います。

それから、このみんなの廃校プロジェクト、今年の6月1日時点で小学校、中学校、高等学校を含め全国の330校がその使い道、用途を募集しております。県内では薩摩川内市の15校をはじめ、24校が用途を募集しているところです。

このように、全国の公共団体が廃校の利活用を模索している状況、一方で、さっきも触れましたけれども、今後、廃校になる施設が増えていく中でこの文部科学省のこのマッチングイベントだけではなかなか進まないということも心配されます。

それと、政府は東京へ行く出張を何とか改善し、地方創生を実現するための取組を進めてきています。それと、今回、新型コロナの関係で、通勤通学をはじめステイホームということで、外出自粛が要請されました。その結果、全国でテレワークやオンライン授業が進んできていると。また、今年度、政府が考えている骨太の方針にもデジタル化の推進ということが盛り込まれるようですし、関東圏の企業においては首都直下型地震に対する心配ということもあるのではないかと思います。

今後の働き方改革が推進される中で、地方にしながら仕事ができる環境というのが整ってくると地方への移転ということを考えられるのではないかとというふうに思うところです。

そういう意味で、日置市の出身者で、都市部で活躍されている方々、来年度新たに日吉小学校がまた小中一貫校としてスタートしますが、出身者で構成される県人会、関西や関東等の県人会の皆さんを対象として、廃校施設を積極的に売り込む必要はありませんか。お尋ねいたします。

#### ○財政管財課長（上 秀人君）

廃校施設につきましては、多額の維持管理費がやはりかかってくるということで、活用が予定がないもの、未利用財産ですけれども、これにつきましては、早期の所有権の移転が望ましいというふうに考えています。

ご指摘いただきましたとおり、教育施設としての用途廃止後の件でございますけれども、地元の意向も踏まえながら、一般競争入札による売却、あるいは、公募型のプロポーザル、あとは、民間の事業者への意向調査、サウンディング型調査でございますけれども、それも踏まえながら広く募集を致しまして、民間移管を積極的に進めてまいりたいというふうに考えているところです。

#### ○4番（富迫克彦君）

そういう意味では、都市部でご活躍されている日置市の出身の方々、そういった方々はできれば優先的にアイデアを公募してもらうとか、そういう取組も大事かなと思うところです。

そういうのは、何でかといいますと、先ほど言いました島根県浜田市のITオフィスは東京で仕事をされている方が島根県の企業誘致の関係でたまたま浜田市を訪ねられて、地元の小学校がそうなっているというのを聞かれて、そこに進出されたという事例があります。なので、全国の事例を本当に全て掌握す

るとそういった事例というのはたくさんあるやに思っております。なので、そういった地元愛といいますか、関東、関西で頑張っている方々は優先的に取り組んでいただければ、ありがたいなというふうに思うところでは。

それから、3番目の問題でございます。

29年度から30年度の公共事業発注件数、金額をお示しいただきました。

いずれにしても、道路や水道インフラ、これらについての老朽化については、国の補助制度などを活用しながら、年次的に工事を発注してこられたと思います。その実績として3年間の合計が112億7,000万余りとなるのでしょうか。それで、私が集計した中では、このほぼ90%を地元の業者さんが落札されているというふうに思います。

いわゆるそのことで次年度の市民税でありますとか、いろんな税収にも影響があるんじゃないかと、そういうのが見てとれます。

ただ、日置市の場合、ほかの自治体に比べれば、普通建設事業の割合、これが高いというのがこれまでの、合併の特殊性もあって、否めないところもあります。来年度から縮小していかざるを得ないということですので、お尋ねをしたいと思います。

令和2年度でサッカー場や消防分団車庫、また、支所の整備など、大きな案件が、大方、終了するというので、併せて、3年度以降は南薩衛生処理組合の負担金も発生することもあるとあって、量的にも金額的にも減少させざるを得ないということです。

そこで、ただでさえ、労働力不足による事業継承が難しい時代、災害等が起こった際に市民の日常生活に欠かせない道路や水道インフラといったライフラインの復旧を担っていただく業者の皆さんですが、来年度以降、公共工事がどれくらい減るかというのはなかなか難しいんでしょうけれども、縮小されるこ

とで、この展開をどのように想定されるでしょうか。

#### ○建設課長（田口悦次君）

地方経済は公共事業への依存度が高く、建設業のみならず、地域経済に与える影響は大きいと考えます。この公共投資が減少すれば、税収にも影響は出てくるものと考えております。

#### ○4番（富迫克彦君）

そういう意味では、日置市の建設業の現状というか、少しお分かりになっている範囲で結構ですが、建設業の皆さんで組織されているゆすいん会でありますとか、旧町時代から続く建設互助会、建設同友会、管工事組合など、それぞれ会社や組織の現状がありますが、それは市当局としてどのように捉えておられるか、お尋ねいたします。

#### ○建設課長（田口悦次君）

建設業の互助会におかれては、豪雨や積雪後の巡回、災害後の緊急修繕、の対応や地域社会貢献活動などに取り組んでいただいております。大変感謝いたしております。

各組織の皆さんとは、日ごろから意見交換会を開催し、建設業の現状や課題等を共有し、連携を図っているところでございます。

#### ○4番（富迫克彦君）

今、答弁がございましたように、業界の皆さんとはかねてから意見の交換をされているというようなことで、課題も共有しているということでしたが、私は個人的にハローワークの求人情報を月2回発行されますが、これを毎月拝見しております。それを見ると毎月のように業界の求人が出されているわけです。そういう意味では、従業員、とりわけ技術者の確保が難しくなっていることもお分かりだと思います。

それで、市内の各企業の現状としては、比較的規模の小さな企業が多いということもあって、いずれの会社も労働力の確保に苦慮さ

れているようです。その要因についてどのような見方をされているのか、お尋ねいたします。

#### ○建設課長（田口悦次君）

建設業は、地域の経済や雇用の担い手であるとともに、災害発生時の地域の守り手として重要な役割を果たすことから、労働力確保については、建設業全体で取り組むべき課題であると考えております。

市としましては、今後とも地域、地元業者の優先指名や下請け工事における地元業者の優先活用の措置を講じるなど、地元業者の受注機会の確保に努めながら担い手である若者などの育成確保につながる方策を研究してまいりたいと考えております。

#### ○4番（富迫克彦君）

そういう意味で、業界の求人が増えている要因としては、個人的な感想ですが、これまで第一線で活躍されてきた方々が高齢化で離職されるケースが増えていると、これは年代構成上、これが一番大きいのかなと感じておりますが、一方では、昔、前に言われだしたいわゆる3K、きつい、汚い、危険と言われた時代がありましたが、これも非常に大きかったなと思うところです。

今はそれを払拭するために、新たな3Kとして、カッコいい、稼げる、結構モテるというふうに業界全体のイメージアップを図ろうとされているようです。

私が、職の確保が一番難しい、一番大きな要因としては、事業を継続するために最も必要な経営基盤、全てとは申しませんが、経営基盤が脆弱だということもその要因の一つではないかと考えているところです。

公共事業への依存度が高くなればなるほど、入札による受注ということになることから、次年度以降の事業計画を立てづらい側面があるのではないかと考えるところです。

公共工事の発注見込みが令和3年度以降減

りそうだということを考えると、一層そのようなことが懸念されます。

このようなことで社員を雇用したいと考えても募集をかけられない、そうこうしているうちに、技術の継承、事業の承継が厳しくなるという状況になる可能性があるのではないかと思うところです。

とりわけ水道施設に関しては全国各地で発生している道路の陥没などによる水道管の破裂など、施設の老朽化に起因する事故も多く発生しています。日置市でもこの施設の老朽化対策は大きな課題になってきていると思います。

このようなことを考えると荒尾市の水道事業と包括業務委託のやり方は荒尾市の管工事組合の方々も事業に参加し、市民の日常生活に必要な水道インフラを守ることにに関して、官民挙げて取り組むPPPと言われる、パブリック・プライベート・パートナーシップとして注目されております。

先ほど、市長からも今後検討する大きなテーマだということの話がありましたけれども、全国のどの市町村もこの水道の老朽化の問題、対応に困っていらっしゃるのではないかと思います。このような事例を参考に、できるだけ早く取り組む必要があると思いますが、改めてお伺いいたします。

#### ○上下水道課長（新川光郎君）

お答えいたします。

私ども上下水道課におきましては、産業建設常任委員会の皆様から頂きました行政視察結果報告の内容を職員間で共有させていただくため、特別目的会社あらおうウォーターサービスを根幹を成しております出資企業1社を招き、課で勉強会をさせていただきました。

荒尾市は行政区域を越えて水源確保に取り組んでいるなど、本市とは水事情こそ異なりますが、議員がおっしゃる地元業者の育成、人材の確保、若手への技術継承、大規模な更

新需要への対応と、抱える課題には共通点も多く、荒尾市の事例には多くの学ぶべきところがございます。

今後は、来年3月末、第1期5年の事業期間を終える荒尾市の状況もお聞かせいただき、その内容も含め、検討してまいりたいと考えております。

#### ○4番（富迫克彦君）

荒尾市の水道事業も1期目が終わるということで、いろいろとまた研究していただければと思います。

この水道の包括業務委託に関して、ある意味、道路の維持管理、河川の愛護作業についても同じような考え方ができないのかなと思っております。

先ほど元年度で市道においては170の自治会で547kmを1万1,670人の市民の皆さんの協力でできました。

河川愛護についても、112自治会165km5,400人の市民の皆さんの協力で実施できたということですが、今後、ますます高齢化は進んでいくわけです。今は何とかできているかもしれませんが、近い将来、自治会での道路、河川の愛護作業が難しくなる場所が出てくるのではないかと心配をしております。

これに対する対策について、将来的にどのような対応をされるのか、現時点で具体的な考え方は難しいかもしれませんが、その方向性についてお聞かせ願います。

#### ○建設課長（田口悦次君）

高齢化や少子化に伴い、自治会の作業範囲が縮小し、業者委託の割合が増加していくことが予想されますが、今後とも自治会の協力を頂きながら、県やほかの市、町の動向なども注視していきたいと考えております。

#### ○4番（富迫克彦君）

もう少し時間的な余裕はあるかもしれませんが、具体的な対策を検討していただ

きたいと思います。

今後、災害に対応する社会インフラを守っていただいている業界の皆さんの経営の安定化、または技術の継承、事業の継続性を支援するために、一つの提案ということでございますが、現在、県道に関しては、災害時の対応をできるだけ早くするために路線ごとに担当の業者が決められているようです。これらも参考にしながら、今後の人口、高齢化率を参考に路線を定め、地方交付税で算定される道路橋梁費の一部を財源として市道の維持管理事業、河川の愛護作業、また、その他の市の単独事業について、一定の委託期間を設けて、先ほどありました特別目的会社を含めて事業を受けてもらえる事業体を対象に入札を行い、委託することを検討されませんか。

市長、いかがでしょうか。

#### ○市長（宮路高光君）

今後の道路愛護作業、河川愛護作業、高齢化で大変難しくなるというのはもう事実でございます。

そのような中、今、特に県道におきましては、もう1年間の契約という中で、災害時を含めまして、ある程度のこの区間はどの業者がすると決めております。

私ども市におきましても、今、自治会のほうで愛護作業で道路の維持管理、側溝等を含めた草払い等はやってもらっております。

今後、やはり、今、ご指摘がございましたように、早くこのことについて業界の皆様方と意見交換をしながらそのように全市道の路線についてそれぞれのお互いに責任といたしますか、そういうものもやっていく必要があるというふうに思っておりますので、業界の皆様方と今後検討させていただきたいと思っております。

#### ○4番（富迫克彦君）

そういう意味で、来年からすぐということには決してならないわけで、時間をかけてで

も、地域の皆さんが理解していただけるような新たな制度をつくっていただければと思います。

そういう意味で、今回、住宅リフォーム支援のこと、また、廃校施設、水道、道路インフラのことをお尋ねしました。全国には、本当にいろいろな取り組みをされている事例がたくさんあるように思います。そういう意味では、今後の事務事業の運営に関して、それらを参考にさせていただいて、日置市オリジナルの制度設計、それをまた実行に移されることを期待いたしまして、私の一般質問を終わります。

#### ○議長（漆島政人君）

次に、1番、桃北勇一君の質問を許可します。

〔1番桃北勇一君登壇〕

#### ○1番（桃北勇一君）

6月議会最後の一般質問になりました。今月12日夕方になり感染経路不明の発症者が1名出てきました。発症しなくても抗体を持つ人が多数確認されていることがこの感染症の怖いところではないでしょうか。

災害は平等だと言われます。確かに今回のウイルスも人を選んでいません。裕福であろうと有名であろうと、普通であろうと困窮者であろうと、容赦なく感染の危機に見舞われています。

しかし、被害は平等ではありません。感染に対する備え一つとっても、高額なマスクを買えた人、買えなかった人、いたと思います。市としてまずやることは、市民の生命を守ること、生活を守ることです。

先日より市長が述べているとおり、ワクチンが出てくるまで第2波、第3波に対し、いつ発症者が出てきてもおかしくないと気を緩めることなく感染予防を徹底しなくてはなりません。

ところで、今回の危機は人々が様々な活動

を控えることから生じていることで、実態経済から始まりました。商店や企業にとって現金流入の大半は売上げによるものであり、それが消えるとあっという間にお金がなくなる、人間で言えば重度の出血状態になり、放っておけば死に直面する事態です。

そのために、預金を積み立てておくべきだという方もいらっしゃるかもしれませんが、中小企業にとどまらず、あの世界のトヨタでさえも手元預金が売上げの2か月分程度とされています。

日置市においても、商工業、特に飲食店関係は直撃を受け、ほかにも観光、宿泊、小売、住宅産業など、ローカル産業まで広がりを見せています。その破壊性は甚大で、2008年に起こったリーマンショック以上です。また、金融サイドから始まったリーマンショックとは順番が逆で、今回受けた衝撃は直撃で強烈なものになっています。

市は、既に支援金事業に取り組んでいますが、今後も引き続きしっかりと取り組んでほしいと思います。

同時に、今回の対策では、全国的な人の移動制限がかかりました。新型コロナウイルスは人類史上でもあまり類を見ない惨事を惹起しています。3密の回避は、有史以来、人間が取ってきた行動の自由を制限し、行動の自由の意味を誰より知っているあの旧東ドイツ出身のメルケル首相でさえ全国的移動制限に踏み切りました。

メルケル首相は、「民主主義においては、決して移動制限を安易に決めてはならず、決めるのであればあくまでも一時的なものにとどめるべきです。しかし、今は命を救うためには避けられないことなのです」と述べています。

先日、自粛制限が全面解除され、新たな段階に入りました。新型コロナウイルスによりもたらされた社会経済上の変化、仕事や暮ら

しへの悪影響をどう軽減させていくのか、人の考えや行動はどう変化していくのか、準備にぬかりがあってはなりません、今後の市民の生活や地域の産業がどのような影響を受けるかを可能な限り速やかに把握した上でできる救済措置を講じられることを切に願って質問に入ります。

今回の新型コロナウイルス感染症についてですが、終息後の施策のかじ取りに微妙な変化を求められるのではないかと考えています。第2期日置市まち・ひと・しごと創生総合戦略、4つの基本目標に対し、バランスよく取り組むことは大事ですが、終息状況を見ながらの施策のかじ取りが今後の日置市にとって一層大事になると考えます。

基本目標3、訪ねてよき日置、基本目標4、ふれあいあふれてよし日置について、現在、検討している施策の変更と実行する場合、考慮すべき重要な点を伺います。

2番目に、第2期日置市教育振興基本計画の子どもを取り巻く現状と課題の中で、多様な人間関係を結んでいく力の重要性を述べられ、一方で、社会全体のコミュニケーションの希薄化による様々な教育課題が生まれていることを述べています。

そのような中、今回の移動制限、3密防止等は、問題を加速化させ、今まで以上に悪い結果をもたらす可能性があります。希薄化する人間関係を食い止めるために、今後、学校教育がどういった点に重点を置いて取り組んでいかれるのかを伺い、1回目の質問とさせていただきます。

〔市長宮路高光君登壇〕

#### ○市長（宮路高光君）

1番目の新型コロナウイルス感染症、終息後の施策の方向性に変化を求められているものではないかというご質問でございます。その1でございます。

イベント、行事の中止等に伴いまして、地

区振興計画にある地区公民館の健康づくり事業をはじめバスツアーやスポーツ合宿等の助成等について影響が出ているところでございます。

基本的に総合戦略における施策の変更は現時点では必要ないものと考えておりますが、今後実施する上では収束状況を見極めながら各事業の推進を図ることが一番重要であると思っております。

特に今からの暑い時期、また、秋口、冬、恐らくこのコロナウイルスというのは基本的にはこういう温度といいますか、寒気によってもまた左右される部分があるのかなど。先ほども、いつも申し上げておりますとおり、今、これを収束していくには、新しい薬剤がなければ難しいと思っております。

私どもも恐らく今から先、地域の経済というのは大変いろいろと縮小されてしまうし、これを立ち直すには非常に時間もお金もかかるというふうに思っております。

そういう意味の中で、市民の皆様方と一緒にこの苦しい状況を乗り切っていきたいと考えております。

以上です。

〔教育長奥 善一君登壇〕

#### ○教育長（奥 善一君）

2番目の第3期日置市教育振興基本計画についてのお尋ねでございます。

今回、第3期教育振興基本計画を策定を致しまして、この4月から5年間進めていく予定でございます。今後、5か年にわたる本市の教育の在り方についてお示しをしたところでございます。

その中において、現状と致しまして、子どもたちや学校が抱える課題の解決のためには、学校と地域社会の連携・協働が不可欠であるというところを強調したところでございます。

今後、感染予防対策を十分に講じた上で学校と地域との連携強化を図り、子どもたちを



地域ぐるみで育てられるよう学校運営協議会や地域学校協働活動などを中心に据えた風格ある教育の推進に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

#### ○1番（桃北勇一君）

市民にとって大変よい答弁を頂けたと思っております。

今回の感染症禍の中、報道等でリモートワーク、テレワークが取り上げられております。新たなビジネスチャンスとして成長の兆しを見せていますが、働き方改革が一気に進み、長時間労働が美德だという昭和的考えは吹き飛び、一足飛びに新時代に入りました。アフターコロナにおける移住定住者の増加を今後望むのであれば、市内におけるインターネット環境は必須です。市内においては、環境が整っていない地域があるとも聞きます。現状はどうなっていますか。また、今後の予定を含めて伺います。

#### ○企画課長（内山良弘君）

インターネット環境につきましては、光ブロードバンド回線、もしくは、ADSL回線という部分で、全世帯ではないんですが、ほぼ全域をカバーしている状況でございます。

また、今年度、国の補助事業等を活用しまして、ADSL回線の局舎であります中川局と永吉局の光ブロードバンド整備を行うことで日置市内での全ての局舎で光ブロードバンド整備は完了することになっております。

以上です。

#### ○1番（桃北勇一君）

米国において不動産を営む会社が自社オフィスを持たず、4K、5Gを駆使したオンライン上のバーチャルワールドを活用したビジネスを展開し、急成長しています。職場という場の持つ本質的な意味合いが変わってきて、事務所を持たない企業が今後増えて、近い将来、日置市においても取り組む企業が出

てくるのではないのでしょうか。

現在、日本においても店舗を持たず、仮想空間での事業展開をしている企業は数多くあります。

市長は、このデジタルフォーメーションにおけるこの日置市における企業展開の未来をどのように考えていらっしゃいますか。お聞かせください。

#### ○市長（宮路高光君）

今、課長のほうから答弁がございましたとおり、全地域にこの光回線を敷いていきたい、これが一番大きな目的でございましたので、大方の地域におきましては、今年でできると。若干、山の中とかいろんなどころに行くときできない部分があるかもしれません。

今、それぞれの業者等このことについて、来年の早い時期に局が開設でき、おっしゃいましたとおり、さっきも学校の校舎の跡地も含めて、恐らく今までと違う一極集中の中、建物の会社がなければならない、それが東京になければならない、そういう時代というのが恐らく今回のコロナのこの中におきまして一緒にたに飛んでいく。

恐らく今年の骨太においても、基本的に大きな政策の一つがデジタル化という文言が入るようでございます。

私どもの市におきましても、このデジタル化という言葉をうまく活用しながら、また全国的な展開を含めて事を興していきたいというふう考えております。

#### ○1番（桃北勇一君）

日置市においてはぎりぎり何とか間に合っているのではないかと私は思っています。

先日、企業のオフィス不要の話が新聞に掲載されておりました。しかし、自宅でのリモートワークは時間のめりはりがつけづらく、自宅以外でのワークスペースを模索する企業や個人の動きがあるようです。昨日も出ましたが、これからの新しい企業の間をつくる上で、

日置市において閉校校舎を活用したサテライトオフィスやコワーキングスペースを国の補助金を活用しながら設置を研究するべきだと思いますが、先ほど市長の答弁の中にも少し含まれていたようですが、再度、お聞きします。

#### ○商工観光課長（久木崎勇君）

新型コロナウイルス感染拡大への影響を受けまして、おっしゃるとおり、在宅勤務やサテライトオフィスの勤務など、情報通信技術を活用したテレワークの導入、活用の推進が全国的に図られていることと認識しているところでございます。

ご指摘の事項につきましても、今後の感染状況等も十分考慮した中で、本市の働く環境等の需要、状況について対策を講じていくことが重要であると考えているところでございます。

#### ○1番（桃北勇一君）

感染症は地域活動、自治会活動における共生、協働にも大変大きな影響を与えています。

先日まで全ての市民が自治会活動の多くを自粛していた状態です。自治会長さんをはじめ役員さんも大変ご苦労されていたと思います。特に民生委員さんは地域における見守り活動が思うようにできなかったと思います。二、三年で終息できると考えますが、まち・ひと・しごと総合創生戦略における住み続けたいと思えるまちづくりの取組を見た場合、その多くは場の提供であり、人が集うことで課題を解決するよう仕向けられた施策が中心であるように思えます。

地域における見守り活動は活動に穴を開けるべきではありませんが、国勢調査によると2015年時点で65歳以上の17%は独り暮らしです。その数字は今後しばらく増え続けます。

温暖化が続く限り、ウイルスとの闘いはまだ序章の段階です。厚生省の後押しもありま

すので、見守り活動にしっかりと取り組んでいただきたいと思いますが、今回の自粛中、見守り活動はしっかりできていたのか、伺います。

#### ○福祉課長（有村弘貴君）

民生委員、児童委員さんや在宅福祉アドバイザーさんなどによります自粛中の見守り活動につきましては、全国民生委員、児童委員連合会からの通知に基づきまして基本的には電話相談によって行ってくださいということがございましたので、それに従っていただきながら、必要な場合は3密に留意をしながら訪問をしていただくようお願いをしたところでございます。

今、ご指摘がありましたように、顔を合わせない中で地域といたしましては安否の確認に苦勞をされておられたようですけれども、幸い、大きな問題はお聞きしていない状況でございますので、日常の皆様のご努力に感謝をしたいと思います。

しかしながら、この自粛中のことで取組が今後の見守り活動の大きな転機になっていくのではないかなということも民生委員会等でお話しているところでございます。

#### ○議長（漆島政人君）

ここでしばらく休憩します。

次の会議を3時10分とします。

午後3時00分休憩

---

午後3時10分開議

#### ○議長（漆島政人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

桃北勇一君。

#### ○1番（桃北勇一君）

第1波への対応は多少追いつかないところがあったでしょう。しかし、第2波、第3波への対応は民生委員さんとかが迷うことのないようしっかりと対応していただきたいと思えます。

もう一つ質問します。

人口減少が進行し、伝統芸能や地域行事の維持運営がますます困難になる中、今年、多くの伝統行事が中止になっています。市は古くから地域に伝わる伝統行事に対し、補助金を出し、活動支援に努めていますが、今年度は緊急事態宣言もあり、その対応に追われたことと思います。

そこでお聞きしますが、今年度の民族芸能等伝承活動支援事業交付金の交付状況をお聞かせください。

#### ○社会教育課長（横枕広幸君）

現在の交付申請の状況は、対象団体62団体中、申請10件、申請辞退14件、申請検討中38件であります。

なお、申請団体、10件の交付額は332万円となっております。

#### ○1番（桃北勇一君）

取りまとめるに当たって民族芸能側からの意見等はなかったでしょうか。

#### ○社会教育課長（横枕広幸君）

団体からはほかの団体の申請状況や既に購入した商品等の取扱いについて、問い合わせ、相談が10件あったところです。

#### ○1番（桃北勇一君）

感染症収束後は再び地域において活動が再開されることと思います。そのときにはしっかりと支援してほしいと思います。

最近になってポストコロナの議論が盛んにされています。新聞等、報道を見るとコロナを経験したことにより今後、常識となるテクノロジーや働き方を受け入れるようになってきています。大企業においては、地方移住を後押しする動きもあります。

しかし、実際に移住者が増えるかどうかは地方において移住者の魅力を引き出すテクノロジーを活用できるかどうかにかかっています。その一つに、先ほどお聞きしたネットワーク環境が整っているかどうかがあるわけ

ですが、もう一つ、地域の受け入れ体制にもかかっています。

都会から地方に移住した女性の話として、予想以上に閉鎖的であり、男尊女卑的な考えが根深く残る風土に葛藤を覚えるそうです。

女性は家庭を守るもの、出しゃばるな、若者は黙って目上に従えなど、無言の圧力とも取れるものを感じるそうです。地方の同調抑制と縄張り意識が移住者や若者世代への魅力を損ねていると言われています。

どうしても都市部に比べ地域では活動内容が増え、それを負担と考える人がいるのも事実です。お互いの人権を尊重し、多様性を受け入れれば、鹿児島市にも近く、すぐそこに海、山があり、JR、高速道路、伊作峠トンネルも見えなかった明かりが見えるようになっています。日置市は住みよいまちです。

執行部と互いに議論を尽くして市がよりよい方向に向かうよう研究してまいりたいと思いますが、移住者に対する受入側である住民の姿勢、または在り方について市長はどうお考えになりますか。お聞かせください。

#### ○市長（宮路高光君）

ご指摘のとおり、個人それぞれ考え方があるといふふうに思っております。

基本的にいろんな今までの伝統行事、また、共同作業、こういうものもあるのは事実でございますけれども、子どもたちが伸び伸びと過ごせる、そういうものを、住環境を選んでいくのか、また、一つのそういう絆ということを否定していくのか、それはちょっと分かりませんが、私も日置市としては、やはりいつでも快く受け入れていきたいという部分は思っております。

特にいろいろと、この間、移住政策をさせていただきましてけれども、途中で帰ってしまう人もいらっしゃったし、特に農業後継者におきまして、いろいろな大きな課題を残してしまっただけの部分もございます。

本当にその時その時のことを十分反省すべきことは反省していかなければいけませんけれども、やはり来ていただける方とどういふふうにしてコミュニケーションを取っていいのかどうか、これは自治会におきましても大きな課題でございますので、今後、自治会長、いろんな皆様方ともお話をしながら、また政策的にいろんな金銭的なものではなく、やはりそういう魅力を、自然という魅力を感じていただける方々が、また協調性のある方が私ども日置市のほうに来ていただきたい、そのように願っております。

#### ○1番（桃北勇一君）

市長の率直な意見を聞かせていただいたと思います。

中小企業庁によると、日本の全企業のうち、99.7%は中小企業、小規模事業者で雇用の7割を賄っています。地方においては、伝統や特性に根ざし、地域経済の活性化や雇用を支えているのが中小企業です。

今回のコロナウイルス感染症により、地方自治体はスピード勝負の支援、対応を求められているわけですが、日置市においては、特別定額給付金やプレミアム商品券等の市民へ直接届く支援を全力で実施したところです。感染再拡大の可能性が残る以上、対策は持久戦になります。景気の失速による税収の落ち込みは避けられません。

国の緊急経済対策で市町村の主要な財源である固定資産税の軽減も決まりました。恐らく交付税措置されるのでしょうが、近年なかった税収減や財源不足に陥るという覚悟は必要で、先ほども述べたとおり、リーマン級以上と言い切る経済学者も多数います。自粛、自粛でとった人の動きによる考え方は簡単には元に戻らずトレンドとなる可能性さえあります。

総務省の家計調査を見ると2009年から18年の10年間において、食費は、都市部、

地方部に限らず増加しています。その要因は家の中での内食が減り、買ってきて食べる中食、外食が増えているからで、今回の感染症終息後、仕事や働き方、価値観に変化が現れた場合、都市部同様、地方部においても、労働参加率が増加し、中食、外食が増えると予想されます。私も昨年までそう思っていたところですが、今回のコロナウイルスにより一転しました。

先ほども述べましたが、市は、早速、商工会と一緒に飲食店限定のプレミアム商品券を発行され、50%余りの販売を達成しています。数字は50%ですが、どこよりも早く取り組み、即効性があったと私は評価しています。

今回、第2弾のプレミアムつき商品券事業、支援策が検討されている所ですが、1万円で1万3,000円、30%のプレミアム率です。市民も商店も大変喜ばれると思います。しかし、発行数が1万口と少々少ない気がします。1人当たり1口上限なら全住民の20%が購入可能ですが、3口上限で応募者全員が3口購入すると全市民の7%にしかありません。世帯数で割っても14%の世帯しか購入できないことになります。

現在、日置市には、4万8,000人弱、2万2,700世帯が暮らしています。第3弾の計画があるのか、伺います。

#### ○商工観光課長（久木崎勇君）

今回のプレミアム付商品券につきましては、今回の本議会の追加補正予算で上程させていただいているところです。

ご指摘のとおり発行口数が1万口では少ないのではないかとご指摘でございますけれども、本事業の構築につきましては、既存事業を基にプレミアム率を上乗せした形での商品券とさせていただきます。よって、額面総額で1億3,000万が市内で消費されることとなります。購買意識の向上、それか

ら、地域経済活動の活性化につながると考えているところでございます。

また、昨年度の例によりますと6,803人の応募があって、抽選の結果、3,483人が当選され、約51%の実績となっているところでございます。

今回はプレミアム率が30%と高くなるために、応募者数も多くなることは予想しているところです。また、第3弾の発行計画につきましては、現時点では計画しておりませんが、今後の感染症の影響を見極めながら経済喚起の対策を講じていきたいというふうに考えているところでございます。

#### ○1番（桃北勇一君）

今回の自粛の中、市内の大規模店は多くの客でいつも以上ににぎわっていたと私は見えています。プレミアム商品券の使い道の多くは大規模店舗に行っているとお聞きします。今回もそのような結果になるのではないかと危惧しますが、ご認識を伺います。

#### ○商工観光課長（久木崎勇君）

ご指摘のとおり、このまま販売しますと多くは大型店に流れてしまいます。よって、商工会では、地域店でのこういった喚起を図るためにキャッシュバック制度を設けて、地域店での消費喚起に努めるという計画だというふうに伺っているところでございます。

#### ○1番（桃北勇一君）

市民の命を守るためにとった自粛要請により直撃を受けた商店や企業に対し、これからの手立ては届くべきところに届くべきです。売上減少や売上げが全くない状態が短期的、今回の場合は、四、五か月でしょうか。であれば、危機は資金繰り融資、すなわち流動性の確保が大事になります。

現金給付には限界がある中、市民が以前のように商店や企業を利用していただけると流動性が確保され、危機を脱することができるはずで、市が可能な限りの事業

に取り組まれていることは先ほどの答弁や委員会での答弁で聞いて理解しますが、働き方改革が進む中、今後も市場を注視し、国や県とともにしっかりと取り組まれることに期待しています。

次に、ふれあい教室事業が場所を変えて実施されます。なかなか学校という場になじめない、児童や生徒にとっては、勉強する機会が得られ、良かったと思います。

ただ、多様な人間関係の構築や人と触れ合うことで得られる切磋琢磨といった意味では、課題を残す気がします。今回の感染症問題で、リモートワーク同様、ネットを介したオンライン授業というものが見直されました。新聞報道等で既に数回掲載されましたので、皆さん、ご存知だと思います。

2016年、日本においては、ドワンゴとKADOKAWAがN高等学校を設立し、話題となりました。年5回のスクーリング以外、授業や部活動全てインターネット上で行う通信高校です。昨年7月時点で1万人が在籍し、卒業率も98%を超え、難関大学への進学も有しています。

また、2014年設立された米国のミネルバ大学においては、講義は全てリモートで、かつ、アクティブラーニングによって実施され、世界7都市に移り住み、現場課題を検討することにより、深い学びを得るようです。

このような独特の大学は、有名大学を辞退して入学する学生が多いことでも有名になってきています。2つの例は私立の高等学校や専門性を追究する大学であり、日本の義務教育としてそのまま活用できるのか、疑問は残りますが、このデジタルフォーメーションの活動により、都市部だから有利、地方だから不利という構図は薄まってきています。

また、先日、ニュース等でネット授業の話題が報道され、不登校の子どもがネット授業なら全て出席でき、学習意欲も見られるとあ

りました。

質問ですが、今後はデジタルトランスフォーメーション社会の発展とともに集団を必要としない教育システムが義務教育の現場にも波及してくるのかどうかを伺います。

#### ○教育長（奥 善一君）

まず、先ほどお尋ねいただきました第3期教育振興計画の中で、風格ある教育の推進というものを申し上げましたけれども、基本的に日置市の持つ歴史、自然、そして、人が長い間積み上げてきた習わし、そういったところのいいところをやはり私たちは後を受け継いでいく子どもたちに直接伝える、このことがこの振興計画の基本でございます。

しかしながら、今年度、高速通信ネットワークシステムを整備していただきまして、子どもたちも1人1台パソコンを持つ、そういう時代に入っております。これは先ほどふれあい教室の例もございましたけれども、直接学校に今行くことができない子どもたちにとっては非常に有効に活用できると思いますし、今、日置市で推進をしております小中一貫教育、特に振興計画の目玉でもございます日吉学園が来年度開校いたしますけれども、小中一貫教育の中でも小学校と中学校を結ぶツールとして活用できるというふうに思っております。

人と人とのふれあいによる教育というものを重視しながらも、これから先、そういう新しい時代に向かって育つ子どもたちを育てていくために、これを車の両輪として両方を重視しながら私たちは取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

#### ○1番（桃北勇一君）

教育長からしっかりとのお考えをお聞きし、大変安心するところです。

私の考えを述べる前に、先日、NHKの報道番組であった京都大学学長山極先生のお話

を少し抜粋して紹介します。

これまで有史以前から人は集まって様々な他人との違いを前提にしながら移動して、いろいろなものや人に出会うことで接触し、協働する社会をつくってきました。そのことによって生きる喜びや生きる意味を見つけだしていく、これがそもそもの人間の社会の在り方です。人間に近いと言われる類人猿でさえできないことを人間だけがやってきました。

例えば、音楽で多くの人たちが一堂に会して心をつにすることができるようなのは類人猿にはできないことです。言葉が発達する以前に人間はそういう共鳴社会をつくり上げてきたわけです。だからこそ人間は一つの集団を出て他の集団にやすやすと入っていき、見知らぬ人たちともすぐに手を組めるような共感を感じることができるわけです。そういうものが今回禁止され、奪われてしまう事態になりました。だから、アフターコロナではそれをどうやったら復活できるかということを考えなければならないわけで、そのためのアイデアが、今、必要なわけです。

今の時代、SNSがありますが、それは人間がもともと持っている社会的欲求としていろいろな人たちとつながりたい欲求を満たすだけです。それだけでは信頼関係をつくることにはなりません。信頼関係をつくるには、効率性を重んじない、ゆっくりとした時間の流れに身を任せながら他者とじっくりと付き合うことが必要で、そういうことを経験しなければ、信頼関係は醸成されません。

それが断たれてしまったときにSNSを利用して、そういう関係を維持するためだけに利用すべきですと山極先生は述べています。

リモートだけによる授業は疑問視しながらも人間という生き物の進化の過程を述べた上で、今ある技術を必要ならうまく利用すべきだと言われており、まさに先ほど教育長より答弁いただきました内容とほぼ一緒のこと

を山極先生もおっしゃっています。

私は考えました。学校という場はやはり必要です。ただ、特定の場所にとらわれず教育を受けられる環境、ネットインフラを整備し、最低限、必要とされるレベルの教育だけではなく、むしろオンラインならではのデータを活用した高レベルの教育を人と人が出会うことでつくり上げる共同共鳴社会を享受できる場を準備した上で自発性を重んじる授業を達成できたらどうでしょうか。

時に教室に行けなくても誰でもオンラインでリアルタイムに授業に参加できたらどうでしょうか。

オンラインによる教育環境の在り方も多様性を認め合う時代に沿った在り方になってくるのではないのでしょうか。先生方には多少負担をかけますが、オンライン授業は工夫次第で人間としての信頼関係の構築にも取り組めるはずです。

長々と話をしましたが、今回のコロナウイルスは子どもたちにも大変な負担をもたらしています。しかし、いろいろなことにも気づきました。オンライン授業のいい点も分かりました。これを機会に義務教育におけるオンライン授業について研究するべきではないかと思えます。

先ほど教育長からも同じ意見を多分聞いているんですけども、再度、もう一度お聞かせ願えますか。

#### ○教育長（奥 善一君）

先ほど申し上げたとおりでございますけれども、やはり教育の原点といいますか、それを大事にしながら、私たちが人間を育てていくという基本的な考え方の中で、これから先、未来を生きていく子どもたちが新しい社会にきちんと対応できるような、そういう基礎的な力も併せて身につけていけるような、そういう学校教育を推進していきたいと思えます。

#### ○1番（桃北勇一君）

これで質問を終えたいと思いますが、今、全ての人にとって重要なことは目の前の問題に対し、全力で取り組むことです。医療関係者にとっては感染症の拡散、爆発を止めることです。市民にとっては個人行動のトランスフォーメーションであり、収入を失って、困窮する人々の生活と人生に対し、経済システムが不可逆的に壊れることを防ぐことです。

感染者の数では、都市部を襲った、特に首都東京を襲った感染症は良い波も悪い波も必ず地方に来るものだと考えていたほうがいいです。楽観的な想定を講じていると、厳しい方向に転換したとき、施策が後手に回り、戦力の逐次投入につながり、やがて坂道を転げるように窮地に追い込まれます。

今も現状できることに市はしっかり取り組まれていると理解はしていますが、想定した最終局面でくさびを打てるのはやはりトップリーダーの市長です。

3月議会においても述べましたが、有事オペレーション体制をしっかり整え、最悪の想定を置いて、最善の対策メニューを検討され、整えられることを望み、最後に市長のポストコロナ及びアフターコロナに対する意気込みをお聞かせいただき、質問を終わりたいと思います。

#### ○市長（宮路高光君）

このコロナがどこでいつ収束するのか、本当に自分自身も分かりません。

ですけれども、やはりコロナと共生していく、新しい生活様式というのを考えていかなければならないと。そこは分かっております。

今後、やはり市民の皆様方もそういう気持ちの中で、今後、コロナとやはり共生、協働しながらいろんな事業も展開しながら進めていきたいというふうに思っております。

#### ○議長（漆島政人君）

本日の一般質問はこれで終わります。

---

△散 会

○議長（漆島政人君）

以上で、本日の日程は終了しました。

7月3日は、午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会します。

午後3時33分散会



第 5 号 ( 7 月 3 日 )



## 議事日程（第5号）

日 程	事 件 名
日程第 1	議案第30号 日置市適応指導教室条例の制定について
日程第 2	議案第38号 日置市体育施設条例の一部改正について
日程第 3	議案第44号 令和2年度日置市一般会計補正予算（第4号）
日程第 4	議案第45号 令和2年度日置市水道事業会計補正予算（第1号）
日程第 5	陳情第 1号 地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する陳情書
日程第 6	議案第46号 令和2年度日置市一般会計補正予算（第5号）
日程第 7	閉会中の継続審査申し出について
日程第 8	閉会中の継続調査申し出について

本会議（7月3日）（金曜）

出席議員 22名

1番	桃北勇一君	2番	佐多申至君
3番	是枝みゆきさん	4番	富迫克彦君
5番	重留健朗君	6番	福元悟君
7番	山口政夫君	8番	樹治美君
9番	中村尉司君	10番	留盛浩一郎君
11番	橋口正人君	12番	黒田澄子さん
13番	下御領昭博君	14番	山口初美さん
15番	西菌典子さん	16番	門松慶一君
17番	坂口洋之君	18番	並松安文君
19番	大園貴文君	20番	田畑純二君
21番	池満渉君	22番	漆島政人君

欠席議員 0名

---

事務局職員出席者

事務局長	丸山太美雄君	次長兼議事調査係長	神余徹君
議事調査係	馬場口一幸君	議事調査係	松永真君

---

地方自治法第121条による出席者

市長	宮路高光君	副市長	小園義徳君
教育長	奥善一君	総務企画部長兼総務課長	橋口健一郎君
市民福祉部長兼市民生活課長	地頭所浩君	産業建設部長兼農林水産課長	城ヶ崎正吾君
教育委員会事務局長兼教育総務課長	梅北浩一君	消防本部消防長	柿内和浩君
東市来支所長	新村芳尚君	日吉支所長	丸田明浩君
吹上支所長	江田光和君	総括兼選挙管理委員会事務局長	瀬戸口亮君
財政管財課長	上秀人君	企画課長	内山良弘君
地域づくり課長	濱崎慎一郎君	税務課長	松元基浩君
商工観光課長	久木崎勇君	福祉課長	有村弘貴君
健康保険課長	山下和彦君	介護保険課長	東浩文君
建設課長	田口悦次君	農地整備課長	東広幸君

上下水道課長 新川光郎君  
社会教育課長 横枕広幸君  
監査委員事務局長 丸山太美雄君

学校教育課長 渦尾文輝君  
会計管理者兼会計課長 外菌和代さん  
農業委員会事務局長 上之原 誠君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（漆島政人君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 議案第30号日置市適応指導教室条例の制定について

○議長（漆島政人君）

日程第1、議案第30号日置市適応指導教室条例の制定についてを議題といたします。

本案について、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

〔文教厚生常任委員長佐多申至君登壇〕

○文教厚生常任委員長（佐多申至君）

皆さん、おはようございます。

自粛解除後、しばらく平穏な日常が続いておりましたが、昨日の新型コロナウイルス感染症の発表で様々な観点から不安と恐怖を抱かれたことでしょうか。前回まで私もネクタイは青色でございましたが、今回は黄色信号の意味も合わせ、また幸せを呼ぶ意味で今日は黄色のネクタイに変えてまいりました。

市民の皆様、今後も引き続き新しい生活様式を改めて認識、理解して過ごされますようよろしくお願い申し上げます。

さて、ただいま議題となっております議案第30号日置市適応指導教室条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本案は、去る6月8日の本会議におきまして、本委員会に付託され、翌9日、10日に委員全員出席の下委員会を開催し、教育委員会事務局長、学校教育課長など当局の説明を求め、その後、質疑、討論、採決を行いました。

今回の条例制定は、日置市伊集院町下谷口1782番地、旧伊集院区検察庁の土地及び建物を購入し、日置市適応指導教室を設置することに伴い、新たに条例を制定するもので

ございます。

質疑の主なものを申し上げます。

委員より、第6条に準備行為とあるが、どのような行為かとの問いに、教室は9月1日から開始するが、その前に申込み手続等をはじめためその行為を意味する。希望する児童・生徒は、市が定めた様式に記入し、現在所属する学校長宛てに提出し、申し込むことになるとの答弁。

また、ほかの委員より、現在のふれあい教室には、伊集院地域以外の生徒もいるようだが、教室への行き帰りの安全保険の適用はどうなのかとの問いに、登下校する際には、日本スポーツ振興センターの安全保険に加入しており、今後も適応教室に通う児童・生徒についても、学校に代わる施設の管理下であれば、通学路のみならず、見学や活動した場所でも保険は適用されると答弁。

そのほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。

討論に付しましたが、討論はなく、議案第30号日置市適応指導教室条例の制定については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、文教厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（漆島政人君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○1番（桃北勇一君）

ただいまの説明にあたりまして、条例の第1条にあります学校復帰を支援し、もって社会的自立を目指すと書かれています。委員会において、不登校傾向にある者の復帰へのプロセスをどう考えているか等の議論、また利用者数の変動等の議論は行われたのかどうかを伺います。

○文教厚生常任委員長（佐多申至君）

ただいまの質問の中で学校復帰の対応につ

きましては、委員会からの質問に対して、学校教育課長より、非常に難しいことであると考えているが、昨年取り組んで効果があった取組の中で、伊集院中学校の教諭の協力により、週1回ふれあい教室に来ていただき中学生を対象に理科の授業を2時間程度していただいた。また、ふれあい教室では、毎週金曜日の午後をチャレンジ登校日として指導員と生徒が伊集院中学校を訪問し、校長と談話したり、保健室や校舎を見たり、学校復帰に向けた取組を行ってきました。その結果、中学3年生が9人いましたが、全員無事に中学校を卒業することができ併せて高校に進学することもできたため、明るい兆しがあり、今後引き続き取組を継続していきたいとの答弁がございました。

あと利用者数については、現時点では、毎日の登校ではないが、小学生が3人、中学生が3人である。通常、常時七、八人は通級しているという答弁をいただいております。

すみません、もう一回、訂正させていただきます。

現時点では、小学生が3人、中学生が10人であるということの中で、常時七、八人は通級しているという答弁をいただいております。申し訳ございません。訂正します。

○議長（漆島政人君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

これで、質疑を終わります。

これから議案第30号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

討論なしと認めます。

これから議案第30号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。議案第30号は、委員長の

報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第30号日置市適応指導教室条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

△日程第2 議案第38号日置市体育施設条例の一部改正について

○議長（漆島政人君）

日程第2、議案第38号日置市体育施設条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

〔文教厚生常任委員長佐多申至君登壇〕

○文教厚生常任委員長（佐多申至君）

ただいま議題となっております議案第38号日置市体育施設条例の一部改正について、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

本案は、去る6月8日の本会議におきまして本委員会に付託され、翌9日、10日に委員全員出席の下委員会を開催し、教育委員会事務局長、学校教育課長など当局の説明を求め、その後、質疑、討論、採決を行いました。

今回の条例の一部改正は、吹上地域に新たに人工芝サッカー場を設置することに伴い、既存の条例に新たな施設として加えるものであります。

質疑の主なものを申し上げます。

委員より、使用料に対しての減免措置は、今回の条例改正には含まれないのかとの問いに、現行の体育施設同様に、減免申請により対応できる方向で考えているとの答弁。

当議案については、本会議においても多くの質疑があり、回答を得ておりましたので、当局の説明で了承し、質疑を終了しました。

その後、討論に付しましたが、討論もなく、

議案第38号日置市体育施設条例の一部改正については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、文教厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（漆島政人君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

質疑なしと認めます。

これから議案第38号について討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

討論なしと認めます。

これから議案第38号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。議案第38号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第38号日置市体育施設条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

---

△日程第3 議案第44号令和2年度日置市一般会計補正予算（第4号）

○議長（漆島政人君）

日程第3、議案第44号令和2年度日置市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本案について、総務企画常任委員長の報告を求めます。

〔総務企画常任委員長西菌典子さん登壇〕

○総務企画常任委員長（西菌典子さん）

ただいま議題となっております議案第

44号令和2年度日置市一般会計補正予算（第4号）につきまして、総務企画常任委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本案は、6月18日の本会議におきまして、当委員会に係る部分を分割付託され、6月19日に委員全員出席の下委員会を開催し、総務企画部長及び担当課長など当局の説明を求め、質疑、討論、採決を行いました。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億9,145万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ340億9,938万5,000円とするものであります。

今回の予算の当委員会に関する歳入の主なものの概要を申し上げます。

15款国庫支出金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の総務費国庫補助金2億2,915万9,000円及び地方スポーツ振興費補助金で商工費国庫補助金400万円の合計2億3,315万9,000円の増であります。

16款県支出金の678万円減は、観光PR武将隊プロジェクト事業採択見送りに伴う減額。

18款寄附金は、指定寄附金190万円の増に対して、事業内容縮小による企業版ふるさと納税の389万3,000円の減で、合計199万3,000円の減。

19款繰入金は、調整のための財政調整基金の繰入金3,253万6,000円の減。

21款諸収入の40万円減は、イベント縮小による事業収入の減であります。

次に歳出の主なものを申し上げます。

7款商工費の商工業振興費の19節負担金補助及び交付金は、日置市商工会共通商品券発行事業のプレミアム率の増加等に伴う補助金2,030万円の増と、感染症による中小企業者向け専門家支援窓口設置に伴う補助金



400万円の増。

同じく観光費では、事業内容縮小に伴う旅費26万円の減、チラシ印刷に伴う需用費30万円の増、役務費では、費目変更に伴う40万円の減と広告に伴う50万円の増で合計10万円の増。

委託料は、費目変更に伴う643万円の減と、事業内容縮小に伴う510万円の減と、伝統的工芸品等支援業務委託に422万円の増、特典つき宿泊プラン事業業務委託で3,130万円の増。

負担金補助及び交付金は、バス利用促進助成事業補助金で700万円の増、スポーツ交流イベント支援事業補助金で、400万円の増で合計1,100万円の増になります。

次に、質疑の主なものを申し上げます。

財政管財課所管では、委員より、国の第1次補正予算での地方創生臨時交付金の実施事業一覧の10事業が示されたが、この中に採択されない事業はあるのか。また、採択されなかった場合は、単独事業として一般会計から支出するののかとの問いに、今回の交付金は、中小企業、飲食店の支援、住民支援、子育て世帯への追加給付などの事業を計画しており、国の決定はまだない。この10の事業については、コロナウイルス感染症対策の地域経済の回復のための事業であるので、単独事業でもこれらの事業を推進していきたいとの答弁。

また、商工観光課所管では、委員より、日置市プレミアム商品券事業は、プレミアム率が30%と高く、全部で1万口発行であるが、希望者が多いと予想する。購入限度口数は、今までの発行事業同様3口までとなると予想されるが、購入限度口数を減らして、多くの人に行き渡るようにするのが公平であると考えがいかがかとの問いに、現在の計画では、今までと同様3口が購入限度として予定している。はがきでの抽選になるので、公平性は

保たれているとの答弁。

このほかにも多くの質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。その後には自由討議を行いました。委員より、今回コロナ禍の中で、日置市内に感染者が発生しなかったのは、ほかならぬ市民や市内事業者の努力のおかげである。そのことを鑑み、今後は感染防止に一層努めながら、様々な消費喚起や経済対策においては速やかに行っていくべきであるなどの意見があり、自由討議は終了。

討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第44号令和2年度日置市一般会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、総務企画常任委員会の報告を終わります。

#### ○議長（漆島政人君）

次に、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

〔文教厚生常任委員長佐多申至君登壇〕

#### ○文教厚生常任委員長（佐多申至君）

ただいま議題となっております議案第44号令和2年度日置市一般会計補正予算（第4号）について文教厚生常任委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本案は、6月18日の本会議におきまして、当委員会に係る部分を分割付託され、翌19日に委員全員出席の下委員会を開催し、市民福祉部長、福祉課長、健康保険課長、教育委員会事務局長など当局の説明を求め、その後、質疑、討論、採決を行いました。

今回の補正予算の概要について、総括説明いたします。

まず、3款民生費では、児童福祉費で6,795万7,000円を増額し、総額84億7,830万6,000円に。

4款衛生費では、保健衛生費で7,002万3,000円を増額し、総額37億1,160万

7,000円に。なお、追加予算には、水道事業等への補助金等6,761万1,000円が含まれており、市民福祉部の所管する補正額は241万2,000円増額の総額34億7,524万1,000円となります。

また、10款教育費では、学校管理費の教育振興費で、GIGAスクール構想に関するもので、596万円を減額し、総額31億5,587万4,000円とするものであります。

次に、歳入の主なものについてご報告いたします。

市民福祉部所管では、総務費国庫補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金約2億2,900万円を財源としております。

次に、歳出の主なものについてご報告いたします。

3款福祉課所管の児童福祉総務費では、子育て世帯支援事業費など6,795万7,000円の増額計上となっております。

内容は、子育て世帯への臨時特別給付金の第2弾として、学校休業や屋外活動の制約、外出自粛等で心身や家計に負担を背負った児童手当受給世帯を対象とし、児童一人につき1万円を支給する本市独自の支援策であります。名称は「ひおきっこ応援給付金」です。

対象児童の把握は、6月30日現在を考慮しており、対象児童数は6,750人、受給世帯数としては4,500世帯を見込んでおります。

4款健康保険課所管の予防費では、感染症予防接種事務費として241万2,000円の増額計上となっております。

これは、新型コロナウイルス感染症対策に係る物品購入に伴うもので、今後の備蓄用として、防護服セット、マスク、ゴム手袋等の購入に215万円。

医薬材料費で、消毒用アルコール等の購入

に20万7,000円。

備品購入費で、手動式消毒用噴霧器2台の購入に5万5,000円の計上です。

次に、10款教育委員会、教育総務課、学校教育課所管では、学校管理費の通信運搬費では、GIGAスクールにおけるインターネット回線通信使用料で、小学校14校で54万5,000円、中学校7校で27万3,000円をそれぞれ増額計上しております。

教育振興費の使用料及び賃借料では、GIGAスクール構想に伴う小、中学校の児童・生徒用及び教師用パソコンシステム機器のリース料が、小学校で499万8,000円、中学校で178万円のそれぞれ減額計上であります。

GIGAスクールにおけるタブレット、その他の機器のリース料の総額は3億2,439万円となり、児童・生徒用のタブレット購入台数が3,933台、1台当たり4万5,000円のそのうち3分の2が国庫補助金の対象となり、1億1,799万円が国庫補助となります。

なお、当事業の国庫補助金は、市の歳入には入らず、国から直接リース会社へ支払われ、残りの2億640万円が市の負担額となります。

リース期間を60か月とし、今回の補正予算で3か月分を計上し、残りの1億9,608万円が債務負担行為となります。

続きまして、質疑の主なものをご報告いたします。

福祉課関係では、委員より「ひおきっこ応援給付金」の手続は、どのように対応するかとの問いに、対象者へは、申請書に必要事項を明記して送付し、印鑑のみ押印して提出できるよう送付する。ただし、返信用封筒は同封せず、時間外を含めて全対象者が手続できるように努めるとの答弁。

次に、健康保険課関係では、委員より、備蓄品として購入する物品の詳細と数量はどれくらいかとの問いに、防護服セットを100セット、ゴーグルを100個、N95マスクを1,000枚、サージカル系マスクを3万枚、ゴム手袋100枚入りを20箱、消毒用雑巾99枚入りを10箱。アルコールでは、高濃度アルコール500mlを120本、薄めて使用するベンザルコニウム500mlを100本購入予定であるとの答弁。

次に、教育総務課、学校教育課関係では、委員よりGIGAスクールにおける国庫補助金が直接リース会社に支払われるとのことだが、これまでにそのようなことはあったのかとの問いに、過去にそのようなことはなく、今回が初めてであるとの答弁。

そのほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。

討論に付しましたが、討論はなく、議案第44号令和2年度日置市一般会計補正予算(第4号)の文教厚生常任委員会に係る部分については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、文教厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長(漆島政人君)

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(漆島政人君)

質疑なしと認めます。

これから議案第44号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(漆島政人君)

討論なしと認めます。

これから議案第44号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。議案第44号は、委員長の

報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(漆島政人君)

異議なしと認めます。したがって、議案第44号令和2年度日置市一般会計補正予算(第4号)は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

△日程第4 議案第45号令和2年度日置市水道事業会計補正予算(第1号)

○議長(漆島政人君)

日程第4、議案第45号令和2年度日置市水道事業会計補正予算(第1号)を議題といたします。

本案について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

〔産業建設常任委員長黒田澄子さん登壇〕

○産業建設常任委員長(黒田澄子さん)

ただいま議題となっております議案第45号令和2年度日置市水道事業会計補正予算(第1号)につきまして、産業建設常任委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本案は、6月18日本会議におきまして、当委員会に付託され、6月19日に委員全員出席の下委員会を開催し、産業建設部長、上下水道課長等、当局の説明を求め、質疑、討論、自由討議、採決を行いました。

今回の追加補正予算は、新型コロナウイルス感染症の収束や、生活再建に一定の期間がかかることを想定する中、不要不急の外出自粛、小中高の臨時休校とほとんどの世帯が家庭で過ごす時間が増え、ライフラインである水道料金も平常月よりかさむことが想定されるため、一般家庭と事業所の約2万3,700世帯の全ての給水契約者を対象に、基本料金の免除を行うこととしての予算計上であります。

収益的収入につきましては、営業収益の給水収益について、水道基本料金を4か月分免除することにより減額となる水道料金6,733万6,000円、営業外収益のほか会計補助金について、減額となる水道料金収入等を補うための一般会計補助金として6,761万1,000円を増額計上するものであります。

また、収益的支出につきましては、営業費用の総係費として、基本料金免除を行うためのシステム改修委託料27万5,000円を増額計上するもので、このシステム改修委託料と基本料金免除額を合計した額が一般会計補助金の額となり、実質水道事業会計における現金の動きはありません。

次に、質疑の主なものをご報告いたします。

委員より、新型コロナウイルス感染症対策による不要不急の外出自粛で水道料金が上がってきているということだったが、どれくらい上がったのかとの問いに、学校や仕事に行けず自宅にいる時間が多くなったため給水量が増え、水道料金が上がると予測していたが、4月の対前年比で全地域で平年並み、5月は吹上地域で減となったものの、他地域では平年並みとなっている。

細かな分析はしていないが、巣籠もり等家庭で使用する水の量が増加する一方で、休業に追い込まれた飲食店や企業等では、使用水量が大きく減った結果、全体としては、企業の減少分が家庭の増加分を上回ったと予想されるとの答弁。

ほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。その後、自由討議を行いました。特に指摘するべきものもなく自由討議を終了。

討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第45号令和2年度日置市水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定

いたしました。

以上で、産業建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（漆島政人君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

質疑なしと認めます。

これから議案第45号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

討論なしと認めます。

これから議案第45号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第45号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第45号令和2年度日置市水道事業会計補正予算（第1号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

△日程第5 陳情第1号地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する陳情書

○議長（漆島政人君）

日程第5、陳情第1号地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する陳情書を議題といたします。

本件について、総務企画常任委員長の報告を求めます。

〔総務企画常任委員長西園典子さん登壇〕

○総務企画常任委員長（西園典子さん）

ただいま議題となっております陳情第1号地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する陳情書について、総務企画常任委員会にお

ける審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本陳情は、日置市吹上町永吉、今屋政市氏ほか九州南部たばこ販売協同組合連合会など関係7団体から提出され、去る2月25日3月議会の本会議において付託され、2月27日に委員全員出席の下委員会を開催し、質疑、討論、採決を行いました。

陳情書によると、国内のたばこ喫煙を取り巻く環境については、複数年にわたるたばこ税増税、改正健康増進法の段階的な施行など、喫煙規制強化の動きが拡大しており、非常に厳しい状態であり、たばこ販売店の経営や、飲食業、宿泊業などの短期間に相応の負担を強いられている。日置市のたばこ税の収入約2億4,000万円を活用して、分煙環境の整備に努めてもらいたいとの内容であります。

初めにたばこ税収入に関わる所管課の税務課長より、たばこ税の仕組みなどについて説明を求め、たばこ税の課税方式などの説明を受けました。

質疑の主なものを申し上げます。

たばこ税は目的税ではなく、市税と同様一般会計に入れられるという理解でいいのかとの問いに、国の税収を増やして財源確保する目的で地方交付税の算定基準となっている。酒税などと同様で、地方の財政を支える財源であるとの答弁がありました。

このほかにも質疑がありましたが、質疑を終了。自由討議に入り、たばこを吸う人にとっては、たばこ税という税金を支払うにもかかわらず肩身の狭い思いをしている、採択すべきである。たばこ税は目的税ではないので、採択したい気持ちはあるが、採択は難しいなど様々な意見が出ました。

その後、健康増進法の中身を確認して再度審査したいとの声があり、継続審査といたしました。

去る5月12日総務企画常任委員会を行い

健康増進法についての資料を提示し、再度自由討議を行いました。

その中で委員より、学校も校門の外で喫煙している姿を見ると、しっかりとした喫煙所を設けることがあるべき姿ではないか。

前回と同様、喫煙は法律違反ではない。喫煙者の権利を守ってあげなければならない。

現在、財源不足となっている中、設置などに費用をかけるとなると、議会として採択することができるのか。答えが出ないので、審議未了にすべきではないかなど様々な意見がありました。

その後、6月定例会に施設管理の所管課の財政管財課により、公共の特定喫煙場所の設置について説明を受けることを確認して散会いたしました。

改めて6月定例会中の6月9日に委員会を開催し、財政管財課長をはじめ職員から意見を求め、質疑等を行い討論、採決を行いました。

質疑に入る前に、庁舎などを管理する財政管財課から分煙環境の現状について意見を求めました。

改正健康増進法が施行されて、第1種、第2種、その他の施設という3種に施設が分かれているが、行政庁舎は1種で、中央公民館、文化会館は2種になる。1種施設においても、人が通らないような場所に特定喫煙場所を設けることはできる規定にはなっている。以前1階の中央公民館と本庁舎との間に喫煙場所があったが、人が通る場所ということもあり、昨年法律的に違反しているのではないかという指摘を受け、閉鎖したとの説明を受けました。

質疑の主なものを申し上げます。

法律的には現状の喫煙場所で問題はないのかとの問いに、本庁、支所においてそれぞれ特定喫煙所を設置しているところであるが、日置市中央公民館の2階にある喫煙所は、風

向きによっては匂いがするとのことで苦情が寄せられている。

また、健康保険課と協議をする中で、きちんとした分煙環境の設備を整えたものを設置するべきではないかということを検討している。場所的には、文化会館の後ろの場所に助成事業が採択されれば、それを活用して設置したいと考えているとの答弁。

設置するに至った経緯はとの問いに、市役所を利用する方に対してしっかりとした喫煙場所を設けることが大切であるためとの答弁であった。

飲食店への補助が陳情であるところであるが、市として補助をする考えはあるのかとの問いに、厚生労働省が助成事業を実施しているため、市としての補助は考えていないとの答弁と様々の質疑が出されました。

その後、自由討議を行い、趣旨は理解できるが、飲食店等の屋内喫煙室設置への補助金については、厚生労働省の補助金があり、本市では、健康保険課が相談窓口となり対応している状況で、採択することは難しいのではないかと。

ただ、不採択するにもたばこ農家やたばこ販売店等の心情を鑑みると難しいなどの意見がありました。

そして、委員全員の意見として、健康増進法の趣旨と、陳情者の意向を鑑みれば趣旨採択が妥当ではないかという意見がまとまりました。

その後、討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、陳情第1号地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する陳情書については、全会一致で趣旨採択することを決定いたしました。

これで、総務企画常任委員会の報告を終わります。

#### ○議長（漆島政人君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

す。質疑はありませんか。

#### ○12番（黒田澄子さん）

すみません、通告を出しておりませんでした。今の委員長の報告のところでも1点だけちょっとよく分からなかったの、お尋ねをしたいと思います。

この陳情者は、たばこ税をこれだけ納めています、それを使ってそういった施設の整備に市も動いてほしいというような大まかなそういった意味だったのかなと思いますが、厚労省がそういう補助金があるのか、市が財源があるのかというのは、こちらに置いておいて、市税に入ってきているこのお金を使うことが地方交付税の算定になるということにはなっておりますが、市税の中に入ってくるわけですから、市がそれを計画的に、例えば喫煙所を作っていくということが法的には使われないお金というふうなことなんでしょうか。それとも、別にそこは使っても構わないよというような説明だったのでしょうか。そこはちょっとよく分からないので、お尋ねをいたします。

#### ○総務企画常任委員長（西園典子さん）

皆様方のご存知のとおり、たばこ税は目的税ではなく、交付税のほうに算入されているところがございます。そして、全体の市税の中の一般財源として使われているので、それを特別にこっちのほうに回すのは難しいという判断に至ったところがございます。

#### ○12番（黒田澄子さん）

委員会の判断はそうだったということですが、結局、一般財源として取り扱われているということであれば、一般財源をそういったものに使うことも、これはできないというような税金なのだということの報告を当局から受けているのでしょうか。そこをちょっとお尋ねしたかったのですが、もう一度お願いをいたします。

#### ○総務企画常任委員長（西園典子さん）

全くできないというわけではないわけではございますけれども、財源が現状非常に厳しい中で、議会としてこれを使いなさいというふうに決定するには難しいという判断に至りました。

○議長（漆島政人君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

これで、質疑を終わります。

これから陳情第1号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

討論なしと認めます。

これから陳情第1号を採決します。本件に対する委員長の報告は趣旨採択です。

陳情第1号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、陳情第1号地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する陳情書は、委員長の報告のとおり趣旨採択されました。

---

△日程第6 議案第46号令和2年度日置市一般会計補正予算（第5号）

○議長（漆島政人君）

日程第6、議案第46号令和2年度日置市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第46号令和2年度日置市一般会計補正予算（第5号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ

6,747万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ341億6,686万4,000円とするものであります。

今回の補正予算の概要は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている子育て世代への支援に伴う国の補正予算について、所要の予算を編成いたしました。

まずは、歳入の主なものでは、国庫支出金で国庫補助金の民生費国庫補助金で、ひとり親世帯臨時特別給付金事業費国庫補助金、子ども・子育て支援交付金、保育対策総合支援事業費国庫補助金の増額により、6,542万7,000円を増額計上いたしました。

県支出金では、民生費県補助金で、子ども・子育て支援交付金の増額により102万4,000円を増額計上いたしました。

繰入金では、歳入歳出予算の調整による財政調整基金繰入金の増額により102万8,000円を増額計上いたしました。

次に、歳出の主なものでは、民生費で、ひとり親世帯臨時特別給付金事業費や放課後児童健全育成事業費などの増額により6,747万9,000円を増額計上いたしました。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（漆島政人君）

これから本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第46号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第46号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、議案第46号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

討論なしと認めます。

これから議案第46号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第46号令和2年度日置市一般会計補正予算（第5号）については、原案のとおり可決されました。

---

△日程第7 閉会中の継続審査申し出について

○議長（漆島政人君）

日程第7、閉会中の継続審査申し出についてを議題といたします。

総務企画常任委員長から、会議規則第111条の規定により、お手元に配付いたしましたとおり、閉会中の継続審査にしたいとの申出がありました。

お諮りします。委員長からの申出のとおり閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。

---

△日程第8 閉会中の継続審査申し出について

○議長（漆島政人君）

日程第8、閉会中の継続調査申し出についてを議題といたします。

産業建設常任委員長及び議会運営委員長か

ら、会議規則第111条の規定により、閉会中の継続調査にしたいとの申出がありました。

お諮りします。委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

---

△閉 会

○議長（漆島政人君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

ここで市長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

定例市議会の閉会に当たり、ご挨拶申し上げます。

さて、今期定例会は、6月8日の招集から本日の最終本会議まで26日間にわたり、令和2年度一般会計補正予算をはじめ、日置市教育委員会教育長、農業委員会委員の任命への同意、日置市適応指導教室条例の制定、日置市税条例、日置市体育施設条例等の一部改正、専決処分の承認など各種重要案件につきまして、大変熱心なご審議を賜わり、いずれも原案どおり可決していただきましたことに対しまして、心から厚くお礼申し上げます。

なお、会期中、議員各位からのご指摘のありました点につきまして、真摯に受け止め、円滑な市政の運営に努めてまいります。

最後になりますが、議員各位におかれましても、健康に十分留意され、市政運営の一層のご協力を賜りますようお願いいたしまして、閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございます。



○議長（漆島政人君）

これで、令和２年第２回日置市議会定例会  
を閉会します。皆さん大変ご苦労さまでした。

午前10時54分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によってここに署名する。

日 置 市 議 会 議 長

日 置 市 議 会 議 員

日 置 市 議 会 議 員